

20240326改正版

# 履修ガイド

2024年度入学生用



尚 綱 学 院 大 学



# 尚綱学院歌

作詞 原作 佐藤 通雅  
 補作 今井 邦男  
 作曲 今井 邦男  
 (2010年1月29日制定)

alla marcia



あ さ



ぎ り の は む ら の し ず く も り の こ き あ い よ り な れ る き よ  
 の え は ふ り く る ひ ざ し は な の か げ そ の の あ お く さ ふ み  
 る か す む き ゆ う の ひ が し ゆ く つ ば さ と き に し た が う う み



き み ず ゆ た け き か げ こ え わ か や か に せ を は し る  
 ゆ け ば か ぜ ひ ら め き し ろ が ね の と き あ た ら し く し ょ う  
 の い ろ い ざ め を あ げ こ と の は む ね に あ ゆ み ゆ く



け い し ょ う け い し ょ う け い し ょ う け い こ こ に つ ど



い て と も に も と め ゆ か ん ぞ つ ど  
 い て と も に す す み ゆ か ん ぞ つ ど  
 い て と も に ひ ろ め ゆ か ん ぞ つ ど

1, 2. 3.



い て と も に し ん の み ち を 2. お か  
 い て と も に の ぞ み の み ち を 3. み は  
 い て と も に あ い の み ち を

1. 朝霧の<sup>はむら</sup>葉群のしずく  
 森の呼気 あい寄り成れる  
 清き水 ゆたけ<sup>かげ</sup>き光  
 声若やかに 瀬を走る  
 尚綱 尚綱

尚綱 尚綱 <sup>ここ</sup>此処に  
 つどいて 共に 求めゆかんぞ  
 つどいて 共に 信の道を

2. 丘の上<sup>うへ</sup>は 降りくる日ざし  
 花の影 園の青草  
 踏みゆけば 風ひらめき  
 しろがねの<sup>とき</sup>時間 新らしく  
 尚綱 尚綱

尚綱 尚綱 <sup>ここ</sup>此処に  
 つどいて 共に 進みゆかんぞ  
 つどいて 共に <sup>のぞみ</sup>望の道を

3. 見はるかす<sup>むきゅう</sup>無窮の東  
 行く翼 <sup>とき</sup>季節に順う  
 海の色 いざ目を上げ  
 言<sup>こと</sup>の葉胸に 歩みゆく  
 尚綱 尚綱

尚綱 尚綱 <sup>ここ</sup>此処に  
 つどいて 共に 広めゆかんぞ  
 つどいて 共に 愛の道を

# 履修ガイド

「履修ガイド」は、学則をはじめ、履修や授業について、卒業に必要な単位の修得方法や資格取得についての項目が記載されています。よく読んで履修計画や学生生活に活用してください。

- 本ガイドは、入学時のみ配布しますので、紛失しないよう注意してください。なお、オリエンテーションやガイダンス時にも使用しますので、必ず持参してください。
- 本ガイドは学生ポータルサイトのキャビネットからも確認できます。  
Campusmate - J → [キャビネット] - [キャビネット一覧] - [学生共通キャビネット] - [教務関連資料・各種申請書等] - [シラバス・ガイドブック等]
- 訂正箇所が生じた場合には、学生ポータルサイト（Campusmate - J）や学生掲示板にて連絡いたしますので、確認してください。

# 2024 年 度

# 学 事 暦

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
1	月 3 ↑ 履修登録期間 (~4/8) 前期オリエンテーション (3/28~4/10)	水 3 3	土	月 3 11	木 8 16	日	1
2		木 4 4	日	火 4 12	金 8 16	月	2
3		金 憲法記念日	月 7 7	水 4 12	土 オープンキャンパス	火	3
4	入学式	土 みどりの日	火 8 8	木 4 12	日	水	4
5		日 子どもの日	水 8 8	金 4 12	月 8 16	木	5
6	(新入生歓迎会)	月 振替休日	木 8 8	土 補講日①	火 8 16	金	6
7		火 4 4	金 8 8	日 高校教員対象大学説明会	水 補講日	土	7
8		水 4 4	土 補講日①	月 4 12	木 2Q/前期試験・ 集中講義 時間割発表	日	8
9		木 3 3	日 月曜授業日	火 5 13	金	月	9
10		金 4 4	月 8 8	水 5 13	土	火	10
11	↑ 1Q/前期:授業開始 履修登録変更期間 (~4/17)	土 補講日①	火 1 9	木 5 13	日 山の日	水	11
12		日	水 1 9	金 5 13	月 振替休日	木	12
13		月 4 4	木 1 9	土 オープンキャンパス	火	金	13
14		火 5 5	金 1 9	日	水	土	14
15		水 5 5	土	月 海の日	木	日	15
16		木 5 5	日	火 5 13	金	月 敬老の日	16
17		金 5 5	月 1 9	水 6 14	土 2Q/前期集中講義: 履修取消	火	17
18		土	火 2 10	木 6 14	日	水 成績開示 後期オリエンテーション 履修登録変更期間 (~9/26)	18
19		日	水 2 10	金 6 14	月 前期集中講義	木 1 1	19
20		月 5 5	木 2 10	土 補講日②	火 集	金 1 1	20
21		火 6 6	金 2 10	日 1Q/前期/通年 履修取消期間	水 集	土	21
22		水 6 6	土 補講日②	月 6 14	木 集	日 秋分の日	22
23		木 6 6	日	火 6 14	金 集	月 振替休日	23
24		金 6 6	月 2 10	水 7 15	土	火 1 1	24
25		土 補講日②	火 3 11	木 7 15	日	水 1 1	25
26		日	水 3 11	金 7 15	月 集	木 1 1	26
27		月 6 6	木 3 11	土	火 集	金 2 2	27
28		火 7 7	金 3 11	日	水 集	土	28
29	昭和の日	水 7 7	土 オープンキャンパス	月 7 15	木 集	日	29
30		木 7 7	日	火 7 15	金 集	月 2 2	30
31		金 7 7		水 8 16	土 2Q/前期: 補講・試験期間		31

(注) 学類は頭文字で所属を示す。

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
1	火 2 2	金 6 6	日	水 元旦	土	土	1
2	水 2 2	土 入試:大学院 (前期)	月 2 10	木	日	日	2
3	木 2 2	日 文化の日	火 2 10	金	月	月	3
4	金 3 3	月 振替休日	水 3 11	土	火 集	火 成績開示	4
5	土	火 6 6	木 3 11	日	水 集	水 入試:一般 (後期)、 尚綱三次	5
6	日	水 7 7	金 3 11	月 6 14	木 授業再開	木 入試:一般選抜 (前期)	6
7	月 3 3	木 7 7	土 補講日①	火 5 13	金 集	金	7
8	火 3 3	金 7 7	日 オープンキャンパス	水 6 14	土	土	8
9	水 3 3	土 補講日①	月 3 11	木 5 13	日	日	9
10	木 3 3	日	火 3 11	金 6 14	月	月 成績評価確認 申立期限	10
11	金 尚志祭準備 (休講)	月 7 7	水 4 12	土 補講日①	火 建国記念の日	火	11
12	土 尚志祭 (10/12~13) オープンキャンパス (10/12のみ)	火 7 7	木 4 12	日	水	水	12
13	日	水 8 8	金 4 12	月 成人の日	木	木	13
14	月 スポーツの日	木 8 8	土 入試:総合型 (Ⅱ)、 尚綱二次、外国人、スポⅡ	火 6 14	金 4Q/後期集中 講義:履修取消	金	14
15	火 4 4	金 8 8	日	水 7 15	土 月曜授業日	土 オープンキャンパス	15
16	水 4 4	土 入試:学校推薦、スポI	月 4 12	木 6 14	日	日	16
17	木 4 4	日	火 4 12	金 大学入学共通テスト 準備 (休講)	月	月	17
18	金 4 4	月 8 8	水 5 13	土 大学入学共通テスト	火	火 卒業礼拝・学位記授与式	18
19	土 入試:総合型 (Ⅰ期)	火 8 8	木 入試:総合型 (Ⅰ期)	日 入試:総合型 (Ⅰ期)	水	水	19
20	日	水 1 9	金 5 13	月 7 15	木 4Q:授業開始	木 春分の日	20
21	月 5 5	木 1 9	土 補講日②	火 7 15	金	金 入試:総合型 (Ⅲ期)	21
22	火 4 4	金 1 9	日	水 7 15	土 入試:編入 (後期)、 転入、大学院 (後期)	土	22
23	水 5 5	土 勤労感謝の日	月 5 13	木 7 15	日 天皇誕生日	日	23
24	木 5 5	日 創立記念日	火	金 8 16	月 振替休日	月	24
25	金 5 5	月 1 9	水 4Q/後期試験・ 集中講義 時間割発表 年内授業終了日	土 4Q/後期: 補講・試験期間	火	火	25
26	土 補講日 入試:同意・キリ等、英語、 福園、社会人、編入 (前期)	火 1 9	木	日 大学入学共通テスト (予備)	水	水	26
27	日	水 2 10	金	月 8 16	木	木	27
28	月 6 6	木 2 10	土	火 8 16	金	金	28
29	火 5 5	金 2 10	日	水 8 16		土	29
30	水 6 6	土 補講日②	月	木 8 16		日	30
31	木 6 6		火	金 補講日②		月	31

※曜日欄右隣の数字の見方 上段 クォーターの授業回数 下段 セメスターの授業回数 (例)

4	クォーターの授業回数
12	セメスターの授業回数

尚綱学院大学総合人間科学会  
春期短期留学

春期短期留学



# 目 次

## 尚絅学院大学について

1 建学の精神・校名の由来	1
2 教育理念と目的	1
3 沿革	2
4 礼拝とキリスト教関連行事	3
5 学群・学類組織図	3
1. 学籍	4
2. 尚絅学院大学の学び	5
3. 尚絅学院大学の教育課程	6
4. 学生ポータルサイト (Campusmate-J)	8
5. 授業評価アンケート	11
6. 授業	12
7. 単位	16
8. 履修登録	17
9. 資格申請	22
10. 期末試験	23
11. 成績評価	26
12. GPA 制度	27
13. 成績不振学生に対する学修指導 (発奮)	28
14. 成績評価確認申立制度	28
15. 各種単位認定	29
16. 学籍異動	33
17. 協定大学	36
18. 言語インテンシブコース	39

## カリキュラム 大学

### 教育課程 (カリキュラム)

1 教育課程 (カリキュラム) 表の見方	42
2 学修目標	43
3 ナンバリング	44
教養教育科目	46
人文社会学群 人文社会学類	48
カリキュラム系統図・カリキュラム体系図	52
カリキュラム表	56
心理・教育学群	61
心理・教育学群 心理学類	62
カリキュラム体系図・カリキュラム系統図	63
カリキュラム表	65
心理・教育学群 子ども学類	67
カリキュラム体系図・カリキュラム系統図	68
カリキュラム表	70
心理・教育学群 学校教育学類	73
カリキュラム体系図・カリキュラム系統図	75
カリキュラム表	77
健康栄養学群 健康栄養学類	80
カリキュラム体系図・カリキュラム系統図	81
カリキュラム表	83
他学類開放科目一覧	86

## カリキュラム 大学 (編入学生)

1 編入学前の既修得単位の認定について .....	90
2 卒業要件 .....	90
3 履修方法 .....	90
編入学生カリキュラム表 .....	91

## 資格・免許 大学

資格・免許一覧 .....	106
教職課程 .....	107
学芸員養成課程 .....	120
社会教育主事養成課程 .....	121
社会調査士資格 .....	122
データ分析インテンシブコース .....	123
プレゼンテーション実務士 .....	124
公認心理師課程 .....	125
認定心理士資格 .....	126
保育士課程 .....	127
栄養士課程及び管理栄養士課程 .....	129
食品衛生課程 .....	133
フードスペシャリスト資格 .....	134

## 授業科目 大学院 総合人間科学研究科

総合人間科学研究科の特徴 .....	138
心理学専攻 .....	139
人間学専攻 .....	142
公共社会学専攻 .....	145
健康栄養科学専攻 .....	148
「修士」の学位取得 .....	150
「修士学位論文」の提出の流れ .....	150
長期履修学生制度 .....	151
教育訓練給付制度 .....	151
学群開講科目の履修 .....	151

## 学則・諸規程

### 尚綱学院大学

尚綱学院大学学則	155
履修・単位認定に関する規程	170
試験における不正行為等に関する細則	170
成績評価確認の申し立てに関する細則	170
試験施行細則	171
他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程	171
「放送大学との単位互換」における指定科目の受講等に関する細則	172
大学又は短期大学以外の教育施設等における学修に関する規程	172
技能審査による単位認定に関する細則	172
入学前の既修得単位の認定に関する規程	173
GPA制度に関する運用規程	173
復学者の9月卒業に関する細則	173
健康栄養学群健康栄養学類進級基準に関する細則	174
編入学規程	174
転入学に関する規程	174
学生の留学に関する規程	175
再入学に関する規程	175
転学類に関する規程	176
科目等履修生規程	176
尚綱学院大学入学時特待生に関する規程	177
尚綱学院大学在学特待生に関する規程	177
尚綱学院大学チャレンジ奨励制度に関する規程	178
尚綱学院大学障害学生支援に関する基本方針	178
尚綱学院大学障害学生支援ガイドライン	179
尚綱学院大学障害学生支援委員会規程	180
尚綱学院大学障害学生修学支援規程	180
尚綱学院大学学生支援センター規程	181
尚綱学院大学学内ワークスタディに関する規程	181
尚綱学院大学外国人留学生チューター制度に関する規程	182
尚学会会則	182
尚学会会則細目	183
尚綱学院大学尚学会学資援助金規程	183

### 尚綱学院大学大学院

尚綱学院大学大学院学則	184
学位規程	189
長期履修学生規程	190
履修・単位認定に関する規程	191
科目等履修生規程	191
特別聴講生規程	192
研究生規程	192
尚綱学院大学大学院総合人間科学研究科臨床心理相談室内規	193

### 尚綱学院大学・大学院 共通

尚綱学院大学高等教育の修学支援新制度による授業料等減免規程	195
尚綱学院大学外国人留学生規程	195
尚綱学院大学私費外国人留学生納付金減免規程	196
尚綱学院大学研究倫理綱領	196
図書館利用規程	197
車両通学規程	198
尚綱学院大学スクールバス運行管理規程	199
尚綱学院大学学生懲戒規程	199
尚綱学院大学大学院・尚綱学院大学納付金納入に関する規程	201
尚綱学院大学貸与奨学金規程	202
海外研修奨学金規程	203
尚綱学院クリスチャン奨学金規程	203
同窓会会則	204
後援会規約	205
尚綱学院大学学生のためのソーシャルメディアガイドライン	206

### 学生会関連規約

学生会規約	207
クラブハウス「しおん」使用規程	209

## 付録

館内見取図	212
尚綱学院大学までの交通について	221
通学路線案内図	222
大地震等の災害が発生したとき	巻末
Shokei Campus Map および災害発生時避難場所	巻末



# 尚綱学院大学について

## 1 建学の精神・校名の由来

尚綱学院は、1892年アメリカ合衆国のバプテスト派婦人外国伝道協会から派遣された女性宣教師たちによって、キリスト教教育のための「尚綱女学会」として創設されました。創設者の宣教師たちの思いである、「キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育てる」を尚綱学院の建学の精神として、これまで守り、継承して来ました。

「尚綱」の校名は中国の古典『中庸』の1節である衣錦尚綱から採られました。それは、金や銀、色鮮やかな糸で織られた美しい着物を着ていたとしても、それを見せて驕るのではなく、その上に質素な麻の打掛をまとい、錦のきらびやかさをつつましく被うという君子の道を説いた言葉です。初代校長アニー S. ブゼルはこの校名の由来を聞き、その謙虚な精神はキリスト教においても重要な精神の一つであるとし、それを説いた聖書の箇所、『新約聖書』ペトロの手紙一第3章3～4節を示しました。すなわち「あなたがたの装いは、編んだ髪や金の飾り、あるいは派手な衣服といった外面的なものであってはなりません。むしろそれは、柔和でしとやかな気立てという朽ちないもので飾られた、内面的な人柄であるべきです。このような装いこそ、神の御前でまことに価値があるのです」。建学以来、この校名が示す、「外面ではなく内面を豊かにする」人間を目指すことを、尚綱学院のスクールモットーとしています。



初代校長 アニー S. ブゼル  
(1866～1936)

### アニー S. ブゼルによって選定された聖句

あなたがたの装いは、  
編んだ髪や金の飾り、  
あるいは派手な衣服といった  
外面的なものであってはなりません。  
むしろそれは、  
柔和でしとやかな気立てという朽ちないもので飾られた、内面的な人柄であるべきです。  
このような装いこそ、神の御前でまことに価値があるのです。  
聖書 ペトロの手紙一 第3章3～4節

## 2 教育理念と目的

尚綱学院は、明治以来130年にわたり、一貫してキリスト教の精神を土台とする人間教育を行ってきた伝統ある学園です。長い歴史の中で、常にその時代その社会に生きる人間のあるべき姿を追求してきました。本学は、尚綱学院の建学の精神をしっかりと受け継ぎ、「キリスト教精神と豊かな教養によって内面をはぐくみ、他者への愛と奉仕の心をもって社会に貢献する人間を育成する」ことを教育理念としています。

本学院の初代校長アニー S. ブゼルの教育方針は、「時代を生き抜く力は、単なる物知りでなく、働ける人物即ち自己の生存する時代の要求に応ずることのできる者を養う。」というものであり、これは従来の知識の体系的な修得から、課題(他者)への貢献に焦点を当てた「時代の要求に応える力」を一人ひとりの興味や関心に即して身につけさせるということです。そのため、本学では全国でも数少ない「学群制」を導入し、教員が一つの学系に所属することで、学生の教育のニーズに応じて、必要とされる教育に当たることが可能となり、専門分野の学びに加え、世界や地域の現状に応じた分野横断的な教育・研究が促進されることも期待できます。さらに、大学院では人間に直接関わる問題を「こころ」と「からだ」の健康、さらに「人間の共生」と「公共性」という視点から捉え、健全な人間社会の持続に関わる諸問題を科学的に研究し、実践に活かすことを目的としています。

学生の皆さんには、本格的なパイプオルガンを備えた礼拝堂での礼拝やクリスマスなどのキリスト教関連行事やボランティア活動などにも積極的にに関わり、本学での多彩な経験、他者とのつながりを通して真の人間力に磨きをかけていただくことを期待しています。

### 3 治 革

- 1892年 (明治25年) 米国バプテスト派婦人宣教師 L. ミードにより「尚綱女学会」開校
- 1896年 (明治29年) エラ・オー・パトリックホーム 落成
- 1899年 (明治32年) 私立学校令により「私立尚綱女学校」として正式認可をうける (初代校長にアニー S. ブゼル就任)
- 1948年 (昭和23年) 校名を「尚綱女学院」と改称
- 1950年 (昭和25年) 尚綱女学院短期大学 (家政科・英語科) 開学  
初代学長にメリー D. ジェッシー就任
- 1952年 (昭和27年) 学長事務取扱に大立目文弥就任
- 1953年 (昭和28年) 第2代学長に松村義敏就任
- 1955年 (昭和30年) 保育科設置
- 1956年 (昭和31年) 尚綱女学院幼稚園設置  
学長事務取扱にビュラー M. マコーイ就任
- 1957年 (昭和32年) 第3代学長に千葉勇就任
- 1960年 (昭和35年) 第4代学長に吉井正敏就任
- 1963年 (昭和38年) 学長事務取扱に齊藤久吉就任、11月第5代学長に齊藤久吉就任
- 1964年 (昭和39年) 専攻科保育専攻設置
- 1967年 (昭和42年) 荒巻校舎落成・英文科設置
- 1968年 (昭和43年) 保育科荒巻校舎に移転
- 1970年 (昭和45年) 第6代学長に島田正雄就任
- 1977年 (昭和52年) 第7代学長に木村和彦就任
- 1980年 (昭和55年) 学長事務取扱に稲瀬正夫就任
- 1982年 (昭和57年) 第8代学長に稲瀬正夫就任
- 1989年 (平成元年) 短期大学名取キャンパスに統合移転  
人間関係科設置
- 1991年 (平成3年) 第9代学長に小川圭治就任
- 1994年 (平成6年) 専攻科食物栄養専攻設置  
専攻科食物栄養専攻・同保育専攻が学位授与機構より認定
- 1995年 (平成7年) 専攻科生活科学専攻設置、合わせて学位授与機構より認定
- 1997年 (平成9年) 第10代学長に穴戸朗大就任
- 2000年 (平成12年) 短期大学附属幼稚園が名取市ゆりが丘に移転開園
- 2003年 (平成15年) 「学校法人尚綱女学院」を「学校法人尚綱学院」と改称  
尚綱学院大学 (総合人間科学部人間心理学科・健康栄養学科) 開学  
初代大学学長に渡部治雄就任  
第11代女子短期大学部学長に鈴木義元就任
- 2006年 (平成18年) 第12代女子短期大学部学長に渡部治雄就任
- 2007年 (平成19年) 大学院 (総合人間科学研究科心理学専攻・健康栄養科学専攻) 開学  
総合人間科学部表現文化学科・現代社会学科・生活環境学科設置
- 2008年 (平成20年) 第2代大学学長・第13代女子短期大学部学長に佐々木公明就任
- 2009年 (平成21年) 図書館棟「アルモ」<sup>アルモ</sup>・園芸実習棟「エコラボ」落成
- 2010年 (平成22年) 総合人間科学部子ども学科設置  
エラ・オー・パトリックホーム名取キャンパスに移築・復元
- 2011年 (平成23年) 女子短期大学部廃止
- 2012年 (平成24年) 礼拝堂落成
- 2014年 (平成26年) 第3代学長に合田隆史就任
- 2015年 (平成27年) 生活環境学科を環境構想学科に改編
- 2016年 (平成28年) 大学院臨床心理実習棟「ティクヴァ」落成
- 2017年 (平成29年) 大学院 (総合人間科学研究科人間学専攻) 設置
- 2019年 (平成31年) 3学群5学類へ再編
- 2020年 (令和2年) 第2体育館「結」<sup>ゆい</sup>落成
- 2022年 (令和4年) 第4代学長に鈴木道子就任
- 2023年 (令和5年) 大学院 (総合人間科学研究科公共社会学専攻) 設置



尚綱最初の校舎、エラ・オー・パトリックホーム  
(1896年築 仙台市青葉区広瀬町)



現在のエラ・オー・パトリックホーム  
(2010年11月広瀬町から移築復元)



## 4 礼拝とキリスト教関連行事

本学では、建学の精神に基づき、キリスト教を土台とした教育を行っています。

講義のなかにキリスト教に関する科目が必修としておかれている他に、教育プログラムの一貫として「礼拝」が行われています。また、年間予定の中に各種のキリスト教関連行事が組み入れられています。

### 1. 礼拝

本学の建学の精神を理解し、その精神を内在化させるために、礼拝出席は伝統的に《価値あるもの》と位置づけられています。礼拝は、本学が使命とするキリスト教の精神に基づく人間形成を、より有効に、より積極的に推進していくためのもっとも中心的な宗教教育プログラムとして行われています。

全学生一人ひとりが、礼拝を通してキリスト教の精神に親しみ、キリスト教的人生観・世界観・倫理観を正しく理解し、自己の品性を磨き、それぞれの人間形成に役立つことを願っています。

礼拝は、通常、毎週月曜日と木曜日の10:30～11:05に礼拝堂において行われ、「礼拝カード」で出欠を確認します。本学では1年次を「キリスト教集中年」と位置づけ、新入生の皆さんがキリスト教の礼拝を体験し、尚絅学院大学の学生としての基礎を身につけていただく期間としています。各自、聖書と讃美歌を持参して主体的に出席してください。音楽礼拝や英語礼拝、特別講師を招いた特別礼拝等のプログラムもあります。また礼拝を配信して行うこともあります。

礼拝は、司会者・奨励者・奏楽者と出席者全員が心を合わせて神の御前に立つ時間です。そこでは学生、教員職員の区別はありません。心を静かに整えて礼拝に臨みましょう。

### 2. キリスト教関連行事

- (1) 水曜讃美礼拝（原則第3水曜日）：水曜讃美礼拝は、学生の主体的な奉仕の場として始められ、各団体（チャペルメイト、聖歌隊、YMCAなど）が担当して礼拝を行います。月曜日・木曜日の定期礼拝には授業のため参加できないという学生の皆さんにも参加いただける場となっています。
- (2) アドヴェントコンサート：クリスマスを待ち望むアドヴェントの期間に、聖歌隊によるコンサート、オルガンコンサート、メサイア演奏会など盛りだくさんの企画が行われます。
- (3) クリスマス礼拝：神の御子、イエス・キリストの降誕をよこごび祝うクリスマス礼拝は、12月中旬に行われます。全学をあげて守られるもっとも大きな行事となっています。

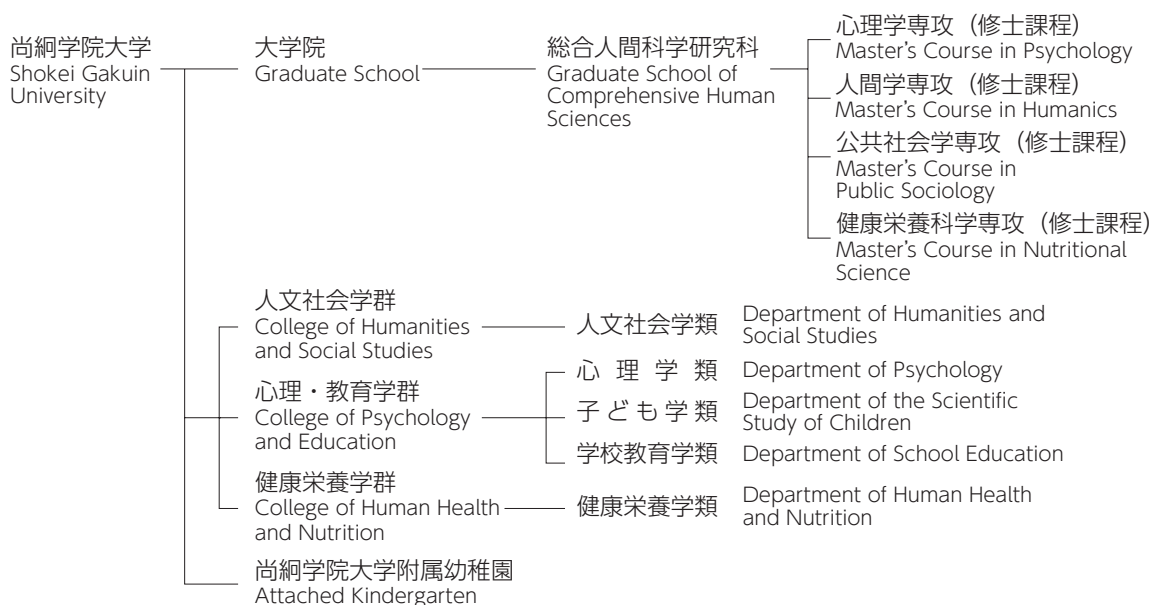
### 3. その他の活動

昼休みには「聖書を読む会」、「水曜讃美礼拝」などが行われています。授業後の時間には、聖歌隊、ハンドベルクワイヤ、チャペルメイト、YMCAが活動をしています。詳しくは年に数回発行されている宗教部便り「シャローム」をお読みください。



礼拝堂外観

## 5 学群・学類組織図



## ▶学籍

学籍とは、入学（編入学・再入学も含む）によって生じ、身分等各種証明書の原本。また、学籍簿は本人の身上及び学籍等に関する事項を記録する基本的資料で、卒業後も永久に保存する。

## ▶クラス

基盤演習、情報リテラシー、情報処理演習、英語科目など授業運営上のクラス。

## 1. 学籍番号

本学に在籍することを証明する個人識別番号で、入学（卒業等）するまで変更はありません。

【例】 学籍番号 2411A35（2024年度 人文社会学群 人文社会学類 A35）

2	4	1	1	A	3	5
①入学年度	②学校	③学群・学類／専攻	④クラス	⑤個人番号		

## ②学校

- 1 大学
- 2 大学（編入学生）
- 3 大学（転入学生）
- 7 大学院（修士課程）

## ③学群・学類

- 1 人文社会学群 人文社会学類
- 2 心理・教育学群 心理学類
- 3 心理・教育学群 子ども学類
- 4 心理・教育学群 学校教育学類
- 5 健康栄養学群 健康栄養学類

## 専攻

- 1 総合人間科学研究科 心理学専攻
- 2 総合人間科学研究科 人間学専攻
- 3 総合人間科学研究科 公共社会学専攻
- 4 総合人間科学研究科 健康栄養科学専攻

## ④クラス

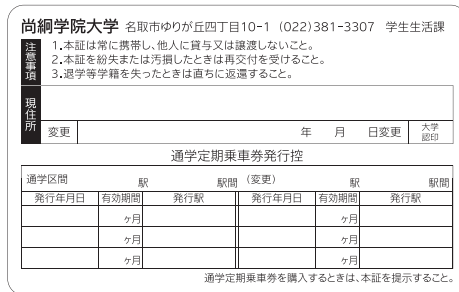
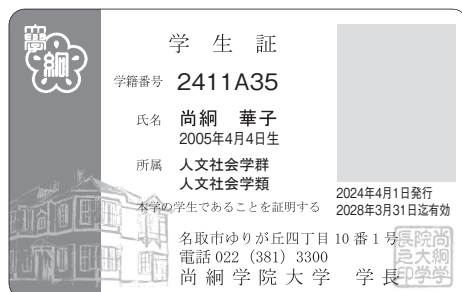
- A Aクラス B Bクラス
- C Cクラス D Dクラス
- E Eクラス F Fクラス
- G Gクラス H Hクラス

## 2. 学生証

本学の学生であることを証明するものです。以下のように学内外の様々な場面で提示・使用が求められることがあるので、いつでも提示できるよう常に携帯してください。

使用・提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業、試験を受ける時</li> <li>・各種証明書を購入する時</li> <li>・通学定期券を購入する時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学割証によりJRの乗車券を購入する時</li> <li>・図書館を利用する時</li> <li>・その他提示を求められた時</li> </ul>
記載事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生生活課へ申し出ること</li> <li>・現住所・通学区間については、本人が変更欄に記入し、学生生活課に認印をもらうこと</li> </ul>	
紛失	他人に悪用される場合もあるため、速やかに再交付の手続きを行うこと	
再交付	紛失や破損、改姓名、有効期限が切れた場合は、証明書自動発行機にて「学生証再発行願」（5,000円）を購入し、学生生活課へ願い出ること ※再交付まで10日間程度 ※再度学生証用顔写真の提出も必要	
返還	退学・除籍、転学類などの異動、有効期限が切れた場合、その他学生の身分を失った場合	

## (見 本)



①学生証、授業等の名簿、学生ポータルサイト（Campusmate-J）のWeb上の氏名表記  
氏名に外字（旧字体、異体字、俗字等）が使用されている場合は、JIS第1水準及び第2水準の範囲内の文字に置き換えるか、全角カタカナ等で表記します。外国人氏名については全角カタカナ表記とします。

（例）外字 高・奇・籐 など → JIS第1水準・第2水準 高・崎・藤 など

②証明書の氏名表記

卒業証書・学位記や各種証明書の氏名は外字で表記しますので、学生生活課で「学生情報・連絡先変更届」を受領の上、「証明書氏名」の変更手続きを行ってください。

### 1. 尚絅学院大学の学び

本学では、学生が自分の目標や興味に合わせて、学びたい学問領域を選択できるシステムとして「学群制」を導入しています。「学群制」は、それぞれの学生が到達目標に向かって、自分の意思で主体的に、多様な学びを実現することができます。

#### [学群・学類]

学群	学類	領域
人文社会学群	人文社会学類	現代社会領域 地域実践領域 共生環境領域 国際文化領域 メディア表現領域
心理・教育学群	心理学類	
	子ども学類	
	学校教育学類	小・中学校（国語）領域 小・中学校（保健体育）領域 小・特別支援学校領域
健康栄養学群	健康栄養学類	

#### ●アドバイザー制

本学では、一人ひとりの学生に対し、一名の教員がアドバイザーとして、大学の学びの最適化と将来計画について相談に応じる、アドバイザー制を取り入れています。

アドバイザーは、定期的な面談の他、必要に応じて面談を実施し、学生の状況を把握するとともに必要な支援を行います。

また、以下の事項等について、学生にとっての最初の相談窓口となり、単独では解決できない場合、専門的なアドバイスの窓口への取次ぎを行い、問題の解決につながるよう支援を行います。また必要に応じて保護者との連絡や面談を行います。

#### アドバイザーの役割（例）

##### 【教務に関する事項】

- ・履修指導（履修方法、専門領域選択、将来を見据えた科目履修等に対するアドバイス）
- ・授業への出席状況の把握と進級、卒業に向けた支援
- ・資格取得等に向けた相談・助言（実習、試験対策等）
- ・転学類、休学、復学、退学についての相談窓口

##### 【学生生活に関わる事項】

- ・日常生活、心身の健康についての相談
- ・ハラスメント相談
- ・事故、病気時の対応
- ・配慮申請に関する相談・対応
- ・授業料等経済上の相談

##### 【その他の事項】

- ・進路、就職に関する事

※アドバイザーが不在の時や、それ以外の場合でも他の教員が適宜相談に応じます。

※アドバイザーの担当受付時間は電子メールによるものも含めて平日の午前9時から午後6時までとします。ただし、緊急時はこの限りではありません。

※アドバイザー・クラス担任は

Campusmate-J > 個人情報 > 学生情報照会 > 学生基本 > 学務情報「主指導教員」欄に表示されています。



## ▶ディプロマ・ポリシー

全学のディプロマ・ポリシーに加え、各学類でもディプロマ・ポリシーを設けている。

人文社会学類：参照 p.48  
心理学類：参照 p.62  
子ども学類：参照 p.67  
学校教育学類：参照 p.73  
健康栄養学類：参照 p.80

## ▶カリキュラム・ポリシー

全学のカリキュラム・ポリシーに加え、各学類でもカリキュラム・ポリシーを設けている。

人文社会学類：参照 p.48  
心理学類：参照 p.62  
子ども学類：参照 p.67  
学校教育学類：参照 p.73  
健康栄養学類：参照 p.80

## 1. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

本学における所定の課程を修めるとともに、建学の精神を踏まえ、予測困難で変化の激しい現代社会の様々な課題に主体的に取り組んでいくメンタリティと教養を備え、多様化の進むグローバル社会にあって総合的な人間理解のための基礎的知識を身につけ、これらを総合して地域社会に貢献する能力と行動力を身につけた者に、卒業を認め、学士の学位を授与します。具体的には、以下の能力の獲得、態度の涵養を重視します。

- (1) 共感力（自分に誇りを持ち、他者との違いを理解した上で、他者を尊敬する力）
- (2) 倫理観、社会的責任感
- (3) コミュニケーション能力
- (4) 基礎的・汎用的知識やスキル（専門分野に限らず一般教養も含む）
- (5) 批判的思考力・創造的思考力
- (6) グローバルな視野・地域的志向
- (7) 自己管理能力
- (8) 協働力（チームワーク、リーダーシップ）
- (9) 挑戦する力

## 2. カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

本学の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力・態度を育成するため、次の方針に沿って編成・実施をしています。

- (1) 教養教育科目のみならず、専門教育科目においても、大学全体としてのディプロマ・ポリシーとの関連を意識した到達目標を掲げ、必修科目、選択科目を体系的に配置し、履修の要件を設定します。カリキュラム系統図、カリキュラムマップなどを明示するとともに、個々の学生が体系的な学びができるように支援します。
- (2) 学生の入学前の学習状況に配慮しつつ、大学の学びへと早期に転換を促す授業科目を配置します。
- (3) 多様な学生に対応し、所属学類を越えた分野横断的な履修などを可能とします。
- (4) 個々の学生が多様な視点と深い専門性を獲得するため、対話型授業などを行う少人数教育の環境を整備します。特に、各学類の特性に応じ、卒業研究またはゼミ等への全員の参加を確保します。
- (5) 現場主義の実践的教育を通じ、学外の多様な人々との交流を通じた学びを重視します。このため、全学生が各学類所定の現場体験学習プログラムを履修できるようにします。
- (6) 能動学習や課題解決型学習など、各授業科目の目標達成のために適切な方法による教育を実施し、授業外課題などもシラバスに明示し、学生の主体的な学びを促します。
- (7) 各授業における到達目標に即した成績評価方法・基準を予めシラバスに明記し、授業実施後に成績評価を厳格に行うとともに、総合的な学習到達度を学生調査などで評価します。

### 3. カリキュラムの編成

本学の教育目標は「本学は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶を目指し、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究すると共に、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。」(学則第1条)と示されています。教育目標を達成するために教育課程を区分し、以下の通りの科目を配置します。

#### ●教養教育科目

全学類を対象に様々な問題を抱えた現代社会の様相を広い視野で洞察する目を養い、総合的な判断力を培うと共に、時代が求める基礎的な実力を育成する科目

#### ●専門教育科目

全学共通の教養教育科目に加え、学類ごとに科目をいくつかの区分に分け、学生の興味・関心に応じて、段階的・体系的な履修ができるよう授業科目を配置している科目

#### ■人文社会学類

〔専門基礎科目〕

学群の基盤となる学問分野の基礎的な知識について、人間・社会・文化の視点から学ぶ科目、ならびに領域の基礎となる科目

〔専門応用科目〕

専門基礎科目の内容を発展させ、領域の学びを深めるとともに、学びの幅を広げ、学生固有の能力の伸長を目指すことができる科目

〔総合科目〕

獲得した知識・技能を総合的に活用を行う科目

〔自由科目〕

学群の学びに加え資格取得を目指すことができる科目

#### ■心理学類

人の心に関する問題発見力、問題分析力、問題解決力を身につけた人を育てる科目

#### ■子ども学類

保育者に必要な理論と実践力を持ち、感性豊かな表現力を身につけた人を育てる科目

#### ■学校教育学類

教員に必要な理論と実践力を備え、教育現場の課題を解決できる力を身につけた人を育てる科目

#### ■健康栄養学類

管理栄養士に必要な知識と技術を持ち、豊かな人間性と実践力を身につけた人を育てる科目

#### ●他学類開放科目

所属学類の枠を越えて自分の学びたいことを自由に選択できる科目。修得した単位は卒業要件に算入されます。

#### ●資格取得に関する科目

各種資格を取得するために必要な科目。

#### ●自由科目

自由履修できるが卒業要件に算入されない科目。

#### ▶カリキュラム表

人文社会学類：参照 p.56～60  
心理学類：参照 p.65・66  
子ども学類：参照 p.70～72  
学校教育学類：参照 p.77～79  
健康栄養学類：参照 p.83～85

#### ▶教養教育科目

人文社会学類：参照 p.56  
心理学類：参照 p.65  
子ども学類：参照 p.70  
学校教育学類：参照 p.77  
健康栄養学類：参照 p.83

#### ▶専門教育科目

人文社会学類：参照 p.57～60  
心理学類：参照 p.66  
子ども学類：参照 p.71・72  
学校教育学類：参照 p.78・79  
健康栄養学類：参照 p.84・85

#### ▶他学類開放科目

各学類で開講している科目はカリキュラム表に示している。  
参照 p.86・87

#### ▶資格

参照 p.106

#### ▶自由科目

各学類の自由科目はカリキュラム表に示している。  
参照 p.60・72等

### ▶学生ポータルサイト (Campusmate-J)

ユーザーID：学籍番号  
パスワード：オリエンテーション時に各自登録  
参照：尚綱学院大学統合認証システム (CINeS)  
オリエンテーション時に配布。  
以下 Campusmate-J と記載。



Campusmate-J  
ログイン画面

▶シラバス  
参照 p.20

▶オフィスアワー  
教員が学生の相談に応じる時間。

## 1. 学生ポータルサイト (Campusmate-J) について

授業や履修、資格に関する連絡やお知らせは、学生ポータルサイト (Campusmate-J) にて連絡をします。情報は随時更新されるため、1日1度はログインしてください。

### ●ログイン方法

事前に WEB ブラウザのポップアップブロックの設定を行うこと。

- ①尚綱学院大学ホームページ [http://www.shokei.jp/] にアクセス
- ②トップページにある専用バナー [学生ポータルサイト (Campusmate-J)] をクリック
- ③ログイン画面が表示されるので、ユーザー ID とパスワードを入力し、[ログイン] をクリック

- ・個人情報が閲覧できるため、ユーザー ID とパスワードの管理は注意し、パソコンを離れる際には必ずログアウトしてください。
- ・ブラウザの [戻る] [進む] を使用せず、画面内に表示されたアイコンボタンを使用してください。
- ・一定時間 (60 分) サーバーへのアクセスがないと接続エラーになり、ログイン画面に切り替わり、登録した内容が無効になることもあるため注意してください。
- ・メンテナンスのために毎日午前 2～4 時の間は利用できません

### ●学生ポータルサイト (Campusmate-J) の主な機能

1. メッセージ	「大学からのお知らせ」緊急連絡、礼拝や講演会、イベント、呼び出しや忘れ物、奨学金情報等 「講義のお知らせ」講義に関する休講や補講、教室変更等 「教務課からのお知らせ」履修、試験、成績、資格、実習等 「進路就職課からのお知らせ」就職ガイダンス、学内会社説明会等 「イベント情報」学内外イベント、ボランティア、イオンキャンパス情報等
2. 履修・成績	履修登録、資格申請、出席確認、成績確認、履修カルテ
3. シラバス	シラバス検索
4. オフィスアワー	教員の時間割、オフィスアワーを表示
5. 進路就職支援	求人企業、イベント・説明会検索や内定報告書閲覧、進路希望・求職登録等
6. WEB 申請	学籍情報 (住所等) の変更申請、転送メール設定
7. キャビネット	Campusmate-J 操作マニュアル、各種申請書のダウンロード
8. アンケート	各種アンケート
9. 施設照会	施設の使用状況を表示
10. CoursePower (LMS)	学修支援システム
11. Assessmentor	学修成果可視化システム
12. 個人情報	学生情報の照会、健康診断結果照会
13. 個人設定	スケジュール登録、ブックマーク登録
14. Q & A	学生向け Q & A サイト

## 2. メッセージ転送メール設定、学籍情報変更

Campusmate-J では1日3回（7：30、12：20、16：05）転送メール設定に登録されたメールアドレスに講義情報（休講・補講・教室変更等）、教務課からのお知らせ（履修・試験・成績・資格・実習等）など重要な情報を配信するため、必ず「WEB申請」から転送メールの登録をしてください。

また、大学に登録している学籍情報（現住所、帰省先住所、携帯番号、メールアドレス、本籍等）に変更が生じた場合にも、速やかに「WEB申請」から変更申請を行ってください。

### ● WEB 申請方法

名称	受付時期	説明
現住所変更	随時	
帰省先住所変更	随時	
連絡先(携帯番号)申請	随時	転送メールの指定はここから入力してください
本籍届	随時	資格や免許状の申請に必要な項目なので必ず入力を行ってください

①タブ「WEB申請」にカーソルを合わせて「新規申請」をクリック。

②「現住所変更届」「帰省先変更申請届」「連絡先(携帯番号)申請」「本籍届」（入学時の4月のみ）から、申請が必要な項目をクリック。

#### ▶本籍届

4月以降に変更が生じた場合には、学生生活課窓口前に備え付けてある「住所・氏名・保証人変更願」へ記入し、提出。

③申請内容を入力し、【入力内容を確認する】をクリック。

※【入力内容を保存する】をクリックすると、入力内容が保存され、申請は完了しないので使用しないこと。

④申請内容を確認しましたら、【この内容で申請する】をクリック。

⑤「以下の申請が完了しました」のメッセージを確認し、登録完了メールを受信したら、完了。

- ・平日 16:00 までに入力された申請情報は原則として、翌日に Campusmate-J に反映されます。（土日祝日除く）
- ・[指定受信/拒否設定] をしている場合は「cpmate@shokei.ac.jp」を受信許可にすること

### 3. 各種教学システム

Campusmate-Jのほか、本学で使用している各種教学システムは以下の通りです。それぞれの操作マニュアルは Campusmate-J のキャビネット内よりダウンロードできます。

システム名称	用途
CoursePower * (学修支援システム)	授業資料の閲覧、課題の提出、出席登録等の機能を利用することができるe-Learningシステムです。 科目担当教員の指示のもと利用します。
Assessor * (学修成果可視化システム)	大学で身についた力を可視化するためのシステムです。 目標や課外活動の記録の蓄積、DPIに基づくレーダーチャートの確認、授業評価アンケート、SPレーダー入力に使用します。
Q&Aサイト *	教務関連・システム関連でよくある質問をQ&A形式で掲載しています。
Microsoft365	在学中、Outlook・Word・PowerPoint・OneDrive等のアプリが利用できるクラウドサービスです。 学生一人一人に「学籍番号@mo.shokei.ac.jp」のメールアドレスが付与され、授業・就職活動等の連絡に使用できます。
Zoom (ビデオ会議システム)	オンライン授業やオンラインミーティングを実施するためのビデオ会議システムです。

\*…Campusmate-Jよりログインし、利用可能です。

#### ▶ Microsoft365

ブラウザのアドレスバーに以下のアドレスを入力するか、二次元バーコードよりアクセスし、以下のID・パスワードでサインインして利用が可能です。

<https://www.office.com/>



ID:

学籍番号@mo.shokei.ac.jp

パスワード:

Campusmate-Jと同じパスワード

また、Microsoft365はアプリ版(Microsoft365 Apps)を自分のPCにダウンロードして利用可能です。方法の詳細はQ&Aサイトをご確認ください。

# 5

## 授業評価アンケート

授業評価アンケートは、皆さんと教員が授業の成果や改善点を共有し、よりよい授業の実現に向けてともに取り組むための重要な役割と、皆さんが受講した科目の学びの到達度について自己評価を行い、自らの学びの問題点を改善し次へのステップへとつなげる役割があります。

受講した科目の最終回で、担当の教員から指示がありますので必ず回答してください。

回答結果は、常に学修成果可視化システム (Assessor) にポートフォリオとして蓄積され、受講科目すべての学修の成果が可視化され、大学で身についた力として証明することができます。

1科目5分ほどで回答できる内容となりますので必ず回答してください。

### ●授業評価アンケートの実施方法

#### ①対象科目

各自の受講科目全てが対象

#### ②回答方法

Assessor

#### ③実施時期

1 Q科目	5月下旬～3週間
2 Q/前期科目	7月中旬～3週間
3 Q科目	10月下旬～3週間
4 Q科目/後期科目/通年科目	1月中旬～3週間

### ●その他の授業アンケートの実施

各教員が授業の中で必要に応じてミニツッペーパー等で行うほか、授業の中で皆さんの意見を聴くことがありますので、ご協力ください。

### ●問い合わせ窓口

この内容について質問等がある場合は、教務課窓口までお願いします。

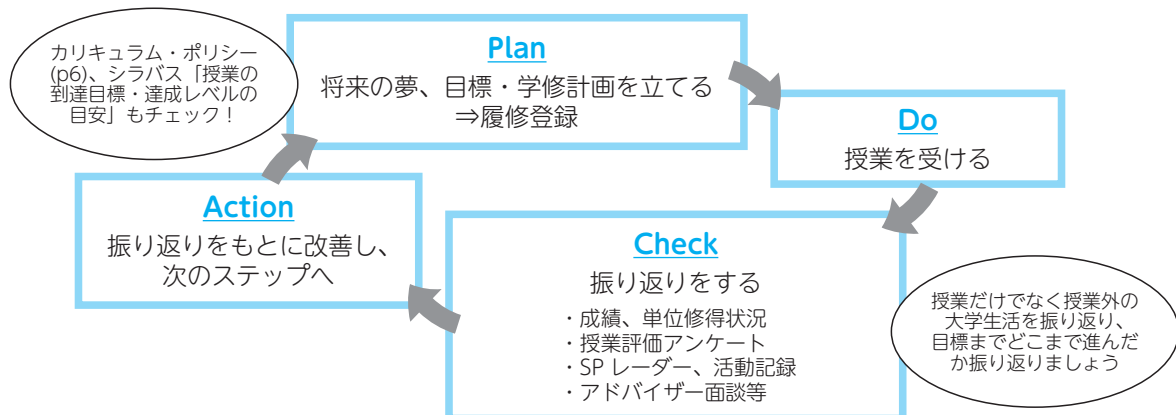
▶ Assessor  
参照 p.10

▶ 回答方法  
Campusmate-Jにログインし、タブ【Assessor】を起動させ再度ログインして授業評価アンケートに回答してください。

▶ 実施時期  
実施時期は若干の変更が発生する場合があります。

### 与えられた「学習」から自ら主体的に「学修」するために ～学修成果の可視化、「ディプロマサプリメント」授与～

大学では自分の将来の目標と、今の学びを繰り返し確認しながら、自らの修得すべき力を計画的に身につける習慣を養うことが大切です。4年間の学びを通じて本学及び各学類において身につけることができる力であるディプロマ・ポリシー (p6 参照) を意識しながら、取り組んでいきましょう。



4年間の計画や学修の記録、振り返りを蓄積し、皆さんの成長をポートフォリオとしてまとめ、どのような力が身についたかを可視化し、卒業時に「ディプロマ・サプリメント」(卒業時到達度認定証)を授与します。



▶**クォーター制**

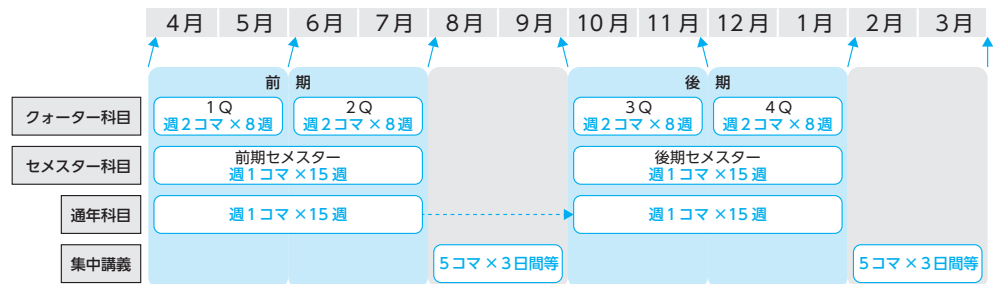
短期集中型のクォーター科目には、a) 90分授業を週2コマ×8週、b) 180分授業を週1コマ×8週の2タイプがある。なお、クォーター科目の期末試験はそれぞれの授業期間の8週目に行われ、成績評価結果の開示・通知は、前期科目や後期科目と同様に9月・3月に行う。

## 1. 学期

1年を前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）に分けて2学期制とします。

## 2. 開講期

本学の授業は1年間を2つに分けて構成される「セメスター制」と、セメスターをさらに2分割した「クォーター制」により授業を開講しています。



## 3. 授業回数

本学の授業は試験を除き、原則15回の授業で構成されます。

## 4. 時間割

授業は45分をもって1時間の学修とし、原則として1時限（90分）の授業時間を1コマとします。なお、科目より1コマ半（135分）、半コマ（45分）があります。

通常1セメスターは90分×15回の授業を原則としていますが、105分×13回の授業や、15回の授業を講義や学外実習で実施する場合があります。

時限	通常授業時間	1コマ半・半コマ授業時間	
1時限	08:50～10:20	08:50～09:35	09:40～10:25
2時限	10:30～12:00	10:30～11:15	11:20～12:05
3時限	12:50～14:20	12:50～13:35	13:40～14:25
4時限	14:30～16:00	14:30～15:15	15:20～16:05
5時限	16:10～17:40	16:10～16:55	17:00～17:45
6時限	17:50～19:20	17:50～18:35	18:40～19:25

## 5. 休講

教員都合や災害等により授業や学校が休みになることがあります。休講の際は、Campusmate-Jでお知らせします。なお、休講の連絡がない場合でも授業開始から30分経過し、担当教員が出講しない場合には休講となります。

## 6. 補講

休講により、授業時間数が満たない場合等を実施する授業です。補講日以外にも、各自授業内で調整される場合もあります。

▶**転送メール設定**

参照 p.9

▶**担当教員が出講しない場合**

教務課より、担当教員へ連絡をとりますので、教務課窓口まで報告をお願いします。

▶**補講時間割**

大学で指定する補講で実施する場合には約10日前に時間割を発表。

## 7. 出席

履修登録をした授業には必ず出席しなければなりません。出席確認の方法としては以下の方法がありますので、科目担当者の指示に従ってください。

### ●出席カード・ミニツツペーパーによる出席管理

出席の確認のため、出席カードやミニツツペーパーを配布する場合があります。科目担当者の指示に従い、必要事項を記入の上、提出してください。

(見本)

出席カード	
年	月 日 時限
学類 年 クラス	
学籍番号	氏名
科目	担当者
1. このカードは本日の該当科目のみに通用する。 2. 講義終了の際提出の事。	

ミニツツペーパー		授業科目名		月 日	
学 級	年 組	学 期	学 年	出 席	氏 名
学 級					

□ クラ前記帳済み □ クラ前にも記入した場合は、チェックしてください

### ●CoursePowerによる出席管理

授業科目によって CoursePower 内で出席をとる場合もあります。科目担当者の指示に従ってください。

### ●学生証による出席管理

出席管理端末が設置されている教室では、授業開始 10 分前から読み取りを開始するので、学生証を出席管理端末にかざしてください。

#### [出席管理端末設置教室]

1号館	4階	1410 教室
2号館	1階	2206 教室、造形室 I
3号館	1階	音楽リズム室、音楽室
4号館	1階	4101 ~ 4106 教室、4110 ~ 4114 教室
	2階	4216 ~ 4228 教室
	3階	4306 教室、4320 ~ 4322 教室、4326 ~ 4328 教室、第 1 ~ 2PC 実習室、CALL 教室 A ~ B
5号館	1階	5A ~ 5G 教室

### ●出席管理端末の読み取り方法



#### 【授業科目の確認】

教室後方出入口付近に設置されている出席管理端末に受講する授業科目名が表示されていることを確認します。

※授業開始の 10 分前から授業科目名が表示され、出席の読み取りができるようになります。



#### 【出席の読み取り】

学生証をかざすと、受付完了のメッセージと学籍番号、氏名が表示され、読み取りが完了します。

#### ▶CoursePowerの出欠情報のCampusmate-Jへの同期

CoursePower の出欠情報は 23:59 までに登録されたものが、翌日 4:00 までに Campusmate-J に反映される。IC 出欠管理端末と CoursePower の双方で出欠情報が存在する場合は CoursePower の出欠管理情報が優先される。

#### ▶複数コマ授業の出席管理端末の読み取り方法

授業が (2 コマ (180 分)、1 コマ半 (135 分)) にまたがる場合にはそれぞれの時限ごとに学生証を出席管理端末にかざしてください。



## 8. 遅刻

原則として、授業時間前には教室で待機し、授業開始時刻に遅れないように努めてください。遅刻の判断基準は科目担当者によって異なりますが、交通機関の遅延に伴う場合には以下の通りに対応してください。

### ●通学区間の交通機関の遅延等の場合

交通機関が発行する遅延証明書を当日駅で受け取ってください。配付していない場合には駅窓口やバス乗務員に問合せてください。なお、WEB サイトより発行可能な場合もあるので各自確認してください。

#### [遅刻の場合]

速やかに科目担当教員へ遅延証明書を提示し、申し出てください。

#### [欠席の場合]

通常授業の場合は、欠席届を添えて1週間以内に科目担当者へ遅延証明書を提出してください。なお、試験欠席の場合には科目担当者の他に教務課へも提出してください。

▶欠席届  
参照 p.15

## 9. 欠席

欠席をする場合は、次頁の作成見本の通り「欠席届」を各自で作成の上、提出してください。ただし、欠席の取り扱いは科目担当者の判断となるため、取り扱いが保障されるものではありませんので注意してください。

#### [提出期間]

授業欠席	科目担当者へ原則1週間以内（欠席した授業の次の回まで）に提出
試験欠席	教務課へ原則3日以内に連絡すること。その後、教務課窓口にて科目担当者の試験時連絡先を伝えるので、各自で科目担当者と連絡をとり、対応を確認すること。
長期欠席 (3週間以上)	科目担当者、クラス担任、教務課へ1週間以内に連絡をすること。 (病気やケガなどの場合は、医師の診断書を添付)

### ▶指定感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）の場合

新型コロナウイルス、インフルエンザの場合は、発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出校停止。出校停止が明けたら病院受診時のお薬説明書か診療明細書を保健室へ持参すること。

また、欠席届に当該の指定感染症に感染した旨を記載して科目担当者に提出すること。

なお、試験欠席の場合は欠席届にお薬説明書か診療明細書のコピーを添付して、科目担当者と教務課に提出すること。

### ●感染症等の場合

次の感染症に感染したと医師から診断を受けた場合は、保健室（022-381-3437）へ連絡の上、登校しないでください。（新型コロナウイルス、インフルエンザ、麻疹、水痘、風疹、百日咳、流行性結膜炎、流行性耳下腺炎、流行性角結膜炎、咽頭結膜熱、急性出血性結膜炎、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血大腸菌感染症、その他医師に止められた場合。）

### ●大会遠征や忌引きの場合

クラブ・サークルの遠征や忌引き等に関する公認欠席制度はありません。やむを得ない事情により、欠席する場合は「欠席届」を必ず科目担当者に提出してください。また、親族の忌引きによる場合には弔慰金や見舞金等があるためアドバイザー又はクラス担任にも連絡してください。

## 10. 緊急時における授業・試験の取り扱い

災害・事故等により授業・試験等の実施が困難と予想された場合、以下のような措置となりますので、大学のホームページ、Campusmate-J、場合によってはテレビ・ラジオ等で確認してください。

### ●休講決定時間

[1・2限] の休講 前日 19 時まで

[3～5限] の休講 当日 9 時まで

### ●大規模地震または自然災害の発生の場合

- ①仙台市及び名取市全域に大規模地震が発生し、大多数の学生・教職員の通学・通勤が困難であると判断される場合
- ②仙台市及び名取市全域を対象として、大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令された場合
- ③名取市ゆりが丘地区に「土砂災害警戒情報」が発令された場合

### ●公共交通機関の運休により、大多数の学生及び教職員の通学及び通勤が極めて困難であると判断される場合

[対象] 仙台駅発着の JR 東北本線、JR 仙石線、JR 仙山線、仙台市交通局地下鉄、仙台市交通局及び宮城交通の路線バス

ただし、一路線の運休であっても、学生の安全確保が困難な場合は休講とします。

公共交通機関の復旧・開通時刻以降にも通学及び通勤が極めて困難なことが明らかであると判断される場合や、その他の事由により授業及び試験の実施が困難と判断した場合には、授業の休講及び試験の延期となります。

### ●「欠席届」

欠席届は Campusmate-J のキャビネットよりダウンロードができます。用紙サイズは A4 とし、各自で作成してください。

年 月 日
欠 席 届
提出先： _____ (クラス担任・科目担当者・教務課)
私は次の通り欠席しましたのでお届け致します。
日 時： 年 月 日 ( ) 時限 ~ 年 月 日 ( ) 時限
科目名 (担当者)： _____ ( )
理 由：
<input type="checkbox"/> 授業欠席 (理由) ( )
<input type="checkbox"/> 試験欠席 (理由) ( )
<input type="checkbox"/> 長期欠席 (理由) ( )
<input type="checkbox"/> 公共交通機関遅延・自然災害等による授業欠席
<input type="checkbox"/> 公共交通機関遅延・自然災害等による試験欠席
学類 年 クラス 学籍番号： _____
氏名： _____
<small>※長期欠席は3週間以上 ※事前提出の場合は文章を編集して使用してください。 ※公共交通機関遅延の場合は、遅延証明書も添付してください。 ※インフルエンザや感染症等の場合は、領取書または処方箋のコピーを添付してください。</small>

▶大学ホームページ  
<https://www.shokei.jp/>



▶ Campusmate-J  
参照 p.8

▶欠席届  
Campusmate-J にログインし、タブ【キャビネット】-【キャビネット一覧】-【1100 学生共通キャビネット】-【1.教務関連資料・各種申請書等】-【2.授業関連】-【1.授業全般】より欠席届をダウンロード。

大学における授業の学修量を「単位」と表します。履修登録をした授業に出席し、試験（筆記、レポート、実技等）に合格することで単位が与えられます。これを積み重ね、必要な単位を満たすことで卒業ができます。

1単位の授業科目は45時間の学修量を必要とし、この学修量は、大学での学修と授業外学修時間（予習・復習）をあわせた学修内容を基準とします。また、各科目の単位数は、この授業時間数と授業外学修時間数をもとに次のように計算します。

$$\text{授業時間数} + \text{授業外学修時間数 (予習・復習・課題等)} = \text{単位}$$

卒業研究等を除き、授業時間数と授業外学修時間数の合計45時間で1単位となります。

### ●授業区分

	1単位の授業における学修時間	
	授業時間数	授業外学修
講義・演習	15～30時間	30～15時間
外国語・演習・実技・実験・実習	30～45時間	15～0時間
卒業研究等	学修の成果を評価して単位を授与します。	

### ●単位の認定時期

単位認定は以下の表の通りの時期に認定・開示されます。

開講期		単位認定／成績開示時期
前期、1Q、2Q		後期オリエンテーション
後期、3Q、4Q		3月上旬
通年		
集中講義	前期	後期オリエンテーション ※但し開講時期により3月になる場合もあり。
	後期	3月上旬

### ●学位の授与

4年以上（8年以内）在学し、次の「卒業要件単位数」を満たした学生は教授会の議を経た上で学長より卒業が認定され、学士の学位が授与されます。

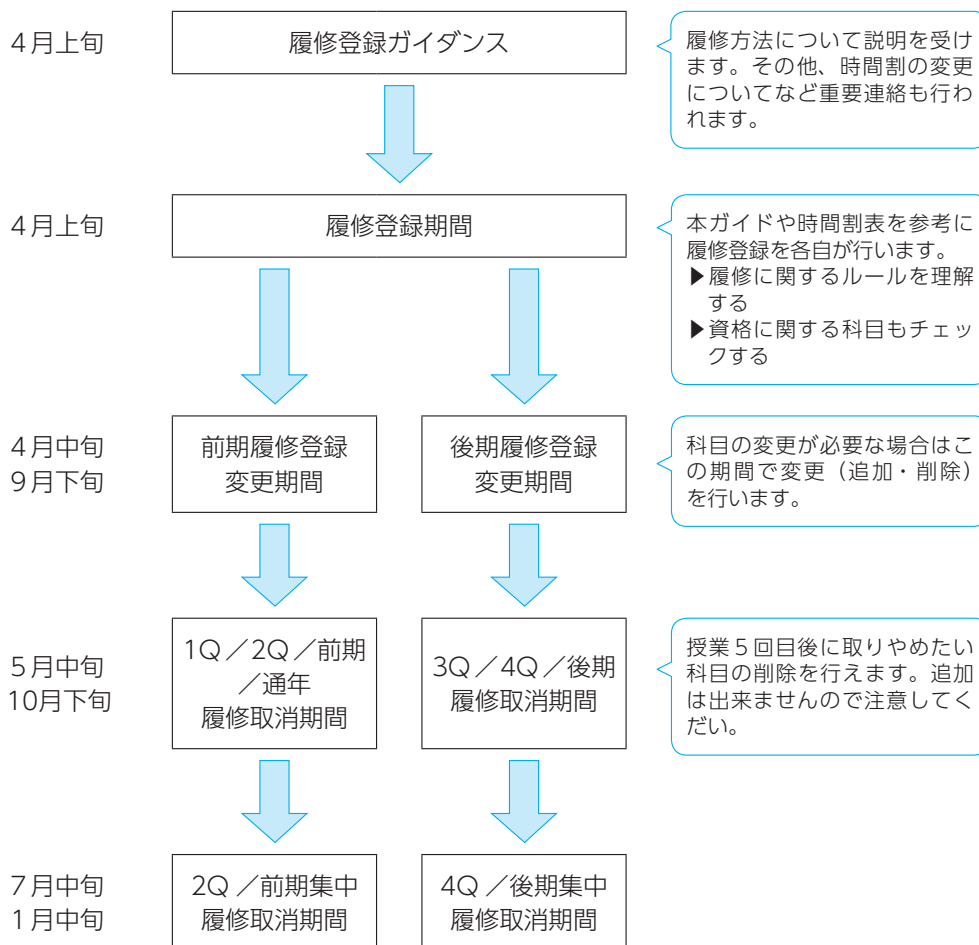
	教養教育科目	専門教育科目	総単位数	学士区分
人文社会学類	33	76	124	学士（人文社会学）
心理学類	33	60	124	学士（心理学）
子ども学類	33	82	124	学士（教育学）
学校教育学類	33	85	124	学士（教育学）
健康栄養学類	33	75	124	学士（栄養学）

▶卒業要件  
参照 p.33

履修登録は、毎学年の始めに1年間の履修計画を作成して、大学に届け出ることです。自分の学びたい内容を考え、卒業、資格取得に向け、カリキュラム表、シラバス、時間割表を参考に4年間の履修計画を立てましょう。履修登録期間には、Campusmate-Jを利用して、Web上より当該学年に履修する科目（通年・前期・後期・集中等）を全て登録します。

### ●履修関連の1年間の流れ

各期間は毎年の学事暦を参照してください。



### ▶カリキュラム表

人文社会学類：参照 p.56～60  
心理学類：参照 p.65・66  
子ども学類：参照 p.70～72  
学校教育学類：参照 p.77～79  
健康栄養学類：参照 p.83～85

### ▶シラバス

参照 p.20・21

### ▶履修登録変更

参照 p.18

### ▶履修取消

参照 p.18

### ●履修登録に関する注意事項

- ・履修登録期間・履修登録変更期間以降は、履修科目の追加は一切受け付けません。
- ・履修登録完了後は、最新の「履修登録」画面をスクリーンショットまたは印刷して保管してください。履修登録期間終了後、履修登録内容に疑義が生じた場合、それを証明するもの（「履修登録」画面をスクリーンショットまたは印刷したもの等）がなければ問い合わせに応じることはできません。
- ・午前2:00～4:00と午後4:00～5:00の間は、メンテナンスのため履修登録ができません。
- ・履修・成績に関する問い合わせは、本人確認等の観点から、教務課窓口でのみ受け付けます。電話・メールの問い合わせは受け付けません。

▶資格・免許一覧  
参照 p.106

▶ Campusmate-J の履修登録マニュアル

履修登録マニュアルは Campusmate-J のキャビネット内に格納しています。  
タブ【キャビネット】→  
[キャビネット一覧]→  
[1100 学生共通キャビネット]→[9. 操作マニュアル] よりダウンロード。

●履修登録・時間割の組み方

Step 1 所属学類の卒業要件および資格取得に必要な科目の確認

- ① カリキュラム表を確認し、卒業要件、修得要件および卒業必修科目（単位数に○の付いた科目）を確認する。
- ② 「資格・免許」のページより、目指す資格のカリキュラム表を確認する。
- ③ 卒業必修科目、資格取得に必要な科目を時間割表にマーカーする。

Step 2 選択科目の確認

- ① 卒業必修科目や資格必修科目がない曜日・時限の選択科目をシラバスで確認し、希望する科目を時間割表にマーカーする。
  - ② 卒業要件単位数、修得要件や資格の修得要件を4年生までに満たすように科目が選択できているか確認する。
- Point：履修が必要な科目との時間割重複がないか確認すること。

Step 3 Campusmate-Jで履修登録と進級卒業判定を行う

- ① Campusmate-Jの「履修登録」メニューより、履修登録を行う。
  - ② 登録が完了したら、「入力内容を確認する」ボタンを押し、「進級卒業見込判定結果を表示する」ボタンを押し、卒業可になっているか確認する。
  - ③ 「この内容を登録する」ボタンを押し、登録完了画面になっていることを確認する。
  - ④ 「履修登録」画面のスクリーンショットを撮り、保存する。
- Point：履修登録上限単位数（キャップ制）を超えていないか確認すること。

●履修登録変更

履修登録期間終了後、科目の追加登録や放棄が必要な場合は、定められた期間で履修登録の修正・変更が可能です。Campusmate-J で手続きを行います。

●履修取消

履修登録期間、履修登録変更期間が終了した後に、履修を取りやめたい科目がある場合には、定められた期間に科目の取消ができます。履修取消を行うことで GPA の算出基準から除外されます。ただし、必修科目の取消はできませんので注意してください。教務課窓口での手続きが必要となります。

●再履修

単位未修得となった科目を再び履修することが可能です。

再履修においては以下の通り優先順位があるため確認してください。なお、履修状況や時間割上の都合で優先順位の通りに履修ができない場合があるので、必要に応じてクラス担任又はアドバイザーに相談してください。

◎下級学年の必修科目を履修する場合の優先順位

- A) 所属学年の卒業必修科目 / B) 下級学年の卒業必修科目 → B) 優先
- A) 所属学年の卒業必修科目 / B) 下級学年の資格に関する科目 → A) 優先
- A) 所属学年の資格に関する科目 / B) 下級学年の卒業必修科目 → B) 優先
- A) 所属学年の資格に関する科目 / B) 下級学年の資格に関する科目 → / B) 優先

● **キャップ制（履修登録単位数上限制限）**

授業の予習・復習等に充てる時間を確保し、学習効果をあげられるよう、無理のない履修計画を立てる必要があるため、1年間に履修登録できる上限数があります。（修得単位数ではありません。）

区 分	上限単位数	前年度の GPA による上限単位数		
		3.00 未満	3.00 以上 3.50 未満	3.50 以上
人文社会学類	45	45	51	53
心理学類	45	45	51	53
子ども学類	50	50	56	58
学校教育学類	50	50	56	58
健康栄養学類	50	50	56	58

▶ GPA  
参照 p.27

キャップ制に含まれない科目

- ①海外留学や研修、指定されたプログラムへの参加により認定された単位  
「チャレンジポートフォリオⅠ」  
「チャレンジポートフォリオⅡ」  
「チャレンジポートフォリオⅢ」
- ②学都仙台単位互換ネットワークにて履修し修得した単位
- ③放送大学特別聴講制度にて履修し修得した単位
- ④入学前の既修得単位として認定された単位
- ⑤外国語科目の技能審査により認定された単位
- ⑥教育職員免許状取得に関する科目の単位（子ども学類・学校教育学類は除く）
- ⑦自由科目  
学則別表2で定める自由科目  
学則別表3で定める資格取得に関する科目  
その他大学で定める科目（重履修可能科目など）

▶ 各種単位認定  
参照 p.29～32

● **履修登録読替願**

科目を履修するにあたっては、p.18で示した通り、履修の優先順位があります。基本はその優先順位に従い、履修登録をしてもらいますが、時間割の兼ね合い等で履修が困難な場合には教務課窓口で手続きをすることで他学類で開講している同一科目に読替できる場合があります。

● **他学類開放科目、その他自由科目の履修**

自分の所属している学類以外で開講している科目を、履修することができます。受講を希望する場合には、希望する学類のカリキュラム表で受講可能か確認し、履修してください。なお、科目によっては履修条件などがあり、受講できない場合もあります。

▶ 他学類開放科目一覧  
参照 p.86・87

● **教員指定・受講者数制限科目**

授業形態や教育機器設備、教室の収容人数等の理由を考慮し、科目担当者の振り分けや、受講希望者へ抽選を行う場合があります。受講者決定後には Campusmate-J でお知らせします。

● **重複履修**

教養教育科目「コモンベシックス」区分の外国語科目で修得済みの科目については、2回以上履修（重複履修）することが可能です。単位については、「自由科目」と同じ扱いになり、卒業要件単位数には含まれません。また、1回目の履修とは、別の科目として成績が扱われます。希望する場合、教務課窓口で手続きを行います。



## ○シラバスの見方

(見本) ※実際にweb上に表示されるレイアウトと異なる場合があります。

科目名	家族心理学		科目コード	3600				
(英語表記)	Family Psychology		単位	2				
サブタイトル	家族を取り巻く問題を心理的アプローチしてみる		学年開講期	4年後期				
所属	人文社会学類 / 心理学類 / 子ども学類 / 学校教育学類 / 健康栄養学類		必修選択	選択				
担当者	松原 仁美 / 田中 信次 / 割柏 一成		授業形態	講義				
			クラス					
			ナンバリング	50PEB101				
カリキュラムマップ	<input type="radio"/>	①共感力	<input type="radio"/>	⑧協働力				
	<input type="radio"/>	②倫理観・社会的責任感	<input type="radio"/>	⑨挑戦する力				
	<input type="radio"/>	③コミュニケーション能力	<input checked="" type="radio"/>	⑩人間学及び心理学の基本的知識の理解				
	<input type="radio"/>	④知識・技能	<input type="radio"/>	⑪人間に関する問題発見力と分析力				
	<input type="radio"/>	⑤批判的思考力・創造的思考力	<input type="radio"/>	⑫客観的判断力と双方向的コミュニケーション能力				
	<input type="radio"/>	⑥グローバルな視野・地域的志向	<input type="radio"/>	⑬総合的な学習経験と共生社会の構築への関与				
	<input type="radio"/>	⑦自己管理能力						
	<input type="radio"/>	1 貧困をなくそう	<input type="radio"/>	10 人や国の不平等をなくそう				
	<input type="radio"/>	2 飢餓をゼロに		11 住み続けられるまちづくりを				
授業内容が関連するSDGs17のゴール	<input type="radio"/>	3 すべての人に健康と福祉を	<input type="radio"/>	12 つくる責任つかう責任				
	<input type="radio"/>	4 質の高い教育をみんなに	<input type="radio"/>	13 気候変動に具体的な対策を				
	<input type="radio"/>	5 ジェンダー平等を実現しよう	<input type="radio"/>	14 海の豊かさを守ろう				
	<input type="radio"/>	6 安全な水とトイレを世界中に	<input type="radio"/>	15 陸の豊かさを守ろう				
	<input type="radio"/>	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<input type="radio"/>	16 平和と公正をすべての人に				
	<input type="radio"/>	8 働きがいも経済成長も	<input type="radio"/>	17 パートナリシップで目標を達成しよう				
	<input type="radio"/>	9 産業と技術革新の基盤をつくろう						
授業のテーマ・概要	家族ライフサイクルの各段階における発達課題や、家族の抱える、児童虐待、不登校、家庭内暴力、非行、夫婦間葛藤などの心理的問題と家族療法について解説する。 <b>実務経験のある教員による授業の概要</b>							
授業の到達目標・達成レベルの目安	(松原) ICT 企業の事務システム技術管理の実務経験を生かし、Windows OSの基本操作として、入力操作、管理、Webメールの送受信操作、さらにプレゼンテーションなどに必要なアプリケーションの操作方法についての実習を行う。 家族をシステムとしてみる視点を把握できること、家族ライフサイクルと発達課題を認識できること、各段階で生じやすい心理的問題とその援助法を理解できること。 【達成レベルの目安】 (S) 人を援助するにあたって、その背景にある「家族」の関係性を読み解く力がある。 (A) 適切な援助法を考えることができる。 (B) 問題が発生した場合、その病理を関係性から読み取ることができる。 (C) 家族関係について理解できる。							
授業の方法	【対面型授業】講義中に様々なデータをスライドやビデオなどで提示したり、グループワークを行う。							
	アクティブ・ラーニングの実施方法							
	<input type="radio"/>	プレゼンテーション	<input type="radio"/>	グループワーク	<input type="radio"/>	フィールドワーク	<input type="radio"/>	PBL
	<input type="radio"/>	模範授業	<input type="radio"/>	ロールプレイ	<input type="radio"/>	調査学習	<input type="radio"/>	反転授業
	<input type="radio"/>	ディスカッション	<input type="radio"/>	実験・実習・実技	<input type="radio"/>	双方向授業	<input type="radio"/>	その他(授業の方法参照)
使用するICT機器等(LMSを含む)	iPad (グループワークで使用)、LMS (グループワークで使用)、Zoom (学外授業後の遠隔指導で使用)							
授業回数	授業内容	担当者	事前事後課題・授業外学修時間の目安(時間)					
1回	授業テーマ、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法、昨年度までの単位修得状況、教科書、参考書、事前事後の学修方法、準備物などについてガイダンスを行う。	松原	事前に授業に必要な準備物を揃え、テキストの章構成及び授業全体で扱う内容について確認する。					
2回	家族とは何か 家族に関する基礎的な事項の説明	田中	テキスト第1章を読んでおくこと。					
3回	家族の発達 家族の変化・発達の概観	田中	テキスト第2章を読んでおくこと。					
4回	結婚と夫婦関係 結婚し夫婦になることについて心理学的な視点からの検討	田中	テキスト第4章を読んでおくこと。					
5回	子どもの発達 発達に関する基礎的な事項の説明	田中	テキスト第5章を読んでおくこと。					
6回	親になること 親への移行の様相とその関連要因	割柏	テキスト第6章を読んでおくこと。					
7回	夫婦と子どもの発達 夫婦関係と子どもの発達の関わり	割柏	テキスト第7章を読んでおくこと。					
8回	親と子の関係 親子の相互の関係性と変化	割柏	テキスト第8章を読んでおくこと。					
9回	家族をめぐる諸問題①～少子高齢化～ 「ゲスト講師(実務家教員)による授業」 少子高齢化問題の家族心理学的な視点からの検討	松原	配布資料について読んでおくこと。					
10回	家族をめぐる諸問題②～家族と住まい～ 住まいというハードウェアからの家族関係の検討	松原	配布資料について読んでおくこと。					
11回	家族をめぐる諸問題③～近隣環境と家族～ 家族をとりまく近隣環境の検討	松原	配布資料について読んでおくこと。					
12回	家族をめぐる諸問題④～働くことと家族～ 就労と家族の問題に関する考察	松原	配布資料について読んでおくこと。					
13回	家族問題に関するまとめ	松原	テキストや授業時間内で扱った事例について、批判的に検討してみる。					
14回								
15回								
学外授業等	13回の授業の他、○町役場で職員とのグループワークを実施する。 グループに分かれ、大学生と行政職員それぞれの視点で、家族に対する問題を考察し、課題の発見と改善案の策定を行い、最後に各グループの発表を行う。							
学修時間(単位:時間)	授業時間		授業外学修時間					
	30	(内、学外授業等) 2	事前事後課題の学修時間 27	その他の学修時間 33				
合計			90					
学生へのフィードバック	授業では毎回ミッツペーパーを回収し、後日授業内でコメントをつけて返却する。 授業内における課題レポートについては後日返却するとともに授業内で全般的なコメントを行う。							
教科書	中釜 洋子、野末 武義、布柴 靖枝、無藤 清子著「家族心理学～家族システムの発達と臨床的援助」有斐閣 2008年 定価2,700円							
参考書等	日本家族心理学会「家族心理学事典」金子書房 1999年 定価3,800円+税							
履修上の注意事項	履修人数が多い場合は抽選になる場合もある。 講義そのものは、教科書を適宜参照しながら、独自のストーリーで展開する。そのため、事前に教科書を熟読して問題点を整理してから講義に臨むことが求められる。 受講後に不明な点は、適宜教員に質問すること。必要に応じて関連文献等を紹介する。							
成績評価方法・評価基準	種別	割合(%)	評価基準等					
	筆記試験	60	基礎的な事項の理解と、それを踏まえた上で家族に関する諸問題の考察内容などにより評価する。					
	課題提出	20	家族ライフサイクルの各段階で生ずる心理的問題と援助法について、図表も使い要点をまとめ、考察を行う。					
	授業への参加度	20	グループワークでの取り組み状況や毎講義時の質問・コメントを加味する。					
備考	課題提出においては、インターネット上の情報をコピーしたものは一切認めない。							
	<input type="radio"/>	①レポート評価コメントの活用	<input type="radio"/>	ルーブリックの概要				
	<input type="radio"/>	②独自のルーブリックの使用	<input type="radio"/>	①課題提出についてはルーブリックを活用した評価とする。 ②グループワークの評価は配付するルーブリックに基づいて行う。				
教員との連絡方法	講義に関する質問等は毎回講義時に受付ける。 それ以外はオフィスアワーを利用するか、○○○@shokei.ac.jp に連絡すること。							

### ①授業に関する基本情報

科目名や開講期、科目担当者名などの基本的情報を記載しています。

また、カリキュラム・マップは、科目を履修することにより、どのような能力を身につけることができるか、ディプロマ・ポリシー（DP）との関連性を可視化したものです。

### ②授業に関するSDGs17のゴール

SDGs（国連の持続可能な開発目標）で示されている17のゴールと授業内容のつながりを記載しています。

### ③授業の概要や到達目標、授業の方法に関する情報

授業のテーマ・概要、授業の到達目標、達成レベルの目安、授業の方法など授業全体を把握できる情報を掲載しております。履修登録時にすべてのシラバスの内容を確認できない場合には授業の概要を参考にしてください。

また、「実務経験のある教員」とは、科目担当者が授業科目に関連した実務経験を有し、また、実務経験を活かした実践的教育を行う授業の場合に記載しています。

### ④授業計画に関する情報

授業全体がどのように進んでいくのかが具体的に示されていますので、授業までに準備すべき事項や事前事後課題・授業外学修時間の目安、各回の講義内容に応じた予・復習について掲載されています。授業によっては講義＋学外授業を組み合わせを行っているものもありますので、授業を受講する際には必ず確認をしてください。なお、授業外学習時間については、各授業回毎の課題へ取り組む時間の目安を記載していますので参考にしながら、積極的な学修に励んでください。

### ⑤学修時間

p.16「単位」の通り、「1単位45時間の学修」をもとに、必要な授業時間および授業外学修時間を記載しています。  
※時間数は45分を1時間とみなした時間数を表記し、端数は繰り上げ換算しています。

### ⑥学生へのフィードバック

授業で課される課題（試験、レポート、あるいは授業内演習や事前事後学修の課題など）がある場合には、学生へのフィードバック方法を記載しています。

### ⑦教材に関する情報

授業で使用する教科書、参考書等を掲載しています。また、特定のインターネットサイトから各自ダウンロードの指示や参考となるHPのURL等などが記載されている場合もあるので、各自で準備してください。

### ⑧履修上の注意事項

履修における注意事項等について記載しています。

### ⑨成績評価方法・評価基準

成績評価に該当する種別、割合、評価基準等について記載しています。

#### (ア) 種別

筆記試験、小テスト、課題等の成績評価の手段

#### (イ) 割合

(ア)で記載した種別毎の評価割合

#### (ウ) 評価基準等

到達目標に達するまでの段階を示し、各段階での評価基準

#### (エ) 備考

その他、成績評価に関する連絡事項

#### (オ) ルーブリックの使用及び概要

学修到達度を示す評価基準としてルーブリックを使用しているかの有無及び概要

### ⑩教員との連絡方法

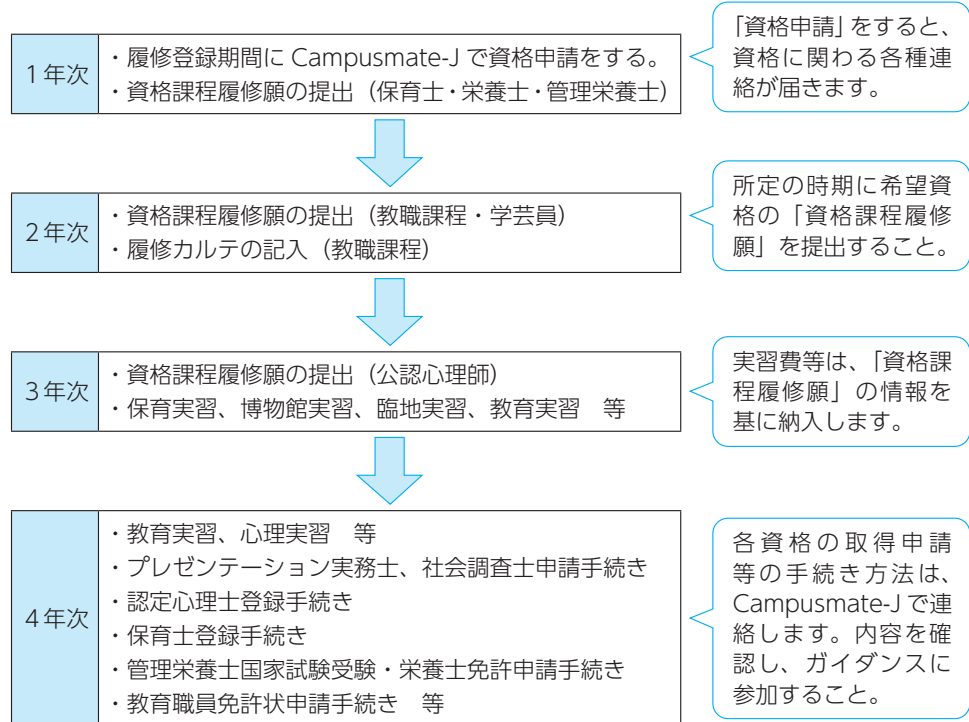
授業内の質問、試験に関する問合せなどを受付する連絡先のメールアドレスや、オフィスアワー\*の時間を記載しています。

※オフィスアワー：教員が学生の質問や相談を受けられるように研究室などにいる時間



資格課程の履修を希望する場合には、所定の手続きが必要です。その上で、修得要件を満たすことにより資格取得が可能となります。各資格の手続き・修得要件の詳細については、「資格・免許」のページを確認してください。

### ●資格課程履修の4年間の主な流れ（一例）



### ●資格申請

希望する資格を申請することです。履修登録期間は Campusmate-J の「資格申請」メニューより申請が可能です。それ以外の期間は、教務課窓口にて申請追加・取消を受け付けています。

### ●資格課程履修願

教職課程等、特定の資格課程を履修する際、所定の時期に提出する重要な書類です。この書類を基に、資格課程費の納入や、各種ガイダンスが実施されます。提出時期は「資格・免許一覧」を参照。

### ●資格課程費

実習や資格手続きに必要な費用です。納入時期は「資格・免許一覧」を参照してください。

なお、納入された資格課程費は、原則として一切返還しません。

### ●資格課程放棄願

資格課程履修願を提出後、資格課程を取りやめる際に提出する書類です。提出の際は、事前に資格担当教員に相談してください。

期末試験は、筆記・口述・レポートや作品の提出、実験や実技等で行われます。詳細はシラバスに記載されている評価方法を確認し、科目担当者からの指示を受けてください。なお、以下に該当する学生は受験資格が認められないので注意してください。

- ①履修登録をしなかった者
- ②正当な理由なく授業料を滞納している者
- ③出席状況が常でない者

#### ●筆記試験の注意事項

- ①筆記試験の詳細（試験時間、持ち込み、遅刻等）については、科目担当者の指示に従ってください。
- ②試験時間の5分前には入室し、監督者の指示に従い、着席してください。
- ③机の上には許可されたもの以外は一切置かないでください。
- ④受験の際は学生証を机の上に提示してください。

#### [学生証を忘れた場合]

試験時間前までに証明書自動発行機で（学内試験用）仮学生証（発行手数料 200 円）を購入の上、教務課窓口で手続きを行うこと。仮学生証は教務課の承認印が押印されているもので、発行した当日のみ使用可能。試験終了後は速やかに教務課へ返却してください。

※紛失した場合は速やかに学生生活課で再発行手続きをとってください。

#### ●レポート試験の注意事項

- ①レポートの作成・提出については、すべて科目担当者の指示に従ってください。  
※他の著作物を引用する場合には、引用された著作物や著作者名の表示が著作権法で定められているため、注意してください。
- ②用紙は、レポート用紙か科目担当者が指定する用紙を使用してください。
- ③科目名・テーマ・科目担当者名・学類・学年・クラス・学籍番号・氏名等を明記してください。
- ④用紙がバラバラにならないようにホチキスまたはクリップで留めてください。
- ⑤教務課レポート BOX に提出する際は、原則 15：00 締切となります。

#### ●教務課レポート BOX の注意事項

- ①土日・祝日など事務取扱いをしない日や郵送での提出は認めません。
- ②提出期日・時間を過ぎたものは、理由を問わず受理しません。その場合には、各自で科目担当者へ直接問い合わせてください。

#### ●レポート評価コモンルーブリック

##### ○コモンルーブリックの趣旨

「ルーブリック」とは、学習の達成度を判断する基準を示します。本学の教学推進専門委員会では、教員が適切なレポート評価を行うための参考として、レポートの評価の基準を明示した「レポート評価コモンルーブリック」を作成し、各教員に配布しています。このルーブリックには、大学生が書くレポートに求められる重要なポイントが書かれており、学生がルーブリックを理解することは、レポート作成のプロセスや論述の基本的要件を学ぶことにつながります。レポートの到達目標、評価の観点・基準を意識しながらレポート作成に取り組み、完成度の高いレポートが作成できるよう、活用してください。なお、シラバスの成績評価方法・評価基準には、ルーブリックの使用の有無、概要について記載されておりますので、参考にしてください。また、

#### ▶証明書自動発行機

本館 2 階事務室出入口前

#### ▶レポート提出

科目担当者に提出したレポートは返還されない場合もあるため、必要な場合はあらかじめコピーをとるなど保存をすること。

#### ▶ホチキス・クリップ

大学事務室では、ホチキスやクリップの貸し出しは行っておりません。各自で必ず準備すること。

科目担当者により独自の評価基準（例えば特定の授業科目用レポートルーブリック）を作成する場合もあるため、どのような評価基準を用いるかは確認してください。

#### ▶レポート評価共通ルーブリック

Campusmate-J にログインし、タブ【キャビネット】→【キャビネット一覧】→【学生共通キャビネット】→【1.教務関連資料・各種申請書等】→【3.履修・成績】→【2.成績】よりダウンロード

#### ○評価の観点

レポートが成立するための条件は「論述されていること」です。ルーブリックでは、「論述」について評価するための標準的な観点として、以下の3点を設定しています。

- ・評価の観点① 自分の考えや主張（論点）が明確で、論理的な説明ができています
- ・評価の観点② 自分の考えや主張（論点）の根拠となるデータや参考文献を適切に用いている
- ・評価の観点③ 文章の体裁・表現の推敲が行われている

与えられた課題・テーマについて、自分の考えや主張が、文献・調査・実験などを通して得られた根拠に基づき、論理的に述べられていることが「論述」の条件です。また、大学で求められる学術的な文章を書くことは、アカデミック・ライティングと言い、一定の規範に従って書く必要があります。

なお、ルーブリックでは、評価の配点については明記しておらず、あくまでも評価の基準を示すものであり、実際の配点はレポートごとに各教員の判断で設定されます。

#### ○評価のレベル

共通ルーブリックの観点①②については0～4の5段階のレベルに相当する内容を記述しています。③「推敲」については、誤字・脱字の量や文章の完成度に応じ、柔軟に設定できるように、3段階のレベルに設定しています。

[レベルの意味]

- 4：期待以上の完成度
- 3：十分に満足できる
- 2：やや努力を要する
- 1：かなりの努力を要する
- 0：不可

#### ○観点ごとの評価のポイント

- ・評価の観点① 論述・考察

「自分の考えや主張（論点）が明確で、論理的な説明ができています」

「自分の考え」とは、「テーマについて、文献や資料を調べた上で引き出された考え」であり、「問題となる事柄や他者の主張に対する賛否」なども含まれます。「自分の考え」が論理的に説明できているかが評価のポイントとなります。

- ・評価の観点② 考察の根拠

「自分の考えや主張（論点）の根拠となるデータや参考文献を適切に用いている」

「“自分の考え”の根拠がどのように提示されているか」「信頼度の高いデータや参考文献を十分に調べ、それらを“自分の考え”の根拠として用いているか」が評価のポイントとなります。

- ・評価の観点③ 文章体裁・推敲

「文章の体裁・表現の推敲が行われている」

「文章の体裁・表現」は、適切な段落構成、文体の統一、主述の対応などを指し、「推敲（すいこう）」は、自分の書いた文章を何度も読み返し、修正を重ね、より良い文章に整えていくことを指します。したがって、十分に推敲した上で、体裁を整え、文章表現上の間違いのない正確な論述かが評価のポイントとなります。

#### ○レポート提出用チェックリスト

ルーブリックとは別に、レポート提出にあたり確認しておくべき項目のチェックリストを作成しました。特に指示がない場合でも、自分の書いたレポートを読み手の目線から振り返ることは、常に心がけるべきことであるため、レポートの自己診断用のツールとして活用してください。

#### ▶レポート評価共通ルーブリック

Campusmate-J にログインし、タブ【キャビネット】→【キャビネット一覧】→【学生共通キャビネット】→【1.教務関連資料・各種申請書等】→【3.履修・成績】→【2.成績】よりダウンロード

レポート評価共通ルーブリック

評価の観点	レ ベ ル				
	4	3	2	1	0
自分の考えや主張（論点）が明確で、論理的な説明ができています。	レポートの課題に関して、自分の考えや主張（論点）が明確で、論理的な説明ができており、説得力のある結論を導いている。	レポートの課題に関して、自分の考えや主張（論点）を示しているが、論理的な説明に改善の余地がある。	レポートの課題に関して、ある程度自分の考えや意見を示しているが、論理的な説明が不十分である。	レポートの課題に関して、他人の考えや意見の記述に留まっている。論理的な説明ができていない。	レポートの課題に答えるような自分の考えや主張（論点）が全く示されておらず、論理的な説明もできていない。
自分の考えや主張（論点）の根拠となるデータや参考文献を適切に用いている。	質が高く信頼性の高いデータや参考文献などを的確に用い、自分の考え（論点）の根拠として十分に活かしている。	自分の考えや主張（論点）の根拠となるデータや参考文献を概ね適切に用いている。	自分の考え（論点）の根拠となるデータや参考文献を用いているが、質・量ともにやや不十分である。	データや参考文献を用いているが、信憑性に欠けるなど、根拠として不適切である。	自分の考えや主張（論点）の根拠を示していない。
文章の体裁・表現の推敲が行われている。	体裁が整えられ、間違いがなく慎重かつ丁寧に推敲された文章となっている。	文章の体裁、書式に配慮し、推敲された文章となっているが、改善すべき点がある。			文章の体裁が整っておらず、表現上の間違いが非常に多く、推敲の跡が見られない。

レポート提出用チェックリスト

<p>1. 全体</p> <p><input type="checkbox"/> 課題（テーマ）に応じた内容となっているか？</p> <p><input type="checkbox"/> 指定された執筆形式（書式、分量、用紙など）を守っているか？</p> <p>2. 文章の体裁・表現</p> <p><input type="checkbox"/> 誤字、脱字、変換ミスはないか？</p> <p><input type="checkbox"/> 文体は「である」調で統一されているか？</p> <p><input type="checkbox"/> 文章は適切な段落に区切られているか？</p> <p><input type="checkbox"/> 不適切な文章はないか？（主語・述語のミスマッチ、口語表現、体言止め）</p> <p>3. 引用・参考資料</p> <p><input type="checkbox"/> 引用の書き方は守られているか？</p> <p><input type="checkbox"/> 参照・引用したすべての参考文献・資料について出典を明記してあるか？</p> <p><input type="checkbox"/> 他人の文章、画像、データなどの剽窃・盗用は行っていないか？</p>
---

## ●不正行為

### ○筆記試験における不正行為

- ①監督者の指示や注意に従わない行為
- ②他人に試験を代行させたり、他人の試験を代行したりする行為
- ③他人の学生証で受験する行為
- ④他人の答案を見たり、他人に見せたりする行為
- ⑤答案用紙等の交換や貸借する行為
- ⑥言語・動作・電子機器等で連絡する行為
- ⑦持ち込みを許可された物以外の物を使用する行為
- ⑧持ち込みを許可されている物を貸借する行為
- ⑨答案作成に利用する目的で、学内の施設・設備・受験者の身体、衣服、筆記用具等に書込む行為

### ○レポートや製作物における不正行為

- ①他人に代行させたり、代行したりする行為
- ②他人のレポートや制作物を盗む行為
- ③他人のレポートや制作物を転写・複製する行為
- ④その他、上記に準ずる行為

### ○不正行為に対する処理

#### ・期末試験における不正行為の場合

対象学生に対する措置は、「学生懲戒規程」に基づくものとしています。また、不正行為の事実が確認された場合は、「当該学期」に履修している他の全ての授業科目の成績も無効となります。

※「通年科目」は成績無効の対象外とします。

※「当該学期」とは前期（クォーター及び集中講義含む）、後期（クォーター及び集中講義含む）のいずれかを指します。

#### ・期末試験以外の試験における不正行為の場合

授業内試験における不正行為は、科目担当者の判断により、当該科目のみを対象とした処分を講じます。

## 11

## 成績評価

▶シラバス  
参照 p.20

### ▶認定科目

尚綱学、情報リテラシー、基盤演習（ライティングを含む）、キャリアデザインⅡ、キャリアアップセミナー、その他学類で定めた科目

### ▶成績照会

Campusmate-J にログインし、タブ【履修・成績】－【成績照会】

▶単位認定時期  
参照 p.16

履修登録をしている科目は、シラバスに明記されている成績基準や割合によって評価されます。

判定	評価	素点	GP	意味
合格 (単位認定)	S	100～90点	4.0	特に優秀な成績
	A	89～80点	3.0	優秀な成績
	B	79～70点	2.0	普通の成績
	C	69～60点	1.0	合格と認められる最低の成績
	N	認定	—	本学以外で修得した科目及び実験・実習等の科目で素点では評価しにくい科目等の認定
不合格	F	59点以下	0	不合格

## ●成績照会

成績は Campusmate-J より確認できます。成績開示日については学事暦をご確認ください。

GPA (Grade Point Average) とは、主に欧米の大学で実施されている成績評価指標であり、学生が履修した各授業科目の成績に相当する GP (Grade Point) から、特定の方式によって算出された1単位あたりの平均値のことで、大学における学修成果の達成度を測る1つの指標として用いられています。本学では学生の学修意欲の向上および適切な学修指導に資するとともに教育の国際化を促進することを目的に導入しています。

○算出方法

$$GP = (\text{授業科目の成績 (素点)} - 55) \div 10$$

※合格 (素点 60 点以上) の授業科目について小数点第 1 位となります。

※不合格 (素点 60 点未満) の GP は 0 となります。

※一部の授業科目で GPA 集計除外対象の科目があります。 Ex) 認定科目 (N 評価)

素点	GP	評価	素点	GP	評価	素点	GP	評価	素点	GP	評価
100点	4.5	S	89点	3.4	A	79点	2.4	B	69点	1.4	C
99点	4.4		88点	3.3		78点	2.3		68点	1.3	
98点	4.3		87点	3.2		77点	2.2		67点	1.2	
97点	4.2		86点	3.1		76点	2.1		66点	1.1	
96点	4.1		85点	3.0		75点	2.0		65点	1.0	
95点	4.0		84点	2.9		74点	1.9		64点	0.9	
94点	3.9		83点	2.8		73点	1.8		63点	0.8	
93点	3.8		82点	2.7	72点	1.7	62点		0.7		
92点	3.7		81点	2.6	71点	1.6	61点		0.6		
91点	3.6		80点	2.5	70点	1.5	60点		0.5		
90点	3.5						0-59点		0	F	

$$GPA = \frac{(\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{その授業科目の GP}) \text{の合計}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

※小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位まで算出します。

(計算例)

授業科目名	単位	素点	評価	GP	単位×GP
キリスト教概論Ⅰ	1	80	A	2.5	1×2.5=2.5
キリスト教概論Ⅱ	1	79	B	2.4	1×2.4=2.4
尚綱学	1		N	-	※ GPA 集計除外
哲学	2	42	F	0	2×0=0
法学概論 (日本国憲法)	2	92	S	3.7	2×3.7=7.4
心の科学	2	75	B	2.0	2×2.0=4.0
情報リテラシー	1		N	-	※ GPA 集計除外
基盤演習 (ライティングを含む)	2		N	-	※ GPA 集計除外
健康・スポーツA (講義・実技)	1	96	S	4.1	1×4.1=4.1
キャリアデザインⅠ	2	61	C	0.6	2×0.6=1.2
合計	11				21.6

$$GPA = 21.6 \div 11 = 1.963636 \dots \Rightarrow \underline{1.96}$$

○種類

対象とする期間に応じ、学期 GPA、年度 GPA、通算 GPA がある。

○対象科目

教養教育科目、専門教育科目、他学類専門教育科目

※評価が認定 (N) の科目、資格に関する科目、自由科目、その他各学類が指定する科目は対象外。

○再履修

不合格 [F] の科目を再履修し、単位修得した場合には、不合格時の GP と単位数は算出対象から除外し、新たな評価の GP と単位数を加えて算出。

○活用

- ・成績通知書への記載
- ・入学時特待生の継続資格
- ・2年次以降の履修登録単位数の上限設定
- ・在学時特待生の選考基準
- ・外国人留学生の給付金減免の選考基準
- ・成績不振学生に対する学修指導

▶成績不振学生に対する学修指導  
参照 p.28

▶再履修  
参照 p.19

▶2年次以降の履修登録単位数の上限設定  
参照 p.19



## 13

## 成績不振学生に対する学修指導（発奮）

GPA 制度に関する運用規程により、成績不振学生に対する学修指導に該当する場合は、対象学生に対し次に掲げる学修指導を行います。

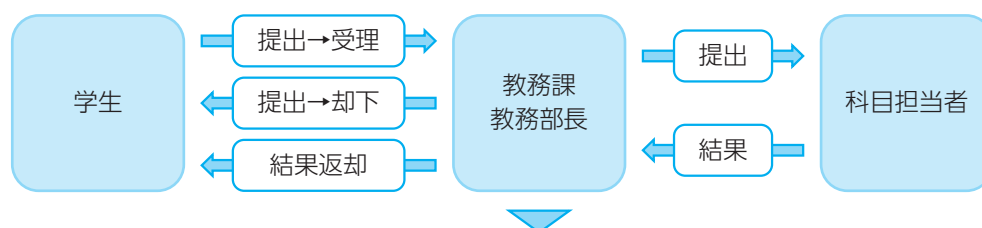
- (1) 年度 GPA1.0 未満となった学生に対しては、本人及び保証人（保護者等）を呼び出し、アドバイザーによる注意と指導を行う。
- (2) 年度 GPA1.0 未満が2回連続し、かつ累積 GPA が 1.0 未満となった学生に対しては、(1)の注意と指導を行い修学の意志がないと認められる場合には、教授会の議を経て、退学勧告を行う。

## 14

## 成績評価確認申立制度

▶成績評価確認申立書  
Campusmate-J にログインし、タブ[キャビネット]－[1. 教務関連資料・各種申請書等]－[3. 履修・成績]よりダウンロードまたは、教務課窓口より受け取る。

成績評価が間違っていると思われる十分な理由がある場合には、原則、成績開示から7日以内であれば、教務課を通し、科目担当者へ「成績評価確認申立書」を提出することができます。しかし、この制度は安易に成績評価の再考・変更を求めるものではなく、成績評価に疑問を持つ確固たる根拠がある場合のみ提出してください。なお、回答や成績訂正に時間がかかる場合もあります。期間の詳細は学事暦を確認してください。



## [成績評価確認申立書受理のチェック項目]

- 成績評価の訂正を懇願する内容になっていないか
- シラバス等の成績評価基準を確認しているか
- 出席状況が常であるか
- 試験（筆記試験またはこれに代わるレポート、製作、実技等）を受けているか
- その他、当該授業担当者から指示された課題に充分に応えているか

### 1. 学都仙台単位互換ネットワーク

学都仙台単位互換ネットワークは、他大学の授業科目を履修し、そこで取得した単位を本学の単位として認定する制度です。この制度の詳細については、掲示で連絡します。

#### ■対象学生

本学に在籍する1～4年生

#### ■申請時期

前期・通年開講：4月中旬 後期開講：9月下旬

#### ■必要書類

単位互換学生（特別聴講学生）願書

#### ■認定時期

前期：9月下旬 後期：3月

#### ■認定方法（評価）

原則として、素点評価され、卒業要件単位数に含まれます。ただし、GPA算出には含まれません。

### 2. 放送大学特別聴講制度

放送大学を活用した単位認定は、テレビ・インターネット等を活用し、本学の指定する放送大学科目を履修し、審議を経て、修得した単位を認定することができます。

#### ■対象学生

本学に在籍する1～4年生（休学者も含む）ただし、1年生は前期開講科目、4年生は後期開講科目の受講ができません。

#### ■申請時期

前期開講：1月中旬～2月初旬 後期開講：6月下旬～7月下旬

#### ■必要書類

放送大学特別聴講学生用出願票

#### ■上限単位

半期：4科目8単位

#### ■認定時期

前期：9月下旬 後期：3月

#### ■認定方法（評価）

放送大学より成績表が本人及び本学へ通知されます。本学での単位認定は以下の表に従い、素点換算を行い、本学成績通知書に表示します。

#### [素点換算表]

区分	放送大学成績評価	本学素点換算
合格	Ⓐ	95
	A	85
	B	75
	C	65
不合格	D	55
	E	45
	未受験	0

#### ▶ Type1

放送大学で単位認定された科目をそのまま、本学授業科目の履修により修得したものとみなし卒業要件単位数に算入します。ただし、GPA算出には含まれません。

#### ▶ Type2

放送大学で単位認定された科目を、指定された本学の科目に読み替えて認定し、卒業要件単位数に算入します。

#### ▶学都仙台単位互換ネットワーク

[http://www.gakuto-sendai.jp/for\\_s/](http://www.gakuto-sendai.jp/for_s/)

#### [協定締結校]

石巻専修大学、仙台白百合女子大学、仙台大学、東北学院大学、東北芸術工科大学、東北工業大学、東北生活文化大学、東北大学、東北福祉大学、東北文化学園大学、東北医科薬科大学、宮城学院女子大学、宮城教育大学、宮城大学、聖和学園短期大学、東北生活文化大学短期大学部、仙台高等専門学校、放送大学、仙台青葉学院短期大学、宮城誠真短期大学、仙台赤門短期大学

#### ▶放送大学特別聴講制度

本学と放送大学との間で「単位互換に関する覚書」を締結しており、双方の大学の規則（本学では、「放送大学との単位互換における指定科目の受講に関する細則」）に定めるところにより、本学の学生が放送大学の科目を受講し、単位を修得することが可能。



### 3. 入学前の既修得単位

入学前に、他大学・高大連携（尚絅学院高校）において修得した単位は、本人の申し出により、教育上有益と認める場合は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

#### ■対象学生

1年生

#### ■申請時期

入学時（4月初旬）

#### ■必要書類

- ① 既修得単位認定願書
- ② 他大学または尚絅学院高校の成績証明書
- ③ 履修科目の授業内容（シラバス等）※尚絅学院高校は除く

#### ■上限単位

60単位

#### ■認定時期

5月中旬

#### ■認定方法（評価）

N（認定）

▶海外協定大学  
参照 p.36～38

### 4. 海外協定大学における単位認定

留学先で修得した単位は、本人の申し出により、教育上有益と認める場合は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

#### ■対象学生

本学に在籍する1～4年生（休学者も含む）

#### ■申請時期

随時

#### ■必要書類

- ① 単位振替願書
- ② 履修科目の授業内容（シラバス等）
- ③ 留学先大学で発行した履修科目の授業時間数、成績及び履修単位を証明するもの

#### ■上限単位

60単位

#### ■認定時期

随時

#### ■認定方法（評価）

N（認定）

▶国内協定大学  
参照 p.38

### 5. 特別単位互換学生派遣制度（国内留学）

本学に在籍しながら、半期もしくは1年間、国内協定大学にて学生生活を送ることができる制度です。協定大学で修得した単位は、本学の単位として認定しています。この制度の詳細については、掲示で連絡します。

#### ■対象学生

1年次課程を修了した者、もしくは修了見込みの者

#### ■申請時期

10月頃

#### ■必要書類

特別単位互換学生履修願書

#### ■認定時期

前期：9月下旬      後期：3月

## ■認定方法（評価）

原則として、素点評価され、卒業要件単位数に含まれます。所属学類の授業科目の内容と整合性が確認できる場合には、本学科目への読み替えとして単位認定を行う場合があります。本学科目への読み替えとして認められた科目については、GPA 算出に含まれません。

## 6. 技能審査

認定基準表で指定する技能試験の級や点数を取得した場合、本人の申し出により本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

### ■対象学生

本学に在籍する1～4年生

### ■申請時期

入学前取得の場合：入学時（4月初旬）

入学後取得の場合：認定される授業科目評価前（前期：8月末、後期：1月末）

### ■必要書類

- ① 既修得単位認定願書
- ② 取得級及び点数を証明する認定証のコピー

### ■認定時期

随時

### ■認定方法（評価）

N（認定）

### ■認定基準表

取得した検定の級・点数より、認定を希望する授業科目を選択してください。

名 称	級・点数	認定する授業科目	単位数	備 考
実用英語技能検定	2 級	英語リーディング 資格英語	2	2 科目 4 単位より、 1 科目 2 単位を選択
	準 1 級	英語リーディング 英語ライティング 資格英語	4	3 科目 6 単位より、 2 科目 4 単位を選択
TOEFL iBT (インターネット版)	56～69 点	英語リーディング 資格英語	2	2 科目 4 単位より、 1 科目 2 単位を選択
	70 点以上	英語リーディング 英語ライティング 資格英語	4	3 科目 6 単位より、 2 科目 4 単位を選択
TOEFL CBT (コンピュータ版)	160～199 点	英語リーディング 資格英語	2	2 科目 4 単位より、 1 科目 2 単位を選択
	200 点以上	英語リーディング 英語ライティング 資格英語	4	3 科目 6 単位より、 2 科目 4 単位を選択
TOEFL PBT (ペーパー版)	460～519 点	英語リーディング 資格英語	2	2 科目 4 単位より、 1 科目 2 単位を選択
	520 点以上	英語リーディング 英語ライティング 資格英語	4	3 科目 6 単位より、 2 科目 4 単位を選択
TOEIC	500～639 点	英語リーディング 資格英語	2	2 科目 4 単位より、 1 科目 2 単位を選択
	640 点以上	英語リーディング 英語ライティング 資格英語	4	3 科目 6 単位より、 2 科目 4 単位を選択

### ▶入学前取得の場合

オリエンテーション及び  
掲示にて連絡される所定  
の期日（4月初旬）を過  
ぎた場合は申請できませ  
ん。

## 7. SP (SHOKEI・POINT) プログラム

SHOKEI・POINTプログラム（以下、SPプログラム）とは、学生の『自ら学び、活動する姿勢』を応援し、評価・認定する科目です。

教養教育科目の「チャレンジポートフォリオⅠ～Ⅲ」は、学生諸君の“チャレンジ精神を持って自ら学び活動する姿勢”を大学として応援し、その学びや活動の成果を評価・認定する科目です。大学が指定する講演会・公開講座の受講、各種資格・検定試験、ボランティアなどの活動と成果をポートフォリオとして蓄積し、15ポイント貯め、申請をすると、1単位が認定されます。具体的な履修方法などについては、ガイダンスやラーニングステーションでの掲示などで確認してください。また、不明な点があれば教務課（本館2階）にお問い合わせください。

### ■対象学生

本学に在籍する1～4年生

### ■申請時期

○参加証明書

随時（ただし、4年生については7月末まで）

○単位認定申請書

入学前取得の場合：入学時（4月初旬）

入学後取得の場合：認定される授業科目評価前（前期：7月末 後期1月末）

（ただし、4年生については7月末まで）

### ■必要書類

- ① SPプログラム参加証明書
- ② チャレンジポートフォリオ単位認定申請書
- ③ SHOKEI POINT 台帳
- ④ SPプログラム振り返り

### ■認定区分

「チャレンジポートフォリオⅠ～Ⅲ」はキャリアライフデザイン科目群の単位として認定されます。

「チャレンジポートフォリオⅠ～Ⅲ」の認定ポイントの45を超えたポイントは自由科目での認定となります。

### ■認定時期

成績開示時

### ■認定方法（評価）

N（認定）

### 1. 進級基準

0.5

第2年次終了までに、通算 GPA が ~~1.0~~ 未満の場合は、原則として3年次に進級できません。

0.5

さらに健康栄養学類では、教育の特性並びに上位学年での履修を考慮し GPA ~~1.0~~ 未満の他に学類での進級基準を以下のように定めています。

基準：2年次終了までに1年次及び2年次に開設される専門教育科目の卒業必修科目のうち、未修得科目が8科目以上ある場合は、3年次への進級を認めない。

Campusmate-J で履修登録の際に必修科目の修得状況を確認するために【進級卒業見込判定】のメニューがありますので、各自で修得状況を確認するようにしてください。

▶履修登録・時間割の組み方  
参照 p.18

### 2. 卒業

#### ■卒業要件

- ・修業年限を満たしていること。  
4年以上（8年以内）在学（休学期間を除く）
- ・卒業要件単位数を満たしていること
- ・総単位数が124単位以上であること。

※卒業の可否は最終学年の成績開示時（3月上旬）に Campusmate-J より確認することができます。

▶卒業要件単位数  
p.16 及び各学類カリキュラム表参照

#### ■卒業延期

卒業要件を満たせず、在学期間を延長し学修を継続する場合を「卒業延期」といいます。3月上旬に卒業要件に満たなかった学生へは、郵送物送付先住所へ保証人と連名で「卒業延期に関わる文書」「面談のお知らせ」を書面で郵送します。その後、学生本人と保証人（保護者）の方とアドバイザーで面談を行い、今後の学修計画を立てていきます。

#### ■9月卒業

卒業延期後に、卒業要件を満たした場合、9月に卒業できる制度です。

### 3. 休学

病気その他のやむを得ない理由で3ヶ月以上授業に出席することができない学生は休学を願い出ることができます。

#### ■休学期間

前期休学の場合4月1日～9月30日、後期休学の場合10月1日～3月31日、1年間休学の場合4月1日～3月31日となります。

- ・休学の期間は1年以内としますが、特別の理由がある場合は引き続き許可を願い出ることができます。
- ・休学の期間は通算4年を超えることはできません。
- ・休学の期間は在学年数に算入されません。
- ・休学の期間が過ぎても、復学や休学の手続を行わない場合は除籍となる場合があります。
- ・年度を跨いで休学はできません。年度を跨ぐ場合は、新たな年度に再手続きを行ってください。
- ・学期途中で休学する場合の成績の記載については、「放棄（K）」と表記します。

#### ■休学期間の授業料

休学期間中は原則授業料を徴収しません。ただし、学期途中で休学する場合、当該学期分の所定の納付金を納入しなければならず、未納の場合は、休学願を受理できません。

#### 4. 復学

休学期間が満了し、休学の事由が解消した場合に学生は復学することができます。

##### ■復学時期

休学期間終了時、翌日（前期4月1日または後期10月1日）

##### ■復学学年

復学する学年は原則休学が発生した学年となります。

##### ■復学した際の進級学年

進級時期は前期（4月）のみとなり、後期（9月）進級はありません。各年次で2セメスター以上の在学を必要とするため、休学期間や時期により進級時期が異なります。

1年生		2年生		3年生		4年生	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター

#### 5. 留年

「休学」や「停学」等の理由により、必要な在学月数を満たさない場合や、進級するために必要な単位数に達していないまま、引き続き原級にとどまることを「留年」といいます。

#### 6. 停学

大学が学則等に違反した学生に対し、一定期間登校を停止することをいいます。停学期間は在学年限に含めますが、修業年限には含めないものとしています。

#### 7. 退学

病気や進路変更など、やむを得ない理由により学業を続けられなくなった場合は退学を願い出ることができます。なお、学期途中で退学する場合、当該学期分の所定の納付金を納入しなければならず、未納の場合は、退学願を受理できません。また、納入手続きを行わない場合は除籍となる場合があります。

##### ■除籍退学

以下に該当する場合には除籍退学の対象となります。（学則26条）

- ① 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- ② 第8条に定める在学年限を超えた者
- ③ 第24条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- ④ 長期にわたり行方不明の者
- ⑤ その他就学継続の意思がないと認められる者

## ●異動時期と学費の取り扱い

異動願書の提出期日、協議日及び異動日は、原則以下の表の通りとなります。

時期	提出期日	異動	異動日	学納金の有無
4月	3月31日	退学	3月31日	前期学納金不要
		休学	4月1日	
		復学	4月1日	
5月	4月30日	遡り退学	3月31日	前期学納金不要
		遡り休学	4月1日	
6月	5月31日	退学	5月31日	前期学納金要
		休学	6月1日	
7月	6月30日	退学	6月30日	前期学納金要
		休学	7月1日	
9月	8月31日	退学	9月30日	次期学納金不要
		次期休学	10月1日	
		次期復学	10月1日	
	-	除籍	教授会日	
時期	提出期日	異動	異動日	学納金の有無
10月	9月30日	退学	9月30日	後期学納金不要
		休学	10月1日	
		復学	10月1日	
11月	10月31日	遡り退学	9月30日	後期学納金不要
		遡り休学	10月1日	
12月	11月30日	退学	11月30日	後期学納金要
		休学	12月1日	
1月	12月28日	退学	12月31日	後期学納金要
		休学	1月1日	
2月	1月31日	退学	1月31日	後期学納金要
3月	-	除籍	判定教授会日	
	2月 末日	退学	3月31日	次期学納金不要
		次期休学	4月1日	
		次期復学	4月1日	

## 8. 転学類

現在所属する学類から他の学類へ転学類を希望し、希望学類より転学類の受入れが公示され、アドバイザーへ相談のもと、教務課へ所定の手続きを行うと、転学類の試験を受験することができます。

### ■対象学年

2～4年次

### ■公示時期

12月中旬～1月下旬

希望学類の定員に欠員等があり、受入が可能な場合のみ公示

### ■出願時期

1月中旬～下旬

### ■必要書類

①転学類願書（所定様式）、②成績（単位修得）証明書、③選考料（20,000円）

### ■スケジュール

- ・受入学類の選考 2月下旬 書類選考、筆記・面接等の方法
- ・異動の許可 3月上旬
- ・異動の時期 次年度 4月1日

### ■異動学年

転学類前の単位修得状況等によって決定されます。

### ■単位認定

- ①同一授業科目や読み替えのできる授業科目は個別認定をします。その他の転学類以前の専門教育科目の単位は、他学類専門教育科目の区分に算入します。
- ②成績の記載については、同一授業科目の認定の場合は、転学類以前の成績評価をそのまま表記し、読み替えによる認定の場合は「認定（N）」と表記します。

## 9. 再入学

退学又は除籍退学となり、再入学を希望する場合は、退学又は除籍退学になってから3年以内に限りです。

### ▶転学類

子ども学類、健康栄養学類への転学類は認められません。学校教育学類への転学類は、子ども学類からの2年次への転学類に限り、受け入れます。



## ■海外協定大学

本学と友好協力協定を結んでいる大学です。交換留学協定を結んでいる大学とは交換留学など国際交流プログラムを実施しています。海外留学については、大学 WEB サイト国際交流センターのページを参照してください。

## 北米

## アメリカ ジャドソン大学



学校名	ジャドソン大学 Judson University
創立	1963年 協定締結 2004年
所在地	米国 イリノイ州エルジン
URL	<a href="http://www.judsonu.edu/">http://www.judsonu.edu/</a>
概要	バプテスト系4年制大学・大学院
分野	建築、美術、教育、歴史、スポーツ科学など50以上の幅広い専攻分野がある
留学条件	英検準1級または、TOEFL iBT 79以上 学生寮あり

## アメリカ シカゴ心理専門職大学院



学校名	シカゴ心理専門職大学院 The Chicago School of Professional Psychology
創立	1979年 協定締結 2016年
所在地	米国 イリノイ州シカゴ
URL	<a href="http://www.thechicagoschool.edu/">http://www.thechicagoschool.edu/</a>
概要	心理学専門大学院。シカゴのほかLA、ワシントンDCにもキャンパスを持ち、特に臨床心理士の専門教育で国内外から高く評価されている。
分野	臨床心理学、カウンセリング・スクール・産業・ビジネス心理学、応用行動分析ほか

## アメリカ オリンピック・カレッジ



学校名	オリンピック・カレッジ Olympic College
創立	1946年 協定締結 2018年
所在地	米国 ワシントン州プレマートン
URL	<a href="http://www.olympic.edu/">http://www.olympic.edu/</a>
概要	ワシントン州立のコミュニティ・カレッジ。2年制、4年制学士課程のほか、大学編入課程など様々な過程を擁し、全米トップ10コミュニティ・カレッジの常連。
分野	社会学、経営学、工学、環境学、教育学、芸術学などの専門分野のほか、英語集中コースがある
留学条件	英検2級Aレベルに達しない場合は集中英語コースを受講する必要がある。学生寮、ホームステイあり

## アジア

## 中国 大連理工大学



学校名	大連理工大学 Dalian University of Technology
創立	1949年 協定締結 2012年
所在地	中国 遼寧省大連市
URL	<a href="http://www.dlut.edu.cn/">http://www.dlut.edu.cn/</a>
概要	中国教育部直属の重点大学で、理工系学科を主とする総合大学・大学院。経営学、教育学、語学等の人文系コースも充実。
分野	語学（中国語）留学の場合、外国語学院の英語学部、日本語学部、ロシア語学部の授業科目も履修可能
留学条件	中国語検定試験 HSK 5級に達しない場合は中国語の語学留学となる。学生寮あり

### 中国 浙江越秀外国語学院



学校名 浙江越秀外国語学院  
Zhejiang Yuexiu University of Foreign Languages  
創立 1981年 協定締結 2016年  
所在地 中国 浙江省紹興市  
URL <http://www.yxc.cn/>  
概要 浙江省にある唯一独立設置された4年制の外国語学院。9言語による約30の国際関連専攻を設けている。  
分野 中国語、英語、日本語、韓国語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、アラビア語、イタリア語  
留学条件 学生寮あり

### 中国 嶺南師範学院



学校名 嶺南師範学院  
Lingnan Normal University  
創立 1904年 協定締結 2019年  
所在地 中国 広東省湛江市  
URL <http://www.lingnan.edu.cn>  
概要 1636年創立の「雷陽書院」を源流とする教員養成大学。2万人以上の学生が学んでいる。  
分野 文学・メディア、法・政治、外国語、教育、情報工学、数学統計、物理、化学、生命科学、経営、体育、美術、音楽、電子工学ほか

### 韓国 培材大学



学校名 培材大学  
Pai Chai University  
創立 1885年 協定締結 2016年  
所在地 韓国 大田広域市  
URL <http://www.pcu.ac.kr/>  
概要 ミッション系4年制大学。50以上の学科と大学院を設けている。  
分野 語学、経営、福祉、IT、理工、レジャー、文化ほか  
留学条件 TOPIK 3級に達しない場合は付属の語学韓国語コースを受ける必要がある。学生寮あり

### 台湾 弘光科技大学



学校名 弘光科技大学  
Hungkuang University  
創立 1967年 協定締結 2015年  
所在地 台湾 台中市  
URL <http://www.hk.edu.tw>  
概要 台中市にキャンパスを置く4年制大学。5学部20以上の学科と大学院を設けている。  
分野 英語、福祉、レジャー、文化創造、食品化学、幼児保育、理工系、医療系ほか  
留学条件 留学生用中国語コースあり。学生寮あり


### ベトナム ダナン大学師範大学



学校名 ダナン大学師範大学  
University of Danang - University of Science and Education  
創立 1994年 協定締結 2018年  
所在地 ベトナム ダナン市  
URL <http://en.ued.udn.vn/>  
概要 ベトナム中部のダナン市にメインキャンパスを置く、国立ダナン大学傘下の4年制教育大学。  
分野 小学校教育、幼児教育のほか、数学、化学、物理、歴史、地理などの専門科目がある  
留学条件 ベトナム語で授業を受けられること。学生寮あり

## ヨーロッパ

<b>ロシア ハバロフスク地方芸術専修大学</b> 	<b>学 校 名</b>	ハバロフスク地方芸術専修大学 Khabarovsk Regional College of Arts
	<b>創 立</b> <b>所 在 地</b> <b>U R L</b> <b>概 要</b> <b>分 野</b>	1935年 協定締結 2016年 ロシア 極東連邦管区ハバロフスク市 <a href="http://www.hkki.ru/">http://www.hkki.ru/</a> ロシア ハバロフスクにキャンパスを置く男女共学4年制芸術大学。 舞台芸術音楽、ピアノ、オーケストラ弦楽器・管楽器、声楽、音楽音響技術、装飾美術工芸、絵画、地方芸術小学校ほか

<b>ロシア ロシア国立芸術学研究所</b> 	<b>学 校 名</b>	ロシア国立芸術学研究所 State Institute for Art Studies
	<b>創 立</b> <b>所 在 地</b> <b>U R L</b> <b>概 要</b> <b>分 野</b>	1944年 協定締結 2017年 ロシア モスクワ市 <a href="http://sias.ru/">http://sias.ru/</a> ロシア国内と諸外国の芸術を総合的に扱うロシアの主導的な研究拠点である大学院大学。 ロシア芸術文化（絵画・彫刻、実技芸術他） 外国芸術文化（欧州古典芸術、地域文化、現代芸術他） 芸術の社会機能（総合芸術理論、文化政治分野他）


<b>ロシア 国立ゲルツェン教育大学</b> 	<b>学 校 名</b>	国立ゲルツェン教育大学 Herzen State Pedagogical University of Russia
	<b>創 立</b> <b>所 在 地</b> <b>U R L</b> <b>概 要</b> <b>分 野</b>	1797年 協定締結 2019年 ロシア サンクトペテルブルク市 <a href="https://www.herzen.spb.ru/en/">https://www.herzen.spb.ru/en/</a> サンクトペテルブルグの中心部に位置する、ロシア最古の教育系大学。11学部、11学院、6研究所におよそ2万人の学生が学んでいる。 音楽芸術、外国語、経済経営、体育、心理学、教育学、特別支援教育、幼児教育、情報工学、哲学、生物、地理、数学、化学、社会学、歴史ほか

## オセアニア

<b>オーストラリア サザンクロス大学</b> 	<b>学 校 名</b>	サザンクロス大学 Southern Cross University
	<b>創 立</b> <b>所 在 地</b> <b>U R L</b> <b>概 要</b> <b>分 野</b> <b>留学条件</b>	1994年 協定締結 2022年 オーストラリア NSW州リズモア、QLD州ゴールドコースト他 <a href="https://www.scu.edu.au/">https://www.scu.edu.au/</a> ニューサウスウェールズ州とクィーンズランド州にキャンパスを持つ1994年に創立した比較的新しい公立大学。小規模で自然環境に恵まれたアットホームな雰囲気。人文、ビジネス、芸術、法、観光、教育、健康、環境など。世界唯一のサーフィン学もある。語学学校が付属しており語学留学も可能。 語学レベルにより、付属語学学校での英語コースを受講する必要がある。

## 国内協定大学

本学と学生交流に関する協定を締結し、派遣および受け入れが可能となっている国内の大学です。

<b>関東学院大学</b> 	<b>学 校 名</b>	関東学院大学
	<b>創 立</b> <b>所 在 地</b> <b>U R L</b> <b>概 要</b> <b>分 野</b> <b>留学条件</b>	1884年 協定締結 2019年 神奈川県横浜市 <a href="http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/">http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/</a> 横浜市に3つのキャンパスを有し、11学部を持つ総合大学。本学と同様に、1800年代末にアメリカ（北部）・バプテスト教会を源流として設立された、キリスト教主義の大学。 国際、社会、経済、経営、法律、地域創生、理工、建築・環境、人間共生、教育、栄養、看護 半期・通年から選択。学生寮あり



「言語インテンシブコース」とは、所属する学類の学びを越え、特に身につけたい語学（英語、韓国語、中国語等）を集中的にトレーニングすることで、言語リテラシーを育むコースです。

### 1. 履修方法

#### ○選抜条件・方法（英語コース）

「英語アチーブメントテスト」（4月上旬オリエンテーション時）の受験を条件とし、希望者の中から、15名程度を選抜する。

#### ○選抜条件・方法（韓国語コース・中国語コース）

「韓国語Ⅰ」および「韓国語Ⅱ」、あるいは「中国語Ⅰ」および「中国語Ⅱ」の単位を修得したことを条件とし、当該科目の成績等を考慮に入れて、希望者の中から各コースそれぞれ15名程度を選抜する。

#### ○手続き

言語インテンシブコースを希望する際には、ガイダンスに出席し、選抜条件を満たしていることを確認のうえで、「履修願」を教務課へ提出してください。また、Campusmate-Jの資格申請にて資格の申請を行ってください（P.24参照）。選抜条件を満たさない場合には履修願は自動的に破棄されます。なお、選抜後に履修放棄をしたい場合にも「履修放棄願」の提出が必要となります。

### 2. 修了

定められた要件の単位修得をした学生に「言語インテンシブコース修了証書」を授与します。

### 3. 授業科目及び修得要件

#### ○英語コース

[必修科目]

区分	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	備考
A	Listening and Speaking I	1	②	16 単位	区分 A の科目をすべて履修し、Listening and Speaking IV および Reading and Writing IV の単位を修得しなければ、区分 B の履修は認めない。
	Listening and Speaking II	1	②		
	Listening and Speaking III	1	②		
	Listening and Speaking IV	1	②		
	Reading and Writing I	1	②		
	Reading and Writing II	1	②		
	Reading and Writing III	1	②		
	Reading and Writing IV	1	②		
B	Academic Writing I	2	②	16 単位	区分 B のすべての科目を履修し、Academic Writing II、Academic Reading II、Oral Presentation II、Discussion Skills II の単位を修得すれば、本コースの修了を認める。
	Academic Writing II	2	②		
	Academic Reading I	2	②		
	Academic Reading II	2	②		
	Oral Presentation I	2	②		
	Oral Presentation II	2	②		
	Discussion Skills I	2	②		
	Discussion Skills II	2	②		

※上記区分 A は卒業に必要な 124 単位数に含まれない「自由科目」となります。

[推奨科目] (人文社会学類のみ)

区分	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	備考
学類専門科目	英文法	2	2	-	左記の科目を履修することで、コース修了後にも、継続的な英語学修が可能となります。
	英語学概論	2	2		
	英語史	3	2		
	英語音声学	3	2		
	英語発音・聴解演習	3	2		
	異文化コミュニケーション学	3	2		
	英米文学論	3	2		
	英米文学演習	3	2		
演習科目	卒業研究Ⅰ	3	4	-	卒業研究Ⅰ・Ⅱにおいて継続的に英語系の演習授業を受講することで、さらなる英語学修や教職免許取得へ向けたトレーニングとなります。
	卒業研究Ⅱ	4	6		

[推奨科目] (全学群向け)

区分	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	備考
言語コミュニケーション科目	英会話 (リスニング・スピーキング)	1	2	-	教養教育科目の中のコモンベシックス科目から左記科目を選択し、さらに英語を学ぶことができます。
	英語ライティング	1	2		
	発展リーディング	2	2		
	英語で学ぶ文化	2	2		
	資格英語	2	2		

○韓国語／中国語コース 授業科目及び修得要件

[必修科目]

区分	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	備考
A	韓国語Ⅰ	1	②	4単位	どちらかの語学Ⅰ、Ⅱをセットで履修。
	韓国語Ⅱ	1	②		
	中国語Ⅰ	1	②		
	中国語Ⅱ	1	②		
B	実践韓国語Ⅰ	2	②	8単位	どちらかの語学をⅠ～Ⅳまで履修。区分Aを履修し、単位を修得しなければ区分Bの履修は認めない。
	実践韓国語Ⅱ	2	②		
	実践韓国語Ⅲ	2	②		
	実践韓国語Ⅳ	2	②		
	実践中国語Ⅰ	2	②	8単位	
	実践中国語Ⅱ	2	②		
	実践中国語Ⅲ	2	②		
	実践中国語Ⅳ	2	②		

[推奨科目]

区分	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	備考
演習科目	東アジア文化演習Ⅰ	3	2	-	コース修了後に履修することで、より実践的な語学力を身につけて、現地実習に臨むことができる。
	東アジア文化演習Ⅱ	3	2	-	

※但し、言語インテンシブコースについては、履修登録の内容によっては受講ができない場合があります。

カリキュラム

大 学



# 教育課程（カリキュラム）

## 1. 教育課程（カリキュラム）表の見方

教育課程（カリキュラム）表とは、各学類のページにて卒業必修科目や資格要件、学修目標について記載しているものになります。カリキュラム表には履修登録や、資格取得、卒業の際に大切な情報が掲載されていますので、各自必ず確認してください。

### ●カリキュラム表項目

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標								
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働能力	挑戦する力
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧						⑨		

### ●項目の概要

① 科目区分	到達目標を達成するために教育課程をいくつかの区分に分けて、編成しています。
② ナンバリング	カリキュラム区分、分野、レベルに応じ、ナンバーにより分類することで、学修の段階や順序などを表しています。(p.48 参照)
③ 授業科目名	科目名
④ 開講年次	表記している学年以上の学生が履修することができます。
⑤ 単位数	授業科目の単位数を記載しています。なお、卒業要件単位数に換算されない「自由科目」の単位数は（ ）で表記します。
⑥ 修得要件	卒業するために必要な条件単位数を記載しています。
⑦ 授業形態	講義や実験・実習などの授業形態を示し、講義科目は「講」、実験・実習科目は「実」、演習科目は「演」と記載しています。
⑧ 学修目標 (全学共通)	科目を履修することにより、どのような能力を身につけることができるかを、ディプロマ・ポリシーとの関連性で可視化したもの(カリキュラム・マップ)です。もっとも関連性の深い項目には「◎」、関連性のある項目には「○」を記載しています。
⑨ 学修目標 (各学類)	全学共通の項目が9つある他、専門教育科目には3～4つの学類独自の項目があります。

## 2. 学修目標

授業を受講することにより、みなさんが身につけられる力は以下の通り9項目あり、このほかにも学類独自に身につけられる力もありますので、カリキュラム表及びシラバスを確認してください。

共感力	相手の感情、思考、行動を理解・受容し、その人の立場に立って配慮した行動をとることができる。
倫理観、社会的責任感	自己の良心と、社会の規範やルールの趣旨を理解した上で、それらに従って適切に行動でき、自ら積極的に提案したり関与したりすることができる。また、自ら内省し、他者のもつ倫理観や考え方を尊重する行動もできる。
コミュニケーション能力	他者の主張と自分の意見や考えを話し合いながら調整して、互いに納得できる結論を導き出した上で、新たな信頼関係や協働につなげることができる。
基礎的・汎用的知識やスキル (専門分野に限らず一般教養も含む)	修得した様々な知識を総合的に理解し、その関連を説明できる。また、新たな情報も加え、自身の目標達成や社会的・公共的な目的のために活用することができる。
批判的思考力・創造的思考力	課題に関する客観的な情報や様々な意見などに対して、自分の先入観・偏見に留意しながら批評ができ、独自の仮説・アプローチで検討する、または新しい構想や提案を行うことができる。
グローバルな視野・地域的志向	地域社会および国際的な視点を身に付けたうえで、それらの視点を踏まえて現実的課題の解決に向けたビジョンを描き、行動を起こすことができる。
自己管理能力	日常生活の管理を行っており、より具体的な行動計画を立てて行動することができる。予想外の事態に臨機応変に対応できる。
協働力	自ら他者に働きかけ、課題解決など全体の目標達成のためチームを動かし、率先して行動することができる。
挑戦する力	常により高い目標を定め、達成しようと努力する。失敗しても改善のための方策を検討し、あきらめず繰り返し挑戦する。

### 3. ナンバリング

ナンバリングとは、授業科目をカリキュラム区分、分野、レベルに応じ、ナンバーにより分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系的性を明示する仕組みです。

#### ●教養教育科目で1年生の科目（例）

**1 0   L I B   a   1 0 1**

① カリキュラム区分	② 分野別コード	③ 分野別小コード	④ レベルと科目
10：教養教育科目 20：人文社会学類 30：心理学類 40：子ども学類 50：学校教育学類 60：健康栄養学類	分野を3文字のアルファベットで表記します。	②分野別コードをさらに細かい区分に分ける場合があります。	1桁目は履修学年、2～3桁目で同一分野・レベル内での順番を示しています。  100番台：1年次相当科目 200番台：2年次相当科目 300番台：3年次相当科目 400番台：4年次相当科目

#### ●分野

以下の通り、分野によってコードを付与しています。

#### [教養教育科目]

分 野	分野別コード	分野別アルファベット
初年次教育	FYE	First-Year Education
文学	LIT	Literature
芸術学	ART	Art studies
哲学	PHI	Philosophy
思想と倫理の世界	WTE	World of thoughts and ethics
歴史と人間社会	HHS	History and human society
人間と文化	PCU	People and culture
宗教学	RES	Religious studies
社会学	SOC	Sociology
地理学	GEO	Geography
社会科学一般	OSO	Other social sciences
法学	LAW	Law
経済学	ECO	Economics
心理学	PSY	Psychology
生命と自然	LNA	Life and nature
化学一般	OCH	Other chemistry
生活科学	HUS	Human life science
英語	ENG	English
ドイツ語	GER	German
フランス語	FRE	French
韓国語	KOR	Korean
中国語	CHN	Chinese
日本語	JPN	Japanese
リテラシー教育	LTE	Literacy Education
健康・スポーツ科学	HES	Health/Sports science
キャリアライフデザイン	CLD	Career and Life Design
チャレンジポートフォリオ	CHP	Challenge portfolio

[専門教育科目]

	分野	分野別コード	分野別アルファベット	
人文社会学類	専門基礎	ILC	Introductory Level Courses	
	専門応用	ALC	Applied Level Courses	
	総合科目	THE	Thesis	
	教職課程	TLP	Teacher's License Program	
	言語インテンシブ	LIC	Language Intensive Course	
	データ分析インテンシブ	DIC	Data Intensive Course	
	学芸員資格関連 (自由科目)	CUC	Curator Course	
人文社会学類 (分野別小コード)	人文社会導入	h	Humanities and Social Sciences	
	現代社会	c	Contemporary Society	
	地域実践	r	Regional Activity	
	共生環境	e	Environmental Sciences for Sustainability	
	国際文化	i	International Liberal Arts	
	メディア表現	m	Media Studies	
心理学類	学群共通科目	PEB	Psychology and Education , Basic	
	心理学基礎科目	BPC	Basic Psychology Courses	
	基礎心理学	GPC	General Psychology Courses	
	実践心理学	PPC	Practical Psychology Courses	
	心理学関連科目	OPC	Other Psychology Courses	
	実習演習科目	PRA	Practicum	
子ども学類	学群共通科目	PEB	Psychology and Education , Basic	
	専門基礎科目	CBS	Child Basic Subjects	
	子どもの心理と健康	CPH	Child Psychology and Health	
	子どもの福祉	CWE	Child Welfare	
	子どもの保育と教育	CNE	Child Nursing and Education	
	子どもの文化と社会	CCS	Child Culture and Society	
	関連科目	CRS	Child related education subjects	
	総合科目	THE	Thesis	
学校教育学類	学群共通科目	PEB	Psychology and Education , Basic	
	小学校教育科目 教職基礎理解科目	ETB	Elementary school Teacher training Basic	
	小学校教育科目 教科及び教科の指導法に関する科目	ETM	Elementary school Teaching Method	
	特別支援教育科目	SSE	Special Support Education	
	中学校教育科目 教科及び教科の指導法に関する科目 (国語)	JJT	Junior high school Japanese language Teaching method	
	中学校教育科目 教科及び教科の指導法に関する科目 (保健体育)	JPT	Junior high school Physical and health education Teaching method	
	教育実践科目	EPS	Education Practice Subject	
	専門発展科目	SDS	Specialty Development Subject	
	総合科目	SIS	School education Integrated Subject	
	自由科目	FES	Free Elective Subjects	
	健康栄養学類	専門教育科目	HLN	HealthNutrition

# 教養教育科目

## 1. 教養教育科目の特徴

大学に学ぶ学生に求められる広く豊富な教養の修得、さらにさまざまな問題を抱えた現代社会の様相を広い視野で洞察する目を養い、総合的な判断力を培うことを重視する観点から、本学の建学の精神の基盤となるキリスト教関連科目（3科目3単位以上）、人文科学（2単位以上）、社会科学（2単位以上）、自然科学（2単位以上）、芸術・スポーツ（2単位以上）、学際・地域・国際（4単位以上）、情報科学（4単位以上）の尚綱 STEAM 科目の履修を課しています。また、教養教育科目は専門教育に向けた関心や動機付けを積極的に形成する役割も担っているという考えから、コモンベーシックス（10単位以上）やキャリアライフデザイン（4単位以上）科目の履修を求めています。

### ●尚綱コア

自校教育（建学の精神、キリスト教）を中心とした科目

### ●尚綱 STEAM

現代社会と人間、あるいは人間と自然との関わりを理解し、文理横断に芸術・スポーツを加えたの複合的な視点からその課題についての学問的アプローチを学ぶ科目を配置しています。幅広い分野の履修を促すため、人文科学、社会科学、自然科学、芸術・スポーツ、学際・地域・国際、情報科学の分野に分けた科目

### ●コモンベーシックス

大学での学びを深めるための汎用的知識とスキルを獲得する科目および、グローバル化する社会の中で必要とされる知識とコミュニケーション能力を身につける科目

### ●キャリアライフデザイン

キャリア教育の目的を、内定獲得までの「就活」に限定することなく、長期に渡るライフデザインにも対応できるように位置づけ、この区分に心と体の健康を維持するための知識修得、スポーツを通じた実践も含めた自己管理能力を養う科目を含めて、一人ひとりのキャリア形成と生活に関する科目

# 教養教育科目「カリキュラム系統図」

# 全学類共通

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
尚 網 コ ア	キリスト教概論 I 尚 網 学	キリスト教概論 II						
人 文 科 学	哲 学	倫 理 学	日 本 の 言 語 文 化	日 本 近 代 史 と キ リ ス ト 教				
社 会 科 学	法学概論 (日本国憲法)	市 民 教 育	キリスト教と現代社会 人 権 論			福 祉 社 会 論		
自 然 科 学	基 礎 化 学	心 の 科 学	生 活 と 化 学	植 物 の 科 学				
芸 術 ・ ス ポー ツ	健康と栄養	生 命 の 科 学			生 活 環 境 論			
学 際 ・ 地 域 ・ 国 際	健康・スポーツA (講義・実技)	芸 術 論	健康・スポーツB (講義・実技)					
情 報 科 学	キリスト教と音楽	音 楽 と 表 現						
	グローバル化と異文化社会の理解	日 本 と ア ジ ア の 歴 史	異 文 化 理 解	東 北 の 歴 史 と 文 化	東 北 の 産 業 と 地 域 社 会	東 北 の 産 業 と 地 域 社 会	東 北 の 産 業 と 地 域 社 会	異 分 野 コ ラ ボ レ シ ョ ン 演 習
	情報リテラシー	A I 社 会 と デー タ サ イ エ ンス		世 界 の 宗 教 と 文 化				
		情 報 処 理 演 習						
	基礎演習 (ライティングを含む)		日 本 語 表 現 法					
	英語コミュニケーション	英 語 リ ー デ ィ ン グ	発 展 リ ー デ ィ ン グ					
	英語ライティング	英 会 話 (リスニング・スピーキング)	資 格 英 語					
	ド イ ツ 語 I	ド イ ツ 語 II	英 語 で 学 ぶ 文 化					
	フ ラ ン ス 語 I	フ ラ ン ス 語 II						
	韓 国 語 I	韓 国 語 II						
	中 国 語 I	中 国 語 II						
キ ャ リ ア デ ザ イ ン	キ ャ リ ア デ ザ イ ン I		キ ャ リ ア デ ザ イ ン II	キ ャ リ ア 形 成 実 習	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー	生 涯 学 習 論	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー	
			キ ャ リ ア デ ザ イ ン II	キ ャ リ ア 形 成 実 習	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー	生 涯 学 習 論	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー	
				キ ャ リ ア 形 成 実 習	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー	生 涯 学 習 論	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー	
				キ ャ リ ア 形 成 実 習	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー	生 涯 学 習 論	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー	
				キ ャ リ ア 形 成 実 習	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー	生 涯 学 習 論	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー	



# 人文社会学群 人文社会学類

## 学群・学類の特徴

人文社会学群人文社会学類は、現代社会の様々な課題に明確な問題意識を持って向き合い、他者と協働して課題解決に貢献できる力を養成します。人間・社会・文化を理解する基礎知識をベースに、5つの学びの領域つまり5つの専門分野の学びを主軸とし、他領域の学びを加えることができ、学びの自由度を広げるカリキュラム構成となっています。

多様な学問分野から社会的課題を発見し、その研究テーマを展開できるカリキュラム構成によって、学びの意欲・関心に柔軟に対応できるようにするとともに、地域や国際社会の多様な課題に取り組む実践的プログラムと、全員必修の卒業研究、さらに自由科目を加えることによって資格取得を目指す、能動的、主体的活動のできる力を養成します。卒業後は具体的な実践力を持って地域や社会に貢献することを目指します。深い専門性と自由度の高い学びの修得により、多様性を理解し自己の見方を相対化する力を養うとともに、実践的な学びにより地域の復興・再生・活性化を提案し、地域社会に貢献できる人を養成することを特徴としています。

## ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

人文社会学群では、全学共通の能力に加え人文社会学を構成する諸領域についての基礎的知識と、以下に掲げる力を身につけ学則に定める所定の単位を修得した者に学士の学位（人文社会学）を授与します。

- (1) 専門的知識と複眼的視点を持って現代社会の事象を読み解く力
- (2) 文化や社会の多様性を理解し、自己の見方を相対化する力
- (3) 深い人間理解のもと多様性を認め合い、他者とともに協働し実践する力
- (4) 専門的知識とスキルを活かし、地域・社会の課題を発見し課題解決への道筋を提言・表現する力

## カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

学群の専門教育科目を以下の区分に分け、学生の目標・関心に応じて、段階的・体系的に履修できるよう授業科目を配置しています。

- (1) 学群に所属する全学生が学群の基盤となる学問分野の基礎的な知識について人文学・社会学の視点から学ぶことが出来る「専門基礎科目」を配置しています。
- (2) 人文学・社会学に関する学問分野の広がりや、その専門性から5つの専門分野（以降これを領域と呼びます）の学びとし、各領域の学問分野の基礎的な知識を学ぶことができる「領域基礎科目」を配置しています。
- (3) 基礎科目を踏まえ、さらに専門性を高める「専門応用科目」を講義や演習科目、学びのテーマに応じたフィールドワーク、実践的活動を行う実習科目として配置しています。
- (4) 獲得した知識・技能を総合的に活用し、「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を「総合科目」とし必修科目として配置しています。
- (5) さらに語学力、データ分析力を集中的に身につけることが出来る「インテンシブコース」を配置しています。
- (6) 上記の学群の学びに加え資格取得を目指すことが出来る「自由科目」を配置しています。

## 領域

## 現代社会領域

現代社会が直面する諸問題を把握し、社会的課題を解決する能力を身につけた人や、国家及び地方行政を担う人を育成します。

## 【学びの特徴】

1. これからを生きるために、「現代社会」を学ぶ。  
経済学、法学、政治学、財政学、経営学、社会学といった、いわゆる実学重視の「社会科学」を基礎的かつ専門的に学ぶことで、世の中の動きを読み解く力を身につけます。
2. 社会科学を幅広く学んで、公務員に求められる知識を身につけます。  
経済学分野（経済学、日本経済論、経済政策）、法学分野（憲法、行政法、民法）、政治学、財政学などの公務員試験（特に行政等の専門試験）の出題科目が「正課」授業として開講されているので、通常の講義授業の学修により、公務員試験を視野に入れた学びが可能です。
3. 社会調査実習で「現代社会」の実態を調査～フィールドワークの実践～  
名取市をフィールドとして現代社会の課題を学ぶ「社会調査実習」では、社会的な課題についてさまざまな手法で（様々な学問分野の視点から問題意識を持って）調査していきます。この実習を通じて、社会的な課題について「調べ・まとめ・発表し・議論する」ことを徹底して学びます。  
また、社会調査士系のカリキュラムにより社会調査の専門家「社会調査士」資格を取得できます。

## 地域実践領域

幅広い学問分野から地域社会の魅力や課題を多角的につかみ、課題解決に有効な戦略を立て、持続可能な地域づくりに実践的に貢献できる人を育成します。

## 【学びの特徴】

1. 地域コミュニティの形成  
地域社会学をベースに地域コミュニティについて理解し、その上で生きがいにあふれ、災害に強い地域づくりを目指します。課外実習やゼミ活動では、コミュニティ形成を通じて自治体や地域住民とともに地域課題の解決に挑むことができます。
2. 地域の経済と産業  
経済学・経営学をベースに地域問題の発生原因とメカニズムを捉え、地域の資源や魅力を活かした地域戦略を探究します。データから地域の姿を分析する力をつけ、連携協定を結ぶ自治体や企業と一緒に持続可能な地域経済・産業づくりを考えることができます。
3. 地域の歴史や文化  
歴史学や民俗学をベースに歴史や文化から地域の形成過程や魅力をつかみ、文化資源を生かした豊かなまちづくりや、観光資源として活用する方策を探究します。ゼミや実習を通して、長年地域で培われてきた知識を活かしたまちづくりを考えることができます。

## 共生環境領域

持続可能で豊かな暮らしを目指し、多種多様な環境との共生を実現できる社会づくりに寄与する人を育成します。

## 【学びの特徴】

1. 多種多様な環境が共生するまちづくり  
地域を構成する様々な要素を理解し、まちづくりの仕組みや文化、自然との繋がりなど、魅力的で安全安心な暮らしを提案できる力を身につけます。
2. 生物多様性の保全や持続可能な社会  
人と自然環境との関わりを学び、様々な事象と人間活動との共生について理解を深め、人と自然が共生できる環境について提言・実践する力を身につけます。
3. 環境と社会について学ぶ  
職場・地域社会・家庭生活において、持続可能な社会をつくりあげる担い手としての当事者意識を育めるような知識と思考力を身につけます。

## 国際文化領域

人間という存在についての深い洞察とグローバルな視点を持ち、世界、日本、東北において多様な個性を持った人々の共生を可能にする社会形成に積極的に参加していく人を育成します。

### 【学びの特徴】

#### 1. 外国語、世界の地域文化、国際教養を共に学修できるカリキュラム

外国語については、①言語インテンシブコース（英語、韓国語、中国語）を活用し、力をつけたい外国語を集中的に鍛え、その運用能力を高めます。②古典ギリシャ語や現代ヘブライ語などを学ぶ機会もあります。

世界の地域文化については、①日本と関係の深い東アジアと欧米を中心に深く学びます。

②東南アジアや中東、アフリカやラテン・アメリカについて学ぶ機会もあります。

国際教養については、世界の多様な思想・哲学を学び、多文化共生社会のグローバルな視点を身につけます。

#### 2. 海外実習、地域でのフィールドワークを通じた実践的な授業

「異文化フィールドワーク」「東アジア文化演習」など、①外国語の実践、国際交流、異文化体験を通して、座学で学んだことを体験的に身につけます。②アメリカ、韓国、中国などへの長期留学の前段階として活用することができます。

## メディア表現領域

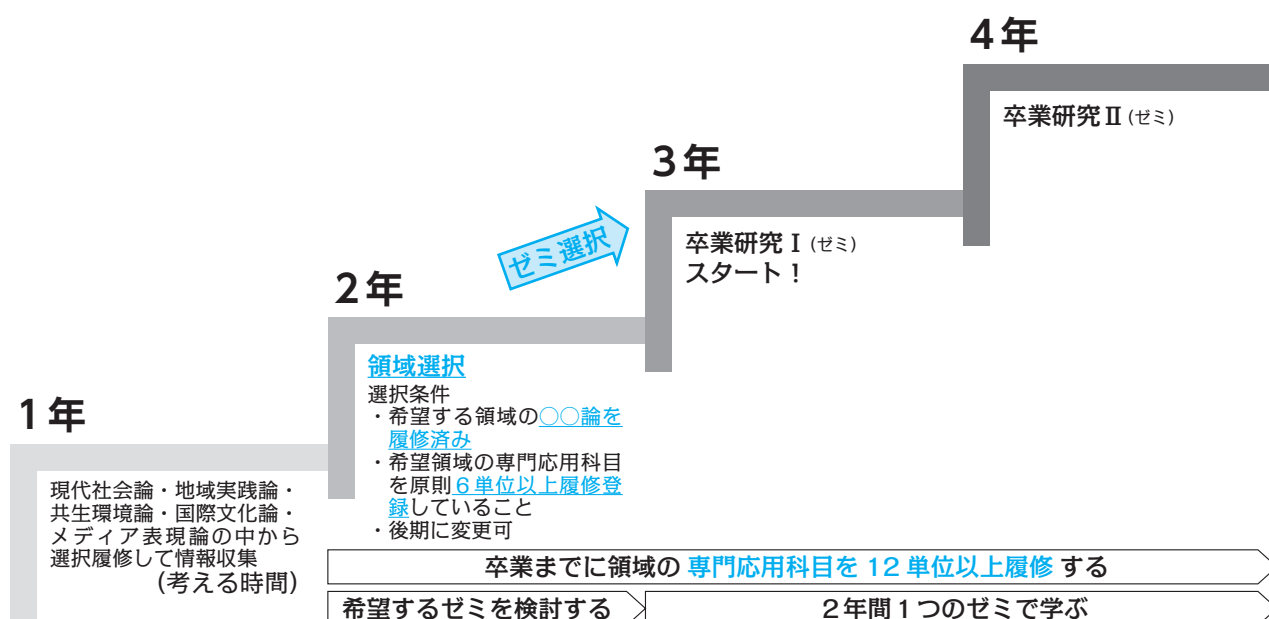
メディアの特性や社会の中での役割と影響力について幅広い知識を持ち、コンテンツを生み出すことが出来る表現力を身につけることで、メディアを活用して社会で実践的に活躍できる人を育成します。

1. 「読んで・聞いて」わかる力と、「伝わる」表現力を身につけた人になるための学びを行ないます。

2. 言語（表現）文化について学びます。報告書からフィクション作品まで、ことばで表現されたもの（言語表現）のしくみや書き方について学びます。

3. 視覚（表現）文化について学びます。個人撮影の動画から長編映画・アート作品まで、映像や図像で表現されたもの（視覚表現）のしくみや制作方法について学びます。

4. 社会学、映像学、言語学、文学等の異なった学問分野から、メディアや表現について考え、実践する力を身につけます。



### 領域選択やゼミ選択について

1年生では、現代社会論・地域実践論・共生環境論・国際文化論・メディア表現論の中から興味関心のある領域の科目を受講し、どの領域の学びを深めるかを考えます。2年生の履修登録時に、自分が学びたい領域を選択したうえで希望領域の専門応用科目(カリキュラム系統図参照)から6単位(3科目)以上履修登録します。卒業までに、選択した領域の専門応用科目を12単位以上履修(単位取得)することが求められます。なお、領域変更は、2年生後期開始の時点で教務担当教員に申し出て手続きすることが出来ますが、それ以降は原則として変更できません。

2年生後期の必修科目である専門演習では各先生のゼミ内容が紹介されます。その内容を踏まえて12月ごろにゼミの選択をし、3年生から2年かけて卒業研究に取り組みます。2年間1つのゼミ、一人の先生について学ぶこととなりますが、卒業研究は、領域で学ぶ内容からさらに広がりを持たせるために、2年次で選択した領域以外に所属する先生のゼミも選ぶことができます。

# 人文社会学類「カリキュラム系統図」

		1 年次		2 年次		
		前期	後期	前期	後期	
専門基礎科目		人文学入門	社会学入門			
現代社会領域	領域基礎科目	現代社会論	現代社会演習			
	専門応用科目	法制度と政治機能	憲法 政治学	民法Ⅰ 行政法Ⅰ 行政学	民法Ⅱ 行政法Ⅱ 公共政策論 国際政治論	
		経済・産業社会の諸課題		ミクロ経済学	マクロ経済学 経営学入門	経済政策 経営戦略論 簿記論
		社会的包摂の理論と実践		消費社会論	少子高齢社会論 教育社会学	家族社会学 公共社会学
地域実践領域	領域基礎科目		地域実践論	地域実践実習		
	専門応用科目	地域コミュニティ形成			地域づくり論 ファミリーテーション論 教育社会学 コミュニティデザイン論	家族社会学 園芸植物と人・社会
		地域の経済と産業	都市社会論	消費社会論 地域社会論	地域経済論 地域農業論 少子高齢社会論 人文地理学概論	地場産業・企業研究 地域データ分析 地域エネルギー論 観光論 自然地理学概論 共生まちづくり論
		地域の歴史や文化	地域文化論 世界史概論	文化人類学 生活文化論 博物館論		日本史概論 地域史 ミュージアムデザイン論
		情報・統計・調査手法		社会調査入門 社会科学のための数学	社会調査法	情報収集・分析 質的調査
共生環境領域	領域基礎科目	共生環境論	共生環境実習			
	専門応用科目	人間環境を学ぶ	都市社会論	住環境論 地域防災システム論	環境社会学	
		自然環境を学ぶ			動植物と生息環境	
		共生を学ぶ			地域資源論 環境教育論	公共社会学 地域資源デザイン 共生まちづくり論 共生環境CAD実習
国際文化領域	領域基礎科目	国際文化論				
	専門応用科目	国際文化領域共通		文化人類学 文化と社会		
		多文化共生系	国際社会学 異文化フィールドワーク ワールドシネマ		宗教思想 外国語としての日本語 世界遺産論	アフリカ論 ディアスポラ学 観光論
		アジア文化系			アジア文化論	東アジア文化論（中国） 東アジア文化論（韓国）
		欧米文化系	チャレンジ言語A（古典ギリシア語） チャレンジ言語B（現代ヘブライ語）	チャレンジ言語C（ロシア語） キリスト教美術 ラテンアメリカ文化論	イギリス文化論 ヨーロッパの歴史と文化	アメリカ文化論 英米文学史
メディア表現領域	領域基礎科目	メディア表現論	メディア表現基礎演習			
	専門応用科目	言語文化		言語論 メディア論	言語表現演習 ストーリー制作論	
		視覚文化	映画文化論	視覚文化論	視覚表現論 美術の歴史	視覚表現演習
		プレゼンテーション	プレゼンテーション概論	プレゼンテーション演習		
言語インテンシブコース		Listening and Speaking I Listening and Speaking II Reading and Writing I Reading and Writing II	Listening and Speaking III Listening and Speaking IV Reading and Writing III Reading and Writing IV	Academic Writing I Academic Reading I Discussion Skills I Oral Presentation I 実践韓国語 I 実践韓国語 II 実践中国語 I 実践中国語 II 英文法	Academic Writing II Academic Reading II Discussion Skills II Oral Presentation II 実践韓国語 III 実践韓国語 IV 実践中国語 III 実践中国語 IV 英語学概論	
データ分析インテンシブコース			社会調査入門 社会科学のための数学	社会調査法	情報収集・分析 質的調査 地域データ分析	
学芸員関連					博物館経営論 博物館教育論 博物館実習 I	
総合科目					専門演習	

		3年次		4年次		
		前期	後期	前期	後期	
専門基礎科目						
現代社会領域	領域基礎科目					
	専門応用科目	法制度と政治機能	地方自治論 政治社会学 財政学	政治哲学 消費者法	労働法	
		経済・産業社会の諸課題	日本経済論 マーケティング論 財務諸表論	地方財政論 金融論		
		社会的包摂の理論と実践	社会保障論 災害社会学 環境と経済 NPO・ボランティア論	社会福祉論		
地域実践領域	領域基礎科目					
	専門応用科目	地域コミュニティ形成	災害社会学 社会教育計画論 地域支援論 NPO・ボランティア論	社会福祉論	学校と地域連携	
		地域の経済と産業	持続可能な観光 環境と経済 地誌概論	持続可能な農村論 環境評価		
		地域の歴史や文化	歴史資料論 文化財論			
		情報・統計・調査手法	社会調査実習			
		統計学	統計学実践			
共生環境領域	領域基礎科目					
	専門応用科目	人間環境を学ぶ	景観計画論	環境評価 景観デザイン演習	もの作り・文化	
		自然環境を学ぶ	森林保全論			
共生を学ぶ			共生地域マネジメント論	里地里山整備論		
国際文化領域	領域基礎科目					
	専門応用科目	国際文化領域共通				
		多文化共生系	国際ビジネス文化論 民族学	平和学 政治哲学 現代の倫理		
		アジア文化系	東アジア文化演習 I	東アジア文化演習 II 東南アジア論		
欧米文化系		フランス近現代思想 英米文学論 異文化コミュニケーション学	キリスト教文化 英米文学演習 英米児童文学論			
メディア表現領域	領域基礎科目					
	専門応用科目	言語文化	出版文化論 ストーリー制作演習	社会言語論	SF・ファンタジー小説論	
		視覚文化	現代アート論	写真論 表象論	マンガ・コミック研究 映画批評演習	アート・マネジメント論
プレゼンテーション						
言語インテンシブコース		英語史 英語音声学	英語発音・聴解演習			
データ分析インテンシブコース		統計学	統計学実践 環境評価			
		社会調査実習				
学芸員関連		博物館資料保存論	博物館実習 II 博物館実習 III			
総合科目		卒業研究 I		卒業研究 II		



# 人文社会学類「カリキュラム体系図」

		1年次		2年次		
		前期	後期	前期	後期	
メンタリティ	共 感 力	メディア表現論	心の科学 芸術論 音楽と表現		園芸植物と人・社会	
	倫理観・社会的責任感	キリスト教概論Ⅰ	キリスト教概論Ⅱ 市民教育	キリスト教と現代社会 人権論	日本近代史とキリスト教 情報倫理	
	コミュニケーション能力	英語コミュニケーション ドイツ語Ⅰ 韓国語Ⅰ 中国語Ⅰ	英会話(リスニング・スピーキング) プレゼンテーション演習 ドイツ語Ⅱ 韓国語Ⅱ 中国語Ⅱ			
知識・技能	知識・技能	健康と栄養 情報リテラシー 基盤演習(ライティングを含む) 英語ライティング フランス語Ⅰ 都市社会学論 法学(国際法を含む) プレゼンテーション概論	生命の科学 情報処理演習 英語リーディング フランス語Ⅱ ミクロ経済学 憲法 社会科学のための数学 住環境論 地域防災システム論 日本語論	日本の言語文化 生活と化学 健康・スポーツB(講義・実技) 日本語表現法 発展リーディング マクロ経済学 行政法Ⅰ 社会調査論 地域資源論 動植物と生息環境 言語論 美術の歴史 英文	植物の科学 経済政策 簿記論 行政法Ⅱ 質的調査 情報収集・分析 言語表現演習 ストーリー制作論 英語学概論	
		批判的思考力・創造的思考力	哲学入門 人文学入門	倫理学 文化と社会	AI社会とデータサイエンス 教育社会学 視覚表現論	家族社会学 国際政治論 地場産業・企業研究
		グローバルな視野・地域的志向	ユーラシア共同体の構築 共生環境論 地域文化論 国際社会学論 世界史概論 異文化フィールドワーク チャレンジ言語B	尚綱学 日本とアジアの歴史 博物館論 社会調査入門 チャレンジ言語C キリスト教美術 ラテンアメリカ文化論	異文化理解 世界の宗教と文化 環境社会学 地域経済論 人文地理学概論 環境教育論 宗教思想 アジア文化論 イギリス文化論 世界遺産論	東北の歴史と文化 東北の自然環境 地域エネルギー論 観光論 自然地理学概論 地域史 アフリカ論 ミュージアムデザイン論 ディアスポラ学 東アジア文化論(中国) アメリカ文化論 英米文学史
行動力	自己管理能力			キャリアデザインⅡ		
	協働能力 挑戦する力	健康・スポーツA(講義・実技) キリスト教と音楽 チャレンジポートフォリオⅠ キャリアデザインⅠ チャレンジ言語A		キャリアデザインⅡ 視覚表現演習 チャレンジポートフォリオⅡ インターンシップ 資格英語 英語で学ぶ文化		
人文社会学類で身につける力	複眼的視点で現代社会の事象を読み解く力	現代社会学論 国際文化論	地域実践論 共生環境実習 消費社会学 政治学 生活文化論 視覚文化論	地域実践実習 経営学入門 行政学 少子高齢社会学 日本史概論 外国語としての日本語 ヨーロッパの歴史と文化 メディア論	地域データ分析 専門演習	
	他者と協働し実践する力		地域社会学論	ファシリテーション論	公共社会学	
	専門的知識で課題解決の道筋を提言・表現する力		現代社会演習 メディア表現基礎演習	民法Ⅰ 地域づくり論 地域農業論 コミュニティデザイン論	経営戦略論 公共政策論 民法Ⅱ 共生環境CAD実習 地域資源デザイン 博物館教育論 博物館実習Ⅰ	
	多様性を理解し、自己の見方を相対化する力	ワールドシネマ 映画文化論	社会学入門 文化人類学		共生まちづくり論 東アジア文化論(韓国) 博物館経営論	

※科目はカリキュラム表の学修目標が◎のもので、白抜き枠の科目は専門科目のもので。

		3年次		4年次	
		前期	後期	前期	後期
メンタリティ	共 感 力	N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア 論			
	倫 理 観 ・ 社 会 的 責 任 感	生 活 環 境 論 平 和 学			
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 能 力	生 涯 学 習 論 異文化コミュニケーション学			
知識・技能	知 識 ・ 技 能	日 本 経 済 論 福 祉 社 会 論 財 務 諸 表 論 金 融 論 英 米 文 学 論 統 計 学 実 践 博 物 館 資 料 保 存 論 キ リ ス ト 教 文 化 英 語 音 声 学 英 語 発 音 ・ 聴 解 演 習 英 語 史 博 物 館 実 習 II		S F ・ フ ァ ン タ ジ ー 小 説 論	
	批 判 的 思 考 力 ・ 創 造 的 思 考 力	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー フ ラ ン ス 近 現 代 思 想 地 方 財 政 論 災 害 社 会 学 政 治 哲 学 政 治 社 会 学 東 南 ア ジ ア 論 景 観 計 画 論 写 真 論 ス ト ー リ ー 制 作 演 習 卒 業 研 究 I		卒 業 研 究 II	
	グ ロー バ ル な 視 野 ・ 地 域 的 志 向	東 北 の 産 業 と 地 域 社 会 英 米 児 童 文 学 論 地 誌 概 論 文 化 財 論 統 計 学 国 際 ビ ジ ネ ス 文 化 論 民 族 学		も の 作 り ・ 文 化	
行動力	自 己 管 理 能 力				
	協 働 力		異 分 野 コ ラ ボ レ ー シ ョ ン 演 習 社 会 福 祉 論		
	挑 戦 す る 力	チ ャ レ ン ジ ポ ー ト フ ォ リ オ II 東 ア ジ ア 文 化 演 習 I	東 ア ジ ア 文 化 演 習 II	映 画 批 評 演 習	
人文社会学類で身につける力	複 眼 的 視 点 で 現 代 社 会 の 事 象 を 読 み 解 く 力	社 会 保 障 論 現 代 の 倫 理 森 林 保 全 論 表 象 論 出 版 文 化 論 現 代 ア ー ト 論		里 地 里 山 整 備 論 マ ン ガ ・ コ ミ ュ ick 研 究	
	他 者 と 協 働 し 実 践 す る 力	社 会 調 査 実 習 持 続 可 能 な 農 村 論 英 米 文 学 演 習 社 会 言 語 論		ア ー ト ・ マ ネ ジ メ ン ト 論	
	専 門 的 知 識 で 課 題 解 決 の 道 筋 を 提 言 ・ 表 現 す る 力	財 政 学 消 費 者 法 マ ー ケ テ ィ ン グ 論 環 境 評 価 地 方 自 治 論 景 観 デ ザ イン 演 習 社 会 教 育 計 画 論 共 生 地 域 マ ネ ジ メ ン ト 論 環 境 と 経 済 持 続 可 能 な 観 光 歴 史 資 料 論 地 域 支 援 論 博 物 館 実 習 III		労 働 法	
	多 様 性 を 理 解 し、自 己 の 見 方 を 相 対 化 す る 力			学 校 と 地 域 連 携	

※科目はカリキュラム表の学修目標が◎のもので。白抜き枠の科目は専門科目のもので。

# 人文社会学類「教養教育科目」カリキュラム表

卒業要件：33単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標										
							共感性	倫理観・社会的責任	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働能力	挑戦する力		
尚綱コア	10FYE101	キリスト教概論Ⅰ	1	①	3単位	講	○	◎		○	○						
	10FYE102	キリスト教概論Ⅱ	1	①		講	○	◎		○	○						
	10FYE103	尚綱学	1	①		講	○	○		○		◎					
尚綱STEM	人文科学	10LIT201	日本の言語文化	2	2	2単位以上	講	○		○	◎	○					
		10PHI101	哲学	1	2		講		○		○	◎	○				
		10HHS203	日本近代史とキリスト教	2	2		講	○	◎			○	○				
	社会科学	10WTE102	倫理学	1	2	2単位以上	講		○		○	◎	○				
		10OSO101	市民教育	1	2		講		◎		○		○		○		
		10WTE201	キリスト教と現代社会	2	2		講	○	◎			○			○		
	自然科学	10OSO201	人権論	2	2	2単位以上	講	○	◎		○	○					
		10OSO301	福祉社会論	3	2		講	○	○		◎	○					
		10PSY101	心の科学	1	2		講	◎		○	○				○		
	芸術・スポーツ	10LNA101	生命の科学	1	2	2単位以上	講		○		◎	○					
		10OCH101	生活と化学	2	2		講		○		◎	○					
		10LNA201	植物の科学	2	2		講		○		◎	○					
		10HUS302	生活環境論	3	2		講	○	◎			○	○				
		10HUS101	健康と栄養	1	2		講		○		◎	○		○			
	学際・地域・国際	10HES101	健康・スポーツA (講義・実技)	1	1	2単位以上	実			○	○			○	◎		
		10HES201	健康・スポーツB (講義・実技)	2	1		実			○	◎			○		○	
		10ART101	芸術論	1	2		講	◎			○	○					
		10ART102	音楽と表現	1	1		講	◎			○	○			○	○	
		10ART103	キリスト教と音楽	1	1		講	○		○					◎	○	
	情報科学	10PCU201	異文化理解	2	2	2単位以上	講	○		○	○		◎				
		10HHS101	日本とアジアの歴史	1	2		講		○		○	○		◎			○
10RES201		世界の宗教と文化	2	2	講			○		○	○		◎				
10PCU101		グローバル化と異文化社会の理解	1	2	講			○	○				◎		○		
10HHS201		東北の歴史と文化	2	2	講								◎		○		
芸術・スポーツ	10OSO301	東北の産業と地域社会	3	2	2単位以上	講						◎		○			
	10LNA202	東北の自然環境	2	2		講		○					◎		○		
	10PCU301	異分野コラボレーション演習	3	〈1〉		演			○		○			◎	○		
	10LTE201	AI社会とデータサイエンス	2	②		4単位以上	講			○		◎	○				
	10LTE101	情報リテラシー	1	①			講		○		◎	○		○			
10LTE102	情報処理演習	1	1	演					◎	○		○			○		
10LTE202	情報倫理	2	2	講			◎		○	○		○					
コモニケーション	10FYE101	基盤演習 (ライティングを含む)	1	②	10単位以上		演			○	◎	○		○			
	10LTE203	日本語表現法	2	2		演	○		○	◎				○			
	10ENG101	英語リーディング	1	②		演	○		○	◎		○					
	10ENG102	英語コミュニケーション	1	②		演	○		◎	○		○					
	10ENG103	英会話 (リスニング・スピーキング)	1	2		演	○		◎	○		○					
	10ENG104	英語ライティング	1	2		演	○		○	◎		○					
	10ENG201	発展リーディング	2	2		演	○		○	◎		○					
	10ENG202	資格英語	2	2		演				○		○	○			◎	
	10ENG203	英語で学ぶ文化	2	2		演			○	○		○				◎	
	10GER101	ドイツ語Ⅰ	1	2		演			◎	○		○				○	
	10GER102	ドイツ語Ⅱ	1	2		演			◎	○		○				○	
	10FRE101	フランス語Ⅰ	1	2		演			○	◎		○				○	
	10FRE102	フランス語Ⅱ	1	2		演			○	◎		○				○	
	10KOR101	韓国語Ⅰ	1	2		演			◎	○		○				○	
	10KOR102	韓国語Ⅱ	1	2		演			◎	○		○				○	
	10CHN101	中国語Ⅰ	1	2		演			◎	○		○				○	
	10CHN102	中国語Ⅱ	1	2		演			◎	○		○				○	
	10JPN101	日本語と日本事情Ⅰ ※外国人留学生のみ	1	2		演	○		○	◎							
10JPN102	日本語と日本事情Ⅱ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○		○	◎		○							
キャリアライフデザイン	10CLD101	キャリアデザインⅠ	1	②	4単位以上	演			○	○			○		◎		
	10CLD201	キャリアデザインⅡ	2	1		演		○	○	○			◎				
	10CLD202	キャリア形成実習	2	2		実		○	○	○			○		◎		
	10CLD301	キャリアアップセミナー	3	2		講			○	○	◎				○		
	10CLD305	生涯学習論	3	2		講	○	○	◎			○					
	10CHP101	チャレンジポートフォリオⅠ	1	1		実			○				○		◎		
	10CHP201	チャレンジポートフォリオⅡ	2	1		実			○				○		◎		
10CHP301	チャレンジポートフォリオⅢ	3	1	実			○				○		◎				

「コモニケーション」区分の第2外国語は、ローマ数字順に履修すること。  
○：卒業必修単位、〈 〉は履修推奨科目。

# 人文社会学類「専門教育科目」カリキュラム表

卒業要件：76単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標																
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	複眼的視点で、現代社会の事象を読み解く力	他者と協働し実践する力	道徳を提言・表現する力	専門的知識で課題解決の視点を相対化する力	見方を相対化する力	多様性を理解し、自己の		
専門基礎科目	20ILCh101	人文学入門	1	②	8単位以上	講				○	◎												
	20ILCh102	社会学入門	1	②		講				○	○								○				◎
	20ILCh103	現代社会論	1	2		講				○	○								◎				○
	20ILCh104	現代社会演習	1	2		演			○		○								○				◎
	20ILCh105	地域実践論	1	2		講				○	○								◎				○
	20ILCh201	地域実践実習	2	2		実								○					◎	○			○
	20ILCh106	共生環境論	1	2		講		○		○		◎							○				
	20ILCh107	共生環境実習	1	2		実			○	○									◎				○
	20ILCh108	国際文化論	1	2		講	○					○							◎				○
	20ILCh109	メディア表現論	1	2		講	◎	○				○							○				
20ILCh110	メディア表現基礎演習	1	2	演		○				○							○				◎		
専門応用科目	20ALCh101	地域文化論	1	2	42単位以上	講				○	◎									○		○	
	20ALCh102	文化人類学	1	2		講				○	○	○											◎
	20ALCh103	文化と社会 ※1	1	2		講					◎									○			○
	20ALCh301	フランス近現代思想	3	2		講				○	◎									○			○
	20ALCh302	現代の倫理	3	2		講		○						○						◎	○		
	20ALCh201	教育社会学	2	2		講		○		○	◎									○			
	20ALCh202	家族社会学	2	2		講				○	◎									○			○
	20ALCh203	環境社会学	2	2		講						◎				○						○	○
	20ALCh204	公共社会学	2	2		講		○			○									○	◎		
	20ALCh303	災害社会学	3	2		講					◎				○	○						○	
	20ALCh304	政治社会学	3	2		講		○			◎									○	○		
	20ALCh104	国際社会論	1	2		講		○				◎								○			○
	20ALCh105	地域社会論	1	2		講				○		○								○	◎		
	20ALCh106	都市社会論	1	2		講				◎		○								○			○
	20ALCh107	消費社会論	1	2		講		○				○								◎	○		
	20ALCc101	ミクロ経済学	1	2		講					◎	○								○			○
	20ALCc201	マクロ経済学	2	2		講					◎	○								○			○
	20ALCc202	経済政策	2	2		講					◎	○								○			○
	20ALCc301	日本経済論	3	2		講					◎	○								○			○
	20ALCc302	財政学	3	2		講						○		○						○		◎	
	20ALCc303	地方財政論	3	2		講						◎			○							○	○
	20ALCc304	金融論	3	2		講					◎	○								○			○
	20ALCc203	経営学入門	2	2		講					○	○								◎			○
	20ALCc204	経営戦略論	2	2		講					○	○								○			◎
	20ALCc305	マーケティング論	3	2		講					○	○								○			◎
	20ALCc205	簿記論	2	2		講					◎	○								○			○
	20ALCc306	財務諸表論	3	2		講					◎	○								○			○
	20ALCc102	政治学	1	2		講					○	○								◎			○
	20ALCc206	国際政治論	2	2		講	○		○			◎								○			○
	20ALCc307	政治哲学	3	2		講		○				◎								○	○		
	20ALCc207	行政学	2	2		講					○	○								◎			○
	20ALCc208	公共政策論	2	2		講					○	○								○			◎
	20ALCc308	地方自治論	3	2		講					○	○								○			◎
20ALCc103	法学（国際法を含む）	1	2	講		○			◎	○											○		
20ALCc104	憲法	1	2	講		○			◎	○											○		
20ALCc209	行政法 I	2	2	講		○			◎	○											○		
20ALCc210	行政法 II	2	2	講		○			◎	○											○		
20ALCc211	民法 I	2	2	講					○	○								○			◎		
20ALCc212	民法 II	2	2	講					○	○								○			◎		
20ALCc309	消費者法	3	2	講					○	○								○			◎		

※1の科目は隔年開講科目

※2「卒業研究I」の履修条件：取得済の単位数が29単位以上であること

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標													
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	複眼的視点で、現代社会の事象を読み解く力	他者と協働し実践する力	道筋を提言・表現する力	専門的知識で課題解決の見方を相対化する力	多様性を理解し、自己の
専門応用科目	20ALCc401	労働法	4	2	42単位以上	講				○	○						○		◎	
	20ALCc310	社会保障論	3	2		講				○			○		◎					○
	20ALCc311	社会福祉論	3	2		講				○			◎		○					○
	20ALCr201	地域づくり論	2	2		講		○	○						○				◎	
	20ALCr202	ファシリテーション論	2	2		講			○				○			◎				○
	20ALCr203	園芸植物と人・社会	2	2		講	◎	○									○			○
	20ALCr204	コミュニティデザイン論	2	2		講	○		○		○								◎	
	20ALCr301	社会教育計画論	3	2		講			○		○		○						◎	
	20ALCr302	地域支援論	3	2		講					○				○	○	◎			
	20ALCr303	NPO・ボランティア論	3	2		講	◎		○				○				○			
	20ALCr401	学校と地域連携	4	2		講			○				○				○			◎
	20ALCr205	少子高齢社会論	2	2		講	○				○				◎	○				
	20ALCr206	地域経済論	2	2		講					○	◎			○	○				
	20ALCr207	地域農業論	2	2		講				○		○				○			◎	
	20ALCr208	地域データ分析	2	2		講					○	○				◎			○	
	20ALCr209	地域エネルギー論	2	2		講					○	◎				○			○	
	20ALCr210	地場産業・企業研究	2	2		講					◎		○		○	○				
	20ALCr211	観光論	2	2		講					○	◎			○	○			○	
	20ALCr304	環境と経済	3	2		講				○		○			○	○			◎	
	20ALCr305	持続可能な観光	3	2		講					○	○			○	○			◎	
	20ALCr306	持続可能な農村論	3	2		講			○			○			○	◎				
	20ALCr212	人文地理学概論	2	2		講				○		◎			○	○				○
	20ALCr213	自然地理学概論	2	2		講				○		◎			○	○				○
	20ALCr307	地誌概論	3	2		講				○		◎			○	○				○
	20ALCr102	世界史概論	1	2		講		○		○		◎								○
	20ALCr214	日本史概論	2	2		講				○		○			○	◎				
	20ALCr215	地域史	2	2		講	○					◎			○					○
	20ALCr308	歴史資料論	3	2		講		○				○					○	◎		
	20ALCr309	文化財論	3	2		講		○		○		◎							○	
	20ALCr103	博物館論	1	2		講		○		○		◎							○	
	20ALCr216	ミュージアムデザイン論	2	2		講			○	○		◎							○	
	20ALCr104	社会科学のための数学	1	2		講				◎				○	○				○	
	20ALCr310	統計学	3	2		講				○		◎			○	○				○
	20ALCr311	統計学実践	3	2		講				◎				○	○				○	
	20ALCr105	社会調査入門	1	2		講		○		○		◎								○
	20ALCr217	社会調査法	2	2		講		○		◎					○	○			○	
	20ALCr218	質的調査	2	2		講		○		◎					○	○			○	
	20ALCr219	情報収集・分析	2	2		講				◎			○			○	○		○	
	20ALCr312	社会調査実習	3	4		実							○	○	○	◎				
	20ALCe101	住環境論	1	2		講				◎		○	○			○				
	20ALCe102	地域防災システム論	1	2		講				◎		○			○	○			○	
	20ALCe201	環境教育論	2	2		講					○	◎			○	○				
20ALCe202	地域資源論	2	2	講				◎	○	○			○	○						
20ALCe203	動植物と生息環境	2	2	講				◎	○				○	○			○			
20ALCe204	共生環境 CAD 実習	2	2	実				○	○		○						◎			
20ALCe301	環境評価	3	2	講					○	○		○	○				◎			
20ALCe205	共生まちづくり論	2	2	講				○	○	○				○				◎		
20ALCe206	地域資源デザイン	2	2	講				○					○				◎			
20ALCe302	森林保全論	3	2	講				○	○				◎			○				
20ALCe303	景観計画論	3	2	講				○	◎					○	○					
20ALCe304	景観デザイン演習	3	2	演				○			○						◎	○		

※ 1 の科目は隔年開講科目  
 ※ 2 「卒業研究 I」の履修条件：取得済の単位数が 29 単位以上であること

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標															
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	複眼的視点で、現代社会の事象を読み解く力	他者と協働し実践する力	道筋を提言・表現する力	専門的知識で課題解決の力	見方を相対化する力	多様性を理解し、自己の力	
専門応用科目	20ALCe305	共生地域マネジメント論	3	2	42単位以上	講				○	○							○		◎		
	20ALCe401	里地里山整備論	4	2		講					○	○							◎		○	
	20ALCe402	もの作り・文化	4	2		講				○		◎							○		○	
	20ALCi101	異文化フィールドワーク	1	2		講	○					◎				○			○			
	20ALCi102	ワールドシネマ ※1	1	2		講					○	○							○			◎
	20ALCi103	世界遺産論 ※1	2	2		講				○	○	◎							○			
	20ALCi104	アフリカ論 ※1	2	2		講				○		◎							○			○
	20ALCi201	宗教思想	2	2		講	○				○	◎							○			
	20ALCi202	外国語としての日本語	2	2		講	○					○							◎			○
	20ALCi203	ディアスポラ学	2	2		講					○	◎							○	○		
	20ALCi301	国際ビジネス文化論 ※1	3	2		講			○			◎								○	○	
	20ALCi302	民族学	3	2		講				○	○	◎							○			
	20ALCi303	平和学	3	2		講	○	◎											○			○
	20ALCi204	アジア文化論	2	2		講				○		◎							○			○
	20ALCi205	東アジア文化論 (中国)	2	2		講				○	○	◎							○			
	20ALCi206	東アジア文化論 (韓国)	2	2		講			○			○							○			◎
	20ALCi304	東アジア文化演習 I	3	2		演			○					○	◎	○						
	20ALCi305	東アジア文化演習 II	3	2		演			○					○	◎	○						
	20ALCi306	東南アジア論	3	2		講			○		◎									○	○	
	20ALCi105	チャレンジ言語A ※1	1	2		講				○	○			○		◎						
	20ALCi106	チャレンジ言語B ※1	1	2		講			○	○		◎				○						
	20ALCi107	チャレンジ言語C ※1	1	2		講			○	○		◎				○						
	20ALCi108	キリスト教美術	1	2		講	○			○		◎										○
	20ALCi109	ラテンアメリカ文化論 ※1	1	2		講				○		◎							○			○
	20ALCi207	イギリス文化論	2	2		講				○		◎							○			○
	20ALCi208	ヨーロッパの歴史と文化	2	2		講					○	○							◎			○
	20ALCi209	アメリカ文化論	2	2		講	○			○		◎										○
	20ALCi210	英米文学史	2	2		講					○	◎							○	○		
	20ALCi307	英米文学論	3	2		講	○				◎	○										○
	20ALCi308	異文化コミュニケーション学	3	2		講			◎	○		○				○						
	20ALCi309	キリスト教文化	3	2		講		○		◎	○								○			
	20ALCi310	英米文学演習	3	2		演			○		○								○	◎		
	20ALCi311	英米児童文学論	3	2		講				○		◎							○	○		
	20ALCm101	映画文化論	1	2		講					○	○							○			◎
	20ALCm102	視覚文化論	1	2		講				○	○								◎			○
	20ALCm103	日本語論	1	2		講			○	◎		○							○			
	20ALCm104	プレゼンテーション概論	1	2		講			○	◎						○					○	
	20ALCm201	プレゼンテーション演習	1	2		演			◎				○			○					○	
	20ALCm202	言語論	2	2		講				◎		○							○	○		
	20ALCm203	視覚表現論	2	2		講					◎								○	○	○	
20ALCm204	メディア論	2	2	講		○			○								◎			○		
20ALCm205	美術の歴史	2	2	講				◎	○								○			○		
20ALCm206	言語表現演習	2	2	演	○		○	◎				○										
20ALCm207	視覚表現演習	2	2	演			○	○					◎				○					
20ALCm208	ストーリー制作論	2	2	講	○			◎	○									○				
20ALCm301	出版文化論	3	2	講				○	○								◎			○		
20ALCm302	現代アート論	3	2	講						○							○	◎		○		
20ALCm303	ストーリー制作演習	3	2	演				○	◎					○			○					
20ALCm304	社会言語論	3	2	講					○	○							○	◎				
20ALCm305	写真論	3	2	講	○		○		◎											○		
20ALCm306	表象論	3	2	講					○	○							◎			○		

※ 1 の科目は隔年開講科目  
 ※ 2 「卒業研究 I」の履修条件：取得済の単位数が 29 単位以上であること



科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標														
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	複眼的視点で、現代社会の事象を読み解く力	他者と協働し実践する力	道筋を提言・表現する力	専門的知識で課題解決の力	見方を相対化する力	多様性を理解し、自己の力
専門応用科目	20ALCm401	マンガ・コミック研究	4	2	42単位以上	講					○	○					◎	○			
	20ALCm402	映画批評演習	4	2		演					○					◎	○			○	
	20ALCm403	SF・ファンタジー小説論	4	2		講	○			◎		○									○
	20ALCm404	アート・マネジメント論	4	2		講	○		○					○				◎			
	20TLP201	英文法	2	2		講				◎		○				○	○				
	20TLP202	英語学概論	2	2		講				◎		○				○	○				
	20TLP301	英語史	3	2		講				◎		○				○	○				
	20TLP302	英語音声学	3	2		講				◎		○				○	○				
	20TLP303	英語発音・聴解演習	3	2		演			○	◎						○	○				
	20LIC201	Academic Writing I	2	2		演			○	◎						○	○				
	20LIC202	Academic Writing II	2	2		演			○	◎						○	○				
	20LIC203	Academic Reading I	2	2		演			○	◎						○	○				
	20LIC204	Academic Reading II	2	2		演			○	◎						○	○				
	20LIC205	Oral Presentation I	2	2		演			◎	○						○		○			
	20LIC206	Oral Presentation II	2	2		演			◎	○						○		○			
	20LIC207	Discussion Skills I	2	2		演			◎	○						○		○			
	20LIC208	Discussion Skills II	2	2		演			◎	○						○		○			
	20LIC209	実践韓国語 I	2	2		演			◎	○						○					○
	20LIC210	実践韓国語 II	2	2		演			◎	○						○			○		
	20LIC211	実践韓国語 III	2	2		演			◎	○						○					○
20LIC212	実践韓国語 IV	2	2	演			◎	○						○			○				
20LIC213	実践中国語 I	2	2	演			◎	○						○			○				
20LIC214	実践中国語 II	2	2	演			◎	○						○			○				
20LIC215	実践中国語 III	2	2	演			◎	○						○			○				
20LIC216	実践中国語 IV	2	2	演			◎	○						○			○				
総合科目	20THE201	専門演習	2	②	演				○		○				◎			○	○		
	20THE301	卒業研究 I ※2	3	④	演				◎		○				○			○	○		
	20THE401	卒業研究 II ※3	4	⑥	演				◎		◎				○			○	○		

※1の科目は隔年開講科目  
 ※2「卒業研究 I」の履修条件：取得済の単位数が29単位以上であること  
 ※3「卒業研究 II」は、「卒業研究 I」の単位取得者が対象となります。原則として、履修する「卒業研究 II」と履修済「卒業研究 I」は同一教員としてください。

自由科目

インテンシブコース関連科目	20LIC101	Listening and Speaking I	1	2	演			◎	○					○		○			
	20LIC102	Listening and Speaking II	1	2	演			◎	○					○		○			
	20LIC103	Listening and Speaking III	1	2	演			◎	○					○		○			
	20LIC104	Listening and Speaking IV	1	2	演			◎	○					○		○			
	20LIC105	Reading and Writing I	1	2	演			○	◎					○	○				
	20LIC106	Reading and Writing II	1	2	演			○	◎					○	○				
	20LIC107	Reading and Writing III	1	2	演			○	◎					○	○				
	20LIC108	Reading and Writing IV	1	2	演			○	◎					○	○				
学芸員関連科目	20CUC201	博物館経営論	2	2	講				○					○			○	◎	
	20CUC301	博物館資料保存論	3	2	講		○		◎		○							○	
	20CUC202	博物館教育論	2	2	講		○		○					○			◎		
	20CUC203	博物館実習 I	2	1	実		○		○					○			◎		
	20CUC302	博物館実習 II	3	1	実		○		◎		○			○					
	20CUC303	博物館実習 III	3	1	実		○						○	○			◎		

# 心理・教育学群

## 1. 学群の特徴

心理・教育学群は、心理学類、子ども学類、学校教育学類の3つの学類で構成されています。豊かな想像力と他者への共感力を有し、理論に裏付けられた高度な教育学的・心理学的専門性と実践力を身につけた専門家を養成します。

そのため、人間の心や行動、発達や人間関係などを科学的に研究でき、同時に地域社会のために適用し実践できる能力の修得を目指します。

それぞれの学類で取得できる主な資格は以下の通りです。

心理学類	公認心理師（受験資格に必要な科目を修得可能） 認定心理士 児童指導員（任用資格）
子ども学類	幼稚園教諭一種免許状 保育士資格 児童指導員（任用資格）
学校教育学類	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状「国語」「保健体育」 特別支援学校教諭一種免許状 児童指導員（任用資格）

心理・教育学群の3学類では所属学類を越えた履修も可能としているため、自分自身の軸となる資格の取得を目指しながら、多面的に物事を見る視点を獲得することができます。

## 2. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

心理・教育学群では、全学共通の能力に加え、豊かな想像力と他者への共感力、また理論に裏付けられた高度な教育学的・心理学的専門性と実践力を身につけた者に、学士の学位を授与します。

## 3. カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

心理・教育学群の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を育成するため、次の方針に沿って編成・実施します。

- (1) 学群に所属する全学生が心理学、保育・教育学について共通に学び、人の心や成長に関する幅広い視野を身につけることができるよう、「学群共通科目」を配置します。
- (2) 各学類に、心理学、保育・教育学の高度な知識と理論を学ぶ科目群を配置します。
- (3) 心理支援や保育・教育の現場での実践的な学びを重視します。このため、各学類の特性に応じた実習科目を配置します。
- (4) 学生がそれぞれの興味に応じて多面的に物事を見る視点を獲得できるよう、所属学類を越えた履修を可能とします。
- (5) 身につけた知識を統合し、自ら設定した課題について主体的に学ぶ「卒業研究」を必修科目として配置します。

# 心理・教育学群 心理学類

## 1. 学群・学類の特徴

心理学類では、人間を様々な解度から理解し、他者への想像力が豊かで、共感力をベースとしたカウンセリングマインドをもった人材を育成します。

様々な心理学を学び、人の心の働きと行動のメカニズムや法則性をデータに基づいた実証的な態度で科学的に解明します。深い洞察力と同時に人や地域に役立つ実践的な学問を身につけます。

## 2. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

心理学類では、全学共通の能力に加え、以下のような能力を身につけ、学則に定める所定の単位を修得した者に、学士（心理学）の学位を授与します。

- (1) 心理学の基本的な知識を体系的に理解する力
- (2) 人の心に関する諸問題を発見する力
- (3) 人の心に関する諸問題を客観的に分析する力
- (4) 人の心に関する諸問題の解決に寄与することができる力

## 3. カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を育成するため、専門教育科目を以下のように編成しています。

- (1) 心理学の全体像を概観し、人の理解と支援に必要な考え方と基本的な態度について学ぶために「心理学基礎科目」を配置します。
- (2) 心理学において蓄積されてきた、心理支援の基礎となる知識と理論を把握するために「基礎心理学」を配置します。
- (3) 医療、保健、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働の各分野において実践されている心理支援の方法を把握するために「実践心理学」を配置します。
- (4) 人の心に関する視野を広げるために「心理学関連科目」を配置します。
- (5) 人の心に関する問題を発見し、それを解決する技術を体得するために「実習演習科目」を配置します。

# 心理学類「カリキュラム体系図」

共通能力	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
メンタリティ	キリスト教概論Ⅰ 市民教育	芸術論 音楽と表現	キリスト教と現代社会 人権論	日本近代史とキリスト教 情報倫理	生活環境論			
コミュニケーション能力	英語コミュニケーション ドイツ語Ⅰ 韓国語Ⅰ 中国語Ⅰ	英語リスニング・スピーキング ドイツ語Ⅱ 韓国語Ⅱ 中国語Ⅱ			生涯学習論 多世代交流論			
知識・技能	法学概論(日本国憲法) 健康と栄養 情報リテラシー 基礎演習(ライティングを含む) 英語ライティング フランス語Ⅰ	経済学入門 生命科学 情報処理演習 英語リーディング フランス語Ⅱ 学校安全学	日本の言語文化 生活と化学 健康・スポーツB(講義・実技) 日本語表現法 発展リーディング	植物の科学	福祉社会論			
批判的思考力 創造的思考力	哲学 心理・教育入門 AI社会とデータサイエンス	倫理学 AI社会とデータサイエンス			キャリアアップセミナー			
グローバルな視野 地域的志向	グローバル化と異文化社会の理解 尚網学入門 日本とアジアの歴史	尚網学入門 日本とアジアの歴史	異文化理解 東北の歴史と文化 世界の宗教と文化 東北の自然環境					
自己管理能力			キャリアデザインⅡ					
協働力	健康・スポーツA(講義・実技) キリスト教と音楽				異分野コラボレーション演習			
挑戦する力	チャレンジポートフォリオⅠ キャリアデザインⅠ	チャレンジポートフォリオⅠ	キャリアデザイン形成実習 チャレンジポートフォリオⅡ 資格英語 英語で学ぶ文化		チャレンジポートフォリオⅢ			
心理学類で身につける力	心理学概論Ⅰ(心理学基礎) 心理学研究方法(社会心理学) 心理学概論Ⅱ(心理学応用) 臨床心理学概論 知覚・認知心理学	心理学概論Ⅱ(心理学応用) 臨床心理学概論 知覚・認知心理学	学習・言語心理学 神経・生理心理学 発達心理学 感情・人格心理学	公認心理師の職責 司法・犯罪心理学 人体の構造と機能及び疾病 フィールドワーク演習	認知心理学実験演習 行動分析学 障害者・障害児心理学	社会集団・家族心理学(家族心理学)		
心に関する問題を発見する力		応用社会心理学	教育・学校心理学 健康・医療心理学 福祉心理学		産業・組織心理学			
心に関する問題を分析する力			心理学実験 心理学的アセスメント		公認心理師の職責 司法・犯罪心理学 人体の構造と機能及び疾病 フィールドワーク演習	精神疾患とその治療 関係行政論		
心に関する問題を解決する力			心理学的支援法					卒心実研習

※科目はカリキュラム表の学修目標が◎のものです。白抜き枠の科目は専門科目です。

# 心理学類「カリキュラム系統図」

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
学群基礎科目	心理・教育学入門	学校安全学 (防犯と防災の心理学)	教育人間学			多世代交流論		
心理学基礎科目	心理学概論I (心理学基礎)	心理学概論II (心理学応用)	心理学実験	心理学統計法	公認心理師の職責			
基礎心理学	社会・集団・家族心理学I (社会心理学)	知覚・認知心理学	学習・言語心理学	感情・人格心理学	認知心理学実験演習	社会・集団・家族心理学II (グループダイナミクス)		社会・集団・家族心理学III (家族心理学)
			神経・生理心理学	心理的アセスメント	行動分析学	発達心理学演習		
実践心理学			発達心理学		障害者・障害児心理学			
			心理学的支援法					
心理学関連科目		応用心理学	教育・学校心理学	健康・医療心理学	司法・犯罪心理学		産業・組織心理学	
				福祉心理学				
実習演習科目					人体の構造と機能及び疾病	精神疾患とその治療 関係行政論		
					フィールドワーク演習	心理学演習	(通) 心理学実習	
						心理学専門演習	(通) 卒業研究	

心理学類「教養教育科目」カリキュラム表

卒業要件：33単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標												
							共感性	倫理観・社会的責任	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働能力	挑戦する力				
尚綱コア	10FYE101	キリスト教概論Ⅰ	1	①	3単位	講	○	◎		○	○								
	10FYE102	キリスト教概論Ⅱ	1	①		講	○	◎		○	○								
	10FYE103	尚綱学	1	①		講	○	○		○		◎							
尚綱STEM	人文科学	10LIT201	日本の言語文化	2	2	2単位以上	講	○		○	◎	○							
		10PHI101	哲学	1	2		講		○		○	◎	○						
		10HHS203	日本近代史とキリスト教	2	2		講	○	◎		○	○	○						
		10WTE102	倫理学	1	2		講	○	○		○	◎	○						
		社会科学	10OSO101	市民教育	1		2	2単位以上	講		◎		○		○			○	
			10LAW101	法学概論（日本国憲法）	1		2		講		○		◎	○	○				
	10ECO101		経済学入門	1	2	講	○		○		◎	○							
	10SOC101		社会学入門	1	2	講	○				○		◎			○			
	10WTE201		キリスト教と現代社会	2	2	講	○		◎			○				○			
	10OSO201		人権論	2	2	講	○		◎		○	○							
	自然科学	10OSO301	福祉社会論	3	2	2単位以上	講	○	○		◎	○							
		10LNA101	生命の科学	1	2		講		○		◎	○	○						
10OCH101		生活と化学	2	2	講			○		◎		○							
10LNA201		植物の科学	2	2	講			○		◎		○							
10HUS302		生活環境論	3	2	講		○	◎			○	○							
芸術・スポーツ	10HES101	健康・スポーツA（講義・実技）	1	1	2単位以上	実				○	○			○	◎				
	10HES201	健康・スポーツB（講義・実技）	2	1		実				○	◎			○		○			
	10ART101	芸術論	1	2		講	◎			○	○	○							
	10ART102	音楽と表現	1	1		講	◎			○	○				○	○			
	10ART103	キリスト教と音楽	1	1		講	○			○					◎	○			
学際・地域・国際	10PCU201	異文化理解	2	2	2単位以上	講	○		○	○		◎							
	10HHS101	日本とアジアの歴史	1	2		講		○		○		◎				○			
	10RES201	世界の宗教と文化	2	2		講		○		○		◎							
	10PCU101	グローバル化と異文化社会の理解	1	2	2単位以上	講		○	○			◎			○				
	10HHS201	東北の歴史と文化	2	2		講						◎			○				
	10OSO301	東北の産業と地域社会	3	2		講						◎			○				
	10LNA202	東北の自然環境	2	2		講		○				◎			○				
10PCU301	異分野コラボレーション演習	3	<1>	演				○		○			◎	○					
情報科学	10LTE103	AⅠ社会とデータサイエンス	1	②	4単位以上	講			○		◎	○							
	10LTE101	情報リテラシー	1	①		講		○		◎	○		○						
	10LTE102	情報処理演習	1	1		演				◎	○		○			○			
	10LTE202	情報倫理	2	2		講		◎		○	○		○						
コモンベシックス	10FYE101	基盤演習（ライティングを含む）	1	②	10単位以上	演				○	◎	○		○					
	10LTE203	日本語表現法	2	2		演	○			○	◎				○				
	10ENG101	英語リーディング	1	②		演	○			○	◎		○						
	10ENG102	英語コミュニケーション	1	②		演	○			◎	○		○						
	10ENG103	英会話（リスニング・スピーキング）	1	2		演	○			◎	○		○						
	10ENG104	英語ライティング	1	2		演	○			○	◎		○						
	10ENG201	発展リーディング	2	2		演	○			○	◎		○						
	10ENG202	資格英語	2	2		演				○		○	○			◎			
	10ENG203	英語で学ぶ文化	2	2		演				○	○		○			◎			
	10GER101	ドイツ語Ⅰ	1	2		演				◎	○		○			○			
	10GER102	ドイツ語Ⅱ	1	2		演				◎	○		○			○			
	10FRE101	フランス語Ⅰ	1	2		演				○	◎		○			○			
	10FRE102	フランス語Ⅱ	1	2		演				○	◎		○			○			
	10KOR101	韓国語Ⅰ	1	2		演				◎	○		○			○			
	10KOR102	韓国語Ⅱ	1	2		演				◎	○		○			○			
	10CHN101	中国語Ⅰ	1	2		演				◎	○		○			○			
	10CHN102	中国語Ⅱ	1	2		演				◎	○		○			○			
10JPN101	日本語と日本事情Ⅰ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○			○	◎		○								
10JPN102	日本語と日本事情Ⅱ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○			○	◎		○								
キャリアライフデザイン	10CLD101	キャリアデザインⅠ	1	②	4単位以上	演				○	○			○		◎			
	10CLD201	キャリアデザインⅡ	2	1		演		○		○	○			◎					
	10CLD202	キャリア形成実習	2	2		実		○		○			○		◎				
	10CLD301	キャリアアップセミナー	3	2		講				○	○	◎				○			
	10CLD305	生涯学習論	3	2		講	○	○		◎			○						
	10CHP101	チャレンジポートフォリオⅠ	1	1		実				○			○			◎			
	10CHP201	チャレンジポートフォリオⅡ	2	1		実				○			○			◎			
10CHP301	チャレンジポートフォリオⅢ	3	1	実				○			○			◎					

「コモンベシックス」区分の第2外国語は、ローマ数字順に履修すること。  
○：卒業必修単位、< >は履修推奨科目。



# 心理学類「専門教育科目」カリキュラム表

卒業要件：60単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標																	
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	心理学の基本的知識	心に関する問題を発見する力	心に関する問題を分析する力	心に関する問題を解決する力					
専門基礎科目	学群共通科目	30PEB101	心理・教育学入門	1	②	6単位以上	講	○				◎												
		30PEB301	多世代交流論	3	2		講	○		◎		○		○										
		30PEB102	学校安全学 (防犯と防災の心理学)	1	2		講		○		◎		○	○										
		30PEB201	教育人間学	2	2		講				○	◎												
	心理学基礎科目	30BPC301	公認心理師の職責	3	2		講		○		○										◎		○	
		30BPC101	心理学概論Ⅰ (心理学基礎)	1	②		講				○	○									◎			
		30BPC102	心理学概論Ⅱ (心理学応用)	1	②		講				○	○									◎			
		30BPC103	臨床心理学概論	1	2		講				○	○									◎			
		30BPC104	心理学研究法	1	②		講		○			○									◎		○	
		30BPC201	心理学統計法	2	②		講				○	○									◎		◎	
30BPC202	心理学実験	2	④	実			○		○									◎		◎				
専門発展科目	基礎心理学	30GPC101	知覚・認知心理学	1	2	60単位以上	講				○	○							◎	○				
		30GPC301	認知心理学実験演習	3	2		演				○	○									○	◎		
		30GPC201	学習・言語心理学	2	2		講				○	○									◎	○		
		30GPC302	行動分析学	3	2		講				○	○									◎	○		
		30GPC202	感情・人格心理学	2	2		講				○	○									◎	○		
		30GPC203	神経・生理心理学	2	2		講				○	○									◎	○		
		30GPC102	社会・集団・家族心理学Ⅰ (社会心理学)	1	2		講				○	○									◎	○		
		30GPC303	社会・集団・家族心理学Ⅱ (グループダイナミクス)	3	2		講				○	○									◎	○		
		30GPC401	社会・集団・家族心理学Ⅲ (家族心理学)	4	2		講				○	○									◎	○		
		30GPC204	発達心理学	2	2		講				○	○									◎	○		
		30GPC304	発達心理学演習	3	2		演				○	○										○	◎	
		30GPC305	障害者・障害児心理学	3	2		講				○	○										○	◎	
		30GPC206	心理的アセスメント	2	2		講		○	○												○	◎	
	30GPC207	心理学的支援法	2	2	講			○	○													○	◎	
	実践心理学	30PPC201	健康・医療心理学	2	2		講	○				○	○								○	◎		
		30PPC202	福祉心理学	2	2		講	○				○									○	◎		
		30PPC101	応用社会心理学	1	2		講				○	○	○								○	◎		
		30PPC203	教育・学校心理学	2	2		講	○				○	○								○	◎		
		30PPC301	司法・犯罪心理学	3	2		講	○				○									○	◎		
		30PPC401	産業・組織心理学	4	2		講	○				○									○	◎		
心理学関連科目	30OPC301	人体の構造と機能及び疾病	3	2	講				○	○									◎					
	30OPC302	精神疾患とその治療	3	2	講				○	○									◎					
	30OPC303	関係行政論	3	2	講		○		○										◎					
実践演習科目	30PRA301	心理演習 ※1	3	2	演		○	○												○	◎			
	30PRA302	心理学専門演習	3	②	演						○		○							○	◎			
	30PRA401	心理実習 ※1	4	2	実		○				○									○	◎			
	30PRA303	フィールドワーク演習	3	2	演			○			○								○	◎				
	30PRA402	卒業研究	4	⑥	演							○		○						○	◎			

※1) 公認心理師資格課程履修者のみ履修可能

# 心理・教育学群 子ども学類

## 1. 学類の特徴

子ども学類では、子どもを科学的・総合的に理解し、その全人的な成長・発達に向けた支援と保育・教育に取り組み、保護者の相談や対応に優れ、地域の子育て支援にも貢献できる「子どもの専門家」としての能力の修得を目指します。

## 2. ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

子ども学類では、全学共通の能力に加え、以下の能力を身につけ、学則に定める所定の単位を修得した者に、学士（教育学）を授与します。

- (1) 子どもとその育ちを幅広い視点から捉え、科学的・総合的に深く理解する力
- (2) 学術的知識および理論に裏付けされた保育・教育的実践力
- (3) 子どもや家族を取り巻く環境や背景等を理解し、子どもと家族を支援できる力
- (4) 感性豊かな表現力と国際感覚を養う姿勢

## 3. カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

子ども学類のディプロマ・ポリシーに掲げる能力を育成するため、専門教育科目を以下のように編成します。

- (1) 子ども学類に必要な基礎的知識の修得のために「専門基礎科目」を設置します。専門的な学びの導入と保育現場を身近に感じ、高いモチベーションを維持しながら継続的な学修につなげるための科目として「基盤演習」(教養教育科目)を配置します。
- (2) 「専門科目」として、子ども学類の教育研究の主要4分野である「子どもの心理と健康」「子どもの福祉」「子どもの保育と教育」「子どもの文化と社会」を置きます。また、これらの科目の知識・理論と保育・教育実践を統合するための「総合科目」を配置します。
- (3) 保育士に関する保育士課程および幼稚園教諭に関する教職課程に該当する必修および選択必修科目を配置し、その導入科目として「基礎実習」を配置します。
- (4) 本学の長き伝統を生かし、音楽に強く感性豊かで、国際感覚を持った保育者養成のための科目を全ての学年に配置します。

# 子ども学類「カリキュラム体系図」

		1年次		2年次		3年次		4年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通力	倫理観・社会的責任感	芸術発表と表現力の心	芸術発表と表現力の心	キリスト教と現代社会	キリスト教と現代社会	生活環境論	生活環境論		
	コミュニケーション能力	英語コミュニケーション ドイツ語Ⅰ 韓国語Ⅰ 中国語Ⅰ	英語コミュニケーション 英語リスニングスピーキング ドイツ語Ⅱ 韓国語Ⅱ 中国語Ⅱ	キリスト教と現代社会 准	キリスト教と現代社会 日本近代史とキリスト教	生涯学習論	生涯学習論	多世代交流論	
	知識・技能	法学概論(日本国憲法) 健康と栄養 情報リテラシー 基礎英会話(ライティングを含む) 英語ライティング フランス語Ⅰ 学校安全学(防犯と防犯心理学)	経済学入門 生命の科学 情報処理演習 英語リーディング フランス語Ⅱ 学校安全学(防犯と防犯心理学)	キリスト教と現代社会 准	キリスト教と現代社会 日本近代史とキリスト教				
自己管理能力	批判的思考力・創造的思考力	哲学入門 心理学入門 AI社会とデータサイエンス	植物の科学	異文化理解	異文化理解	キャリアアップセミナー			
	グローバルな視野・地域協志向	グローバル文化と社会の理解	世界の宗教と文化	異文化理解	世界の宗教と文化	東北の産業と地域社会			
行動力	協働する力	健康・スポーツA(講義・実技) キリスト教と音楽	基礎心理学(幼児) 社会福祉	キャリアデザインⅡ	キャリアデザインⅡ				
	挑戦する力	キャリアデザインⅠ	キャリアデザインⅡ	キャリアデザインⅡ	キャリアデザインⅡ				
	子どもを理解する力	保育の心理学 教育原論 児童文学論 子どもと健康 子どもと言葉 教職概論(幼児)	基礎心理学(幼児) 社会福祉 教育制度 子どもの発達と障害 子どもの人権と教育 子どもと人間関係 子どもと環境	基礎心理学(幼児) 社会福祉 教育制度 子どもの発達と障害 子どもの人権と教育 子どもと人間関係 子どもと環境	基礎心理学(幼児) 社会福祉 教育制度 子どもの発達と障害 子どもの人権と教育 子どもと人間関係 子どもと環境	乳児保育入門 子ども学 乳児保育Ⅰ	乳児保育入門 子ども学 乳児保育Ⅰ	臨床心理保健 母子心理保健	臨床心理保健 母子心理保健
保育・教育的実践力	子どもの自然環境教育 子どもの身体表現 保育内容指導法 健康 保育内容指導法 言葉	保育の心理学 教育原論 児童文学論 子どもと健康 子どもと言葉 教職概論(幼児)	基礎心理学(幼児) 社会福祉 教育制度 子どもの発達と障害 子どもの人権と教育 子どもと人間関係 子どもと環境	基礎心理学(幼児) 社会福祉 教育制度 子どもの発達と障害 子どもの人権と教育 子どもと人間関係 子どもと環境	基礎心理学(幼児) 社会福祉 教育制度 子どもの発達と障害 子どもの人権と教育 子どもと人間関係 子どもと環境	保育実習指導Ⅰ 保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ 保育実習指導Ⅳ 保育実習指導Ⅴ 保育実習指導Ⅵ 保育実習指導Ⅶ	保育実習指導Ⅰ 保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ 保育実習指導Ⅳ 保育実習指導Ⅴ 保育実習指導Ⅵ 保育実習指導Ⅶ	保育実習指導Ⅰ(施設) 保育実習指導Ⅱ(施設) 保育実習指導Ⅲ(施設) 保育実習指導Ⅳ(施設) 保育実習指導Ⅴ(施設) 保育実習指導Ⅵ(施設) 保育実習指導Ⅶ(施設)	保育実習指導Ⅰ(施設) 保育実習指導Ⅱ(施設) 保育実習指導Ⅲ(施設) 保育実習指導Ⅳ(施設) 保育実習指導Ⅴ(施設) 保育実習指導Ⅵ(施設) 保育実習指導Ⅶ(施設)
	支援できる力	音楽Ⅰ(楽典)	音楽Ⅱ(器楽基礎)	音楽Ⅲ(器楽応用)	音楽Ⅳ(器楽発展)	音楽Ⅰ(器楽発展)	音楽Ⅱ(器楽発展)	音楽Ⅲ(器楽発展)	音楽Ⅳ(器楽発展)
	表現力	ピアノ伴奏(総合音楽)	音楽Ⅱ(器楽基礎)	音楽Ⅲ(器楽応用)	音楽Ⅳ(器楽発展)	音楽Ⅰ(器楽発展)	音楽Ⅱ(器楽発展)	音楽Ⅲ(器楽発展)	音楽Ⅳ(器楽発展)

\*科目はカリキュラム表の学習目標が◎のものです。白抜き枠は専門科目です。

# 子ども学類「カリキュラム系統図」

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
学群基礎科目	心理・教育学入門	学校安全学(附記と防犯の心理学)	教育人間学		多世代交流論			
専門基礎科目	保育の心理学	保育原理	教育心理学(幼)	社会福祉	保育内容総論	キリスト教と保育		
専門基礎科目	教育原理	社会的養護Ⅰ	教育方法論(幼)					
専門基礎科目			教育制度	基礎実習				
専門基礎科目			基礎					
専門科目 (子どもの心理と健康)			子どもの発達と障害	子どもの食と栄養		子ども家庭支援の心理学	臨床心理学	
専門科目 (子どもの心理と健康)			子どもの健康	子どもの健康と安全		児童心理学	母子保健	
専門科目 (子どもの福祉)						衛生学及び公衆衛生学		
専門科目 (子どもの福祉)			子ども家庭福祉	子ども家庭支援論	社会的養護Ⅱ	子育て支援		
専門科目 (子どもの保育と教育)				教育課程論(幼)	乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅱ	保育・教育マネジメント	
専門科目 (子どもの保育と教育)			教職概論(幼)			特別支援保育		
専門科目 (子どもの保育と教育)			子どもの自然環境教育					
専門科目 (子どもの文化と社会)	児童文学論	子どもの身体表現	子どもの人権と教育	児童文化	世界の子ども	子どもの造形表現	デザイン	デザイン
専門科目 (子どもの文化と社会)			子どもの外国語表現		デザインの子ども	デザインの造形表現	総合芸術(オペレッタ)	総合芸術(オペレッタ)
関連教育科目	子どもと健康	保育内容指導演法 健康	子どもと人間関係	子どもと表現		教育相談の理論と方法(幼)	音楽Ⅳ(器楽発展)	音楽Ⅳ(器楽発展)
関連教育科目	子どもと言葉	保育内容指導演法 言葉	子どもと環境	保育内容指導演法 人間関係		音楽Ⅲ(器楽応用)	保育実習指導演Ⅲ(施設)	保育実習指導演Ⅲ(施設)
関連教育科目	音楽Ⅰ(楽典)	図画工作	保育内容指導演法 環境	保育内容指導演法 表現Ⅱ(音楽)		保育実習指導演Ⅰ(保育所・施設)	保育実習指導演Ⅲ(施設)	保育実習指導演Ⅲ(施設)
関連教育科目			保育内容指導演法 表現Ⅰ(造形)			保育実習指導演Ⅱ(保育所)	保育実習指導演Ⅲ(施設)	保育実習指導演Ⅲ(施設)
関連教育科目	ピアノの伴奏法		音楽Ⅱ(器楽基礎)	合唱		保育実習指導演Ⅱ(保育所)	保育実習指導演Ⅲ(施設)	保育実習指導演Ⅲ(施設)
関連教育科目	オーケストラ(総合音楽)		合唱			保育実習Ⅱ(保育所)	保育実習指導演Ⅲ(施設)	保育実習指導演Ⅲ(施設)
総合科目					子ども学入門	子ども学演習	卒業研究	卒業研究
自由科目			オーケストラⅠ		オーケストラⅡ	オーケストラⅡ	オーケストラⅢ	オーケストラⅢ

# 子ども学類「教養教育科目」カリキュラム表

卒業要件：33単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標										
							共感性	倫理観・社会的責任	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働能力	挑戦する力		
尚綱コア	10FYE101	キリスト教概論Ⅰ	1	①	3単位	講	○	◎		○	○						
	10FYE102	キリスト教概論Ⅱ	1	①		講	○	◎		○	○						
	10FYE103	尚綱学	1	①		講	○	○		○		◎					
尚綱STEM	人文科学	10LIT201	日本の言語文化	2	2	2単位以上	講	○		○	◎	○					
		10PHI101	哲学	1	2		講		○		○	◎	○				
		10HHS203	日本近代史とキリスト教	2	2		講	○	◎			○	○				
	社会科学	10WTE102	倫理学	1	2	2単位以上	講		○		○	◎	○				
		10OSO101	市民教育	1	2		講		◎		○		○		○		
		10LAW101	法学概論（日本国憲法）	1	2		講		○		◎	○	○				
		10ECO101	経済学入門	1	2		講	○	○		◎	○					
		10SOC101	社会学入門	1	2		講	○			○		◎			○	
		10WTE201	キリスト教と現代社会	2	2		講	○	◎			○				○	
	自然科学	10OSO201	人権論	2	2	2単位以上	講	○	◎		○	○					
		10OSO301	福祉社会論	3	2		講	○	○		◎	○					
		10PSY101	心の科学	1	2		講	◎		○	○					○	
10LNA101		生命の科学	1	2	講			○		◎	○	○					
10OCH101		生活と化学	2	2	講			○		◎		○					
10LNA201		植物の科学	2	2	講			○		◎		○					
芸術・スポーツ	10HUS302	生活環境論	3	2	2単位以上	講	○	◎			○						
	10HUS101	健康と栄養	1	2		講		○		◎	○		○				
	10HES101	健康・スポーツA（講義・実技）	1	1		2単位以上	実			○	○			○	◎		
	10HES201	健康・スポーツB（講義・実技）	2	1			実			○	◎			○		○	
	10ART101	芸術論	1	2			講	◎			○	○	○				
10ART102	音楽と表現	1	1	講	◎					○				○	○		
10ART103	キリスト教と音楽	1	1	講	○			○						◎	○		
学際・地域・国際	10PCU201	異文化理解	2	2	2単位以上	講	○		○	○		◎					
	10HHS101	日本とアジアの歴史	1	2		講		○		○		◎			○		
	10RES201	世界の宗教と文化	2	2		講		○		○		◎					
	10PCU101	グローバル化と異文化社会の理解	1	2		講		○	○			◎			○		
	2単位以上	10HHS201	東北の歴史と文化	2	2	講						◎			○		
		10OSO301	東北の産業と地域社会	3	2	講						◎			○		
		10LNA202	東北の自然環境	2	2	講		○				◎			○		
		10PCU301	異分野コラボレーション演習	3	<1>	演			○		○				◎	○	
情報科学	10LTE103	AI社会とデータサイエンス	1	②	4単位以上	講			○		◎	○					
	10LTE101	情報リテラシー	1	①		講		○		◎	○		○				
	10LTE102	情報処理演習	1	1		演				◎	○		○		○		
	10LTE202	情報倫理	2	2		講		◎		◎	○		○				
コモンベシックス	10FYE101	基盤演習（ライティングを含む）	1	②	10単位以上	演			○	◎	○		○				
	10LTE203	日本語表現法	2	2		演	○		○	◎				○			
	10ENG101	英語リーディング	1	②		演	○		○	◎		○					
	10ENG102	英語コミュニケーション	1	②		演	○		◎	○		○					
	10ENG103	英会話（リスニング・スピーキング）	1	2		演	○		◎	○		○					
	10ENG104	英語ライティング	1	2		演	○		○	◎		○					
	10ENG201	発展リーディング	2	2		演	○		○	◎		○					
	10ENG202	資格英語	2	2		演				○		○	○		◎		
	10ENG203	英語で学ぶ文化	2	2		演			○	○		○			◎		
	10GER101	ドイツ語Ⅰ	1	2		演			◎	○		○			○		
	10GER102	ドイツ語Ⅱ	1	2		演			◎	○		○			○		
	10FRE101	フランス語Ⅰ	1	2		演			○	◎		○			○		
	10FRE102	フランス語Ⅱ	1	2		演			○	◎		○			○		
	10KOR101	韓国語Ⅰ	1	2		演			◎	○		○			○		
	10KOR102	韓国語Ⅱ	1	2		演			◎	○		○			○		
	10CHN101	中国語Ⅰ	1	2		演			◎	○		○			○		
	10CHN102	中国語Ⅱ	1	2		演			◎	○		○			○		
	10JPN101	日本語と日本事情Ⅰ ※外国人留学生のみ	1	2		演	○		○	◎		○					
	10JPN102	日本語と日本事情Ⅱ ※外国人留学生のみ	1	2		演	○		○	◎		○					
	キャリアライフデザイン	10CLD101	キャリアデザインⅠ	1		②	4単位以上	演			○	○			○		◎
10CLD201		キャリアデザインⅡ	2	1	演			○	○	○				◎			
10CLD202		キャリア形成実習	2	2	実			○	○					○	◎		
10CLD301		キャリアアップセミナー	3	2	講				○	○	◎					○	
10CLD305		生涯学習論	3	2	講	○		○	◎								
10CHP101		チャレンジポートフォリオⅠ	1	1	実				○				○			◎	
10CHP201		チャレンジポートフォリオⅡ	2	1	実				○				○			◎	
10CHP301	チャレンジポートフォリオⅢ	3	1	実			○				○			◎			

「コモンベシックス」区分の第2外国語は、ローマ数字順に履修すること。  
○：卒業必修単位、< >は履修推奨科目。

# 子ども学類「専門教育科目」カリキュラム表

卒業要件：82単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標															
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	子どもを理解する力	保育・教育的実践力	表現力	支援できる力			
学群共通科目	40PEB101	心理・教育学入門	1	②	4単位以上	講	○				◎											
	40PEB301	多世代交流論	3	2		講	○		◎				○									
	40PEB102	学校安全学(防犯と防災の心理学)	1	2		講		○		◎			○	○								
	40PEB201	教育人間学	2	2		講				○	◎											
専門基礎科目	40CBS401	キリスト教と保育	3	2	16単位以上	講			○	○							◎		○			
	40CBS101	保育の心理学	1	②		講				○	○							◎	○			
	40CBS102	教育心理学(幼)	2	②		講				○	○							◎	○			
	40CBS103	保育原理	1	②		講		○		○								◎				
	40CBS104	社会的養護 I	1	②		講	○	○		○								◎				
	40CBS201	社会福祉	2	2		講	○	○		○								◎				
	40CBS301	保育内容総論	3	②		演	○			○								○	◎			
	40CBS202	教育方法論(幼)	2	②		講			○	○									◎			
	40CBS105	教育原理	1	②		講		○		○	○							◎				
	40CBS402	教育制度	2	2		講				○	○	○						◎				
40CBS203	基礎実習	2	②	実		○	○									◎			○			
専門科目	子どもの心理と健康	40CPH101	子どもの理解と保育	1	②	4単位以上	演	○			○						◎	○				
		40CPH301	子ども家庭支援の心理学	3	2		講	○			○	○									◎	
		40CPH302	児童心理学	3	2		講				○	○							◎			
		40CPH401	臨床心理学	4	2		講	○	○		○								◎			
		40CPH201	子どもの発達と障害	2	2		講				○	○							◎			
		40CPH102	子どもの保健	2	②		講		○		○								◎			
		40CPH303	子どもの健康と安全	2	1		演		○		○								○	◎	○	
		40CPH304	衛生学及び公衆衛生学	3	2		講				○	○	○						◎			
		40CPH203	子どもの食と栄養	2	2		演				○								○	◎		
		40CPH402	母子保健	4	2		演						○						◎	○		
子どもの福祉	40CWE101	子ども家庭福祉	2	②	4単位以上	講	○	○		○							◎					
	40CWE201	子ども家庭支援論	2	2		講	○		○	○								◎				
	40CWE301	子育て支援	3	1		演	○		○				○							◎		
	40CWE203	社会的養護 II	3	1		演	○				○							○		◎		
子どもの保育と教育	40CNE101	教職概論(幼)	1	②	8単位以上	講		○					○				◎					
	40CNE202	教育課程論(幼)	2	2		講				○	○							◎	○			
	40CNE203	乳児保育 I	3	②		講				○	○							◎	○			
	40CNE204	乳児保育 II	3	2		演				○	○							○	◎			
	40CNE303	特別支援保育	3	②		演	○				○			○				○		◎		
	40CNE102	子どもの自然環境教育	1	2		講				○		○						○	◎			
40CNE402	保育・教育マネジメント	4	2	講		○				○	○	○						◎				
子どもの文化と社会	40CCS201	児童文化	2	2	4単位以上	講			○	○						○			◎			
	40CCS101	児童文学論	1	2		講				○	○							◎	○			
	40CCS301	子どもの造形表現	3	2		講				○								◎	○			
	40CCS102	子どもの身体表現	1	2		講				○				○					◎	○		
	40CCS202	子どもの外国語表現	2	2		講			○			○							○			
	40CCS203	子どもの人権と教育	2	2		講		◎			○							◎	○			
	40CCS401	世界の子ども	3	2		講	○					○								◎		
	40CCS302	デッサン I	3	1		演	○			○				○						◎		
	40CCS402	デッサン II	4	2		演	○			○				○						◎		
	40CCS403	総合芸術(オペレッタ)	4	2		演	○		○					◎	○					○		

○：卒業必修単位



科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標															
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	子どもを理解する力	保育・教育的実践力	表現力	支援できる力			
関連教育科目	40CRS101	子どもと健康	1	①	20単位以上	講				○					○	◎	○					
	40CRS201	子どもと人間関係	2	①		講	○			○							◎				○	
	40CRS202	子どもと環境	2	①		講				○	○	○					◎					
	40CRS102	子どもと言葉	1	①		講				○	○						◎	○				
	40CRS203	子どもと表現	2	①		講				○							◎		○			
	40CRS103	保育内容指導法 健康	1	②		演				○								◎	○			
	40CRS204	保育内容指導法 人間関係	2	②		演	○			○							○	◎				
	40CRS205	保育内容指導法 環境	2	②		演				○		○					○	◎				
	40CRS104	保育内容指導法 言葉	1	②		演				○	○							◎	○			
	40CRS206	保育内容指導法 表現Ⅰ（造形）	2	②		演				○	○							◎	○			
	40CRS207	保育内容指導法 表現Ⅱ（音楽）	2	②		演			○	○								◎	○			
	40CRS301	教育相談の理論と方法（幼）	3	2		講	○			○							○					◎
	40CRS105	音楽Ⅰ（楽典）	1	1		演				○									◎			
	40CRS208	音楽Ⅱ（器楽基礎）	2	2		演				○					○				◎	○		
	40CRS302	音楽Ⅲ（器楽応用）	3	1		演				○					○				◎	○		
	40CRS401	音楽Ⅳ（器楽発展）	4	1		演				○					○				◎	○		
	40CRS106	ピアノ伴奏法	1	1		演				○					○				◎	○		
	40CRS209	合唱	2	2		演			○	○					○				◎			
	40CRS107	オーケストラ（総合音楽）	1	2		演				○					○				◎			
	40CRS108	図画工作	1	2		演	○			○					○				◎			
	40CRS303	体育	3	2		演				○					○				◎	○		
	40CRS304	保育実習指導Ⅰ（保育所・施設）	3	2		演		○		○							○	◎				
	40CRS305	保育実習Ⅰ（保育所・施設）	3	4		実		○					○				○	◎				○
	40CRS306	保育実習指導Ⅱ（保育所）	3	1		演		○									○	◎				
	40CRS307	保育実習Ⅱ（保育所）	3	2		実		○					○				○	◎				○
	40CRS402	保育実習指導Ⅲ（施設）	4	1		演		○									○	◎				
40CRS403	保育実習Ⅲ（施設）	4	2	実		○					○				○	◎				○		
40CRS404	教育実習指導（幼）	4	1	演		○					○				○	◎						
40CRS405	教育実習（幼）	4	4	実		○					○		○		○	◎				○		
40CRS406	教職実践演習（幼）	4	2	演		○		○							○	◎						
総合科目	40THE301	子ども学入門	3	②	演			○					○			◎						
	40THE302	子ども学演習	3	②	演			○					○				◎	○				
	40THE401	卒業研究	4	④	演		○			○							◎	○				

自由科目

自由科目	40FES201	オーケストラⅠ	2	2	演				○				○						◎		
	40FES301	オーケストラⅡ	3	2	演				○				○							◎	
	40FES401	オーケストラⅢ	4	2	演				○				○							◎	

○：卒業必修単位

# 心理・教育学群 学校教育学類

## 1. 学類の特徴

学校教育学類では、教育の現場で発生するさまざまな問題を解決できる力を身につけた教育の専門家を養成します。具体的には、国語・保健体育・特別支援教育などのうちで、少なくとも一つの得意分野を持った小学校教員を育てます。多様化する教育現場で必要とされるのは、国語・保健体育・特別支援の指導力に優れた教員であるためです。

そのため、学びの目標に応じて3つの領域を設け、小学校教諭の免許に加えて中学校教諭（国語）・中学校教諭（保健体育）・特別支援学校教諭の免許の取得をめざす専門性の高い教育を展開します。1年次から学校現場で学び、実践力を身につけることも特徴の一つです。

教員という仕事は、AI（人工知能）が担うことは不可能です。理論と実践の両面から、教育現場の即戦力を目指しましょう。

## 2. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

学校教育学類では、全学共通の能力に加え、以下のような能力を身につけ学則に定める所定の単位を修得した者に、学士（教育学）を授与します。

- (1) 児童・生徒を科学的・総合的に深く理解する能力
- (2) 小学校教育と中学校教育を視野に入れた高い水準の教育理論を理解する能力
- (3) 児童・生徒にわかりやすい授業を展開できる教育実践力
- (4) 教育現場の課題を解決し、児童・生徒・保護者との信頼関係を築くことが可能な人間関係調整力

## 3. カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を育成するため、専門教育科目を以下のように編成します。

- (1) 教育の基礎となる知識を身につけ、教育の本質や理念について学ぶために「教職基礎理解科目」を配置します。
- (2) 教育の理論や指導法を学ぶために、また小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（国語）、中学校教諭一種免許状（保健体育）の取得に必要な「小学校教育科目」「特別支援教育科目」「中学校教育科目」を配置します。
- (3) 教育現場で実践的に学び、教員としての技能と指導力を身につけるために「教育実践科目」を配置します。
- (4) 教育現場の諸問題を解決するための幅広い視野や、他者との協働力を身につけるために「専門発展科目」を配置します。
- (5) 身につけた知識を統合し、児童・生徒の総合的理解のために主体的に学ぶ「総合科目」を配置します。

## 4. 領域

### 小・中学校（国語）領域

小学校教諭一種免許状に加え、中学校教諭一種免許状（国語）の取得をめざすことで、言語感覚に優れ、高い国語の指導力とコミュニケーション能力を有する教員を養成します。

#### 【学びの特徴】

1. 次世代のために学ぶ  
国際化社会、そして人間がAIを活用しながら生きる時代に必要な力は、母国語を正確に理解し、他者と適切な手段で伝達し合う力です。生きる力を次世代に伝えるという目標のもとに、国語の指導力を身につけます。
2. 教科「国語」について専門的に学ぶ  
国語の指導力を身につけるため、国語学・国文学・漢文学・書道・国語科の指導法をバランス良く学びます。国語学は音声文体論・国文法論・国語史論、国文学は古典文学と近現代文学、漢文学は文学と思想について、広く深く学びます。これらから得た知見を活用し、教科書教材を洞察したり自身で教材開発したりできる力を養います。
3. 発表と意見交換により実践力を鍛える  
「国文学演習」「国語科教育法」などの科目では、学生による発表と活発な意見交換を中心として、担当教員も共に学び合う授業を展開します。自ら「主体的・対話的で深い学び」を経験することで、将来教員になった際、教員による一方的な授業ではなく、児童生徒一人一人の考えを保障し、学級内の深い学び合いを促進する意識を高めます。

### 小・中学校（保健体育）領域

小学校教諭一種免許状に加え、中学校教諭一種免許状（保健体育）の取得をめざすことで、保健体育の指導力に優れた教員を養成します。

#### 【学びの特徴】

1. スポーツを通して地域と連携  
大学内の総合型地域スポーツクラブ「絆」をフィールドに、放課後児童の運動教室指導やアシスタントコーチを体験できる活動も取り入れています。地域の方々と協働しながら、保健体育の指導力を身につけます。
2. 実技と理論の両面から学ぶ  
「保健体育科指導法」などの実技科目では模擬授業を通して授業を展開する際の実践力を身につけます。「スポーツ方法学」「スポーツ心理学」などの講義科目では、児童期からのスポーツ振興など生涯スポーツにつながる理論を学びます。
3. 教科「体育」「保健体育」について専門的に学ぶ  
保健体育の指導力を身につけるため、スポーツ実技・スポーツ理論・スポーツ生理学・衛生学及び公衆衛生学・学校保健・保健体育科の指導法についてバランス良く学びます。

### 小・特別支援学校領域

小学校教諭一種免許状に加え、特別支援学校教諭一種免許状の取得をめざすことで、特別支援の指導力に優れた教員を養成します。

#### 【学びの特徴】

1. シミュレーション学習、モデリング学習、相互啓発学習の導入  
特別支援教育の支援プログラム作成に関して、シミュレーション学習、モデリング学習、相互啓発学習などのアクティブ・ラーニング手法を導入し、専門知識の定着を図ります。
2. 地域と連携した学習支援・活動支援の実践  
ICTを活用した遠隔学習支援や、近隣特別支援学校と協働した児童・生徒の余暇活動支援を実施します。地域のニーズに応えながら、協働して教育活動に取り組む力や課題解決力を身につけます。
3. 地域における教育臨床活動の実践  
大学の地域連携交流プラザにおいて、障害特性を考慮した教育臨床活動を行います。地域の先生並びに保護者と学習支援情報を共有します。コミュニケーション支援と学習支援を行う中で個別指導の実践力を養います。

# 学校教育学類「カリキュラム体系図」

共通能力	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
コミュニケーション能力	キリスト教概論Ⅰ キリスト教概論Ⅱ	芸術概論 音楽と表現 心の科学	キリスト教と現代社会 権	日本近代史とキリスト教 情報	生活環境論 生涯学習論 多世代交流論			
知識・技能・教養	英語コミュニケーション ドイツ語Ⅰ 韓国語Ⅰ 中国語Ⅰ	英会話(リスニング・スピーキング) ドイツ語Ⅱ 韓国語Ⅱ 中国語Ⅱ	日本の言語文化 生活と文化 健康・スポーツB(講義・実技) 日本語表現法 発展リーディング 教育人間学	植物の科学 健康・スポーツB(講義・実技) 日本語表現法 発展リーディング				
批判的・創造的思考力	法学概論(日本国憲法) 健康と栄養 情報リテラシー 基礎演習(ライティングを含む) 英語ライティング フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ	経済学入門 生命の科学 情報処理演習 英語ライティング フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ 学校安全学	教育心理学 文化理解 世界の宗教と文化 東北の歴史と文化 環境	知的教育心理学 東北の歴史と文化 環境				
グローバルな視野・地域志向	国際関係論 グローバル化と異文化理解 日本とアジアの歴史	社会学入門 社会学入門 日本とアジアの歴史	東北の歴史と文化 環境					
自己管理能力	健康・スポーツA(講義・実技) キリスト教と音楽	健康・スポーツA(講義・実技) キリスト教と音楽	キャリアデザインⅡ					
協働能力	キャリアデザインⅠ	キャリアデザインⅠ	キャリアデザインⅡ 形成実習					
挑戦する力	児童文学論 基礎実習Ⅰ(小中受選学校・実践研修)	児童文学論 基礎実習Ⅰ(小中受選学校・実践研修)	スポーツ心理学(小・中) 基礎実習Ⅱ(小中受選学校・実践研修)					
児童・生徒の科学的総合的理解力	教育概論 特別支援教育概論 漢文学Ⅰ(文学)	教育概論 知的障害者の心理・生理・病理 身体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理 国語学概論 国文学概論	教育心理学(小・中) 基礎実習Ⅱ(小中受選学校・実践研修) 教育課程論 国語学Ⅱ(思想) 国文学史論 国文学講話Ⅰ(古典) 国文学講話Ⅱ(近現代) スポーツ 道徳教育の理論と方法(小・中)					
高度な教育理論の理解力	国語学Ⅰ 国語学Ⅱ 国文学史論 国文学講話Ⅰ(古典) 国文学講話Ⅱ(近現代) スポーツ 道徳教育の理論と方法(小・中)	国語学Ⅰ 国語学Ⅱ 国文学史論 国文学講話Ⅰ(古典) 国文学講話Ⅱ(近現代) スポーツ 道徳教育の理論と方法(小・中)	道徳教育の理論と方法(小・中) 教育の方法と技術 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 生活科教育法 外国語の指導法 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ スポーツ方法F(武通) 唱					
学校教育実践力	国語学Ⅰ 国語学Ⅱ 国文学史論 国文学講話Ⅰ(古典) 国文学講話Ⅱ(近現代) スポーツ 道徳教育の理論と方法(小・中)	国語学Ⅰ 国語学Ⅱ 国文学史論 国文学講話Ⅰ(古典) 国文学講話Ⅱ(近現代) スポーツ 道徳教育の理論と方法(小・中)	特別支援教育概論 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 生活科教育法 外国語の指導法 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ スポーツ方法F(武通) 唱					
教育現場の課題解決に結びつく人間関係調整力	国語学Ⅰ 国語学Ⅱ 国文学史論 国文学講話Ⅰ(古典) 国文学講話Ⅱ(近現代) スポーツ 道徳教育の理論と方法(小・中)	国語学Ⅰ 国語学Ⅱ 国文学史論 国文学講話Ⅰ(古典) 国文学講話Ⅱ(近現代) スポーツ 道徳教育の理論と方法(小・中)	特別支援教育概論 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 生活科教育法 外国語の指導法 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ スポーツ方法F(武通) 唱					

※科目はカリキュラムの学修目標が◎のものです。白抜き枠の科目は専門科目のものです。

# 学校教育学類「カリキュラム系統図」

学群共通科目	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
小学校教育科目 教職基礎理解科目	心理・教育学入門 学校教育学(初級と防災の心理学)	教育概論 教育職概論	教育人間学 教育心理学(小・中) 教育課程論	道徳教育の理論と方法(小・中) 教育の方法と技術	特別活動及び学習の理論と方法 生徒・進路指導の理論と方法(小・中)	特別支援教育論 教育相談の理論と方法(小・中)	教育制度 学校と地域連携	
小学校教育科目 教科及び教科の 指導法に関する科目	国語 生活 図画 工作 音楽 アノ 伴奏法	生活 図画 工作 音楽 法	理科 社会 数 国語科教育法 I 理科教育法 生活科教育法 外国語の指導法 合唱	社会 数 理科教育法 生活科教育法 外国語の指導法 合唱	家庭語 外国語 社会科教育法 算数科教育法 音楽科教育法 図画工作科教育法 家庭科教育法 保健体育科指導法 I	家庭語 外国語 社会科教育法 算数科教育法 音楽科教育法 図画工作科教育法 家庭科教育法 保健体育科指導法 I		
特別支援教育科目	特別支援教育総論	知的障害者の心理・生理・病理 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理	知的障害教育論 I 肢体不自由教育論 I 病弱教育論 LD 等教育総論	知的障害教育論 II 肢体不自由教育論 II	視覚障害教育総論 聴覚障害教育総論			
中学校教育科目 教科及び教科の 指導法に関する科目 (国語)	漢文学概論 漢文学 I (文学) 漢文学概論 漢文学 II (思想) 漢文学 III (近現代)	国語学概論 国文学法論 国文学概論 書道	国語音声文体論 国語史論 国文学演習 I (古典) 国文学演習 II (近現代) 漢文学 I (古典) 漢文学 II (思想) 国語科教育法 I	国語科教育法 II 国文学史 I (古典) 国文学史 II (近現代) 近現代詩演習 国語科教育法 II	国語科教育法 III 国文学史 I (古典) 国文学史 II (近現代) 近現代詩演習 国語科教育法 IV	国文学研究法		
中学校教育科目 教科及び教科の 指導法に関する科目 (保健体育)	体育 運動 水泳 体つくり スポーツ方法 G (水泳)	体育概論 体育法 学校保健 健康	スポーツ方法 C (バドミントン・卓球) スポーツ方法 D (サッカー・ソフトテニス) スポーツ方法 E (器械運動・ダンス) スポーツ方法 F (武道) スポーツ方法 G (水泳) スポーツ方法 H (バレーボール・バドミントン)	スポーツ方法 E (器械運動・ダンス) スポーツ方法 F (武道) スポーツ方法 G (水泳) スポーツ方法 H (バレーボール・バドミントン) 生涯スポーツ論	スポーツ方法 E (器械運動・ダンス) スポーツ方法 F (武道) スポーツ方法 G (水泳) スポーツ方法 H (バレーボール・バドミントン) 生涯スポーツ論	保健体育科指導法 IV		
教育実践科目	基礎実習 I (小中支援学校・実践研修)	基礎実習 I (小中支援学校・実践研修)	基礎実習 II (小中支援学校・実践研修) 学校インターンシップ (小)	基礎実習 II (小中支援学校・実践研修) 学校インターンシップ (小)	教育実習指導 (小) 教育実習 (小) A 教育実習 (小) B	教育実習指導 (特支) 教育実習指導 (中) 教育実習 (特支) 教育実習 (中) A 教育実習 (中) B		
専門発展科目	児童文学論 オーストラリア (総合音楽)	児童文学論 オーストラリア (総合音楽)	子どもの人権と教育	世界の子ども	教育実習指導 (小) 教育実習 (小) A 教育実習 (小) B	教育実習指導 (特支) 教育実習指導 (中) 教育実習 (特支) 教育実習 (中) A 教育実習 (中) B 教職実践演習 (小・中)		
総合科目					学校教育学入門 学校教育学演習	卒業研究		
自由科目					学校インターンシップ I (小)	学校インターンシップ II (小)		

学校教育学類「教養教育科目」カリキュラム表

卒業要件：33単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標													
							共感性	倫理観・社会的責任	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働能力	挑戦する力					
尚綱コア	10FYE101	キリスト教概論Ⅰ	1	①	3単位	講	○	◎		○	○									
	10FYE102	キリスト教概論Ⅱ	1	①		講	○	◎		○	○									
	10FYE103	尚綱学	1	①		講	○	○		○		◎								
尚綱STEM	人文科学	10LIT201	日本の言語文化	2	2	2単位以上	講	○		○	◎	○								
		10PHI101	哲学	1	2		講		○		○	◎	○							
		10HHS203	日本近代史とキリスト教	2	2		講	○	◎		○	○	○							
		10WTE102	倫理学	1	2		講		○		○	◎	○							
		社会科学	10OSO101	市民教育	1		2	2単位以上	講		◎		○		○			○		
			10LAW101	法学概論（日本国憲法）	1		2		講		○		◎	○	○					
	10ECO101		経済学入門	1	2	講	○		○		◎	○								
	10SOC101		社会学入門	1	2	講	○				○		◎							
	10WTE201		キリスト教と現代社会	2	2	講	○		◎		○	○					○			
	10OSO201		人権論	2	2	講	○		◎		○	○								
	自然科学	10OSO301	福祉社会論	3	2	2単位以上	講	○	○		◎	○								
		10PSY101	心の科学	1	2		講	◎		○	○						○			
		10LNA101	生命の科学	1	2		講		○		◎	○	○							
		10OCH101	生活と化学	2	2		講		○		◎		○							
		10LNA201	植物の科学	2	2		講		○		◎		○							
		10HUS302	生活環境論	3	2		講	○	◎			○	○							
	芸術・スポーツ	10HUS101	健康と栄養	1	2	2単位以上	講		○		◎	○			○					
		10HES101	健康・スポーツA（講義・実技）	1	1		実			○	○				○	◎				
10HES201		健康・スポーツB（講義・実技）	2	1	実				○	◎				○		○				
10ART101		芸術論	1	2	講		◎			○	○	○								
10ART102		音楽と表現	1	1	講		◎			○	○					○	○			
学際・地域・国際	10ART103	キリスト教と音楽	1	1	2単位以上	講	○		○						◎	○				
	10PCU201	異文化理解	2	2		講	○		○	○		◎								
	10HHS101	日本とアジアの歴史	1	2		講		○		○		◎					○			
	10RES201	世界の宗教と文化	2	2		講		○		○		◎								
	10PCU101	グローバル化と異文化社会の理解	1	2		講		○	○			◎				○				
	10HHS201	東北の歴史と文化	2	2		講						◎				○				
	10OSO301	東北の産業と地域社会	3	2		講						◎				○				
	10LNA202	東北の自然環境	2	2		講		○				◎				○				
	10PCU301	異分野コラボレーション演習	3	〈1〉		演			○		○					◎	○			
情報科学	10LTE103	A I 社会とデータサイエンス	1	②	4単位以上	講			○		◎	○								
	10LTE101	情報リテラシー	1	①		講		○		◎	○		○							
	10LTE102	情報処理演習	1	1		演				◎	○		○				○			
	10LTE202	情報倫理	2	2		講		◎		○	○		○							
コモンベーシックス	10FYE101	基盤演習（ライティングを含む）	1	②	10単位以上	演			○	◎	○			○						
	10LTE203	日本語表現法	2	2		演	○		○	◎					○					
	10ENG101	英語リーディング	1	②		演	○		○	◎		○								
	10ENG102	英語コミュニケーション	1	②		演	○		◎	○		○								
	10ENG103	英会話（リスニング・スピーキング）	1	2		演	○		◎	○		○								
	10ENG104	英語ライティング	1	2		演	○		○	◎		○								
	10ENG201	発展リーディング	2	2		演	○		○	◎		○								
	10ENG202	資格英語	2	2		演				○		○	○			◎				
	10ENG203	英語で学ぶ文化	2	2		演			○	○		○				◎				
	10GER101	ドイツ語Ⅰ	1	2		演			◎	○		○				○				
	10GER102	ドイツ語Ⅱ	1	2		演			◎	○		○				○				
	10FRE101	フランス語Ⅰ	1	2		演			○	◎		○				○				
	10FRE102	フランス語Ⅱ	1	2		演			○	◎		○				○				
	10KOR101	韓国語Ⅰ	1	2		演			◎	○		○				○				
	10KOR102	韓国語Ⅱ	1	2		演			◎	○		○				○				
	10CHN101	中国語Ⅰ	1	2		演			◎	○		○				○				
	10CHN102	中国語Ⅱ	1	2		演			◎	○		○				○				
	10JPN101	日本語と日本事情Ⅰ ※外国人留学生のみ	1	2		演	○		○	◎		○								
	10JPN102	日本語と日本事情Ⅱ ※外国人留学生のみ	1	2		演	○		○	◎		○								
	キャリアライフデザイン	10CLD101	キャリアデザインⅠ	1		②	4単位以上	演			○	○				○		◎		
		10CLD201	キャリアデザインⅡ	2		1		演		○	○	○				◎				
		10CLD202	キャリア形成実習	2		2		実		○	○	○				○		◎		
10CLD301		キャリアアップセミナー	3	2	講				○	○		◎					○			
10CLD305		生涯学習論	3	2	講	○		○	◎			○								
10CHP101		チャレンジポートフォリオⅠ	1	1	実									○		◎				
10CHP201		チャレンジポートフォリオⅡ	2	1	実					○				○		◎				
10CHP301	チャレンジポートフォリオⅢ	3	1	実				○				○		◎						

「コモンベーシックス」区分の第2外国語は、ローマ数字順に履修すること。  
○：卒業必修単位、〈 〉は履修推奨科目。



学校教育学類「専門教育科目」カリキュラム表

卒業要件：85単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標															
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	合理的理解力	児童・生徒の科学的・総合的理解力	高度な教育理論の理解力	教育実践力	教育現場の課題解決に結びつく人間関係調整力		
学群共通科目	50PEB101	心理・教育学入門	1	②		講	○				◎											
	50PEB301	多世代交流論	3	2		講	○		◎				○									
	50PEB102	学校安全学(防犯と防災の心理学)	1	②		講		○		◎			○	○								
	50PEB201	教育人間学	2	2		講				○	◎											
小学校教育科目	教職基礎理解科目	50ETB101	教育原理	1	2		講		○		○	○								◎		
		50ETB102	教職概論	1	2		講		○					○						◎		
		50ETB401	教育制度	4	2		講				○	○								◎		
		50ETB402	学校と地域連携	4	2		講	○		○				○							◎	
		50ETB201	教育心理学(小・中)	2	2		講	○			○									◎	○	
		50ETB302	特別支援教育論	3	1		講	○			○									◎	○	
		50ETB202	教育課程論	2	2		講				○									◎	○	
		50ETB203	道徳教育の理論と方法(小・中)	2	2		講	○	○			○									◎	
		50ETB301	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2		講			○											◎	
		50ETB204	教育の方法と技術	2	2		講			○	○				○	○					◎	
	50ETB303	生徒・進路指導の理論と方法	3	2		講	○		○					○						◎		
	50ETB304	教育相談の理論と方法(小・中)	3	2		講	○			○										◎		
	教科及び教科の指導法に関する科目	50ETM102	国語	1	2		講			○	○									○	◎	
		50ETM205	社会	2	2		講		○		○	○									◎	
50ETM206		算数	2	2		講				○									○	◎		
50ETM202		理科	2	2		講				○	○									◎		
50ETM104		生活	1	2		講				○	○									◎		
50ETM103		音楽Ⅰ	1	1		演				○					○				○	◎		
50ETM203		音楽Ⅱ	2	2		演				○					○				○	◎		
50ETM101		ピアノ伴奏法	1	1		演				○					○	○				◎		
50ETM201		合唱	2	2		演				○					○					◎		
50ETM105		図画工作	1	2		演	○			○										◎		
50ETM301		家庭	3	2		講		○		○										◎		
50ETM309		体育	3	2		演				○					○					◎		
50ETM302		外国語	3	2		講				○	○	○								◎		
50ETM204		国語科教育法Ⅰ	2	2		講			○	○									○	◎		
50ETM303		社会科教育法	3	2		講		○		○	○									◎		
50ETM304		算数科教育法	3	2		講				○					○	○				◎		
50ETM207		理科教育法	2	2		講				○	○	○								◎		
50ETM208		生活科教育法	2	2		講				○	○									◎		
50ETM305		音楽科教育法	3	2		講				○	○									◎		
50ETM306		図画工作科教育法	3	2		講				○	○								○	◎		
50ETM307	家庭科教育法	3	2		講				○	○									◎			
50ETM308	保健体育科指導法Ⅰ	3	2		講				○	○									◎			
50ETM209	外国語の指導法	2	2		講			○	○		○								◎			
特別支援教育科目	50SSE101	特別支援教育総論	1	2		講	○			○									○	◎		
	50SSE102	知的障害者の心理・生理・病理	1	2		講	○			○									○	◎		
	50SSE103	肢体不自由者の心理・生理・病理	1	2		講	○			○									○	◎		
	50SSE104	病弱者の心理・生理・病理	1	2		講	○			○									○	◎		
	50SSE201	知的障害教育論Ⅰ	2	2		講	○			○										◎		
	50SSE205	知的障害教育論Ⅱ	2	2		講	○			○										◎		
	50SSE202	肢体不自由教育論Ⅰ	2	2		講	○			○										◎		
	50SSE206	肢体不自由教育論Ⅱ	2	2		講	○			○										◎		
	50SSE203	病弱教育論	2	2		講	○			○										◎		
	50SSE301	視覚障害教育総論	3	2		講	○			○										◎		
	50SSE302	聴覚障害教育総論	3	2		講	○			○										◎		
	50SSE204	L D等教育総論	2	2		講	○			○										◎		
中学校教育科目	教科及び教科の指導法に関する科目(国語)	50JIT101	国語学概論	1	2		講			○										◎		
		50JIT201	国語音声文体論	2	2		講			○										◎		
		50JIT102	国文法論	1	2		講			○		○								◎		
		50JIT202	国語史論	2	2		講			○		○								◎		
		50JIT103	国文学概論	1	2		講	○		○		○									◎	
		50JIT203	国文学講読Ⅰ(古典)	2	2		講	○		○		○									◎	
50JIT205	国文学講読Ⅱ(近現代)	2	2		講	○		○		○									◎			

学校教育学類

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標															
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	総合的理解力	児童・生徒の科学的・総合的理解力	高度な教育理論の理解力	教育実践力	教育現場の課題解決に結びつく人間関係調整力		
中学校教育科目	教科及び教科の指導法に関する科目(国語)	50JIT204	国文学演習Ⅰ(古典)	2	2	講			○	○	○								◎			
		50JIT206	国文学演習Ⅱ(近現代)	2	2	講	○		○	○										◎		
		50JIT302	国文学史Ⅰ(古典)	3	2	講	○			○	○									◎		
		50JIT303	国文学史Ⅱ(近現代)	3	2	講	○		○											◎		
		50JIT304	近現代詩演習	3	2	演	○		○	○										◎		
		50JIT401	国文学研究法	4	2	講	○		○	○										◎		
		50JIT104	漢文学概論	1	2	講	○			○	○									◎		
		50JIT105	漢文学Ⅰ(文学)	1	2	講				○	○			○						◎		
		50JIT207	漢文学Ⅱ(思想)	2	2	講	○				○			○						◎		
		50JIT106	書道	1	2	演				○	○		○							◎		
		50JIT208	国語科教育法Ⅱ	2	2	講			○	○					○					◎		
		50JIT301	国語科教育法Ⅲ	3	2	講			○	○						○				◎		
		50JIT305	国語科教育法Ⅳ	3	2	講			○	○							○			◎		
		教科及び教科の指導法に関する科目(保健体育)	50JPT101	体づくり運動	1	1	演				○			○	○						◎	
			50JPT103	スポーツ方法A(陸上競技・ソフトボール)	1	1	演				○				○	○					◎	
	50JPT104		スポーツ方法B(バレーボール・バスケットボール)	1	1	演			○	○			○							◎		
	50JPT201		スポーツ方法C(バドミントン・卓球)	2	1	演				○	○					○				◎		
	50JPT202		スポーツ方法D(サッカー・ソフトテニス)	2	1	演				○					○	○				◎		
	50JPT207		スポーツ方法E(器械運動・ダンス)	2	1	演				○				○	○					◎		
	50JPT208		スポーツ方法F(武道)	2	1	演				○			○		○					◎		
	50JPT102		スポーツ方法G(水泳)	1	1	演				○				○	○					◎		
	50JPT203		スポーツ原理	2	2	講			○		○									◎	○	
	50JPT301		スポーツ史	3	2	講				○		○					○			◎		
	50JPT209		スポーツ心理学	2	2	講	○		○							○				◎		
	50JPT204		スポーツ経営管理学	2	2	講		○				○	○							◎		
	50JPT210		スポーツ社会学	2	2	講				○	○	○								◎		
	50JPT205		スポーツ方法学	2	2	講				○				○	○					◎		
	50JPT302		スポーツ生理学	3	2	講				○	○			○	◎					◎		
	50JPT105		学校保健	1	2	講		○		○						◎				◎	○	
	50JPT303	保健体育科指導法Ⅱ	3	2	講			○	○							○			◎			
	50JPT304	保健体育科指導法Ⅲ	3	2	講				○	○						◎			◎	○		
	50JPT401	保健体育科指導法Ⅳ	4	2	講				○	○						◎			◎	○		
	50JPT206	生涯スポーツ論	2	2	講					○	○					○			◎			
	50JPT211	スポーツ栄養学	2	2	講				○	○						◎			◎			
	教育実践科目	50EPS101	基礎実習Ⅰ(小中支援学校・実践研修)	1	①	実	○					○	○						◎	○		
50EPS201		基礎実習Ⅱ(小中支援学校・実践研修)	2	①	実	○					○	○						◎	○			
50EPS301		教育実習指導(小)	3	1	実						○	○							◎	○		
50EPS401		教育実習指導(特支)	4	1	実						○	○							◎	○		
50EPS402		教育実習指導(中)	4	1	実						○	○							◎	○		
50EPS302		教育実習(小)A	3	4	実						○	○							◎	○		
50EPS303		教育実習(小)B	3	1	実						○	○							◎	○		
50EPS403		教育実習(特支)	4	2	実						○	○							◎	○		
50EPS404		教育実習(中)A	4	4	実						○	○							◎	○		
50EPS405		教育実習(中)B	4	1	実						○	○							◎	○		
専門発展科目	50SDS102	子どもの自然環境教育	1	2	講				○	○					○			◎				
	50SDS103	児童文学論	1	2	講			○	○	○					◎			◎				
	50SDS101	オーケストラ(総合音楽)	1	2	演			○				○	○					◎				
	50SDS201	子どもの人権と教育	2	2	講		○		○						◎			◎				
	50SDS301	世界の子ども	3	2	講			○		○			○						◎			
総合科目	50SIS301	学校教育学入門	3	②	演					○	○	○						◎				
	50SIS302	学校教育学演習	3	②	演					○	○	○						◎				
	50SIS401	卒業研究	4	④	演					○	○	○						◎				

自由科目

自由科目	50FES301	学校インターンシップⅠ(小)	3	2	実							○	○					◎	○
	50FES401	学校インターンシップⅡ(小)	4	2	実							○	○					◎	○

# 健康栄養学群 健康栄養学類

## 1. 学群・学類の特徴

健康栄養学群・健康栄養学類は「食と健康」に関する専門知識や技術を習得するとともに、人を思いやる心やコミュニケーション能力、他者と協働する力を養い、人間性豊かな栄養士・管理栄養士として人々の Quality of Life の向上に貢献する高い実践力を身につけた人材を育成します。

## 2. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

健康栄養学群・健康栄養学類では、全学共通の学修目標に加え、以下のような目標に到達し学則に定める所定の単位を修得した者に、学士（栄養学）を授与します。

- (1) 基礎学力を養い、自分を取り巻くさまざまな事柄に対する理解を深められること
- (2) 栄養士・管理栄養士に必要な基本的な技術を身につけ、さらに積極的に活用し、技術の向上に努める態度を身につけること
- (3) 食と健康にかかわる課題に対して問題意識を持ち、解決する能力を身につけること
- (4) 日々発展する食および健康に関する新しい情報や技術を積極的に受容できること
- (5) これらをもとに、栄養と健康の観点から個々の生活者の生活環境や特性に合わせた望ましい生活のあり方を提案し、その実現を支援・評価する能力を身につけること

## 3. カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

学群の専門教育科目を以下の区分に分け、学生の興味・関心に応じて、段階的・体系的な履修ができるよう授業科目を配置しています。

幅広い視野と人を思いやる心、高いコミュニケーション能力、共働する素養を養うためにキリスト教に立脚した建学の精神、およびリベラルアーツ、キャリアデザイン、言語などに関する科目を教養教育科目に配置します。そして、1年次には、専門的な学びへの導入として「情報リテラシー」並びに「基盤演習（ライティング含む）」を配置します。

専門基礎科目および専門科目では、実験や実習、演習科目を多く配置して、自ら体験を通して講義で得た知識に対する理解の深化とその活用力を養います。

1、2年次：自然科学を中心とした社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康に関する専門基礎科目を配置します。

2、3年次：給食経営管理、臨床栄養学、栄養教育論、公衆栄養学などの専門科目を配置し、学外実習に向けて栄養に関する専門知識を学び、3年次の学外実習によって実践力を身に付けます。

4年次：卒業研究および管理栄養士活動論を配置し、学生自らの興味や問題意識をもとに主体的、総合的に学び、疑問や問題を解決するための姿勢・能力を養います。

さらに、3、4年次には、食に関するより幅広い視野と実践力を身に付け、新しい職務形態に対応できる能力を育てるため、食品開発論など食品の生産・製造・流通・サービスに関する科目、および自発的に挑戦する意欲と実践力を養うための挑戦プログラムを配置します。

# 健康栄養学類「カリキュラム体系図」

共通能力	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
メンタリティ	芸術と表現の科学 基礎化 キリスト教概論Ⅰ 英語コミュニケーション ドイツ語Ⅰ 韓国語Ⅰ 中国語Ⅰ	芸術と表現の科学 キリスト教概論Ⅱ 市民教育 英語コミュニケーション ドイツ語Ⅱ 韓国語Ⅱ 中国語Ⅱ	臨床栄養学概論Ⅰ キリスト教と現代社会 人権論 食品衛生学 栄養教育論実習Ⅰ 栄養教育論実習Ⅱ	臨床栄養学概論Ⅰ 日本近代史とキリスト教 情報学 食品衛生学 栄養教育論実習Ⅱ	臨床栄養学概論Ⅱ 生活環境論 社会学 福祉社会学 生涯学習論	臨床栄養学概論Ⅱ 生活環境論 社会学 福祉社会学 生涯学習論	臨床栄養学概論Ⅱ 生活環境論 社会学 福祉社会学 生涯学習論	臨床栄養学概論Ⅱ 生活環境論 社会学 福祉社会学 生涯学習論
知識・技能と教養	法学概論(日本国憲法) 健康と栄養 情報リテラシー 基礎演習(ライティングを含む) 英語ライティング フランス語Ⅰ 調理学実習Ⅰ 食生活	経済学入門 生命科学 情報処理演習 基礎演習(ライティングを含む) 英語ライティング フランス語Ⅱ 栄養管理論 調理学実習Ⅱ 食生活	日本の言語文化 生活と化学 健康・スポーツ(講義・実技) 日本語表現法 日本語表現法 発展リーディング 解剖生理学Ⅰ 基礎栄養学 ライフステージ栄養学Ⅰ 栄養教育論Ⅰ 給食経営管理論Ⅰ	植物の科学 解剖生理学Ⅱ ライフステージ栄養学Ⅱ 応用栄養学実習Ⅱ 栄養教育実習Ⅱ 臨床栄養管理論 給食経営管理実習Ⅰ 給食経営管理論Ⅰ	植物の科学 解剖生理学Ⅱ ライフステージ栄養学Ⅱ 応用栄養学実習Ⅱ 栄養教育実習Ⅱ 臨床栄養管理論 給食経営管理実習Ⅰ 給食経営管理論Ⅰ	植物の科学 解剖生理学Ⅱ ライフステージ栄養学Ⅱ 応用栄養学実習Ⅱ 栄養教育実習Ⅱ 臨床栄養管理論 給食経営管理実習Ⅰ 給食経営管理論Ⅰ	植物の科学 解剖生理学Ⅱ ライフステージ栄養学Ⅱ 応用栄養学実習Ⅱ 栄養教育実習Ⅱ 臨床栄養管理論 給食経営管理実習Ⅰ 給食経営管理論Ⅰ	植物の科学 解剖生理学Ⅱ ライフステージ栄養学Ⅱ 応用栄養学実習Ⅱ 栄養教育実習Ⅱ 臨床栄養管理論 給食経営管理実習Ⅰ 給食経営管理論Ⅰ
批判的・創造的思考力 グローバルな視野・地域志向	哲学 尚網学 グローバル化と社会の歴史	倫理学 AI社会とテラゲイティクス 社会学入門 日本とアジアの歴史 調理学実習Ⅱ	異文化理解 世界の宗教と文化 東北の歴史と文化 東北の自然環境	異文化理解 世界の宗教と文化 東北の歴史と文化 東北の自然環境	異文化理解 世界の宗教と文化 東北の歴史と文化 東北の自然環境	異文化理解 世界の宗教と文化 東北の歴史と文化 東北の自然環境	異文化理解 世界の宗教と文化 東北の歴史と文化 東北の自然環境	
自己管理能力	健康・スポーツA(講義・実技) キリスト教と音楽	健康・スポーツB(講義・実技) キリスト教と音楽	キャリアデザインⅡ 食品学実習Ⅲ(実習を含む) 基礎栄養学実習	キャリアデザインⅡ 食品学実習Ⅲ(実習を含む) 基礎栄養学実習	キャリアデザインⅡ 食品学実習Ⅲ(実習を含む) 基礎栄養学実習	キャリアデザインⅡ 食品学実習Ⅲ(実習を含む) 基礎栄養学実習	キャリアデザインⅡ 食品学実習Ⅲ(実習を含む) 基礎栄養学実習	
協働	キャリアデザインⅠ	キャリアデザインⅠ	キャリアデザインⅠ 形成実習 チャレンジポートフォリオⅡ	キャリアデザインⅠ 形成実習 チャレンジポートフォリオⅡ	キャリアデザインⅠ 形成実習 チャレンジポートフォリオⅡ	キャリアデザインⅠ 形成実習 チャレンジポートフォリオⅡ	キャリアデザインⅠ 形成実習 チャレンジポートフォリオⅡ	
挑戦する力	食品学Ⅰ 食品学実習Ⅰ 調理学 栄養有機化学	健康栄養情報論 食品学実習Ⅱ 食品学実習Ⅲ 調理学実習 栄養有機化学	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	
専門的技術の獲得・展開・発展させる能力	健康栄養学類 健康栄養学類 健康栄養学類	健康栄養学類 健康栄養学類 健康栄養学類	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	
課題発見と解決能力	健康栄養学類 健康栄養学類 健康栄養学類	健康栄養学類 健康栄養学類 健康栄養学類	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	
最新情報・技術を受容できる能力	健康栄養学類 健康栄養学類 健康栄養学類	健康栄養学類 健康栄養学類 健康栄養学類	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	
望ましい食生活を提案・支援・評価できる能力	健康栄養学類 健康栄養学類 健康栄養学類	健康栄養学類 健康栄養学類 健康栄養学類	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	食品学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 地域栄養学実習Ⅰ 総合演習Ⅰ	

※科目はカリキュラム表の学習目標が◎のものです。白抜き色の科目は専門科目のものです。



# 健康栄養学類「カリキュラム系統図」

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
社会環境と健康	健康栄養情報論 健康栄養情報実習		公衆衛生学Ⅰ		社会学Ⅱ 社会学実習Ⅰ 臨床医学Ⅰ 病原微生物学	社会学Ⅱ 社会学実習Ⅰ 臨床医学Ⅰ 病原微生物学	公衆衛生学Ⅱ	
人体の構造と機能、 疾病の成り立ち			解剖生理学Ⅰ 解剖生理学実習	解剖生理学Ⅱ 解剖生理学Ⅰ	生化学Ⅱ 生化学実習Ⅰ 臨床医学Ⅰ 病原微生物学	生化学Ⅱ 生化学実習Ⅰ 臨床医学Ⅰ 病原微生物学		
食べ物と健康	食品学Ⅰ 食品学実習Ⅰ 調理学実習Ⅰ 調理学実習Ⅱ	食品学Ⅱ 食品学実習Ⅱ 食品衛生学 食品学実習Ⅲ	食品学Ⅱ 食品学実習Ⅲ 食品衛生学	食品衛生学 食品学実習Ⅲ	食品学Ⅱ 食品学実習Ⅲ 食品衛生学 食品学実習Ⅲ	食品学Ⅱ 食品学実習Ⅲ 食品衛生学 食品学実習Ⅲ	食品学Ⅱ 食品学実習Ⅲ 食品衛生学 食品学実習Ⅲ	食品学Ⅱ 食品学実習Ⅲ 食品衛生学 食品学実習Ⅲ
基礎栄養学	栄養有機化学		基礎栄養学 基礎栄養学実習				分子栄養学	
応用栄養学	栄養管理論		ライフステージ栄養学Ⅰ ライフステージ栄養学Ⅱ 応用栄養学実習	ライフステージ栄養学Ⅱ 応用栄養学実習				スポーツと栄養
栄養教育論	食生活論		栄養教育論Ⅰ 栄養教育論実習Ⅰ	栄養教育論Ⅱ 栄養教育論実習Ⅱ				
臨床栄養学			臨床栄養学概論Ⅰ 臨床栄養学管理論	臨床栄養学概論Ⅰ 臨床栄養学管理論	臨床栄養学概論Ⅱ 臨床栄養学実習Ⅰ	臨床栄養学概論Ⅱ 臨床栄養学実習Ⅰ	臨床栄養学概論Ⅱ 臨床栄養学実習Ⅰ	臨床栄養学概論Ⅱ 臨床栄養学実習Ⅰ
公衆栄養学			公衆栄養学概論	公衆栄養学概論	公衆栄養学実習 地域栄養学実習	公衆栄養学実習 地域栄養学実習		
給食経営管理論			給食経営管理論Ⅰ 給食経営管理実習Ⅰ	給食経営管理論Ⅰ 給食経営管理実習Ⅰ	給食経営管理実習Ⅱ	給食経営管理実習Ⅱ	給食経営管理実習Ⅱ	給食経営管理実習Ⅱ 給食経営管理実習Ⅱ
総合演習					総合演習Ⅰ 総合演習Ⅱ	総合演習Ⅰ 総合演習Ⅱ	総合演習Ⅰ 総合演習Ⅱ	(通) 管理栄養士活動論
臨地実習					(通) 臨地実習Ⅰ (通) 臨地実習Ⅱ (通) 臨地実習Ⅲ (通) 臨地実習Ⅳ	(通) 臨地実習Ⅰ (通) 臨地実習Ⅱ (通) 臨地実習Ⅲ (通) 臨地実習Ⅳ		
卒業研究等					卒業研究基礎演習	卒業研究基礎演習	(通) 卒業挑戦プログラム (通) 挑戦プログラム	卒業研究 (通) 挑戦プログラム

# 健康栄養学類「教養教育科目」カリキュラム表

卒業要件：33単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標												
							共感性	倫理観・社会的責任	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働能力	挑戦する力				
尚綱コア	10FYE101	キリスト教概論Ⅰ	1	①	3単位	講	○	◎		○	○								
	10FYE102	キリスト教概論Ⅱ	1	①		講	○	◎		○	○								
	10FYE103	尚綱学	1	①		講	○	○		○		◎							
尚綱STEM	人文科学	10LIT201	日本の言語文化	2	2	2単位以上	講	○		○	◎	○							
		10PHI101	哲学	1	2		講		○		○	◎	○						
		10HHS203	日本近代史とキリスト教	2	2		講	○	◎			○	○						
		10WTE102	倫理学	1	2		講		○		○	◎	○						
		社会科学	10OSO101	市民教育	1		2	2単位以上	講		◎		○		○		○		
			10LAW101	法学概論（日本国憲法）	1		2		講		○		◎	○	○				
	10ECO101		経済学入門	1	2	講	○		○		◎	○							
	10SOC101		社会学入門	1	2	講	○				○		◎			○			
	10WTE201		キリスト教と現代社会	2	2	講	○		◎			○				○			
	10OSO201		人権論	2	2	講	○		◎		○	○							
	自然科学	10OSO301	福祉社会論	3	2	2単位以上	講	○	○		◎	○							
		10PSY101	心の科学	1	2		講	◎		○	○					○			
		10LNA101	生命の科学	1	2		講		○		◎	○	○						
		10LNA201	植物の科学	2	2		講		○		◎		○						
		10OCH102	基礎化学	1	2		講	○	◎			○	○						
		10HUS302	生活環境論	3	2		講	○	◎			○	○						
	芸術・スポーツ	10HUS101	健康と栄養	1	2	2単位以上	講		○		◎	○		○					
		10HES101	健康・スポーツA（講義・実技）	1	1		実			○	○				○	◎			
10HES201		健康・スポーツB（講義・実技）	2	1	実				○	◎				○		○			
10ART101		芸術論	1	2	講		◎			○	○	○							
10ART102		音楽と表現	1	1	講		◎				○				○	○			
学際・地域・国際	10ART103	キリスト教と音楽	1	1	2単位以上	講	○		○						◎	○			
	10PCU201	異文化理解	2	2		講	○		○	○		◎							
	10HHS101	日本とアジアの歴史	1	2		講		○		○		◎				○			
	10RES201	世界の宗教と文化	2	2		講		○		○		◎							
	10PCU101	グローバル化と異文化社会の理解	1	2		講		○	○			◎			○				
	10HHS201	東北の歴史と文化	2	2		講						◎			○				
	10OSO301	東北の産業と地域社会	3	2		講						◎			○				
	10LNA202	東北の自然環境	2	2		講		○				◎			○				
	10PCU301	異分野コラボレーション演習	3	〈1〉		演			○		○				◎	○			
情報科学	10LTE103	A I 社会とデータサイエンス	1	②	4単位以上	講			○		◎	○							
	10LTE101	情報リテラシー	1	①		講		○		◎	○		○						
	10LTE102	情報処理演習	1	1		演				◎	○		○		○				
	10LTE202	情報倫理	2	2		講		◎		○	○		○						
	コモンベーシックス	10FYE101	基盤演習（ライティングを含む）	1		②	10単位以上	演			○	◎	○		○				
10LTE203		日本語表現法	2	2	演	○			○	◎				○					
10ENG101		英語リーディング	1	②	演	○			○	◎		○							
10ENG102		英語コミュニケーション	1	②	演	○			◎	○		○							
10ENG103		英会話（リスニング・スピーキング）	1	2	演	○			◎	○		○							
10ENG104		英語ライティング	1	2	演	○			○	◎		○							
10ENG201		発展リーディング	2	2	演	○			○	◎		○							
10ENG202		資格英語	2	2	演					○		○	○		◎				
10ENG203		英語で学ぶ文化	2	2	演				○	○		○			◎				
10GER101		ドイツ語Ⅰ	1	2	演				◎	○		○			○				
10GER102		ドイツ語Ⅱ	1	2	演				◎	○		○			○				
10FRE101		フランス語Ⅰ	1	2	演				○	◎		○			○				
10FRE102		フランス語Ⅱ	1	2	演				○	◎		○			○				
10KOR101		韓国語Ⅰ	1	2	演				◎	○		○			○				
10KOR102		韓国語Ⅱ	1	2	演				◎	○		○			○				
10CHN101		中国語Ⅰ	1	2	演				◎	○		○			○				
10CHN102		中国語Ⅱ	1	2	演				◎	○		○			○				
10JPN101		日本語と日本事情Ⅰ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○			○	◎		○							
10JPN102		日本語と日本事情Ⅱ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○			○	◎		○							
キャリアライフデザイン		10CLD101	キャリアデザインⅠ	1	②	4単位以上		演			○	○			○		◎		
		10CLD201	キャリアデザインⅡ	2	1			演		○	○	○				◎			
	10CLD202	キャリア形成実習	2	2	実			○	○	○				○	◎				
	10CLD301	キャリアアップセミナー	3	2	講				○	○	◎					○			
	10CLD305	生涯学習論	3	2	講		○	○	◎										
	10CHP101	チャレンジポートフォリオⅠ	1	1	実				○	○			○			◎			
	10CHP201	チャレンジポートフォリオⅡ	2	1	実				○	○			○			◎			
10CHP301	チャレンジポートフォリオⅢ	3	1	実			○	○			○			◎					

【コモンベーシックス】区分の第2外国語は、ローマ数字順に履修すること。  
○：卒業必修単位、〈 〉は履修推奨科目。





科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標												
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	発展させる能力	専門的技術の獲得・展開	課題発見と解決能力	最新情報・技術を受容できる能力
専門科目	臨床栄養学	60HLNg201	臨床栄養学概論Ⅰ	2	②	講	○		○							○	○		
		60HLNg301	臨床栄養学概論Ⅱ	3	2	講	○		○								○	○	
		60HLNg302	臨床栄養学実習Ⅰ	3	①	実		○					○				◎		○
		60HLNg303	臨床栄養学実習Ⅱ	3	1	実		○					○					○	◎
		60HLNg202	臨床栄養管理論	2	2	講	○		◎					○					
		60HLNg401	臨床栄養活動論	4	2	講		○					○				○		◎
	公衆栄養学	60HLNh201	公衆栄養学概論	2	②	講		○	◎					○	○				
		60HLNh301	公衆栄養学実習	3	1	実			○				○			◎	○		
		60HLNh302	地域栄養活動論	3	2	講			○				○			◎			○
	給食経営管理論	60HLNi201	給食経営管理論Ⅰ	2	②	講			○	◎			○		○				
		60HLNi301	給食経営管理論Ⅱ	3	2	講				◎	○						○	○	
		60HLNi202	給食経営管理実習Ⅰ	2	①	実				◎	○				○	○			
		60HLNi302	給食経営管理実習Ⅱ	3	1	実				◎			○	○					○
		60HLNi401	フードシステム論	4	2	講		○		◎		○						○	
60HLNi402		フードサービス論	4	2	講		○		◎		○						○		
総合演習	60HLNj301	総合演習Ⅰ	3	①	演			○				○			◎	○			
	60HLNj302	総合演習Ⅱ	3	1	演			○			○						○	◎	
	60HLNj401	管理栄養士活動論	4	4	講				○		◎		○			○			
臨地実習	60HLNk301	臨地実習Ⅰ	3	①	実						○	○		○		◎			
	60HLNk302	臨地実習Ⅱ	3	1	実						○		○	○				◎	
	60HLNk303	臨地実習Ⅲ	3	1	実					○			◎	○				○	
	60HLNk304	臨地実習Ⅳ	3	1	実						○	○	○					◎	
総合科目	卒業研究等	60HLNI301	卒業研究基礎演習	3	2	演				◎	○					○	○		
		60HLNI401	卒業研究	4	4	演					○	○			◎			○	
		60HLNI402	挑戦プログラム	4	2	実					○			◎	○	○			

○：卒業必修単位

## 他学類開放科目一覧

他学類開放科目とは、所属学類を超えて、自分の学びたいことを自由に選択できる科目です。他学類開放科目として修得した単位は、卒業に必要な単位に算出されます。開講学年と履修条件を確認の上履修して下さい。

※開講区分 「○」= 全学類の全学生に開講 「△」= 条件付開講 「☆」= 人文社会学類以外教養教育科目

講義名	科目所属学類	開講学年	開講区分	履修条件
文化人類学	人文社会	1	○	
地域社会論	人文社会	1	○	
映画文化論	人文社会	1	○	
生活文化論	人文社会	1	○	
国際社会論	人文社会	1	○	
キリスト教美術	人文社会	1	○	
ワールドシネマ	人文社会	1	○	※隔年開講科目
異文化フィールドワーク	人文社会	1	○	
チャレンジ言語A	人文社会	1	○	※隔年開講科目
チャレンジ言語B	人文社会	1	○	※隔年開講科目
チャレンジ言語C	人文社会	1	○	※隔年開講科目
社会学入門	人文社会	1	☆	他学類は教養教育科目 ※時間割上、他の科目と重複が発生する学生のみ(科目読替願の提出必要)
アフリカ論	人文社会	1	○	※隔年開講科目
世界遺産論	人文社会	1	○	※隔年開講科目
ラテンアメリカ文化論	人文社会	1	○	※隔年開講科目
Listening and Speaking I	人文社会	1	△	言語インテンシブコース履修者に限る
Listening and Speaking II	人文社会	1	△	Listening and Speaking I を履修していること
Listening and Speaking III	人文社会	1	△	Listening and Speaking II を履修していること
Listening and Speaking IV	人文社会	1	△	Listening and Speaking III を履修していること
Reading and Writing I	人文社会	1	△	言語インテンシブコース履修者に限る
Reading and Writing II	人文社会	1	△	Reading and Writing I を履修していること
Reading and Writing III	人文社会	1	△	Reading and Writing II を履修していること
Reading and Writing IV	人文社会	1	△	Reading and Writing III を履修していること
知覚・認知心理学	心理	1	○	
心理学概論I (心理学基礎)	心理	1	△	子ども学類、学校教育学類のみ
社会・集団・家族心理学I (社会心理学)	心理	1	△	子ども学類、学校教育学類のみ
応用社会心理学	心理	1	△	子ども学類、学校教育学類のみ
子どもの自然環境教育	子ども	1	○	
児童文学論	子ども	1	○	
オーケストラ (総合音楽)	子ども	1	○	
国文学概論	学校教育	1	○	
子どもの自然環境教育	学校教育	1	○	
児童文学論	学校教育	1	○	
オーケストラ (総合音楽)	学校教育	1	○	
宗教思想	人文社会	2	○	
アジア文化論	人文社会	2	○	
東アジア文化論 (中国)	人文社会	2	○	
東アジア文化論 (韓国)	人文社会	2	○	
外国語としての日本語	人文社会	2	○	
教育社会学	人文社会	2	○	
環境社会学	人文社会	2	○	
人文地理学概論	人文社会	2	○	
自然地理学概論	人文社会	2	○	
情報収集・分析	人文社会	2	○	
地域農業論	人文社会	2	○	
地域資源論	人文社会	2	○	
地域エネルギー論	人文社会	2	○	
園芸植物と人・社会	人文社会	2	○	
ディアスポラ学	人文社会	2	○	
言語論	人文社会	2	○	
ストーリー制作論	人文社会	2	○	
視覚表現論	人文社会	2	○	
Academic Writing I	人文社会	2	△	言語インテンシブコース (英語コース) 履修者以外は、診断テストを受けること
Academic Writing II	人文社会	2	△	Academic Writing I を履修していること
Academic Reading I	人文社会	2	△	言語インテンシブコース (英語コース) 履修者以外は、診断テストを受けること
Academic Reading II	人文社会	2	△	Academic Reading I を履修していること
Oral Presentation I	人文社会	2	△	言語インテンシブコース (英語コース) 履修者以外は、診断テストを受けること
Oral Presentation II	人文社会	2	△	Oral Presentation I を履修していること
Discussion Skills I	人文社会	2	△	言語インテンシブコース (英語コース) 履修者以外は、診断テストを受けること

講義名	科目所属学類	開講学年	開講区分	履修条件
Discussion Skills II	人文社会	2	△	Discussion Skills I を履修していること
実践韓国語 I	人文社会	2	△	韓国語 I・II の単位を取得していること
実践韓国語 II	人文社会	2	△	実践韓国語 I を履修していること
実践韓国語 III	人文社会	2	△	実践韓国語 II を履修していること
実践韓国語 IV	人文社会	2	△	実践韓国語 III を履修していること
実践中国語 I	人文社会	2	△	中国語 I・II の単位を取得していること
実践中国語 II	人文社会	2	△	実践中国語 I を履修していること
実践中国語 III	人文社会	2	△	実践中国語 II を履修していること
実践中国語 IV	人文社会	2	△	実践中国語 III を履修していること
家族社会学	人文社会	2	○	
心理学統計法	心理	2	○	
学習・言語心理学	心理	2	○	
福祉心理学	心理	2	○	
教育・学校心理学	心理	2	△	受講者は 100 名まで (心理学類の受講者を含む)
音楽 II	学校教育	2	○	
生涯スポーツ論	学校教育	2	△	心理学類、子ども学類のみ
スポーツ栄養学	学校教育	2	○	
子どもの人権と教育	学校教育	2	○	
スポーツ心理学	学校教育	2	△	心理学類、子ども学類のみ
子どもの人権と教育	子ども	2	○	
オーケストラ I	子ども	2	○	※自由科目
現代の倫理	人文社会	3	○	
NPO・ボランティア論	人文社会	3	○	
表象論	人文社会	3	○	
社会保障論	人文社会	3	○	
国際ビジネス文化論	人文社会	3	○	
地誌概論	人文社会	3	○	
平和学	人文社会	3	○	
英米文学論	人文社会	3	○	
英米児童文学論	人文社会	3	○	
日本経済論	人文社会	3	○	
政治社会学	人文社会	3	△	心理学類、子ども学類、学校教育学類のみ
政治哲学	人文社会	3	△	心理学類、子ども学類、学校教育学類のみ
ストーリー制作演習	人文社会	3	△	ストーリー制作論を履修していること
社会・集団・家族心理学 II (グループダイナミクス)	心理	3	△	子ども学類、学校教育学類のみ
司法・犯罪心理学	心理	3	○	
国文学史 I (古典)	学校教育	3	○	
国文学史 II (近現代)	学校教育	3	○	
スポーツ生理学	学校教育	3	△	健康栄養学類のみ
世界の子ども	学校教育	3	○	
児童心理学	子ども	3	○	
オーケストラ II	子ども	3	○	※自由科目
キリスト教と保育	子ども	3	○	
世界の子ども	子ども	3	○	
食品官能評価・鑑別論	健康栄養	3	△	フードスペシャリスト受験資格の必修科目で、試験対策を含む。 受講者は健康栄養学類を含む 40 名までで、健康栄養学類の学生を優先する。 受講時に白衣、ドライシューズ、帽子が必要。
食品開発論	健康栄養	3	○	
映画批評演習	人文社会	4	○	
母子保健	子ども	4	○	
オーケストラ III	子ども	4	○	※自由科目
フードスペシャリスト論	健康栄養	4	△	フードスペシャリスト資格のための必修科目。そのため、受験することを前提とした授業内容である。
フードコーディネーター論	健康栄養	4	△	フードスペシャリスト資格のための必修科目。そのため、受験することを前提とした授業内容である。
スポーツと栄養	健康栄養	4	○	
フードシステム論	健康栄養	4	△	フードスペシャリスト資格のための必修科目。そのため、受験することを前提とした授業内容である。
フードサービス論	健康栄養	4	△	フードスペシャリスト資格に相当とされる選択科目の一つ。 そのため、受験することを前提とした授業内容である。

#### 資格・免許取得に必要な他学類開放科目

講義名	科目所属学類	開講学年	開講区分	備考	履修条件
言語論	人文社会	2	中(国語)選	学校教育学類指定科目	中学校教諭(国語)の資格課程を履修する学生のみ
子どもの保健	子ども	2	中(保体)選		中学校教諭(保健体育)の資格課程を履修する学生のみ
衛生学及び公衆衛生学	子ども	3	中(保体)必		

※他学類で取得可能な免許状に関する科目は、各課程のカリキュラム表に基づいて履修することができる。



カリキュラム

大学(編入学生)



# 編入学生

## 1. 編入学前の既修得単位の認定について

本学に入学する前に短期大学等で修得した単位は、62単位を上限として単位認定をします。

ただし、編入学前に類似する科目を修得していると認められる場合は、その科目を認定単位に含める場合があります。

学則別表3に定める「資格取得に関する科目」に関しては別に認定します。

## 2. 卒業要件

編入学生が、本学を卒業するためには、2年以上（4年以内）在学し、次の「卒業要件単位数」を満たす単位を修得しなければなりません。

◎卒業要件単位数

	認定単位	教養教育科目	専門教育科目	卒業要件単位数	合計
人文社会学類	62単位	8単位以上	54単位以上	62単位以上	124単位以上
心理学類	62単位	8単位以上	50単位以上	62単位以上	124単位以上
子ども学類	62単位	8単位以上	50単位以上	62単位以上	124単位以上
学校教育学類	62単位	8単位以上	50単位以上	62単位以上	124単位以上

また、授業科目には学類ごとに必ず修得しなければならない科目（必修科目・選択必修科目）があるため、必ず各学類の編入学生カリキュラム表の「修得要件単位数」を確認してください。

## 3. 履修方法

1. 編入学生は、3・4年次の科目を中心に履修してください。
2. カリキュラム表の1・2年次の欄に単位数が記載してある科目は、通常の学生の1・2年次に開設している科目です。1・2年生の時間割を見て履修してください。
3. 単位数に○がついている卒業必修科目及び選択必修科目は修得要件を満たすよう履修しなければなりません。ただし、認定科目の中に含まれている場合は履修する必要はありません。
4. 編入学生には「履修・単位認定に関する規程」第3条に規定する履修登録単位数の制限は適用しません。
5. 資格取得を行う場合は、必要な科目のうち、認定単位に含まれていない科目を履修してください。
6. 卒業に関しては基本的には2年間でできるようになっていますが、資格によっては、2年間で取得できない場合もあります。
7. その他、不明な点は各学類の教務部委員または教務課に相談してください。

# 人文社会学類 編入学生「教養教育科目」カリキュラム表

卒業要件：8単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標										
							共感力	倫理観・社会的責任	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働能力	挑戦する力		
尚綱コア	10FYE101	キリスト教概論Ⅰ	1	1	2単位以上	講	○	◎		○	○						
	10FYE102	キリスト教概論Ⅱ	1	1		講	○	◎		○	○						
	10FYE103	尚綱学	1	1		講	○	◎		○	◎						
	10FYE204	キリスト教教学演習	2	2		演		○	○	○	◎	○					
リベラルアーツ	思想と文化	10LIT101	日本の言語文化	1	2	講	○		○	◎	○						
		10ART101	芸術論	1	2	講	○			○	◎	○					
		10ART102	音楽と表現	1	2	講	◎			○				◎	○		
		10PHI201	哲学	2	2	講	○	○		○	◎	○					
		10HHS203	日本近代史とキリスト教	2	2	講	○	◎			○	○					
	地域・国際理解	10HHS102	日本とアジアの歴史	1	2	講		○		○		◎				○	
		10PCU201	異文化理解	2	2	講	◎		○	○		◎					
		10RES201	世界の宗教と文化	2	2	講		○		○		◎					
		10SOC104	国際交流演習	1	2	講			○		○	◎				◎	
		10PCU101	ユーラシア共同体の構築	1	2	講		○	○			◎			○		
	人間と社会	10OSO202	人権論	2	2	講	○	◎		○							
		10OSO101	市民教育	1	2	講		◎			○	○			○		
		10WTE101	現代の倫理	2	2	講	○	○			○				◎		
		10WTE201	キリスト教と現代社会	2	2	講	○	◎			○				○		
	人間と科学	10OSO203	福祉社会論	2	2	講	○	○		◎	○						
		10PSY101	心の科学	1	2	講	◎		○	○					○		
10LNA201		生命の科学	1	2	講		○		◎	○	○						
10OCH101		生活と化学	1	2	講		○		◎	○	○						
	10HUS101	健康と栄養	1	2	講		○		◎	○		○					
	10LTE103	AI 社会とデータサイエンス	1	2			○		◎	○							
コモンベシックス	言語コミュニケーション	10ENG101	英語リーディングⅠ	1	2	演	○		○	◎		○					
		10ENG103	英語リーディングⅡ	1	2	演	○		○	◎		○					
		10ENG102	英語コミュニケーションⅠ	1	2	演	○		◎	○		○					
		10ENG104	英語コミュニケーションⅡ	1	2	演	○		◎	○		○					
		10ENG205	英語リスニング	2	2	演	○		◎	○		○					
		10ENG206	英語ライティング	2	2	演	○		○	◎		○					
		10ENG308	実践英語 A (英語で学ぶ文化)	3	2	演			○	○		○			◎		
		10ENG309	実践英語 B (英語プレゼンテーション)	3	2	演			◎	○			○		○		
		10ENG207	実践英語 C (資格試験)	2	2	演				○		○	○		◎		
		10GER101	ドイツ語Ⅰ	1	2	演			◎	○		○			○		
	10GER102	ドイツ語Ⅱ	1	2	演			◎	○		○			○			
	10FRE101	フランス語Ⅰ	1	2	演			○	◎		○			○			
	10FRE102	フランス語Ⅱ	1	2	演			○	◎		○			○			
	10KOR101	韓国語Ⅰ	1	2	演			◎	○		○			○			
	10KOR102	韓国語Ⅱ	1	2	演			◎	○		○			○			
	10CHN101	中国語Ⅰ	1	2	演			◎	○		○			○			
	10CHN102	中国語Ⅱ	1	2	演			◎	○		○			○			
	10JPN101	日本語と日本事情Ⅰ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○		○	◎		○						
	10JPN102	日本語と日本事情Ⅱ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○		○	◎		○						
	アカデミックリテラシー	10FYE101	基盤演習Ⅰ (情報リテラシーを含む) ※1	1	2	演			○	◎	○		○				
10FYE102		基盤演習Ⅱ (ライティングを含む) ※1	1	2	演			○	◎	○		○					
10LTE101		情報処理演習	1	2	演				◎	○		○		○			
10LTE102		メディアリテラシー	1	1	講		○		○	◎	○						
10LTE202		情報倫理	2	2	講		○		◎	○		○					
10LTE203	日本語表現法	2	2	演	○		○	◎					○				
キャリアライフデザイン	10HES102	ウェルネス科学論	1	2	講			○	◎		○	◎					
	10CLD305	生涯学習論	3	2	講	○	○	◎	○		○						
	10HES101	健康・スポーツⅠ (講義・実技)	1	1	実			○	○			○	◎				
	10HES201	健康・スポーツⅡ (講義・実技)	2	1	実			○	○			○	◎				
	10CLD101	キャリアデザインⅠ	1	2	演			○	○		○			◎			
	10CLD201	キャリアデザインⅡ	2	2	実		○	○	◎		◎						
	10CLD301	キャリアアップセミナー	3	2	講			○	○	◎				○			
	10CLD202	インターンシップ	2	2	実		◎	○				○		◎			
	10CLD203	海外インターンシップ	2	2	実		○	◎				○		○			
	10CHP101	チャレンジポートフォリオⅠ	1	1	実			○				○		◎			
	10CHP201	チャレンジポートフォリオⅡ	2	1	実			○				○		◎			
	10CHP301	チャレンジポートフォリオⅢ	2	1	実			○				○		◎			

「言語コミュニケーション」区分の第2外国語は、ローマ数字順に履修すること。

※1 履修登録前に科目担当者に相談すること。

# 人文社会学類 編入学生「専門教育科目」カリキュラム表

卒業要件：54単位以上

編入学  
人文社会学類

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標															
							共感力	倫理感・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	複眼的視点で、現代社会の事象を読み解く力	他者と協働し実践する力	道筋を提言・表現する力	専門的知識で課題解決の見方を相対化する力	多様性を理解し、自己の		
専門基礎科目	20ILCh101	人文社会学総論	1	②	8単位以上	講				○	◎											
	20ILCh102	人間学入門	1	2		講				○	◎											
	20ILCh103	社会学入門	1	②		講				○	○											◎
	20ILC101	文化と社会 ※2	1	2		講				○	◎					○						○
	20ILC201	倫理学	2	2		講		◎			◎					◎	◎					
	20ILC102	社会思想	1	2		講				○	◎					○						◎
	20ILC103	文化人類学	1	2		講				○	○											◎
	20ILC104	地域文化論	1	2		講				○		◎						○				○
	20ILC105	情報文化論	1	2		講		◎			○		○			○						○
	20ILC106	都市社会論	1	2		講				◎		○				○						
	20ILC107	地域社会論	1	2		講				○		○				○	◎					
	20ILC108	現代社会論	1	2		講				◎	○											○
20ILC202	共生社会論	2	2	講		○			○					○	◎							
専門展開科目	20DLCi201	宗教思想	2	2	6単位以上	講				○	◎											
	20DLCi202	西洋思想史	2	2		講				◎					○	○						
	20DLCi301	ヨーロッパの歴史と文化	3	2		講				○	○											○
	20DLCm301	表象論	3	2		講					○					◎						
	20DLCm101	日本語論	1	2		講			○	◎	○	○				○						
	20DLCm201	メディア論	2	2		講		○		◎	○					○						○
	20DLCm102	映画文化論	1	2		講					○					○						◎
	20DLCr202	郷土文化論	2	2		講		○				◎				○						○
	20DLCi203	イギリス文化論	2	2		講				◎		◎				○						◎
	20DLCi204	アメリカ文化論	2	2		講		○		○		◎				○						○
	20DLCi205	アジア文化論	2	2		講				○		◎				○						○
	20DLCi206	東南アジア論	2	2		講			○		◎							○				○
	20DLCi207	多文化社会論 A	2	2		講				○	○	◎				○						
	20DLCi208	多文化社会論 B	2	2		講			○			◎				○	○					◎
	20DLCi209	外国語としての日本語	2	2		講		○				○				◎	○					◎
	20DLCi101	多言語コミュニケーション ※2	1	2		講																
	20DLCm202	文化産業論	2	2		講		○		○	○					◎						
	20DLC301	文化施設経営論	3	2		講				○	○							○				
	20DLCr301	家族社会学	3	2		講				○	◎					◎	○					○
	20DLCo201	教育社会学	2	2		講		○		○	◎					○						
	20DLCo301	社会福祉論	3	2		講		○		◎	○					○						○
	20DLCo302	社会保障論	3	2		講				◎	○					○	○					○
	20DLCo202	少子高齢社会論	2	2		講		○			○					◎	○					
	20DLCo101	消費社会論	1	2		講		○				○				◎	○					
	20DLCr201	環境と社会	2	2		講		○				○				◎	○					○
	20DLCo303	政治社会学	3	2		講		◎			◎					◎	◎					
	20DLCo203	観光社会学	2	2		講						○				◎						○
	20DLCo304	災害社会学	3	2		講					◎					○	○					◎
	20DLCi102	国際社会論	1	2		講						◎				○						○
	20DLCi200	国際人権論	2	2		講		◎				○				○						○
	20DLCi302	国際ビジネス文化論 ※2	3	2		講			○			◎										○
	20DLCo204	社会教育論	2	2		講		○	○													◎
	20DLCo305	社会教育計画論	3	2		講			○		○					○						◎
	20DLCo205	人文地理学概論	2	2		講				○		◎										○
20DLCo206	自然地理学概論	2	2	講				○		◎										○		
20DLCo306	地誌概論	3	2	講				○		◎										○		
20DLCo102	社会調査入門	1	2	講				○		◎										○		
20DLCo103	統計学	3	2	講				○		◎										○		
20DLCo207	社会調査法	2	2	講		○		◎						○						○		
20DLCo208	質的調査	2	2	講		○		◎						○						○		
20DLCo209	情報収集・分析	2	2	講				◎			○				○					○		
20DLCo307	社会調査実習	3	4	実										○	○	○				◎		
20DLCo200	コンピュータ活用	2	2	講				◎			○			○								

※2の科目は隔年開講科目

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標													
							共感力	倫理感・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	考力	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	複眼的視点で、現代社会の事象を読み解く力	他者と協働し実践する力	道筋を提言・表現する力	専門的知識で課題解決の力
	20SEM201	専門演習Ⅰ ※1	2	2		演				◎	○						○			○
	20SEM202	専門演習Ⅱ ※1	2	2		演				◎	○						○			○
専門応用科目	20ALCr201	地域スポーツ論 ※2	2	2		講			◎			○					○			
	20ALCr202	地域づくり論	2	2		講		○	○								○			◎
	20ALCr203	地域農業論	2	2		講				○		○					○			◎
	20ALCr301	地域支援論	2	2		講					○	○		○			○			
	20ALCr302	地域経済論	2	2		講				○	○	◎			○		◎			
	20ALCr303	地域観光論	2	2		講				○					○	○				◎
	20ALCr204	地域資源論	2	2		講				◎	○						○			
	20ALCr205	地域エネルギー論	2	2		講				○	○	◎				○	◎			
	20ALCr206	コミュニティデザイン論	2	2		講	○		○		○									◎
	20ALCr304	グリーンツーリズム論	3	2		講			○		○						○	◎		
	20ALCr305	地域産業論	3	2		講				○		◎				◎				◎
	20ALCr207	地場産業・企業研究	2	2		講					◎		○			○	○			
	20ALCr101	地域活動論	1	2		講			○			○								◎
	20ALCr102	地域活動実習	1	2		実			○			○								◎
	20ALCr306	社会起業論	3	2		講				○		◎				○				
	20ALCr401	NPO論	2	2		講		◎	○			○				○				○
	20ALCr208	ミュージアムデザイン論	2	2		講				○		◎								○
	20ALCr103	博物館論	1	2		講				○		◎								○
	20ALCr307	文化財論	3	2		講				○		◎								○
	20ALCr209	観光まちづくり演習Ⅰ	2	2		演				○		◎						○	○	
	20ALCr210	観光まちづくり演習Ⅱ	3	2		演				○		◎						○	○	
	20ALCu101	共生環境論	1	2		講				○		○					○			
	20ALCu201	地球環境論	2	2		講				◎	○						○			
	20ALCu401	森林保全論	3	2		講				◎	○						○			○
	20ALCu301	環境緑化	3	2		講				◎	○						○			
	20ALCu202	住居生活論	2	2		講				○			○				○			
	20ALCu203	建築史	2	2		講				◎		○								○
	20ALCu204	建築環境設計論	2	2		講		○		◎		○								○
	20ALCu302	都市景観論	3	2		講						◎	○							○
	20ALCu303	都市環境計画論	3	2		講				○		◎	○							○
	20ALCu304	生活環境論	3	2		講		◎				○					○			
	20ALCu305	生活園芸論	3	2		講				○		○								◎
	20ALCu205	園芸福祉論(植物と人・社会)	2	2		講	◎	○											○	○
	20ALCi401	人間形成学	4	2		演				○	◎									
	20ALCi201	哲学的人間学	2	2		演				○	◎						○			◎
	20ALCi301	政治哲学	3	2		演		◎			◎						◎	◎		
	20ALCi302	キリスト教文化学	3	2		演		○		◎	○						○			
	20ALCi202	ディアスポラ学	2	2		演					○	◎					○	◎		
	20ALCi303	民族学	3	2		演				○	○	◎					○			
	20ALCi304	国際人権平和学	3	2		演	○	◎				○					○			○
	20ALCi101	キリスト教美術	1	2		講				○		◎								○
	20ALCi203	アフリカ論 ※2	2	2		講				○		◎								○
20ALCi305	ラテンアメリカ文化論 ※2	3	2		講				○		◎								○	
20ALCi102	ワールドシネマ ※2	1	2		講						○					○			◎	
20ALCi204	世界遺産論 ※2	2	2		講				○	○	◎					○				
20ALCi402	英米児童文学論	4	2		演				◎		◎					○	○			
20ALCi306	多文化社会演習A(中国・韓国等)	3	2		演			◎					○	◎	○					
20ALCi307	多文化社会演習B(中国・韓国等)	3	2		演			◎					○	◎	○					
20ALCi00	異文化フィールドワーク	1	2		演						◎								○	
20ALCi308	異文化コミュニケーション学	3	2		演			◎	○		◎					○				
20ALCi00	チャレンジ言語A	1	2		演				○	○						◎				
20ALCi00	チャレンジ言語B	1	2		演			○	○		◎									
20ALCi310	英米文学論	3	2		講	○			◎		○								○	
20ALCi205	英米文学史	2	2		講				◎	○	◎					○	○			
20ALCi300	英米文学演習A	3	2		演	○			◎		○								○	

※1 履修登録前に科目担当者に相談すること。

※2 の科目は隔年開講科目

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標														
							共感力	倫理感・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	考力	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	複眼的視点で、現代社会の事象を読み解く力	他者と協働し実践する力	道筋を提言・表現する力	専門的知識で課題解決の見方を相対化する力	多様性を理解し、自己の
	20ALCi300	英米文学演習 B	3	2		演			○	◎	○	○					○	◎			
	20ALCm101	メディア表現論	1	2		講	◎	○				○					○				
	20ALCm102	ビジュアルカルチャー論	1	2		講				○	○	○					◎				○
	20ALCm201	言語論	2	2		講				◎		○					○	○			
	20ALCm202	ストーリー制作論	2	2		講	○			◎	○							○			
	20ALCm203	アニメーション論	2	2		講	○			○	◎								○		
	20ALCm204	視覚表現論	2	2		講					◎						○				○
	20ALCm205	映像制作論	2	2		講				◎											
	20ALCm301	社会言語論	3	2		講					○	○					○	◎			
	20ALCm302	コンテンツ産業論	3	2		講					○	○					◎		○		
	20ALCm303	出版文化論	3	2		講				○	○	○					◎				○
	20ALCm304	ストーリー制作演習	3	2		演				○	◎							○			
	20ALCm401	マンガ・コミック研究	4	2		講					○	○					◎	○			
	20ALCm402	映画鑑賞批評演習	4	2		演						○					○				◎
	20ALCm403	SF・ファンタジー小説論	4	2		講	○			◎		○									○
	20ALCm404	写真論	4	2		講				◎	○	○					○				○
	20ALCm103	メディア表現基礎演習	1	2		演		○		◎		○					○			◎	
	20ALCm206	言語表現演習	2	2		演	○		○	◎				○							
	20ALCm207	視覚表現演習	2	2		演			○	◎				○				○			
関連科目	20RESo101	経済学	1	2		講				◎	○						○				
	20RESo102	政治学	1	2		講				○	○						◎		○		
	20RESo201	行政学	2	2		講				○	○						◎		○		
	20RESo202	公共政策論	2	2		講				○	○						○		◎		
	20RESo301	地方自治論	3	2		講				○	○						○		◎		
	20RESo203	経済政策	2	2		講				◎	○						○				
	20RESo302	制度経済学	3	2		講				◎	○						○				
	20RESo303	日本経済論	3	2		講				◎	○						○				
	20RESo304	環境経済学	3	2		講				○	◎						◎		◎		
	20RESo103	国際政治論	1	2		講	○		○	○	◎						○				
	20RESo104	法学（国際法を含む）	1	2		講		○		◎	○									◎	
	20RESo105	憲法	1	2		講		○		◎	○									◎	
	20RESo204	行政法 I	2	2		講		○		◎	○									◎	
	20RESo205	行政法 II	2	2		講		○		◎	○									◎	
	20RESo206	民法 I	2	2		講		○		◎	○									◎	
	20RESo207	民法 II	2	2		講		○		◎	○									◎	
	20RESo305	労働法	3	2		講		○		◎	○									◎	
	20RESo306	消費者法	3	2		講		○		◎	○									◎	
	20RESr201	経営学入門	2	2		講						○					○	◎		○	
	20RESr201	経営戦略論	2	2		講					○	○					○			◎	
	20RESr302	簿記論	3	2		講				◎	○						○				
	20RESr307	財政学	3	2		講			◎	○							○				
	20RESr303	財務諸表論	3	2		講				◎	○						○				
	20RESr304	マーケティング論	3	2		講				○	○						○			◎	
	20RESr305	流通論	3	2		講				○	○						○			◎	
	20RESr202	ボランティア論	2	2		講	◎	○	○									○			
	20RESr203	温泉学概論	2	2		講						○	◎				○			○	
	20RESu201	インテリアデザイン論	2	2		講				◎			○				○				
	20TLPs201	日本史概論	2	2		講				○		○					○	◎			
	20TLPs101	世界史概論	1	2		講		○		○		◎									◎
	20RESp101	プレゼンテーション概論	1	2		講				◎	◎			○			○				
	20RESp201	プレゼンテーション演習	2	2		演				◎		○					○				○
	20TLPe301	英語表現法	3	2		演			○	◎							○	○			
20TLPe302	英文法	3	2		演				◎							○	○				
20TLPe202	英語学概論	2	2		演				◎							○	○				
20TLPe203	英語史	2	2		講				◎							○	○				
20TLPe303	英語音声学	3	2		講				◎							○	○				

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標															
							共感力	倫理感・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	考力	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	複眼的視点で、現代社会の事象を読み解く力	他者と協働し実践する力	道筋を提言・表現する力	専門的知識で課題解決の力	見方を相対化する力	多様性を理解し、自己の力
	20TLPe304	英語発音・聴解演習	3	2		演				◎							○	○				
	20TLPe204	初・中等期英語教育概論	2	2		講				◎							○	○				
	20TLPe205	初・中等期英語教育演習	2	2		演				◎							○	○				
	20TLPe401	メディア英語研究	4	2		講	○		◎	○	◎						◎	○	○			
	20LCe001	Listening and Speaking I	1	2		演			◎	○							○		○			
	20LICe002	Listening and Speaking II	1	2		演			◎	○							○		○			
	20LCe003	Listening and Speaking III	1	2		演			◎	○							○		○			
	20LICe004	Listening and Speaking IV	1	2		演			◎	○							○		○			
	20LICe005	Reading and Writing I	1	2		演			○	◎							○	○				
	20LICe006	Reading and Writing II	1	2		演			○	◎							○	○				
	20LICe007	Reading and Writing III	1	2		演			○	◎							○	○				
	20LICe008	Reading and Writing IV	1	2		演			○	◎							○	○				
	20LCe001	Essay Writing I	2	2		演			○	◎							○	○				
	20LICe002	Essay Writing II	2	2		演			○	◎							○	○				
	20LCe001	Intensive Reading I	2	2		演			○	◎							○	○				
	20LCe002	Intensive Reading II	2	2		演			○	◎							○	○				
	20LICe003	Oral Communication I	2	2		演			◎	○							○		○			
	20LCe004	Oral Communication II	2	2		演			◎	○							○		○			
	20LICe003	Oral Communication III	2	2		演			◎	○							○		○			
	20LICe004	Oral Communication IV	2	2		演			◎	○							○		○			
	20LICk001	実践韓国語会話 I	2	2		演			◎	○							○					○
	20LICk002	実践韓国語会話 II	2	2		演			◎	○							○		○			
	20LICk001	実践韓国語会話 III	2	2		演			◎	○							○					○
	20LICk002	実践韓国語会話 IV	2	2		演			◎	○							○		○			
	20LICc001	実践中国語会話 I	2	2		演			◎	○							○		○			
	20LICc002	実践中国語会話 II	2	2		演			◎	○							○		○			
	20LICc001	実践中国語会話 III	2	2		演			◎	○							○		○			
	20LICc002	実践中国語会話 IV	2	2		演			◎	○							○		○			
総合科目	20PSG301	総合実践・演習 I	3	②		演			○							○	○		◎			
	20PSG302	総合実践・演習 II	3	②		演										○	○		◎			◎
	20THE401	卒業研究 I	4	③		演					○								◎			◎
	20THE402	卒業研究 II	4	③		演					○						○					◎



科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標											
							共感力	使命感・社会的責任	倫理観・社会的責任	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働能力	挑戦する力		
尚綱コア	10FYE101	キリスト教概論Ⅰ	1	1	2単位以上	講	○	◎		○	○							
	10FYE102	キリスト教概論Ⅱ	1	1		講	○	◎		○	○							
	10FYE103	尚綱学	1	1		講	○	◎		○	○	◎						
	10FYE204	キリスト教教学演習	2	2		講	○	◎		○	○	◎						
リベラルアーツ	思想と文化	10LIT101	日本の言語文化	1	2	講	○		○	◎	○							
		10ART101	芸術論	1	2	講	○			○	◎	○						
		10ART102	音楽と表現	1	2	講	◎			○	○			◎	○			
		10PHI201	哲学	2	2	講	○	○		○	◎	○						
		10WTE101	現代の倫理	2	2	講	○	○			○	○			◎			
		10HHS203	日本近代史とキリスト教	2	2	講	○	◎			○	○						
	地域・国際理解	10HHS102	日本とアジアの歴史	1	2	講		○		○		◎					○	
		10HHS101	西洋の歴史	1	2	講		○		○	◎	○						
		10PCU201	異文化理解	2	2	講	◎		○	○	◎	○						
		10RES201	世界の宗教と文化	2	2	講		○		○		◎						
		10SOC104	国際交流演習	1	2	演				○		◎						◎
		10GEO201	地理学	2	2	講				○	◎	○						
		10SOC101	国際社会論	1	2	講				○	◎	○	◎					
		10SOC102	地域文化論	1	2	講	○			○	◎	○	◎					
		10SOC205	共生社会論	2	2	講	○	○		○	◎	○						
		10PCU101	ユーラシア共同体の構築	1	2	講		○	○			◎				○		
	人間と社会	10OSO202	人権論	2	2	講	○	◎		○	○							
		10OSO101	市民教育	1	2	講		◎			○	○				○		
		10LAW101	法学概論（日本国憲法）	1	2	講		○			◎	◎	○					
		10ECO101	経済学	1	2	講	◎				◎	○						
10SOC103		社会学入門	1	2	講	◎	○				◎				○			
10WTE201		キリスト教と現代社会	2	2	講	○	◎			○	○				○			
10OSO203		福祉社会論	2	2	講	○	○			◎	○							
人間と科学	10LNA201	生命の科学	1	2	講		○			◎	○	○						
	10OCH101	生活と化学	1	2	講		○			◎	○	○						
	10HUS302	生活環境論	3	2	講	○	◎			○	○							
	10HUS101	健康と栄養	1	2	講		○			◎	○			○				
10LTE103	AI社会とデータサイエンス	1	2			○			◎	○								
コミュニケーション	言語コミュニケーション	10ENG101	英語リーディングⅠ	1	2	演	○		○	◎		○						
		10ENG103	英語リーディングⅡ	1	2	演	○		○	◎		○						
		10ENG102	英語コミュニケーションⅠ	1	2	演	○		◎	○	○	○						
		10ENG104	英語コミュニケーションⅡ	1	2	演	○		◎	○	○	○						
		10ENG205	英語リスニング	2	2	演	○		◎	○	○	○						
		10ENG206	英語ライティング	2	2	演	○		◎	○	○	○						
		10ENG308	実践英語A（英語で学ぶ文化）	3	2	演			○	○	○	○					◎	
		10ENG309	実践英語B（英語プレゼンテーション）	3	2	演			◎	○	○	○			○		○	
		10ENG207	実践英語C（資格試験）	2	2	演				○	○	○	○				◎	
		10GER101	ドイツ語Ⅰ	1	2	演				◎	○	○					○	
	10GER102	ドイツ語Ⅱ	1	2	演				◎	○	○					○		
	10FRE101	フランス語Ⅰ	1	2	演				○	◎	○					○		
	10FRE102	フランス語Ⅱ	1	2	演				○	◎	○					○		
	10KOR101	韓国語Ⅰ	1	2	演				◎	○	○					○		
	10KOR102	韓国語Ⅱ	1	2	演				◎	○	○					○		
	10CHN101	中国語Ⅰ	1	2	演				◎	○	○					○		
	10CHN102	中国語Ⅱ	1	2	演				◎	○	○					○		
	10JPN101	日本語と日本事情Ⅰ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○			○	◎	○							
	10JPN102	日本語と日本事情Ⅱ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○			○	◎	○							
	アカデミックスキル	10FYE101	基盤演習Ⅰ（情報リテラシーを含む）	1	2	演				○	◎	○		○				
10FYE102		基盤演習Ⅱ（ライティングを含む）	1	2	演				○	◎	○		○					
10LTE101		情報処理演習	1	2	演					◎	○		○				○	
10LTE102		メディアリテラシー	1	1	講		○			◎	○		○					
10LTE202		情報倫理	2	2	講		○			◎	○		○					
10LTE203		日本語表現法	2	2	演	○				◎	○				○			
キャリアライフデザイン	10HES102	ウェルネス科学論	1	2	講				○	◎		○	◎					
	10CLD305	生涯学習論	3	2	講	○	○	◎	○	○		○						
	10HES101	健康・スポーツⅠ（講義・実技）	1	1	講				○	○	○		○	◎				
	10HES201	健康・スポーツⅡ（講義・実技）	2	1	講				○	○	○		○	◎				
	10CLD101	キャリアデザインⅠ	1	2	演				○	○	○		○				◎	
	10CLD201	キャリアデザインⅡ	2	2	演				○	○	○		○					
	10CLD301	キャリアアップセミナー	3	2	講				○	○	○		○					
	10CLD202	インターンシップ	2	2	講		◎	○	○	○	○		○				◎	
	10CLD203	海外インターンシップ	2	2	講		○	◎	○	○	○		○				◎	
	10CHP101	チャレンジポートフォリオⅠ	1	1	実				○	○	○		○				◎	
	10CHP201	チャレンジポートフォリオⅡ	2	1	実				○	○	○		○				◎	
	10CHP301	チャレンジポートフォリオⅢ	2	1	実				○	○	○		○				◎	

「言語コミュニケーション」区分の第2外国語は、ローマ数字順に履修すること。

心理学類 編入学生「専門教育科目」カリキュラム表

卒業要件：50単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標															
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	心理学の基本的知識	心に関する問題を発見する力	心に関する問題を分析する力	心に関する問題を解決する力			
専門基礎科目	学群基礎科目	30PEB101	心理・教育学概論	1	②	講	○			◎												
		30PEB301	多世代交流論	3	②	講	○	◎				○										
		30PEB102	学校安全学 (防犯と防災の心理学)	1	②	講		○	◎			○	○									
		30PEB201	教育人間学	2	2	講			○	◎												
	心理学基礎科目	30BPC301	公認心理師の職責	3	2	講		○		○								◎		○		
		30BPC101	心理学概論Ⅰ (心理学基礎)	1	②	講			○	○								◎				
		30BPC102	心理学概論Ⅱ (心理学応用)	1	②	講			○	○								◎				
		30BPC103	臨床心理学概論	1	2	講			○	○								◎				
		30BPC104	心理学研究法	1	②	講		○		○								◎		○		
		30BPC201	心理学統計法	2	②	講			○	○								◎				
30BPC202	心理学実験	2	④	実			○	○								◎		◎				
専門発展科目	基礎心理学	30GPC101	知覚・認知心理学	1	2	講			○	○							◎	○				
		30GPC201	学習・言語心理学Ⅰ (学習の基礎)	2	2	講			○	○								◎	○			
		30GPC301	学習・言語心理学Ⅱ (言語と行動)	3	2	講			○	○								◎	○			
		30GPC202	感情・人格心理学	2	2	講			○	○								◎	○			
		30GPC203	神経・生理心理学	2	2	講			○	○								◎	○			
		30GPC102	社会・集団・家族心理学Ⅰ (社会心理学)	1	2	講			○	○								◎	○			
		30GPC302	社会・集団・家族心理学Ⅱ (グループダイナミクス)	3	2	講			○	○								◎	○			
		30GPC401	社会・集団・家族心理学Ⅲ (家族心理学)	4	2	講			○	○								◎	○			
		30GPC204	発達心理学Ⅰ (発達の基礎領域)	2	2	講			○	○								◎	○			
		30GPC205	発達心理学Ⅱ (社会の中の発達)	2	2	講			○	○								◎	○			
		30GPC303	障害者・障害児心理学	3	2	講			○	○								◎	○			
		30GPC206	心理的アセスメント	2	2	講		○	○										○	◎		
		30GPC207	心理学的支援法Ⅰ (心理学支援基礎)	2	2	講		○	○											○	◎	
		30GPC208	心理学的支援法Ⅱ (心理学支援応用)	2	2	講		○	○											○	◎	
	実践心理学	30PPC201	健康・医療心理学	2	2	講	○			○								○	◎			
		30PPC202	福祉心理学	2	2	講	○			○								○	◎			
		30PPC101	応用社会心理学	1	2	講			○	○								○	◎			
		30PPC203	教育・学校心理学	2	2	講	○			○								○	◎			
		30PPC301	司法・犯罪心理学	3	2	講	○			○								○	◎			
		30PPC401	産業・組織心理学	4	2	講	○			○								○	◎			
30PPC302	認知心理学実験演習	3	2	演			○	○									○	◎				
関連科目	30OPC301	人体の構造と機能及び疾病	3	2	講			○	○									◎				
	30OPC302	精神疾患とその治療	3	2	講			○	○									◎				
	30OPC303	関係行政論	3	2	講		○		○									◎				
実習演習科目	30PRA301	心理演習 ※1	3	2	演		○	○										○	◎			
	30PRA302	心理学専門演習	3	②	演			○			○		○						○	◎		
	30PRA401	心理実習 ※1	4	2	実		○	○			○		○						○	◎		
	30PRA303	フィールドワーク演習	3	2	演			○			○							○	◎			
	30PRA402	卒業研究	4	⑥	演			○			○		○						○	◎		

※1) 公認心理師資格課程履修者のみ履修可能

編入学  
心理学類

# 子ども学類 編入学生「教養教育科目」カリキュラム表

卒業要件：8単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標									
							共感性	倫理観・社会的責任	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働能力	挑戦する力	
尚綱コア	10FYE101	キリスト教概論Ⅰ	1	1	2単位以上	講	○	◎		○	○					
	10FYE102	キリスト教概論Ⅱ	1	1		講	○	◎		○	○					
	10FYE103	尚綱学	1	1		講	○	◎		○	○	◎				
	10FYE204	キリスト教教学演習	2	2		演	○	◎		○	○					
リベラルアーツ	思想と文化	10LIT101	日本の言語文化	1	2	講	○		○	◎	○					
		10ART101	芸術論	1	2	講	○		○	◎	○					
		10ART102	音楽と表現	1	2	講	◎		○	○			◎	○		
		10PHI201	哲学	2	2	講	○	○		○	◎	○				
		10WTE101	現代の倫理	2	2	講	○	○		○	○		◎			
		10HHS203	日本近代史とキリスト教	2	2	講	○	◎		○	○					
	地域・国際理解	10HHS102	日本とアジアの歴史	1	2	講		○		○		◎			○	
		10HHS101	西洋の歴史	1	2	講		○		○	○	◎				
		10PCU201	異文化理解	2	2	講	◎		○	○	○	◎				
		10RES201	世界の宗教と文化	2	2	講		○		○		◎				
		10SOC104	国際交流演習	1	2	演			○		○	◎			◎	
		10GEO201	地理学	2	2	講				◎	○	◎				
		10SOC101	国際社会論	1	2	講			○		○	◎				
		10SOC102	地域文化論	1	2	講	○			○	○	◎				
	人間と社会	10SOC205	共生社会論	2	2	講	○	○		○	◎					
		10PCU101	ユーラシア共同体の構築	1	2	講		○	○		○	◎		○		
		10OSO202	人権論	2	2	講	○	◎		○	○					
		10OSO101	市民教育	1	2	講		◎			○	○		○		
		10LAW101	法学概論（日本国憲法）	1	2	講		○		◎	◎	○				
		10ECO101	経済学	1	2	講	◎			○	○					
		10SOC103	社会学入門	1	2	講	◎	○		○		◎		○		
	人間と科学	10WTE201	キリスト教と現代社会	2	2	講	○	◎			○			○		
		10OSO203	福祉社会論	2	2	講	○	○		◎	○					
10PSY101		心の科学	1	2	講	◎		○	○	○			○			
10LNA201		生命の科学	1	2	講		○		◎	○	○					
10OCH101		生活と化学	1	2	講		○		◎	○	○					
10HUS302		生活環境論	3	2	講	○	◎			○	○					
10HUS101	健康と栄養	1	2	講		○		◎	○	○	○					
10LTE103	AI社会とデータサイエンス	1	2			○		◎	○							
コミュニケーション	言語コミュニケーション	10ENG101	英語リーディングⅠ	1	2	演	○		○	◎		○				
		10ENG103	英語リーディングⅡ	1	2	演	○		○	◎		○				
		10ENG102	英語コミュニケーションⅠ	1	2	演	○		◎	○	○					
		10ENG104	英語コミュニケーションⅡ	1	2	演	○		◎	○	○					
		10ENG205	英語リスニング	2	2	演	○		◎	○	○					
		10ENG206	英語ライティング	2	2	演	○		○	◎	○					
		10ENG308	実践英語A（英語で学ぶ文化）	3	2	演				○	○			◎		
		10ENG309	実践英語B（英語プレゼンテーション）	3	2	演				◎	○		○	○		
		10ENG207	実践英語C（資格試験）	2	2	演				○	○		○	◎		
		10GER101	ドイツ語Ⅰ	1	2	演			◎	○	○			○		
		10GER102	ドイツ語Ⅱ	1	2	演			◎	○	○			○		
		10FRE101	フランス語Ⅰ	1	2	演			◎	○	○			○		
		10FRE102	フランス語Ⅱ	1	2	演			◎	○	○			○		
		10KOR101	韓国語Ⅰ	1	2	演			◎	○	○			○		
	10KOR102	韓国語Ⅱ	1	2	演			◎	○	○			○			
	10CHN101	中国語Ⅰ	1	2	演			◎	○	○			○			
	10CHN102	中国語Ⅱ	1	2	演			◎	○	○			○			
	10JPN101	日本語と日本事情Ⅰ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○		○	◎	○						
	10JPN102	日本語と日本事情Ⅱ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○		○	◎	○						
	アカデミックリテラシー	10FYE101	基盤演習Ⅰ（情報リテラシーを含む）	1	2	演			○	◎	○		○			
10FYE102		基盤演習Ⅱ（ライティングを含む）	1	2	演			○	◎	○		○				
10LTE101		情報処理演習	1	2	演				◎	○		○	○			
10LTE102		メディアリテラシー	1	1	講		○			◎	○					
10LTE202		情報倫理	2	2	講		○			◎	○					
10LTE203	日本語表現法	2	2	演	○		○	◎	○		○					
キャリアデザイン	10HES102	ウェルネス科学論	1	2	講			○	◎		○	◎				
	10CLD305	生涯学習論	3	2	講	○	○	◎	○		○					
	10HES101	健康・スポーツⅠ（講義・実技）	1	1	実			○	○	○		○	◎			
	10HES201	健康・スポーツⅡ（講義・実技）	2	1	実			○	○	◎		○	○			
	10CLD101	キャリアデザインⅠ	1	2	実			○	○	○		○	◎			
	10CLD201	キャリアデザインⅡ	2	2	実			○	○	◎		○	◎			
	10CLD301	キャリアアップセミナー	3	2	講			○	○	○		◎				
	10CLD202	インターンシップ	2	2	実		◎	○	○	○		○	◎			
	10CLD203	海外インターンシップ	2	2	実		○	◎	○	○		○	◎			
	10CHP101	チャレンジポートフォリオⅠ	1	1	実				○			○	◎			
	10CHP201	チャレンジポートフォリオⅡ	2	1	実				○			○	◎			
	10CHP301	チャレンジポートフォリオⅢ	2	1	実				○			○	◎			

「言語コミュニケーション」区分の第2外国語は、ローマ数字順に履修すること。

# 子ども学類 編入学生「専門教育科目」カリキュラム表

卒業要件：50単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標												
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	子どもを理解する力	保育・教育的実践力	表現力	支援できる力
学群基礎科目	40PEB101	心理・教育学概論	1	②	4単位以上	講	○			◎									
	40PEB301	多世代交流論	3	2		講	○	◎				○							
	40PEB102	学校安全学(防犯と防災の心理学)	1	2		講		○	◎			○	○						
	40PEB201	教育人間学	2	2		講			○	◎									
専門基礎科目	40CBS401	キリスト教と保育	4	2	4単位以上	講			○	○					◎		○		
	40CBS101	発達心理学	1	2		講			○	○					◎	○			
	40CBS102	教育心理学(幼)	1	2		講			○	○					◎	○			
	40CBS103	保育原理	1	2		講		○	○						◎				
	40CBS104	社会的養護	1	2		講	○	○	○						◎				
	40CBS201	社会福祉	2	2		講	○	○	○						◎				
	40CBS301	保育内容総合演習	3	2		演	○		○						○	◎			
	40CBS202	教育方法論(幼)	2	2		講			○	○						◎			
	40CBS105	教育原理(幼)	1	2		講		○	○	○					◎				
	40CBS402	教育制度(幼)	4	2		講			○	○	○				◎				
40CBS203	基礎実習	2	2	実		○	○						◎			○			
専門科目	子どもの心理と健康	40CPH101	子どもの理解と保育	1	2	4単位以上	演	○			○				◎	○			
		40CPH301	子ども家庭支援の心理学	3	2		講	○		○		○						◎	
		40CPH302	児童心理学	3	2		講			○	○					◎			
		40CPH401	臨床心理学	4	2		講	○	○	○						◎			
		40CPH201	子どもの発達と障害	2	2		講			○	○					◎			
		40CPH102	子どもの保健Ⅰ	1	2		講		○	○						◎			
		40CPH202	子どもの保健Ⅱ	2	2		講		○	○						○	◎	○	
		40CPH303	子どもの保健Ⅲ	3	1		演		○	○						○	◎	○	
		40CPH304	衛生学及び公衆衛生学	3	2		講			○	○	○				◎			
		40CPH203	小児栄養	2	2		演			○						○	◎		
	40CPH402	母子保健	4	2	演						○				◎	○			
	子どもの福祉	40CWE101	児童家庭福祉	1	2		4単位以上	講	○	○	○						◎		
		40CWE201	家庭支援論	2	2			講	○		○	○					◎		
40CWE202		相談援助	2	1	演	○			○	○							◎		
40CWE301		保育相談支援	3	1	演	○			○				○				◎		
40CWE203		社会的養護内容	2	1	演	○				○					○		◎		
子どもの保育と教育	40CNE201	幼児教育論	2	2	4単位以上	講		○	○		○				◎				
	40CNE101	教職概論(幼)	1	2		講		○				○			◎				
	40CNE202	教育課程論(幼)	2	2		講			○	○					◎	○			
	40CNE203	乳児保育	2	2		講			○	○					◎	○			
	40CNE204	乳児保育の理論と実践	2	2		演			○	○					○	◎			
	40CNE301	特別支援教育論(幼)	3	1		講			○	○					○		◎		
	40CNE302	障害児保育の理論と実践	3	2		演	○						○		○	◎			
	40CNE401	放課後の児童の保護と教育	4	2		講		○	○			○			○		◎		
40CNE102	子どもの自然環境教育	1	2	講			○		○				○	◎					
子どもの文化と社会	40CCS201	児童文化	2	2	4単位以上	講			○					○		◎			
	40CCS101	児童文学論	1	2		講			○	○					◎	○			
	40CCS301	子どもの造形表現	3	2		講			○					○	◎	○			
	40CCS102	子どもの身体表現	1	2		講			○				○		◎	○			
	40CCS202	子どもの外国語表現	2	2		講			○		○				○		◎		
	40CCS203	子どもの人権と教育	2	2		講		◎		○					◎	○			
	40CCS401	世界の子ども	4	2		講	○				○						◎		

○：卒業必修単位

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標														
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	子どもを理解する力	保育・教育的実践力	表現力	支援できる力		
関連教育科目	40CRS101	子どもと健康	1	1		講				○						○		◎	○		
	40CRS201	子どもと人間関係	2	1		講	○			○								◎			○
	40CRS202	子どもと環境	2	1		講				○	○	○						◎			
	40CRS102	子どもと言葉	1	1		講				○	○							◎	○		
	40CRS203	子どもと表現	2	1		講				○								◎		○	
	40CRS103	保育内容指導法 健康	1	2		演				○								◎	○		
	40CRS204	保育内容指導法 人間関係	2	2		演	○			○								○	◎		
	40CRS205	保育内容指導法 環境	2	2		演				○	○							○	◎		
	40CRS104	保育内容指導法 言葉	1	2		演				○	○								◎	○	
	40CRS206	保育内容指導法 表現Ⅰ（造形）	2	2		演				○	○								◎	○	
	40CRS207	保育内容指導法 表現Ⅱ（音楽）	2	2		演				○	○								◎	○	
	40CRS301	教育相談の理論と方法（幼）	3	2		講	○			○								○			◎
	40CRS105	音楽Ⅰ（楽典）	1	1		演				○									◎		
	40CRS208	音楽Ⅱ（器楽基礎）	2	2		演				○					○				◎	○	
	40CRS302	音楽Ⅲ（器楽応用）	3	1		演				○					○				◎	○	
	40CRS401	音楽Ⅳ（器楽発展）	4	1		演				○					○				◎	○	
	40CRS106	ピアノ伴奏法	1	1		演				○					○				◎	○	
	40CRS209	合唱	2	2		演				○	○				○				◎		
	40CRS107	オーケストラ（総合音楽）	1	2		演				○					○				◎		
	40CRS108	図画工作	1	2		演	○			○					○				◎		
	40CRS303	体育	3	2		演				○					○				◎	○	
	40CRS304	保育実習指導Ⅰ（保育所・施設）	3	2		演		○		○								○	◎		
	40CRS305	保育実習Ⅰ（保育所・施設）	3	4		実		○							○			○	◎		○
	40CRS306	保育実習指導Ⅱ（保育所）	3	1		演		○										○	◎		
	40CRS307	保育実習Ⅱ（保育所）	3	2		実		○							○			○	◎		○
	40CRS402	保育実習指導Ⅲ（施設）	4	1		演		○										○	◎		
	40CRS403	保育実習Ⅲ（施設）	4	2		実		○							○			○	◎		○
	40CRS404	教育実習指導（幼）	4	1		演		○							○			○	◎		
	40CRS405	教育実習（幼）	4	4		実		○							○			○	◎		○
	40CRS406	教職実践演習（幼）	4	2		演		○		○								○	◎		
総合科目	40THE301	子ども学入門	3	②		演			○					○			◎				
	40THE302	子ども学演習	3	②		演			○					○				◎	○		
	40THE401	卒業研究	4	④		演		○		○								◎	○		

## 自由科目

自由科目	40FES201	オーケストラⅠ	2	2		演				○				○					◎	
	40FES301	オーケストラⅡ	3	2		演				○				○					◎	
	40FES401	オーケストラⅢ	4	2		演				○				○					◎	

○：卒業必修単位



学校教育学類 編入学生「教養教育科目」カリキュラム表

卒業要件：8単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標										
							共感力	倫理観・社会的責任感	能力	コミュニケーション	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働能力	挑戦する力	
ア尚 綱 コ	10FYE101	キリスト教概論Ⅰ	1	1	2 単 位 以 上	講	○	◎		○	○						
	10FYE102	キリスト教概論Ⅱ	1	1		講	○	◎		○	○						
	10FYE103	尚綱学	1	1		講	○	◎		○	○	◎					
	10FYE204	キリスト教教学演習	2	2		演	○	○	○	○	◎	○					
リベラル アーツ	思想と文化	10LIT101	日本の言語文化	1	2	講	○		○	◎	○						
		10ART101	芸術論	1	2	講	○			○	◎	○					
		10ART102	音楽と表現	1	2	講	◎			○			◎	○			
		10PHI201	哲学	2	2	講	○	○		○	◎	○			◎	○	
		10WTE101	現代の倫理	2	2	講	○	○			○			◎			
		10HHS203	日本近代史とキリスト教	2	2	講	○	◎			○	○					
	地域・国際理解	10HHS102	日本とアジアの歴史	1	2	講		○		○		◎				○	
		10HHS101	西洋の歴史	1	2	講		○		○	◎	○					
		10PCU201	異文化理解	2	2	講	◎		○		◎	◎					
		10RES201	世界の宗教と文化	2	2	講		○		○		◎					
		10SOC104	国際交流演習	1	2	講			○		○	◎				◎	
		10GEO201	地理学	2	2	講				◎	◎	◎					
		10SOC101	国際社会論	1	2	講			○		◎	◎					
		10SOC102	地域文化論	1	2	講	○			○	◎	◎					
		10SOC205	共生社会論	2	2	講	○	○		○	◎						
		10PCU101	ユーラシア共同体の構築	1	2	講			○			◎			○		
	人間と社会	10OSO202	人権論	2	2	講	○	◎		○	○						
		10OSO101	市民教育	1	2	講		◎			○	○			○		
		10LAW101	法学概論（日本国憲法）	1	2	講		○			◎	◎					
		10ECO101	経済学	1	2	講	◎				◎	○					
		10SOC103	社会学入門	1	2	講	◎	○		○		◎			○		
		10WTE201	キリスト教と現代社会	2	2	講	○	◎			○				○		
	人間と科学	10OSO203	福祉社会論	2	2	講	○	○		◎	○						
10PSY101		心の科学	1	2	講	◎		○						○			
10LNA201		生命の科学	1	2	講		○		◎	◎	○						
10OCH101		生活と化学	1	2	講		○			◎	○						
10HUS302		生活環境論	3	2	講	○	◎			○	○						
10HUS101	健康と栄養	1	2	講		○			◎	○		○					
10LTE103	AI社会とデータサイエンス	1	2			○			◎	○							
コモン ベー シッ クス	言語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	10ENG101	英語リーディングⅠ	1	2	演	○		○	◎		○					
		10ENG103	英語リーディングⅡ	1	2	演	○		○	◎		○					
		10ENG102	英語コミュニケーションⅠ	1	2	演	○		◎	◎	○	○					
		10ENG104	英語コミュニケーションⅡ	1	2	演	○		◎	◎	○	○					
		10ENG205	英語リスニング	2	2	演	○		◎	◎	○	○					
		10ENG206	英語ライティング	2	2	演	○		○	◎	○	○					
		10ENG308	実践英語A（英語で学ぶ文化）	3	2	演			○	◎	○	○				◎	
		10ENG309	実践英語B（英語プレゼンテーション）	3	2	演			◎	◎			○			○	
		10ENG207	実践英語C（資格試験）	2	2	演				○	◎	○	○			◎	
		10GER101	ドイツ語Ⅰ	1	2	演			◎	◎	○	○				○	
		10GER102	ドイツ語Ⅱ	1	2	演			◎	◎	○	○				○	
		10FRE101	フランス語Ⅰ	1	2	演			◎	◎	○	○				○	
		10FRE102	フランス語Ⅱ	1	2	演			◎	◎	○	○				○	
		10KOR101	韓国語Ⅰ	1	2	演			◎	◎	○	○				○	
		10KOR102	韓国語Ⅱ	1	2	演			◎	◎	○	○				○	
		10CHN101	中国語Ⅰ	1	2	演			◎	◎	○	○				○	
		10CHN102	中国語Ⅱ	1	2	演			◎	◎	○	○				○	
	10JPN101	日本語と日本事情Ⅰ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○		○	◎	◎	○						
	10JPN102	日本語と日本事情Ⅱ ※外国人留学生のみ	1	2	演	○		○	◎	◎	○						
	アカ デ ミ ック	10FYE101	基盤演習Ⅰ（情報リテラシーを含む）	1	2	演			○	◎	○		○				
		10FYE102	基盤演習Ⅱ（ライティングを含む）	1	2	演			○	◎	○		○				
		10LTE101	情報処理演習	1	2	演				◎	◎	○				○	
		10LTE102	メディアリテラシー	1	1	講		○			◎	◎	○				
10LTE202		情報倫理	2	2	講		○			◎	◎	○					
10LTE203		日本語表現法	2	2	演	○		○	◎	◎			○				
キャ リア ライ フ デ ザ イ ン	10HES102	ウェルネス科学論	1	2	講			○	◎		○	◎					
	10CLD305	生涯学習論	3	2	講	○	○		◎		○						
	10HES101	健康・スポーツⅠ（講義・実技）	1	1	実			○	◎	○		○	◎				
	10HES201	健康・スポーツⅡ（講義・実技）	2	1	実			○	◎	○		○	◎		○		
	10CLD101	キャリアデザインⅠ	1	2	実			○	◎	○		○	◎		○		
	10CLD201	キャリアデザインⅡ	2	2	実			○	◎	○		○	◎		○		
	10CLD301	キャリアアップセミナー	3	2	講			○	◎	○	◎				○		
	10CLD202	インターンシップ	2	2	実		◎	○	◎			○			◎		
	10CLD203	海外インターンシップ	2	2	実		○	◎	◎			○			◎		
	10CHP101	チャレンジポートフォリオⅠ	1	1	実				○			○			◎		
	10CHP201	チャレンジポートフォリオⅡ	2	1	実				○			○			◎		
	10CHP301	チャレンジポートフォリオⅢ	3	1	実				○			○			◎		

編入学 学校教育学類



学校教育学類 編入学生「専門教育科目」カリキュラム表

卒業要件：50単位以上

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標																	
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	総合的理解力	児童・生徒の科学的・力	高度な教育理論の理解	教育実践力	教育現場の課題解決に結びつく人間関係調整力				
学群基礎科目	50PEB101	心理・教育学概論	1	2	4単位以上	講	○			◎														
	50PEB301	多世代交流論	3	2		講	○		◎				○											
	50PEB102	学校安全学(防犯と防災の心理学)	1	2		講		○		◎			○	○										
	50PEB201	教育人間学	2	2		講				○	◎													
小学校教育科目	教職基礎理解科目	50ETB101	教育原理(小・中)	1	2	講		○		○	◎													
		50ETB103	教職概論(小・中)	1	2	講		◎						○		○	○							
		50ETB401	教育制度(小・中)	4	2	講				◎	○	○												
		50ETB402	学校と地域連携(小・中)	4	2	講	○		○				○										◎	
		50ETB102	教育心理学(小・中)	1	2	講	○			○										◎			○	
		50ETB302	特別支援教育論(小・中)	3	1	講	○			○										◎			○	
		50ETB201	教育課程論(小・中)	2	2	講				◎										◎			○	
		50ETB202	道徳教育の理論と方法(小・中)	2	2	講	◎	○			○												○	
		50ETB301	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法(小・中)	3	2	講				◎				○	○								○	
		50ETB203	教育の方法と技術(小・中)	2	2	講				◎				○									○	
		50ETB303	生徒・進路指導の理論と方法(小・中)	3	2	講				◎				○									○	
		50ETB304	教育相談の理論と方法(小・中)	3	2	講	○			○													◎	
		教科及び教科の指導法に関する科目	50ETM102	国語	1	2	講			◎	○												○	
			50ETM205	社会	2	2	講		○		◎	○												○
			50ETM206	算数	2	2	講				◎													○
			50ETM202	理科	2	2	講				◎	○												○
50ETM104	生活		1	2	講				◎	○												○		
50ETM103	音楽 I		1	1	演				◎	○												◎		
50ETM203	音楽 II		2	2	演				◎	○												◎		
50ETM101	ピアノ伴奏法		1	1	演				◎	○												◎		
50ETM201	合唱		2	2	演				◎	○												◎		
50ETM105	図画工作		1	2	演	○			◎	○												◎		
50ETM301	家庭		3	2	講		○		◎	○												◎		
50ETM309	体育		3	2	演				◎	○												◎		
50ETM302	外国語		3	2	講				◎	○	○											◎		
50ETM204	国語科教育法		2	2	講				◎	○												○		
50ETM303	社会科教育法		3	2	講		○		◎	○												○		
50ETM304	算数科教育法		3	2	講				◎	○												○		
50ETM207	理科教育法		2	2	講				◎	○	○											◎		
50ETM208	生活科教育法		2	2	講				◎	○	○											○		
50ETM305	音楽科教育法		3	2	講				◎	○												○		
50ETM306	図画工作科教育法		3	2	講				◎	○												○		
50ETM307	家庭科教育法		3	2	講				◎	○												○		
50ETM308	体育科教育法	3	2	講				◎	○												◎			
50ETM209	外国語の指導法	2	2	講				◎	○	○											◎			
特別支援教育科目	50SSE101	特別支援教育総論	1	2	講	○			◎												○			
	50SSE102	知的障害者の心理・生理・病理	1	2	講	○			◎													○		
	50SSE103	肢体不自由者の心理・生理・病理	1	2	講	○			◎													○		
	50SSE104	病弱者の心理・生理・病理	1	2	講	○			◎													○		
	50SSE201	知的障害教育論 I	2	2	講	○			◎													◎		
	50SSE205	知的障害教育論 II	2	2	講	○			◎													◎		
	50SSE202	肢体不自由教育論 I	2	2	講	○			◎													◎		
	50SSE206	肢体不自由教育論 II	2	2	講	○			◎													◎		
	50SSE203	病弱教育論	2	2	講	○			◎													◎		
	50SSE301	視覚障害教育総論	3	2	講	○			◎													◎		
	50SSE302	聴覚障害教育総論	3	2	講	○			◎													◎		
	50SSE204	LD等教育総論	2	2	講	○			◎													◎		
中学校教育科目	教科及び教科の指導法に関する科目(国語)	50JJT101	国語学概論	1	2	講				◎	○	○										○		
		50JJT201	国語音声文体論	2	2	講				◎	○	○											○	
		50JJT102	国文法論	1	2	講				◎	○	○											○	
		50JJT202	国語史論	2	2	講				◎	○	○											○	
		50JJT103	国文学概論	1	2	講	○		○	◎	○													
		50JJT301	国文学特論	3	2	講				◎		○											○	
		50JJT203	国文学講読 I(古典)	2	2	講	○			◎													○	
		50JJT206	国文学講読 II(近現代)	2	2	講	○		○	◎	○												○	
		50JJT204	国文学演習 I(古典)	2	2	講	○		○	◎	○												○	
		50JJT207	国文学演習 II(近現代)	2	2	講	○		○	◎	○												○	
		50JJT303	国文学史 I(古典)	3	2	講	○			◎			◎											
		50JJT304	国文学史 II(近現代)	3	2	講	○		○	◎													○	
		50JJT305	近現代詩演習	3	2	演	○		○	◎	○													
		50JJT401	国文学研究法	4	2	講	○		○	◎	○													

科目区分	ナンバリング	授業科目名	開講年次	単位数	修得要件	授業形態	学修目標													
							共感力	倫理観・社会的責任感	コミュニケーション能力	知識・技能	批判的思考力・創造的思考力	グローバルな視野・地域的志向	自己管理能力	協働力	挑戦する力	総合的理解力	児童・生徒の科学的・力	高度な教育理論の理解	教育実践力	教育現場の課題解決に結びつく人間関係調整力
	50JTT104	漢文学概論	1	2		講	○			○									○	
	50JTT105	漢文学Ⅰ(文学)	1	2		講			○						○				○	
	50JTT208	漢文学Ⅱ(思想)	2	2		講	○			○				○					○	
	50JTT306	漢文学Ⅲ(歴史)	3	2		講				○	○								○	
	50JTT106	書道Ⅰ	1	2		演			○	○									○	
	50JTT209	書道Ⅱ	2	2		演				○	○								○	
	50JTT205	国語科教育法Ⅰ	2	2		講		○	○					○					○	
	50JTT210	国語科教育法Ⅱ	2	2		講		○	○					○					○	
	50JTT302	国語科教育法Ⅲ	3	2		講		○	○										○	
	50JTT307	国語科教育法Ⅳ	3	2		講		○	○										○	
教科及び教科の指導法に関する科目(保健体育)	50JPT101	体づくり運動	1	1		演			○				○	○					○	
	50JPT103	スポーツ方法A(陸上競技・ソフトボール)	1	1		演			○					○	○				○	
	50JPT104	スポーツ方法B(バレーボール・バスケットボール)	1	1		演		○	○					○					○	
	50JPT201	スポーツ方法C(バドミントン・卓球)	2	1		演			○	○					○	○				○
	50JPT202	スポーツ方法D(サッカー・ソフトテニス)	2	1		演			○	○					○	○				○
	50JPT209	スポーツ方法E(器械運動・ダンス)	2	1		演			○	○					○	○				○
	50JPT210	スポーツ方法F(武道)	2	1		演			○						○	○				○
	50JPT102	スポーツ方法G(水泳)	1	1		演			○						○	○				○
	50JPT211	スポーツ方法H(スキー)	2	1		演			○						○					○
	50JPT203	スポーツ原理	2	2		講			○	○										○
	50JPT301	スポーツ史	3	2		講				○	○									○
	50JPT212	スポーツ心理学	2	2		講	○		○						○	○				○
	50JPT204	スポーツ経営管理学	2	2		講		○							○	○				○
	50JPT213	スポーツ社会学	2	2		講				○	○	○								○
	50JPT205	スポーツ方法学Ⅰ	2	2		講				○					○	○				○
	50JPT302	スポーツ方法学Ⅱ	3	2		講			○	○					○	○				○
	50JPT305	スポーツ生理学	3	2		講				○	○	○			○	○				○
	50JPT105	学校保健	1	2		講		○		○					○	○				○
	50JPT303	保健体育科指導法Ⅰ	3	2		講			○	○										○
	50JPT306	保健体育科指導法Ⅱ	3	2		講			○	○										○
	50JPT307	保健体育科指導法Ⅲ	3	2		講				○	○									○
	50JPT401	保健体育科指導法Ⅳ	4	2		講				○	○									○
	50JPT206	生涯スポーツ論	2	2		講					○	○				○				○
	50JPT214	スポーツ栄養学	2	2		講				○	○					○				○
	50JPT308	スポーツ方法演習	3	2		演					○				○					○
	50JPT207	地域スポーツ論	2	2		講				○	○	○								○
	50JPT208	コミュニティースポーツ演習	2	2		演			○		○				○	○				○
50JPT106	コンディショニング方法演習	1	1		演			○	○					○					○	
50JPT304	人体の構造と機能及び疾病	3	2		講				○	○				○					○	
教育実践科目	50EPS201	基礎実習(小中支援学校・実践研修)	2	1		実	○				○	○			○				○	
	50EPS202	ICT活用教育実践	3	2		実				○					○				○	
	50EPS301	教育実習指導(小)	3	1		実				○					○				○	
	50EPS401	教育実習指導(特支)	4	1		実				○					○				○	
	50EPS402	教育実習指導(中)	4	1		実				○					○				○	
	50EPS302	教育実習(小)A	3	4		実				○					○				○	
	50EPS303	教育実習(小)B	3	1		実				○					○				○	
	50EPS403	教育実習(特支)	4	2		実				○					○				○	
	50EPS404	教育実習(中)A	4	4		実				○					○				○	
	50EPS405	教育実習(中)B	4	1		実				○					○				○	
	50EPS406	学校インターンシップ(小)	4	2		実				○					○				○	
50EPS407	教職実践演習(小・中)	4	2		演				○					○					○	
専門発展科目	50SDS102	子どもの自然環境教育	1	2		講				○					○				○	
	50SDS103	児童文学論	1	2		講			○	○					○				○	
	50SDS401	児童英語	4	2		講			○		○								○	
	50SDS101	オーケストラ(総合音楽)	1	2		演			○	○				○	○				○	
	50SDS402	放課後の児童の保護と教育	4	2		講			○						○				○	
	50SDS201	子どもの人権と教育	2	2		講			○						○				○	
	50SDS403	世界の子ども	4	2		講			○		○				○				○	
	50SDS404	臨床心理学	4	2		講	○	○		○					○				○	
	50SDS104	児童家庭福祉	1	1		講	○	○		○									○	
	50SDS202	社会的養護	2	2		講	○	○		○									○	
科目総合	50SIS301	学校教育学入門	3	②		演				○	○	○			○				○	
	50SIS302	学校教育学演習	3	②		演				○	○	○			○				○	
	50SIS401	卒業研究	4	④		演				○	○	○			○				○	

○：卒業必修単位



資格・免許

大 学

# 資格・免許一覧

本学で取得できる資格は、以下の通りです。詳細は、それぞれの資格の項目を参照してください。

なお、資格課程履修願書が必要な資格においては、決められた期日に「資格課程履修願書」を提出します。また、何らかの理由で履修を放棄する場合は「資格課程履修放棄願」を資格担当教員に相談の上、教務課へ提出してください。

取得免許・資格	授与・認定機関	取得可能学類	資格区分	履修願提出時期	学生ポータルサイト資格申請登録	資格修得要件の判定年次	資格課程費 その他諸経費	納入時期	方法	備考	
教育職員免許状	各都道府県教育委員会	幼稚園教諭一種	子ども	①	2年次	1年次～	1～4年	40,000円 (各学年20,000円)	2年前期 3年前期	諸経費	教職員免許状申請手数料 1種類：3,800円
		小学校教諭一種	学校教育		2年次	1年次～	1～4年			諸経費	
		中学校教諭一種 [社会][英語]	人文社会		2年次	1年次～	1～4年	30,000円	2年前期	諸経費	
		中学校教諭一種 [国語][保健体育]	学校教育		2年次	1年次～	1～4年	30,000円	2年前期	諸経費	
		高等学校教諭一種 [地理歴史][公民][英語]	人文社会		2年次	1年次～	1～4年	高のみ20,000円 中高30,000円	2年前期	諸経費	
		栄養教諭一種	健康栄養		2年次	1年次～	1～4年	10,000円	2年前期	諸経費	
		特別支援学校教諭一種 [知的障害者、肢体不自由者、病弱者]	学校教育		2年次	1年次～	1～4年	30,000円	2年前期	諸経費	
学芸員	大学長	人文社会	①	2年次	1年～	1～4年	20,000円	2年前期	諸経費		
社会教育主事(社会教育士)	大学長	人文社会	④	-	1年～	4年次	-	-	-	実務経験必要	
社会調査士	(社)社会調査協会	人文社会	③	-	1年～	4年次	17,500円*	4年後期	証紙	在学時に申請し、卒業後認定	
プレゼンテーション実務士	(財)全国大学実務教育協会	人文社会	③	-	1年～	4年次	5,500円	4年後期	証紙	在学時に申請し、卒業後認定	
eco検定(環境社会検定試験)	東京商工会議所	人文社会	⑤	-	-	-	-	-	-		
建築CAD検定	(社)全国建築CAD連盟	人文社会	⑤	-	-	-	-	-	-		
認定心理士	(公社)日本心理学会	心理	①	-	1年～	4年次	1,650円 34,000円	4年前期 4年後期	諸経費	認定心理士資格申請手引き1,650円 ※その他、別途審査料11,000円を 各自で振込 在学時に申請し、卒業時認定	
公認心理師	文部科学大臣及び厚生労働大臣	心理	⑥	3年次	1年～	1～4年	実習費実額			※履修制限あり	
児童指導員	各都道府県知事	心理、子ども、 学校教育	④	-	-	-	-	-	-		
保育士	各都道府県知事	子ども	①	1年次	1年～	1～4年	30,000円 20,000円 20,000円	1年後期 3年前期 4年前期	諸経費	保育実習Ⅱ履修者 保育実習Ⅲ履修者	
							4,700円	4年後期	証紙	保育士申請手数料(500円)、登録 手数料(4,200円)	
管理栄養士	厚生労働大臣	健康栄養	②	1年次	1年～	1～4年	40,000円	1年後期	諸経費	栄養士、管理栄養士課程費	
							7,300円*	4年後期	証紙	国家試験受験料	
栄養士	各都道府県知事	健康栄養	①	1年次	1年～	1～4年	40,000円	1年後期	諸経費	栄養士、管理栄養士課程費	
							7,700円* 1,500円*	4年後期	証紙	宮城県(一括申請) 県外(一括または個人申請) ※別途個人手数料発生	
フードスペシャリスト	(社)日本フードスペシャリスト協会	健康栄養	②	-	1年～	4年次	4,000円 2,000円 2,000円	4年後期	証紙	資格認定受験料 フードスペシャリスト資格 専門フードスペシャリスト(食品開発) 資格 専門フードスペシャリスト(食品流通・ サービス)資格	
							4,000円 2,000円 2,000円	4年後期	証紙	資格認定証交付手数料 フードスペシャリスト資格 専門フードスペシャリスト(食品開発) 資格 専門フードスペシャリスト(食品流通・ サービス)資格	
食品衛生管理者	厚生労働大臣	健康栄養	④	-	1年～	4年次	-	-	-		
食品衛生監視員	厚生労働大臣	健康栄養	④	-	1年～	4年次	-	-	-	公務員試験「食品衛生監視員」の採 用試験受験可能	

### 【資格区分】

- ①取得資格：在学中に資格取得に必要な科目の単位を修得することにより、卒業時に得られる資格
- ②受験資格：在学中に資格取得に必要な科目の単位を修得することにより、卒業(卒業見込み)で受験資格が得られ、合格することにより取得できる資格
- ③資格認定：在学中に指定された科目の単位を修得後、協会等へ資格認定を申請し、審査に合格することにより認定される資格
- ④任用資格：在学中に資格取得に必要な科目の単位を修得し、卒業後その職務に就くことにより得られる資格
- ⑤関連資格：在学中に受験可能な資格
- ⑥その他：公認心理師は、在学中に資格取得に必要な科目を取得後大学院への進学が実務経験を積むことで受験資格が得られる。

### 【資格課程費の納入方法】

諸経費：所定の納入時期に、納付金とともに納入する。  
証紙：本館2階の証明書自動発行機(納入証紙販売機)で納入する。

\*…資格課程費に事務手数料が含まれる。

大学・高等専門学校を除く全ての国公立学校（幼稚園を含む）の教員となるためには、教育職員免許状が必要です。教育職員とは、学校・幼稚園に勤務し、幼児・児童・生徒の健全な成長・発達に寄与し、学習指導・生徒指導・栄養指導等に従事する職員を示します。

#### 【教職課程 幼稚園教諭課程（子ども学類）】

子ども学類においては幼稚園教諭の養成が主たる目的のひとつであることから、教育職員免許法で定める所定の科目および単位を修得した学生には、幼稚園教諭一種免許状が授与されます。

#### 【教職課程 小学校教諭課程（学校教育学類）】

学校教育学類においては小学校教諭の養成が主たる目的であることから、教育職員免許法で定める所定の科目および単位を修得した学生には、小学校教諭一種免許状が授与されます。なお、小学校教諭免許状を取得するには介護等体験の証明書が必要となります。

#### 【教職課程 中等教育課程（人文社会学類・学校教育学類）】

教育職員免許法で定める所定の科目および単位を修得した学生に対し、人文社会学類においては中学校教諭一種免許状〈社会〉〈英語〉・高等学校教諭一種免許状〈地理歴史〉〈公民〉〈英語〉、学校教育学類においては中学校教諭一種免許状〈国語〉〈保健体育〉が授与されます。なお、中学校教諭一種免許状を取得するには介護等体験の証明書が必要となります。

#### 【教職課程 栄養教諭課程（健康栄養学類）】

健康栄養学類において教育職員免許法で定める所定の科目および単位を修得した学生には、栄養教諭一種免許状が授与されます。

#### 【教職課程 特別支援学校教諭課程（学校教育学類）】

学校教育学類において教育職員免許法で定める所定の科目および単位を修得した学生には、特別支援学校教諭一種免許状が授与されます。なお、特別支援学校教諭一種免許状を取得するには小学校教諭の教職課程の履修が必要となります。

### ◇教職課程の履修

1. 本学に教育職員免許法に基づく教職課程を置きます。
2. 本学の教職課程において取得できる教育職員免許状は第1表（p.111）の通りです。
3. 教職課程を履修する場合は、「教職課程履修願」を提出し、取得を希望する免許種を届けなければなりません。課程を放棄する場合は「放棄願」の提出が必要です。
4. 教育職員免許状を取得しようとする学生は、本学学則第33条に基づき所定の単位を修得しなければなりません。
5. 取得する免許状の種類による上記3の必要な最低取得単位数は第2表・第2表-2（p.111・112）の通りです。（基礎資格の取得方法は、本学を卒業するために必要な単位の取得方法の例によるものとします。）
6. 教育職員免許状を取得しようとする学生は、取得希望免許の該当校種で教育実習を行わなければなりません。教育実習の履修については、「教科及び教職に関する科目」において必要な科目を3年次まで修得していることと、履修した全科目のGPAが1.5以上であることが必要です。科目の詳細についてはガイダンスで説明します。
7. 教職課程の履修については、資格取得のために諸経費がかかります。詳細はガイダンスで説明します。

### ◇介護等体験

1. 小学校教諭一種免許状または中学校教諭一種免許状を取得しようとする学生は、教職課程に関する科目の単位を修得するほかに、介護等体験を行うことが必要です。
2. 介護等体験とは、指定された特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間、合計7日間の体験となります。特別支援学校では、授業の補助や学校行事の手伝い、児童・生徒との交流等を行い、社会福祉施設では高齢者や障害者の介護、話し相手、身の回りのお世話、清掃等を行います。
3. 介護等体験に際しては、大学が教育委員会および社会福祉協議会へ一括依頼します。なお、手続きに関してはガイダンスを行います。



### ◇履修カルテ

教員として必要な知識・技能を修得していくために履修カルテが作成されます。この履修カルテによって、履修状況を把握し、担当教員の指導を受けて努力を要する部分を研究改善し、教職課程全体を通じて教員としての資質能力を身につけ向上させていくことが必要です。履修カルテの詳細については別途説明します。

### ◇教育実習

免許状の種類	免許教科	授業科目	実習先・実習期間	実習時期
幼稚園教諭一種免許状	—	教育実習（幼）	幼稚園で4週間	4年後期
小学校教諭一種免許状	—	教育実習（小）A	小学校で4週間	3年後期
小学校教諭一種免許状と 中学校教諭一種免許状	— 国語又は保体	教育実習（小）A	小学校で4週間	3年後期
		教育実習（中）B	中学校で2週間	4年
中学校教諭一種免許状	国語又は保体	教育実習（中）A	中学校で3週間	4年
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状	社会又は英語と 地歴又は公民、英語	教育実習（中・高）A	中学校又は高等学校で 3週間	4年前期
中学校教諭一種免許状	社会又は英語	教育実習（中・高）A	中学校で3週間	4年前期
高等学校教諭一種免許状	地歴又は公民、英語	教育実習（高）	高等学校で2週間	4年前期
栄養教諭一種免許状	—	栄養教育実習（事前・ 事後の指導を含む。）	小中学校で1週間	4年
特別支援学校教諭一種免許状	—	教育実習（特支）	特別支援学校で2週間	4年

### ◇教育職員免許状申請

1. 教育職員免許状の申請は、所定の科目と単位を修得し、かつ小学校教諭一種免許状・中学校教諭一種免許状の場合は介護等体験の証明書を得た者について、本学が一括して「教育職員免許状授与願書」等を宮城県教育委員会へ提出します。
2. 申請手続きについてはガイダンスを行います。また、申請に関して申請手数料を徴収します。（一旦納入した申請料は、いかなる理由においても返還いたしません。）

### ◇教育職員免許状交付

教育職員免許状交付は卒業式を予定しています。なお、免許状は全ての都道府県で有効です。

### ◇教員採用試験

公立学校の教員になるためには、各都道府県及び政令指定都市が毎年行っている教員採用試験に合格しなければなりません。出願期間や試験日等は各都道府県及び政令指定都市で異なりますので、詳細は各都道府県及び政令指定都市の教育委員会に問い合わせてください。

また、私立学校の教員になるためには、学校毎に行われる採用試験に合格しなければなりません。募集等は毎年必ず行われるわけではありませんので、早い時期からの情報収集が必要です。

### ◇教職課程センター

教職課程センターは、教職課程履修、教育実習、学校インターンシップ、教員就職等の支援を行います。センター室には教職に関わる資料が開架され、これらの資料を閲覧することができます。また、教員として豊富な職場経験をもつセンター員が在室し、教員採用試験対策講座や面接指導、教職相談等にも応じています。センターについてはホームページにも随時、情報が更新されていますのでご覧ください。

### ◇教職課程カリキュラム表

1. [第2表]の各区分と合計の最低取得単位数を基に、[第4表]の履修計画を立てること。
2. [第3表][第4表]について
  - ・区分欄は、教養＝教養教育科目、専門＝専門教育科目、他（ ）＝他学類専門教育科目、（ ）内は開設学類の頭文字。
  - ・取得免許における必選欄の○は必修、△は選択。

〔第1表〕 本学の教職課程において主に取得できる教育職員免許状

学群	学類	免許状の種類	免許教科
人文社会学群	人文社会学類	中学校教諭一種免許状	社会
		中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	英語
心理・教育学群	子ども学類	幼稚園教諭一種免許状	－
	学校教育学類	小学校教諭一種免許状	－
		中学校教諭一種免許状	国語
		中学校教諭一種免許状	保健体育
		特別支援学校教諭一種免許状	－
健康栄養学群	健康栄養学類	栄養教諭一種免許状	－

〔第2表〕 教育職員免許法が定める最低修得単位数

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			領域及び保育内容の指導法に関する科目	教職に関する科目 ※1	大学が独自に設定する科目
幼稚園教諭一種免許状		学士の学位	16	21	14

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			教科及び教科の指導法に関する科目	教職に関する科目 ※1	大学が独自に設定する科目
小学校教諭一種免許状		学士の学位	30	27	2
中学校教諭一種免許状			28	27	4
高等学校教諭一種免許状			24	23	12

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目 ※1
栄養教諭一種免許状		学士の学位 管理栄養士免許又は管理栄養士養成課程修了＋栄養士免許	4	18

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育に関する科目 ※2
特別支援学校教諭一種免許状		学士の学位	2	24

〔第2表-2〕 本学における最低修得単位数

免許状の種類	所要資格	基礎資格	本学において修得することを必要とする最低単位数		
			領域及び保育内容の指導法に関する科目	教職に関する科目 ※1	大学が独自に設定する科目等 ※
幼稚園教諭一種免許状		学士の学位	17	25	9

※領域及び保育内容の指導法に関する科目と教職に関する科目を含む。

免許状の種類	所要資格	基礎資格	本学において修得することを必要とする最低単位数		
			教科及び教科の指導法に関する科目	教職に関する科目 ※1	大学が独自に設定する科目等 ※
小学校教諭一種免許状		学士の学位	30	28	1
中学校教諭一種免許状			国語 28 社会 32 保体 34 英語 28	国語 31 社会 28 保体 28 英語 28	国語 0 社会 0 保体 0 英語 3
高等学校教諭一種免許状			地歴 24 公民 24 英語 24	地歴 24 公民 24 英語 24	地歴 11 公民 11 英語 11

※教科及び教科の指導法に関する科目と教職に関する科目を含む。

免許状の種類	所要資格	基礎資格	本学において修得することを必要とする最低単位数	
			栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目 ※1
栄養教諭一種免許状		学士の学位 管理栄養士免許又は管理栄養士養成課程修了+栄養士免許	4	25

免許状の種類	所要資格	基礎資格	本学において修得することを必要とする最低単位数	
			特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育に関する科目 ※2
特別支援学校教諭一種免許状		学士の学位 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状	2	25

※1 「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」

※2 「特別支援教育領域に関する科目」「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」

〔第3表〕 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

人文社会学類

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	授業科目名	単位数	区分	必選	開講学年
日本国憲法	2	憲法	2	専門	○	1
体育	2	健康・スポーツA（講義・実技）	1	教養	○	1
		健康・スポーツB（講義・実技）	1	教養	○	2
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	②	教養	○	1
情報機器の操作	2	情報リテラシー	①	教養	○	1
		情報処理演習	1	教養	○	1
免許取得のための最低修得単位数	8	必修（○科目合計）				8

子ども学類

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	授業科目名	単位数	区分	必選	開講学年
日本国憲法	2	法学概論（日本国憲法）	2	教養	○	1
体育	2	健康・スポーツA（講義・実技）	1	教養	○	1
		健康・スポーツB（講義・実技）	1	教養	○	2
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	②	教養	○	1
情報機器の操作	2	情報リテラシー	①	教養	○	1
		情報処理演習	1	教養	○	1
免許取得のための最低修得単位数	8	必修（○科目合計）				8

学校教育学類

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	授業科目名	単位数	区分	必選	開講学年
日本国憲法	2	法学概論（日本国憲法）	2	教養	○	1
体育	2	健康・スポーツA（講義・実技）	1	教養	○	1
		健康・スポーツB（講義・実技）	1	教養	○	2
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	②	教養	○	1
情報機器の操作	2	情報リテラシー	①	教養	○	1
		情報処理演習	1	教養	○	1
免許取得のための最低修得単位数	8	必修（○科目合計）				8

健康栄養学類

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	授業科目名	単位数	区分	必選	開講学年
日本国憲法	2	法学概論（日本国憲法）	2	教養	○	1
体育	2	健康・スポーツA（講義・実技）	1	教養	○	1
		健康・スポーツB（講義・実技）	1	教養	○	2
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	②	教養	○	1
情報機器の操作	2	情報リテラシー	①	教養	○	1
		情報処理演習	1	教養	○	1
免許取得のための最低修得単位数	8	必修（○科目合計）				8

○：卒業必修単位

〔第4表-1〕子ども学類「幼稚園教諭一種」

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	区分	必選	開講学年
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	子どもと健康	①	専門	○	1
		子どもと人間関係	①	専門	○	2
		子どもと環境	①	専門	○	2
		子どもと言葉	①	専門	○	1
		子どもと表現	①	専門	○	2
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容指導法 健康	②	専門	○	1
		保育内容指導法 人間関係	②	専門	○	2
		保育内容指導法 環境	②	専門	○	2
		保育内容指導法 言葉	②	専門	○	1
		保育内容指導法 表現Ⅰ(造形)	②	専門	○	2
保育内容指導法 表現Ⅱ(音楽)	②	専門	○	2		
a. 免許取得のための最低修得単位数		必修(○科目合計)			17	
		選択(△科目合計)			0	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	②	専門	○	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論(幼)	②	専門	○	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度	2	専門	○	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学(幼)	②	専門	○	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援保育	②	専門	○	3
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論(幼)	2	専門	○	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論(幼)	②	専門	○	2
	幼児理解の理論及び方法	子どもの理解と保育	②	専門	○	1
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談の理論と方法(幼)	2	専門	○	3
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導(幼)	1	専門	○	4
		教育実習(幼)	4	専門	○	4
	教職実践演習	教職実践演習(幼)	2	専門	○	4
b. 免許取得のための最低修得単位数		必修(○科目合計)			25	
		選択(△科目合計)			0	
c. 大学が独自に設定する科目		子ども家庭福祉	②	専門	△	2
		児童文化	2	専門	△	2
		児童文学論	2	専門	△	1
		音楽Ⅰ(楽典)	1	専門	△	1
		ピアノ伴奏法	1	専門	△	1
		図画工作	2	専門	△	1
		体育	2	専門	△	3
免許取得のための最低修得単位数 (a+b+c)		必修(○科目合計)			42	
		選択(△科目合計)			9	
		合計			51	

○：卒業必修単位

〔第4表-2〕学校教育学類「小学校教諭一種」

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	区分	必選	開講学年		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	国語	2	専門	△	1	
		社会	社会	2	専門	△	2	
		算数	算数	2	専門	△	2	
		理科	理科	2	専門	△	2	
		生活	生活	2	専門	△	1	
		音楽	音楽Ⅰ	音楽Ⅰ	1	専門	△	1
			ピアノ伴奏法	ピアノ伴奏法	1	専門	△	1
			合唱	合唱	2	専門	△	2
		図画工作	図画工作	2	専門	△	1	
		家庭	家庭	2	専門	△	3	
	体育	体育	2	専門	△	3		
	外国語	外国語	2	専門	△	3		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語（書写を含む。）	国語科教育法Ⅰ	2	専門	○	2	
		社会	社会科教育法	2	専門	○	3	
		算数	算数科教育法	2	専門	○	3	
		理科	理科教育法	2	専門	○	2	
		生活	生活科教育法	2	専門	○	2	
		音楽	音楽科教育法	2	専門	○	3	
		図画工作	図画工作科教育法	2	専門	○	3	
		家庭	家庭科教育法	2	専門	○	3	
体育		保健体育科指導法Ⅰ	2	専門	○	3		
外国語		外国語の指導法	2	専門	○	2		
a. 免許取得のための最低修得単位数		必修（○科目合計）			20			
		選択（△科目合計）			10			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	専門	○	1		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2	専門	○	1		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度	2	専門	○	4		
		学校と地域連携	2	専門	△	4		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学（小・中）	2	専門	○	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	専門	○	3		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	専門	○	2			
等道徳、総合的な学習の時間、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法（小・中）	2	専門	○	2		
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	専門	○	3		
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2	専門	○	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法							
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導の理論と方法	2	専門	○	3		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法（小・中）	2	専門	○	3		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導（小）	1	専門	○	3		
		教育実習（小）A	4	専門	○	3		
		教育実習（小）B	1	専門	※△	3		
	学校体験活動	学校インターンシップ（小）	2	専門	△	2		
	教職実践演習	教職実践演習（小・中）	2	専門	○	4		
b. 免許取得のための最低修得単位数		必修（○科目合計）			28			
		選択（△科目合計）			0			
c. 大学が独自に設定する科目		学校安全学（防犯と防災の心理学）	2	専門	△	1		
免許取得のための最低修得単位数（a+b+c）		必修（○科目合計）			48			
		選択（△科目合計）			11			
		合計			59			

※その他の隣接校種免許取得の場合（原則として非開講）



【中等教育課程（人文社会学類）】

〔第4表－3〕人文社会学類「中学校教諭一種（英語）」「高等学校教諭一種（英語）」

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	区分	取得免許における必選		開講学年
					中一	高一	
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	英文法	2	専門	△	△	3
		英語学概論	2	専門	○	○	2
		英語史	2	専門	△	△	2
		英語音声学	2	専門	○	○	3
		英語発音・聴解演習	2	専門	△	△	3
	英語文学	英米児童文学論	2	専門	△	△	4
		英米文学論	2	専門	○	○	3
		英米文学史	2	専門	△	△	2
		英米文学演習	2	専門	△	△	3
	英語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	教養	○	○	1
		英会話(リスニング・スピーキング)	2	教養	○	○	1
		英語ライティング	2	教養	△	△	1
		発展リーディング	2	教養	△	△	2
		Reading and Writing I ※1	2	専門	△	△	1
	異文化理解	Oral Presentation I	2	専門	△	△	2
		文化人類学	2	専門	△	△	1
		異文化理解	2	教養	△	△	2
		英語で学ぶ文化	2	教養	△	△	2
		イギリス文化論	2	専門	△	△	2
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	アメリカ文化論	2	専門	○	○	2
異文化コミュニケーション学		2	専門	○	○	3	
英語科教育法Ⅰ		2	教職	○	○	2	
英語科教育法Ⅱ		2	教職	○	○	2	
		英語科教育法Ⅲ	2	教職	○	△	3
		英語科教育法Ⅳ	2	教職	○	△	3
a. 免許取得のための最低修得単位数		必修（○科目合計）			22	18	
		選択（△科目合計）			6	6	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	教職	○	○	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2	教職	○	○	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度	2	教職	○	○	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	教職	○	○	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	教職	○	○	3
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	教職	○	○	3
等徳、総合的な学習の時間、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2	教職	○	△	3
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	教職	○	○	2
	特別活動の指導法						
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2	教職	○	○	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導の理論と方法	2	教職	○	○	3
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	教職	○	○	3	
教育実践に関する科目	教育実習指導（中・高）	教育実習指導（中・高）	1	教職	○	○	3
	教育実習（中・高）A	教育実習（中・高）A	4	教職	○	○	4
	教育実習（中・高）B	教育実習（中・高）B	1	教職	※2△	※2△	4
	教育実習（高）	教育実習（高）	2	教職		○	4
	学校体験活動						
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	教職	○	○	4	
b. 免許取得のための最低修得単位数		必修（○科目合計）			28	24	
		選択（△科目合計）			0	0	
c. 大学が独自に設定する科目		道徳教育の理論と方法	2	教職	△	△	3
免許取得のための最低修得単位数（a + b + c）		必修（○科目合計）			54	46	
		選択（△科目合計）			5	13	
		合計			59	59	

※1 自由科目・インテンシブコース履修者に限る。  
 ※2 その他の隣接校種免許取得の場合（原則として非開講）

〔第4表－4〕学校教育学類「中学校教諭一種（国語）」

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	区分	必選	開講学年	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	国語学概論	2	専門	○	1
			国語音声文体論	2	専門	△	2
			国文法論	2	専門	△	1
			国語史論	2	専門	△	2
			言語論	2	他(人文)	△	2
		国文学（国文学史を含む。）	国文学概論	2	専門	○	1
			国文学講読Ⅰ（古典）	2	専門	△	2
			国文学講読Ⅱ（近現代）	2	専門	△	2
			国文学演習Ⅰ（古典）	2	専門	△	2
			国文学演習Ⅱ（近現代）	2	専門	△	2
	国文学史Ⅰ（古典）		2	専門	△	3	
	国文学史Ⅱ（近現代）		2	専門	△	3	
	漢文学	近現代詩演習	2	専門	△	3	
		国文学研究法	2	専門	△	4	
		児童文学論	2	専門	△	1	
	書道（書写を中心とする）	漢文学概論	2	専門	○	1	
		漢文学Ⅰ（文学）	2	専門	△	1	
		漢文学Ⅱ（思想）	2	専門	△	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	書道	2	専門	○	1	
		国語科教育法Ⅰ	2	専門	○	2	
国語科教育法Ⅱ		2	専門	○	2		
国語科教育法Ⅲ		2	専門	○	3		
		国語科教育法Ⅳ	2	専門	○	3	
a. 免許取得のための最低修得単位数		必修（○科目合計）			16		
		選択（△科目合計）			14		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	専門	○	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2	専門	○	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度	2	専門	○	4	
		学校と地域連携	2	専門	△	4	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学（小・中）	2	専門	○	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	専門	○	3	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	専門	○	2		
相対的指導法、総合的な学習の時間、生徒指導、教育等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法（小・中）	2	専門	○	2	
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	専門	○	3	
	特別活動の指導法						
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2	専門	○	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導の理論と方法	2	専門	○	3	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法（小・中）	2	専門	○	3		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導（中）	1	専門	○	4	
		教育実習（中）A	4	専門	○	4	
		教育実習（中）B	1	専門	※△	4	
		教職実践演習	教職実践演習（小・中）	2	専門	○	4
b. 免許取得のための最低修得単位数		必修（○科目合計）			28		
		選択（△科目合計）			0		
c. 大学が独自に設定する科目		学校安全学（防犯と防災の心理学）	2	専門	△	1	
免許取得のための最低修得単位数（a + b + c）		必修（○科目合計）			44		
		選択（△科目合計）			15		
		合計			59		

※小・中免許取得の場合

〔第4表－5〕学校教育学類「中学校教諭一種（保健体育）」

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	区分	必選	開講学年
教科及び教科の指導法に関する科目	体育実技	体づくり運動	1	専門	○	1
		スポーツ方法A（陸上競技・ソフトボール）	1	専門	○	1
		スポーツ方法B（バレーボール・バスケットボール）	1	専門	○	1
		スポーツ方法C（バドミントン・卓球）	1	専門	○	2
		スポーツ方法D（サッカー・ソフトテニス）	1	専門	○	2
		スポーツ方法E（器械運動・ダンス）	1	専門	○	2
		スポーツ方法F（武道）	1	専門	○	2
		スポーツ方法G（水泳）	1	専門	○	1
	〔体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史〕・運動学（運動方法学を含む。）	スポーツ原理	2	専門	○	2
		スポーツ史	2	専門	○	3
		スポーツ心理学	2	専門	○	2
		スポーツ経営管理学	2	専門	○	2
		スポーツ社会学	2	専門	○	2
		スポーツ方法学	2	専門	○	2
		生涯スポーツ論	2	専門	△	2
	生理学（運動生理学を含む。）	スポーツ生理学	2	専門	○	3
	衛生学及び公衆衛生学	衛生学及び公衆衛生学	2	他（子ども）	○	3
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健	2	専門	○	1
		子どもの保健	2	他（子ども）	△	1
		保健体育科指導法Ⅰ	2	専門	○	3
保健体育科指導法Ⅱ		2	専門	○	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保健体育科指導法Ⅲ	2	専門	○	3	
	保健体育科指導法Ⅳ	2	専門	○	4	
	a. 免許取得のための最低修得単位数		必修（○科目合計）			34
			選択（△科目合計）			0
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	専門	○	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2	専門	○	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度	2	専門	○	4
		学校と地域連携	2	専門	△	4
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学（小・中）	2	専門	○	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	専門	○	3
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	専門	○	2	
相対的、総合的な学習の時間、教育等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法（小・中）	2	専門	○	2
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	専門	○	3
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2	専門	○	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導の理論と方法	2	専門	○	3
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法（小・中）	2	専門	○	3	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導（中）	1	専門	○	4
		教育実習（中）A	4	専門	○	4
		教育実習（中）B	1	専門	※△	4
		教職実践演習	2	専門	○	4
b. 免許取得のための最低修得単位数		必修（○科目合計）			28	
		選択（△科目合計）			0	
c. 大学が独自に設定する科目		学校安全学（防犯と防災の心理学）	2	専門	△	1
免許取得のための最低修得単位数（a + b + c）		必修（○科目合計）			62	
		選択（△科目合計）			0	
		合計			62	

※小・中免許取得の場合

〔第4表－6〕人文社会学類「中学校教諭一種（社会）」「高等学校教諭一種（地理歴史）」

免許法施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数	区分	取得免許における必選		開講学年		
中学校一種（社会）	高等学校一種（地理歴史）	中一				地歴				
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史・外国史	日本史	日本近代史とキリスト教	2	教養	△	△	2		
			日本とアジアの歴史	2	教養	△	△	1		
			日本史概論	2	専門	○	○	2		
			外国史	2	専門	○	○	1		
		地理学（地誌を含む）	外国史	世界史概論	2	専門	○	○	1	
				ヨーロッパの歴史と文化	2	専門	△	△	3	
				文化人類学	2	専門	△	○	1	
			地誌	地誌概論	2	専門	○	○	3	
				民族学	2	専門	△	○	3	
				人文地理学・自然地理学	地域文化論	2	専門	△	△	1
					地域史	2	専門	△	△	2
					人文地理学概論	2	専門	○	○	2
					自然地理学概論	2	専門	○	○	2
					地域農業論	2	専門	△	△	2
	観光論				2	専門	△	△	2	
	地域資源論				2	専門	△	△	2	
	森林保全論				2	専門	△	△	4	
	環境教育論	2	専門		△	△	2			
	里地里山整備論	2	専門		△	△	4			
	世界遺産論	2	専門	△	△	2				
	「法律学、政治学」	政治学	2	専門	○	△	1			
		行政学	2	専門	△	△	2			
		地方自治論	2	専門	△	△	3			
		国際政治論	2	専門	△	△	1			
		法学（国際法含む）	2	専門	○	△	1			
		民法Ⅰ	2	専門	△	△	2			
		民法Ⅱ	2	専門	△	△	2			
		労働法	2	専門	△	△	3			
		消費者法	2	専門	△	△	3			
		「社会学、経済学」	人文学入門	2	専門	△	△	①		
			社会学入門	2	専門	○	△	1		
	都市社会学		2	専門	△	△	1			
	地域社会学		2	専門	△	△	1			
	現代社会学		2	専門	△	△	1			
	教育社会学		2	専門	△	△	2			
	ミクロ経済学		2	専門	○	△	1			
	マクロ経済学		2	専門	△	△	2			
	日本経済論		2	専門	△	△	3			
	地方財政論		2	専門	△	△	3			
	キリスト教概論Ⅰ		1	教養	△	△	①			
	キリスト教概論Ⅱ	1	教養	△	△	①				
	哲学	2	教養	○	○	1				
	倫理学	2	教養	○	○	1				
	宗教思想	2	専門	○	○	2				
	ディアスポラ学	2	専門	△	△	2				
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	教職	○	○	2			
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	教職	○	○	2			
社会科・公民科教育法Ⅰ		2	教職	○	△	3				
社会科・公民科教育法Ⅱ		2	教職	○	△	3				
a. 免許取得のための最低修得単位数			必修（○科目合計）		32	18				
			選択（△科目合計）		0	6				
関する科目の基礎的理解に	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	教職	○	○	1			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）	教職概論	2	教職	○	○	1			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び及び学校安全への対応を含む）	教育制度	2	教職	○	○	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	教職	○	○	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	教職	○	○	3			
	教育課程の意義及び編成の方針（カリキュラム・マネジメントを含む）	教育課程論	2	教職	○	○	3			
指導時間等、総合的な学習の指導法及び、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2	教職	○	△	3			
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	教職	○	○	2			
	特別活動の指導法	教育の方法と技術	2	教職	○	○	2			
	教育の方法及び技術	生徒・進路指導の理論と方法	2	教職	○	○	3			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	教職	○	○	3			
	生徒指導の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	教職	○	○	3			
関する実践に	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習指導（中・高）	1	教職	○	○	3			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育実習（中・高）A	4	教職	○	○	4			
	教育実習	教育実習（中・高）B	1	教職	※△	※△	4			
	学校体験活動	教育実習（高）	2	教職	○	○	4			
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	教職	○	○	4			
b. 免許取得のための最低修得単位数			必修（○科目合計）		28	24				
			選択（△科目合計）		0	0				
c. 大学が独自に設定する科目			道徳教育の理論と方法	2	教職	△	3			
免許取得のための最低修得単位数（a+b+c）			必修（○科目合計）		60	42				
			選択（△科目合計）		0	17				
			合計		60	59				

※その他の隣接校種免許取得の場合（原則として非開講）

〔第4表-7〕人文社会学類「中学校教諭一種（社会）」「高等学校教諭一種（公民）」

免許法施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数	区分	取得免許における必選		開講学年		
中学校一種（社会）	高等学校一種（公民）	中一				公民				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本近代史とキリスト教	2	教養	△		2		
			日本とアジアの歴史	2	教養	△		1		
			日本史概論	2	専門	○		2		
			世界史概論	2	専門	○		1		
			ヨーロッパの歴史と文化	2	専門	△		3		
			文化人類学	2	専門	△		1		
			地域文化論	2	専門	△		1		
			地域史	2	専門	△		2		
			人文地理学概論	2	専門	○		2		
			自然地理学概論	2	専門	○		2		
			地誌概論	2	専門	○		3		
			地域農業論	2	専門	△		2		
			観光論	2	専門	△		2		
			地域資源論	2	専門	△		2		
			森林保全論	2	専門	△		4		
		環境教育論	2	専門	△		2			
		里地里山整備論	2	専門	△		4			
		民族学	2	専門	△		3			
		世界遺産論	2	専門	△		2			
		「法律学、政治学」	政治学（国際政治を含む）	政治学	2	専門	○	○	1	
				行政学	2	専門	△	△	2	
				地方自治論	2	専門	△	△	3	
				国際政治論	2	専門	△	△	1	
				法学（国際法含む）	2	専門	○	○	1	
			法律学（国際法を含む）	民法Ⅰ	2	専門	△	△	2	
	民法Ⅱ			2	専門	△	△	2		
	労働法			2	専門	△	△	3		
	消費者法			2	専門	△	△	3		
	「社会学、経済学」			「社会学、経済学（国際政治を含む）」	人文学入門	2	専門	△	△	1
		社会学入門	2		専門	○	○	1		
		都市社会論	2		専門	△	△	1		
		地域社会論	2		専門	△	△	1		
		現代社会論	2		専門	△	△	1		
		教育社会学	2		専門	△	△	2		
		ミクロ経済学	2		専門	○	○	1		
		マクロ経済学	2		専門	△		2		
		日本経済論	2		専門	△		3		
		地方財政論	2		専門	△		3		
		「哲学、倫理学、宗教学」	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		キリスト教概論Ⅰ	1	教養	△	△	①
					キリスト教概論Ⅱ	1	教養	△	△	①
					哲学	2	教養	○	○	1
					心の科学	2	教養		○	1
					倫理学	2	教養	○	○	1
	宗教思想			2	専門	○	○	2		
	ディアスポラ学			2	専門	△	△	2		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ			2	教職	○		2		
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱ			2	教職	○		2		
	社会科・公民科教育法Ⅰ			2	教職	○	○	3		
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	教職	○	○	3				
	a. 免許取得のための最低修得単位数		必修（○科目合計）		32	20				
		選択（△科目合計）		0	4					
関する教育の基礎的理解に	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	教職	○	○	1			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）	教職概論	2	教職	○	○	1			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び及び学校安全への対応を含む）	教育制度	2	教職	○	○	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	教職	○	○	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	教職	○	○	3			
	教育課程の意義及び編成の方針（カリキュラム・マネジメントを含む）	教育課程論	2	教職	○	○	3			
等々の道徳に指問する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2	教職	○		3			
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	教職	○	○	2			
	特別活動の指導法									
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2	教職	○	○	2			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法									
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導の理論と方法	2	教職	○	○	3			
関する教育実践に	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	教職	○	○	3			
	教育実習	教育実習指導（中・高）	1	教職	○	○	3			
		教育実習（中・高）A	4	教職	○	○	4			
		教育実習（中・高）B	1	教職	*△	*△				
教育実習（高）		2	教職		○	4				
学校体験活動										
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	教職	○	○	4				
b. 免許取得のための最低修得単位数		必修（○科目合計）		28	24					
		選択（△科目合計）		0	0					
c. 大学が独自に設定する科目		道徳教育の理論と方法	2	教職		△	3			
免許取得のための最低修得単位数（a+b+c）		必修（○科目合計）		60	44					
		選択（△科目合計）		0	15					
		合計		60	59					

※その他の隣接校種免許取得の場合（原則として非開講）



〔第4表－8〕健康栄養学類「栄養教諭一種」

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	区分	必修	開講学年
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校食教育論	2	教職	○	3
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項					
	食生活に関する歴史的及び文化的事項					
	食に関する指導の方法に関する事項	学校食教育法	2	教職	○	4
a. 免許取得のための最低修得単位数		必修 (○科目合計)			4	
		選択 (△科目合計)			0	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	教職	○	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2	教職	○	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度	2	教職	○	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	教職	○	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	教職	○	3
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	教職	○	3
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	道徳教育の理論と方法	2	教職	○	3
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	教職	○	2
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術	2	教職	○	2
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論 (米)	2	教職	○	3
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談の理論と方法	2	教職	○	3
教育実践に関する科目	栄養教育実習	栄養教育実習 (事前・事後の指導を含む。)	2	教職	○	4
	教職実践演習	教職実践演習 (米)	2	教職	○	4
b. 免許取得のための最低修得単位数		必修 (○科目合計)			25	
		選択 (△科目合計)			0	
免許取得のための最低修得単位数 (a + b)		必修 (○科目合計)			29	
		選択 (△科目合計)			0	
		合計			29	

〔第4表－9〕学校教育学類「特別支援学校教諭一種」

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位数	区分	必修	開講学年
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育総論	2	専門	○	1
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2	専門	○	1
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	専門	○	1
		病弱者の心理・生理・病理	2	専門	○	1
		知的障害教育論Ⅰ	2	専門	○	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育論Ⅱ	2	専門	○	2
		肢体不自由教育論Ⅰ	2	専門	○	2
		肢体不自由教育論Ⅱ	2	専門	○	2
		病弱教育論	2	専門	○	2
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害教育総論	2	専門	○	3
		聴覚障害教育総論	2	専門	○	3
		L D等教育総論	2	専門	○	2
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		教育実習指導 (特支)	1	専門	○	4
		教育実習 (特支)	2	専門	○	4
免許取得のための最低修得単位数		必修 (○科目合計)			27	



◇学芸員とは

学芸員とは、博物館に置かれ、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」専門的職員です（「博物館法」第4条第4項）。

本学人文社会学群人文社会学類の学芸員課程において、博物館法施行規則第1条に定める必要な科目の単位を修得すると、学芸員の資格を取得することができます。

※博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（公民館及び図書館を除く）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人または政令で定めるその他の法人が設置するものです。美術館・考古館・郷土館・宝物館・民俗館・自然史館・文学館・記念館のほか、天文館・電気館・科学館・水族館・動物園・植物園なども博物館に含まれます（「博物館法」第2条）。

◇学芸員課程の履修について

1. 学芸員の資格を取得しようとする者は、別表1の11科目19単位を修得しなければなりません。
2. 学芸員課程を履修しようとする者は、2年次に「資格課程履修願」を提出し、資格課程費を納入しなければなりません。なお、一旦納入された資格課程費は返還いたしません。

(別表1) 必修科目

	規定科目名	単位数	授業科目名	単位数	区分	学年
博物館法施行規則規定科目	生涯学習概論	2	生涯学習論	2	教養	3
	博物館概論	2	博物館論	2	専門	1
	博物館経営論	2	博物館経営論	2	学芸	2
	博物館資料論	2	文化財論	2	専門	3
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	学芸	3
	博物館展示論	2	ミュージアムデザイン論	2	専門	2
	博物館教育論	2	博物館教育論	2	学芸	2
	博物館情報・メディア論	2	メディア論	2	専門	2
	博物館実習	3	博物館実習Ⅰ	1	学芸	2
			博物館実習Ⅱ	1	学芸	3
博物館実習Ⅲ			1	学芸	3	
	合 計	19	合 計	19		

区分欄は、教養=教養教育科目、専門=専門教育科目、学芸=学芸員資格取得に関する科目と略記しています。区分が「学芸員資格取得に関する科目」は卒業要件単位数に含まれません。

◇博物館実習について

1. 「博物館実習Ⅰ」、「博物館実習Ⅱ」は、「博物館実習Ⅲ」に向けての事前・事後指導です。
2. 「博物館実習Ⅲ」は、博物館（美術館等を含む）での学外実習です。博物館法に基づく博物館または相当施設に一週間程度通い、学芸員としての実務を実際に経験します。ただし、2年次までの学芸員課程のすべての必修科目を修得しなければ履修できません。また、実習施設数の都合上、履修者数を原則として20名に制限します。選抜方法については、ガイダンス等で説明します。
3. 個々の学生が実習に対応できる力を有しているかを判断するため、2年次後期に「学外実習事前審査」を実施する場合があります。この審査の不合格者は翌年度の「博物館実習Ⅱ」「博物館実習Ⅲ」を履修できません。

◇資格証明書の発行

所定の単位を修得した者には、卒業時に「学芸員課程修了証明書」を交付します。

◇社会教育主事の資格

社会教育主事とは、都道府県や市町村の教育委員会に置かれる専門的職員で地域社会における生涯学習普及の担い手として、学校以外で社会教育活動をする人に対して助言や指導などを行う専門職員のことです。

社会教育主事は任用資格のため、将来、地方自治体の教育委員会事務局に勤務する社会教育主事補となったときに、1年間で社会教育主事になるために必要な単位を修得できるように人文社会学類では社会教育主事課程をおいています。

大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目を履修することで「社会教育士（養成課程）」の称号が付与されます。

社会教育士は、社会の幅広い場面で人々の学習活動の支援を通して地域づくりに携わる「専門人材」として、その役割が期待されています（文部科学省ホームページ「社会教育主事・社会教育主事補について」参照）。

社会教育主事資格を得るために必要な科目及び単位数

法令上の科目		大学における開講科目				
科目名	単位数	授業科目名	単位数	区分	必選	学年
生涯学習概論	4	生涯学習論	2	教養	○	3
		学校と地域連携	2	専門	○	4
生涯学習支援論	4	地域実践論	2	専門	○	1
		コミュニティデザイン論	2	専門	○	2
社会教育経営論	4	社会教育計画論	2	専門	○	3
		ファシリテーション論	2	専門	○	2
社会教育特講	8	文化と社会	2	専門	△	1
		地域社会論	2	専門	△	1
		家族社会学	2	専門	△	2
		教育社会学	2	専門	△	2
		社会福祉論	2	専門	△	3
		社会保障論	2	専門	△	3
		少子高齢社会論	2	専門	△	2
		地方自治論	2	専門	△	3
		NPO・ボランティア論	2	専門	△	3
		文化財論	2	専門	△	3
		博物館論	2	専門	△	1
		博物館経営論	2	学芸	△	2
		博物館資料保存論	2	学芸	△	3
		教育原理	2	教職	△	1
教育制度	2	教職	△	2		
社会教育実習	1	地域実践実習	2	専門	○	2
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 のうち1以上の科目	3	社会調査実習	4	専門	○	3
合計	24					

区分：学芸＝学芸員資格取得に関する科目（卒業要件単位に含まれません）  
 教職＝教育職員免許状取得に関する科目（卒業要件単位に含まれません）

社会調査士資格は、一般社団法人・社会調査協会が認定する資格です。社会調査協会が規定した社会調査に関する技法や調査倫理などの科目を修得し、学類を卒業した者に与えられます。社会調査の重要性が高まる昨今、この資格は「社会調査の企画から調査報告書作成までの全過程を学習することにより、基本的な調査方法や分析手法の妥当性を学び、調査の問題点を指摘する能力を有する」人材の育成を目的としています。

#### ◇社会調査士資格の履修について

資格を得るためには、①卒業していること、②社会調査協会が認定した大学のA～Gの標準カリキュラムに対応した必修科目（別表）を、すべて修得していることが条件となります（ただし、EとFはどちらか一つで可）。

#### （別表）社会調査士資格取得のための必修科目

規定の科目群	授業科目名	単位数	区分	開講学年
A 社会調査の基本的事項に関する科目	社会調査入門	2	専門	1
B 調査設計と実施方法に関する科目	社会調査法	2	専門	2
C 基本的な資料とデータの分析に関する科目	情報収集・分析	2	専門	2
D 社会調査に必要な統計学に関する科目	統計学	2	専門	3
E 多変量解析の方法に関する科目	統計学実践	2	専門	3
F 質的な分析の方法に関する科目	質的調査	2	専門	2
G 社会調査を実際に経験し学習する科目	社会調査実習	4	専門	3

#### ◇資格の申請及び交付について

- 卒業までに所定の科目と単位を修得した者について、4年次の3月下旬に大学が社会調査協会に一括して申請します。認定結果は6月1日に発表されます。
- 申請手続きについては4年次にガイダンスを行います。申請希望者は所定のガイダンスに出席してください。
- 申請に際し認定審査手数料等を徴収します。なお、一旦納入された申請料は、どのような理由があっても返還いたしません。
- 人文社会学類では、上記別表の科目について社会調査協会の認定を受けています。科目には認定番号があり、履修学年によって異なりますので、必要に応じて履修した科目の認定番号を確認してください。（社会調査協会のホームページの「資格制度参加校」で確認できます）

「データ分析インテンシブコース」では、所属する領域の学びを越え、あらゆる学問領域で必要となるデータ分析の考え方や技術を集中的に学ぶことによりデータ分析力の修得を目指します。

近年、データ分析など、科学的根拠に基づく政策立案が求められています。これは政治家や公務員だけに求められる能力ではありません。それは、一般企業における商品・サービス開発など幅広く職業生活において必要になってきます。また職業生活だけでなく、選挙や商品選択など、みなさんが一市民として日常生活を送る際にも、データ分析の能力は広く求められる能力といえます。

このコースで身につけたデータ分析の力を、卒業研究など在学中の教育研究のみならず、卒業後の仕事や市民生活で生かし、広く社会で活躍できる人材になることが目標です。

#### ◇履修方法

履修希望者はデータ分析インテンシブコースの担当者に、1年生後期以降に「履修希望届」を提出してください。担当者はCampusmate-Jなどの手段で伝えます。履修希望届を出すタイミングは履修登録期間中とします。履修人数に制限はありません。

#### ◇修了証書

定められた要件の単位修得をした学生に「データ分析インテンシブコース修了証書」を授与します。

#### ◇授業科目及び習得要件

下記科目のうち、コース必修科目10科目18単位を含む、計24単位を修得することで認定されます。単位数の列の数字に○がついている科目が必修科目となります。

授 業 科 目 名	開講年次	単位数	全学必修	備 考
情報リテラシー	1	①	○	
情報処理演習	1	①		
社会調査入門	1	②		※
社会科学のための数学	1	②		
AI 社会とデータサイエンス	2	②	○	
情報倫理	2	②		
社会調査法	2	②		※
情報収集・分析	2	②		※
質的調査	2	2		※
地域データ分析	2	②		
社会調査実習	3	4		※
統計学	3	②		※
統計学実践	3	2		※
環境評価	3	2		

※社会調査士関連科目

◇プレゼンテーション実務士とは

プレゼンテーション実務士は、一般財団法人全国大学実務教育協会が認定する資格です。

協会指定の科目を修得することにより資格認定され、卒業時に取得できます。企業の商品開発部門や広報部門、営業部門など、幅広い職種での応用が期待できます。

この資格の取得に向けて学ぶことで、自分の伝えたいことを具体的に分かりやすく説明し、相手に正しく理解してもらおうコミュニケーション能力、そしてその目的のために情報ツールを活用する能力といった、総合的なプレゼンテーション力を身につけることができます。

◇プレゼンテーション実務士資格の履修について

1. プレゼンテーション実務士の資格を取得しようとする学生は、領域1～3の各領域の必修科目(3科目6単位)、領域1～3の選択科目から5科目10単位、必修科目・選択科目を合わせ、16単位以上を修得しなければなりません。
2. また、必修科目および選択科目のうち、必修科目1科目以上を含む3科目以上は100点満点で70点以上の評価点を得なければなりません。
3. 4年間の資格課程の成績が特に優秀で、学類の成績も優秀な学生については、全国大学実務教育協会が表彰を行う制度があります。

(領域1)

授 業 科 目 名	単位数	必 選	区 分	学 年
プレゼンテーション概論	2	○	専門	1
情報リテラシー	②	△	教養	1
日本語表現法	2	△	教養	2
メディア論	2	△	専門	2
言語表現演習	2	△	専門	2

(領域2)

授 業 科 目 名	単位数	必 選	区 分	学 年
基盤演習 (ライティングを含む)	②	○	教養	1
インターンシップ	2	△	教養	2
環境社会学	2	△	専門	2
観光論	2	△	専門	2
社会調査法	2	△	専門	2
情報倫理	2	△	専門	2

(領域3)

授 業 科 目 名	単位数	必 選	区 分	学 年
プレゼンテーション演習	2	○	専門	1
異文化フィールドワーク	2	△	専門	1
ストーリー制作論	2	△	専門	2
言語論	2	△	専門	2
卒業研究 I	④	△	専門	3

区分欄は、教養＝教養教育科目、専門＝専門教育科目と略記しています。すべての科目が卒業要件単位数に含まれます。

◇資格の申請および交付について

4年次前期までに所定の科目と単位を修得した者については、大学が一括して全国大学実務教育協会に資格取得申請を行います。その後、認定された者には、卒業時に資格認定証が交付されます。

申請手続きについては4年次にガイダンスを行いますので、申請希望者は必ず出席してください。また、申請手数料を徴収します。一旦徴収した申請手数料は、どのような理由があっても返還しません。

## ◇公認心理師とは

公認心理師は国家資格で、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいいます。

1. 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
2. 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
3. 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
4. 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

## ◇公認心理師受験資格

公認心理師になるためには公認心理師試験に合格しなければなりません。公認心理師試験の受験資格は、以下の者に付与されます。

1. 大学において公認心理師となるために必要な科目として省令で定めるものを修め、かつ、大学院において公認心理師となるために必要な科目として省令で定めるものを修めてその課程を修了した者等
2. 大学において公認心理師となるために必要な科目として省令で定めるものを修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
3. 文部科学大臣及び厚生労働大臣が1.及び2.に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

## ◇公認心理師課程の履修

公認心理師の資格を取得しようとする者は、別表のすべての授業科目の単位を修得しなければなりません。なお、「心理演習」と「心理実習」を履修できる人数には制限があります。その具体的な人数と履修者の選抜方法についてはガイダンス等でお知らせします。

(別表) 公認心理師課程科目一覧

省令規定科目名	授業科目名	単位数	開講学年
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	3
心理学概論	心理学概論Ⅰ(心理学基礎)	②	1
	心理学概論Ⅱ(心理学応用)	②	1
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	1
心理学研究法	心理学研究法	②	1
心理学統計法	心理学統計法	②	2
心理学実験	心理学実験	④	2
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	1
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	2
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	2
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	2
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学Ⅰ(社会心理学)	2	1
	社会・集団・家族心理学Ⅱ(グループダイナミックス)	2	3
	社会・集団・家族心理学Ⅲ(家族心理学)	2	4
発達心理学	発達心理学	2	2
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	3
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	2
心理学的支援法	心理学的支援法	2	2
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	2
福祉心理学	福祉心理学	2	2
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	2
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	3
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	4
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	3
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	2	3
関係行政論	関係行政論	2	3
心理演習	心理演習	2	3
心理実習	心理実習	2	4

※各省令規定科目について、それに対応するすべての授業科目を履修しその単位を修得すること。



## ◇認定心理士資格とは

認定心理士資格とは、社団法人日本心理学会が認定する資格で、「心理学の専門家」としての職務を遂行する上で必要な最低限の標準的な基礎知識と基礎技術を習得していると認定された人に対して与えられる資格です。

## ◇認定心理士資格の履修

認定心理士の資格を取得しようとするものは、別表の必要科目を履修しなければなりません。

1. 「基礎科目」 aは4単位以上、b～cはcを4単位以上含む8単位以上、合計12単位以上修得すること。
2. 「選択科目」 d～hの5領域のうち3領域以上で各4単位以上を含み、合計16単位以上修得すること。
3. a～hの任意の科目または「その他」 iより総計36単位以上修得すること。（「基礎科目」と「選択科目」の合計修得単位数が36単位以上ならば、「その他」は修得しなくてもよい。）

## (別表) 認定心理士資格本学設置科目一覧

領域		授業科目名	単位数	認定単位数	開講学年	修得要件			
基礎科目	a 心理学概論	心理学概論Ⅰ（心理学基礎）	②	2	1	4単位以上	8単位以上	12単位以上	
		心理学概論Ⅱ（心理学応用）	②	2	1				
	b 心理学研究法	心理学研究法	②	2	1	4単位以上	8単位以上		
		心理学統計法	②	2	2				
c 心理学実験実習	心理学実験	④	4	2					
選択科目	d 知覚心理学・学習心理学	知覚・認知心理学	2	2	1	3領域以上で、それぞれが少なくとも4単位以上	16単位以上	36単位以上	
		学習・言語心理学	2	2	2				
	e 生理心理学・比較心理学	神経・生理心理学		2	2				2
		f 教育心理学・発達心理学	発達心理学	2	2				2
	教育・学校心理学		2	2	2				
	g 臨床心理学・人格心理学	臨床心理学概論	2	2	1				
		心理的アセスメント	2	2	2				
		心理学的支援法	2	2	2				
		障害者・障害児心理学	2	2	3				
		健康・医療心理学	2	2	2				
		福祉心理学	2	2	2				
	h 社会心理学・産業心理学	社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会心理学）		2	2				1
		社会・集団・家族心理学Ⅱ（グループダイナミックス）		2	2				3
		産業・組織心理学		2	1				4
応用社会心理学		2	2	1					
その他	i 心理学関連科目、卒業論文・卒業研究	卒業研究	⑥	4	4				

## ◇資格の申請及び交付について

4年次前期までに所定の科目と単位を修得した者については、大学が一括して日本心理学会認定心理士認定委員会に仮認定申請を行います。その後、仮認定された者には、卒業時に「認定心理士認定証」と「認定心理士IDカード」が交付されます。

申請手続きについては4年次にガイダンスを行いますので申請希望者は所定のガイダンスに出席してください。また、別途に申請手数料等を徴収します。（一旦納入した申請料は、どのような理由があっても返還いたしません。）

◇保育士とは

保育士とは、厚生労働省が定める、保育に欠ける0歳から6歳までの乳幼児をあずかる保育所とその他の児童福祉施設等で保育に従事する職員です。業務内容は、保育を必要とする子どもを家庭にかわって、健康・安全面に配慮し、保護者と連携をとりながら保育にあたることです。

◇保育士課程の履修について

1. 子ども学類に児童福祉法施行規則第6条の2に基づく保育士課程を置きます。
2. 子ども学類の学生で、保育士資格を取得しようとする学生は、本学学則第35条に示す授業科目のうちから第47条に定める卒業単位にあわせて、厚生労働大臣の指定する資格取得に必要な授業科目及び単位を取得しなければなりません。
3. 保育士資格を取得しようとする学生は、3年次に「保育実習Ⅰ（保育所・施設）」20日間の学外実習に加えて、3年次の「保育実習Ⅱ（保育所）」10日間または4年次の「保育実習Ⅲ（施設）」10日間のうちどちらかを選択して、計30日間の学外実習を行います。
4. 保育士資格を取得しようとする学生は、保育実習実施の前年度までに必修科目（告示別表第1による教科目）の単位を修得できなかった場合、原則として保育実習を履修することができません。
5. 資格取得に必要な授業科目の履修方法は次の通りです。

(1) 教養科目（教養教育科目）

必修科目を含めて10単位以上選択必修（外国語2単位、体育2単位は必ず履修すること）

		授業科目	単位数	履修方法	履修時間	必選	開講学年	
教養科目	必修科目	外国語	英語リーディング	②	演習	30	○	1
			英語コミュニケーション	②	演習	30	○	1
		体育	健康・スポーツA（講義・実技）	1	講義・実技	30	○	1
			健康・スポーツB（講義・実技）	1	講義・実技	30	○	2
	選択必修科目	外国語・体育以外の科目	キリスト教概論Ⅰ	①	講義	30	△	1
			キリスト教概論Ⅱ	①	講義	30	△	1
			芸術論	2	講義	30	△	1
			法学概論（日本国憲法）	2	講義	30	△	1
			生命の科学	2	講義	30	△	2
			AⅠ社会とデータサイエンス	②	講義・演習	30	△	2
			情報リテラシー	①	演習	30	△	1
			情報処理演習	1	演習	30	△	1
			情報倫理	2	講義	30	△	2

(2) 専門科目

必修科目63単位 告示別表第1

告示別表第1による教科目				当該養成施設における開設状況						
系列	教科目	単位数	本学開設授業科目名	単位数	履修方法	履修時間	区分	必選	開講学年	
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理	②	講義	30	専門	○	1
		教育原理	2	教育原理	②	講義	30	専門	○	1
		子ども家庭福祉	2	子ども家庭福祉	②	講義	30	専門	○	2
		社会福祉	2	社会福祉	2	講義	30	専門	○	2
		子ども家庭支援論	2	子ども家庭支援論	2	講義	30	専門	○	2
		社会的養護Ⅰ	2	社会的養護Ⅰ	②	講義	30	専門	○	1
		保育者論	2	教職概論（幼）	②	講義	30	専門	○	1
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	保育の心理学	②	講義	30	専門	○	1
		子ども家庭支援の心理学	2	子ども家庭支援の心理学	2	講義	30	専門	○	3
		子どもの理解と援助	1	子どもの理解と保育	②	演習	30	専門	○	1
		子どもの保健	2	子どもの保健	②	講義	30	専門	○	2
		子どもの食と栄養	2	子どもの食と栄養	2	演習	30	専門	○	2

○：卒業必修単位

	系列	教科目	単位数	本学開設授業科目名	単位数	履修方法	履修時間	区分	必選	開講学年
必修科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	2	教育課程論 (幼)	2	講義	30	専門	○	2
		保育内容総論	1	保育内容総論	②	演習	30	専門	○	3
		保育内容演習	5	保育内容指導演 健康	②	演習	30	専門	○	1
				保育内容指導演 人間関係	②	演習	30	専門	○	2
				保育内容指導演 環境	②	演習	30	専門	○	2
				保育内容指導演 言葉	②	演習	30	専門	○	1
				保育内容指導演 表現Ⅰ (造形)	②	演習	30	専門	○	2
				保育内容指導演 表現Ⅱ (音楽)	②	演習	30	専門	○	2
		保育内容の理解と方法	4	音楽Ⅰ (楽典)	1	演習	30	専門	○	1
				ピアノ伴奏法	1	演習	30	専門	○	1
				図画工作	2	演習	30	専門	○	1
				体育	2	演習	30	専門	○	3
		乳児保育Ⅰ	2	乳児保育Ⅰ	②	講義	30	専門	○	3
	乳児保育Ⅱ	1	乳児保育Ⅱ	2	演習	30	専門	○	3	
	子どもの健康と安全	1	子どもの健康と安全	1	演習	30	専門	○	2	
	障害児保育	2	特別支援保育	②	演習	30	専門	○	3	
	社会的養護Ⅱ	1	社会的養護Ⅱ	1	演習	30	専門	○	3	
	子育て支援	1	子育て支援	1	演習	30	専門	○	3	
	保育実習	保育実習Ⅰ	4	保育実習Ⅰ (保育所・施設)	4	実習	30	専門	○	3
保育実習指導Ⅰ		2	保育実習指導Ⅰ (保育所・施設)	2	演習	30	専門	○	3	
総合演習	保育実践演習	2	教職実践演習 (幼)	2	演習	30	専門	○	4	
合計			51		63					

選択必修科目から9単位以上選択必修 (ただし、「保育実習Ⅱ」及び「保育実習指導Ⅱ」の3単位または「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」の3単位のいずれかを含む)

告示別表第2による教科目				当該養成施設における開設状況								
	系列	教科目	単位数	本学開設授業科目名	単位数	履修方法	履修時間	区分	必選	開講学年		
選択必修科目	保育の本質・目的に関する科目	指定保育士養成施設において設定	15 単位 以上	子どもの発達と障害	2	講義	30	専門	△	2		
				母子保健	2	演習	30	専門	△	4		
	児童文化			2	講義	30	専門	△	2			
	保育の内容・方法に関する科目			子どもの造形表現	2	講義	30	専門	△	3		
				子どもの身体表現	2	講義	30	専門	△	1		
				音楽Ⅱ (器楽基礎)	2	演習	30	専門	△	2		
				合唱	2	演習	30	専門	△	2		
	保育実習			保育実習Ⅱ または保育実習Ⅲ	2	保育実習Ⅱ (保育所)	2	実習	90	専門	△	3
						保育実習Ⅲ (施設)	2	実習	90	専門	△	4
				保育実習指導Ⅱ または保育実習指導Ⅲ	1	保育実習指導Ⅱ (保育所)	1	演習	30	専門	△	3
保育実習指導Ⅲ (施設)		1	演習			30	専門	△	4			
合計			18		22							

○：卒業必修単位

◇管理栄養士・栄養士とは

長寿国として世界に誇るわが国は、人生100年時代の健康寿命、生活の質（QOL）が問われています。また、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の増加が、国民の健康面における大きな課題となっており、これらの疾病の発症と進行を防ぐには、子どものころからの食育、日ごろの健康づくりと食生活の改善が重要となります。2008年4月からメタリックシンドロームへの適切な対応を目指した特定健診・特定保健指導が実施され、医師・保健師と並んで管理栄養士がその指導に当たっています。

栄養士・管理栄養士は、積極的な健康作りに貢献するための社会的に認められた専門職種です。高度な専門知識及び技術を持つ専門家として、社会での活躍が期待されています。

◇栄養士法における栄養士・管理栄養士

栄養士法では、栄養士・管理栄養士は、次のように定義されています。

栄養士とは

『都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて、栄養の指導に従事することを業とする者』をいう。

管理栄養士とは

『厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導、並びに特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者』をいう。

病院では、食事の提供を入院時食事療養という制度で行っていますが、管理栄養士がいないと栄養管理実施加算がとれません。病院の療養に対する収入は、社会保険報酬によって定められています。その中で、管理栄養士が指導した場合のみ、外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料及び集団栄養食事指導料を算定できるようになっています。

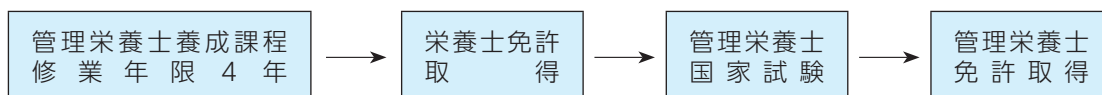
介護保健施設における栄養ケアマネジメント加算は管理栄養士の配置により加算され、居宅療養栄養指導料は、病院と同様に、管理栄養士が指導した場合のみ、算定できるようになっています。

◇本学における管理栄養士の教育

本学健康栄養学類は、栄養士法により管理栄養士養成施設としての指定を受けています。本学健康栄養学類の学生で管理栄養士免許を取得しようとする学生は、本学学則第47条に定める卒業単位にあわせて、第34条に定める授業科目を履修しなければなりません。その単位をすべて取得し、免許申請の手続きをとることにより、卒業と同時に栄養士の免許を取得することができ、管理栄養士国家試験の受験資格を得ることができます。

◎管理栄養士課程の履修について

- (1) 管理栄養士課程に関する授業科目は、別表1の通りです。
- (2) 管理栄養士免許取得に関する専門科目のすべての単位を修得した者は、管理栄養士国家試験を受験することができます。

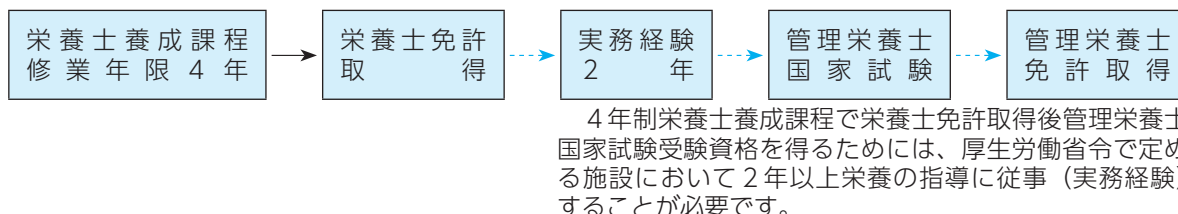


## ◇本学における栄養士の教育

本学健康栄養学類は、栄養士法により栄養士養成施設としての指定を受けています。健康栄養学類の学生で栄養士免許を取得しようとする学生は、本学学則第48条に定める卒業単位にあわせて、第34条に定める授業科目を履修しなければなりません。その単位をすべて取得し、免許申請の手続きをとることにより、卒業と同時に栄養士の免許を取得することができます。

### ◎栄養士課程の履修について

栄養士課程に関する授業科目は、別表2の通りです。



## ◇臨地実習について

栄養士課程では、臨地実習Ⅰ及び総合演習Ⅰを、管理栄養士課程では、臨地実習Ⅰ～Ⅳ及び総合演習Ⅰ・Ⅱを3年次に履修します。

◎3年次に臨地実習Ⅰ及び総合演習Ⅰを履修するためには、次の要件①及び②を満たす必要があります。

- ①給食経営管理実習Ⅰの単位を修得していること
- ②1年次、2年次開講の栄養士課程の専門科目のうち、未修得の科目が2科目以下であること

◎3年次に臨地実習Ⅰ～Ⅳ及び総合演習Ⅰ・Ⅱをすべて履修するためには、次の要件③及び④を満たす必要があります。

- ③給食経営管理実習Ⅰ、臨床栄養学概論Ⅰ、公衆栄養学概論の単位をすべて修得していること
  - ④1年次、2年次開講の管理栄養士課程の専門科目のうち、未修得の科目が2科目以下であること
- ※なお、③の科目いずれかの単位が未修得の場合、以下の臨地実習及び総合演習Ⅱの履修はできません。

単位未修得科目（2年次）	履修できない科目（3年次）
給食経営管理実習Ⅰ	臨地実習Ⅰ 総合演習Ⅱ
臨床栄養学概論Ⅰ	臨地実習Ⅱ 臨地実習Ⅲ 総合演習Ⅱ
公衆栄養学概論	臨地実習Ⅳ 総合演習Ⅱ

3年次に臨地実習Ⅰ～Ⅳすべての履修ができず、次年度に臨地実習を履修する場合には、総合演習Ⅰの単位を修得しても再度総合演習Ⅰには出席すること

### ◎1年次専門科目再履修の優先順位について

2年次の時間割で③の科目と1年次再履修科目が重複した場合、原則は1年次再履修科目を優先しますが、栄養士・管理栄養士課程の履修に当たって当該学生の不利益にならないよう個別に優先順位を検討します。

(別表1) 管理栄養士課程

栄養士法施行規則			授業科目名	単位数		履修時間数	開講学年		
教育内容	単位数			講義または演習	実験または実習				
	講義または演習	実験または実習							
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	公衆衛生学Ⅰ	②		30	2	
				公衆衛生学Ⅱ	2		30	4	
				社会福祉概論	①		15	3	
				健康栄養情報論	①		15	1	
				健康栄養情報実習		①	45	1	
	小計				6	1	135		
	人体の構造と機能、 疾病の成り立ち	14	10	解剖生理学Ⅰ	②		30	2	
				解剖生理学Ⅱ	②		30	2	
				解剖生理学実験		①	45	2	
				生化学Ⅰ	②		30	2	
				生化学Ⅱ	2		30	3	
				生化学実験Ⅰ		①	45	3	
				生化学実験Ⅱ		1	45	3	
				臨床医学Ⅰ	②		30	3	
				臨床医学Ⅱ	2		30	3	
				病原微生物学	2		30	3	
	小計				14	3	345		
	食べ物と健康	8	10	食品学Ⅰ	②		30	1	
				食品学Ⅱ	②		30	2	
				食品学実験Ⅰ		①	45	1	
				食品学実験Ⅱ		①	45	1	
				食品学実験Ⅲ(実習を含む)		1	45	2	
				食品機能論	2		30	3	
				食品衛生学	②		30	2	
				食品衛生学実験		①	45	2	
				調理学	②		30	1	
				調理学実習Ⅰ		①	45	1	
				調理学実習Ⅱ		①	45	1	
	調理学実験		①	45	1				
	小計				10	7	465		
	専門基礎分野合計		28	10	専門基礎分野合計		30	11	945
	専門分野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学	②		30	2
					栄養有機化学	②		30	1
					基礎栄養学実験		①	45	2
		小計				4	1	105	
		応用栄養学	6	8	ライフステージ栄養学Ⅰ	②		30	2
ライフステージ栄養学Ⅱ					②		30	2	
応用栄養学実習						①	45	2	
栄養管理論					2		30	1	
小計				6	1	135			
栄養教育論		6	8	栄養教育論Ⅰ	②		30	2	
				栄養教育論Ⅱ	②		30	2	
				栄養教育論実習Ⅰ		①	45	2	
				栄養教育論実習Ⅱ		①	45	2	
小計				②		30	1		
臨床栄養学		8	8	臨床栄養学概論Ⅰ	②		30	2	
				臨床栄養学概論Ⅱ	2		30	3	
				臨床栄養学実習Ⅰ		①	45	3	
				臨床栄養学実習Ⅱ		1	45	3	
				臨床栄養管理論	2		30	2	
				臨床栄養活動論	2		30	4	
小計				8	2	210			
公衆栄養学	4	8	公衆栄養学概論	②		30	2		
			公衆栄養学実習		1	45	3		
			地域栄養活動論	2		30	3		
小計				4	1	105			
給食経営管理論	4	8	給食経営管理論Ⅰ	②		30	2		
			給食経営管理論Ⅱ	2		30	3		
			給食経営管理実習Ⅰ		①	45	2		
			給食経営管理実習Ⅱ		1	45	3		
小計				4	2	150			
総合演習	2	8	総合演習Ⅰ	①		30	3		
			総合演習Ⅱ	1		30	3		
			管理栄養士活動論	4		120	4		
小計				6	0	180			
臨地実習		4	臨地実習Ⅰ	※	①	45	3		
			臨地実習Ⅱ		1	45	3		
			臨地実習Ⅲ		1	45	3		
			臨地実習Ⅳ		1	45	3		
小計				0	4	180			
専門分野合計		32	12	専門分野合計		38	13	1,245	
合計		60	22	合計		68	24	2,220	
		82				92			

※給食の運営に係る校外実習を含む



(別表2) 栄養士養成課程

栄養士法施行規則			教科目	授業科目名	単位数		履修時間数	開講学年
教育内容	単位数				講義または演習	実験または実習		
	講義または演習	実験または実習						
社会生活と健康	4	}	公衆衛生学	公衆衛生学Ⅰ	②		30	2
			社会福祉概論	社会福祉概論	①		15	3
				健康栄養情報論	①		15	1
				健康栄養情報実習		①	45	1
				小計	4	1	105	
人体の構造と機能	8	}	解剖学	解剖生理学Ⅰ	②		30	2
			生理学	解剖生理学Ⅱ	②		30	2
				解剖生理学実験		①	45	2
			生化学	生化学Ⅰ	②		30	2
				生化学実験Ⅰ		①	45	3
				臨床医学Ⅰ	②		30	3
	小計	8	2	210				
食品と衛生	6	}	食品学	食品学Ⅰ	②		30	1
				食品学実験Ⅰ		①	45	1
				食品学実験Ⅱ		①	45	1
			食品加工学	食品学Ⅱ	②		30	2
			食品衛生学	食品衛生学	②		30	2
				食品衛生学実験		①	45	2
	小計	6	3	225				
栄養と健康	8	}	栄養学	基礎栄養学	②		30	2
				栄養有機化学	②		30	1
				基礎栄養学実験		①	45	2
				ライフステージ栄養学Ⅰ	②		30	2
				ライフステージ栄養学Ⅱ	②		30	2
				応用栄養学実習		①	45	2
			臨床栄養学概論	臨床栄養学概論Ⅰ	②		30	2
				臨床栄養学実習Ⅰ		①	45	3
				小計	10	3	285	
栄養の指導	6	}	栄養指導論	栄養教育論Ⅰ	②		30	2
				栄養教育論Ⅱ	②		30	2
				栄養教育論実習Ⅰ		①	45	2
				栄養教育論実習Ⅱ		①	45	2
				食生活論	②		30	1
			公衆栄養学概論	公衆栄養学概論	②		30	2
				小計	8	2	210	
給食の運営	4	}	調理学	調理学	②		30	1
				調理学実習Ⅰ		①	45	1
				調理学実習Ⅱ		①	45	1
				調理学実験		①	45	1
			給食計画論	給食経営管理論Ⅰ	②		30	2
			給食実務論	給食経営管理実習Ⅰ		①	45	2
				総合演習Ⅰ	①		30	3
				校外実習	臨地実習Ⅰ		①	45
	小計	5	5	315				
合計	36	14	合計		41	16	1,350	
	50				57			

健康栄養学類で食品衛生課程所定の科目を履修し、別表にある科目の単位を修得した学生は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得できます。この資格は、厚生労働省により認定される国家資格です。

**食品衛生管理者**：乳畜肉製品、食品添加物及び特に衛生上の考慮を必要とする食品の製造・加工を行う会社や施設において、食品衛生法上の違反がないよう管理・監督・指導します。

**食品衛生監視員**：国、都道府県などの保健所、検疫所に配置され、公務員として食品衛生行政を担当します。輸入食品の検査・監視及び食品の販売・製造・加工を行う施設、病院、寄宿舍などの給食施設などに対し、営業の監視・指導・検査を行います。

◇食品衛生課程の履修について

1. 本学は、食品衛生法に基づき厚生労働大臣から指定された食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設です。職場において、食品衛生管理者及び食品衛生監視員となるためには、食品衛生課程の修了証明書が必要です。
2. (別表) のA群からD群までそれぞれ1科目以上、その単位の合計として22単位以上修得し、かつE群の科目を含めて総単位数40単位以上を修得することが必要です。

◇証明書の発行について

卒業後、食品衛生管理者または食品衛生監視員に任用されることになる時点で、食品衛生課程を修了した者の請求により、食品衛生課程の修了証明書を本学で発行します。

(別表)

食品衛生法施行規則		授業科目名	単位数	区分	履修時間数	開講学年
科目群	単位数					
A群 化学関係	1 A群からD群までそれぞれ22単位以上	栄養有機化学	②	専門	30	1
		基礎化学	2	教養	30	1
		生化学Ⅰ	②	専門	30	2
		生化学Ⅱ	2	専門	30	3
B群 生物化学関係		生化学実験Ⅰ	①	専門	45	3
		食品学Ⅰ	②	専門	30	1
		食品学実験Ⅰ	①	専門	45	1
		食品学実験Ⅱ	①	専門	45	1
		解剖生理学Ⅱ	②	専門	30	2
C群 微生物学関係		病原微生物学	2	専門	30	3
		食品学Ⅱ	②	専門	30	2
		食品学実験Ⅲ (実習を含む)	1	専門	45	2
		公衆衛生学Ⅰ	②	専門	30	2
D群 公衆衛生学関係		公衆衛生学Ⅱ	2	専門	30	4
		食品衛生学	②	専門	30	2
		食品衛生学実験	①	専門	45	2
E群 その他		解剖生理学Ⅰ	②	専門	30	2
		解剖生理学実験	①	専門	45	2
		臨床医学Ⅰ	②	専門	30	3
	基礎栄養学	②	専門	30	2	
	基礎栄養学実験	①	専門	45	2	
	栄養教育論Ⅱ	②	専門	30	2	
	臨床栄養学概論Ⅰ	②	専門	30	2	
	公衆栄養学概論	②	専門	30	2	
	食生活論	②	専門	30	1	
	臨床栄養学実習Ⅰ	①	専門	45	3	
合計	40単位以上		40			

区分欄は教養=教養教育科目、専門=専門教育科目と略記しています

◇フードスペシャリストとは

食品開発・流通・販売・消費分野において、食品の品質判別・情報提供・コーディネート・食育など、消費者サイドに立って、快適な食環境を提供する食の専門家です。

◇フードスペシャリスト資格の履修について

フードスペシャリストの資格を得ようとする学生は、別表1の必修科目27単位を取得しなければなりません。別表2の選択科目は本学が定める科目です。

◇フードスペシャリスト認定試験について

(別表1)の授業科目を修得(見込)した学生は、受験料を添えて受験申込書を提出し(4年次の9月)、12月に行われる「日本フードスペシャリスト協会」の認定試験を受験することができます。

認定試験は次の3種類の資格区分があります。

- ①フードスペシャリスト資格
- ②専門フードスペシャリスト(食品開発)資格
- ③専門フードスペシャリスト(食品流通・サービス)資格

専門フードスペシャリスト資格は、フードスペシャリスト資格を取得済みまたは取得見込みの方がチャレンジする専門性や実用性をより高めた資格です。専門フードスペシャリスト資格認定試験は「食品開発」と「食品流通・サービス」のいずれかを選択することになります。

◇資格認定申請について

必修科目の単位を取得し、認定試験に合格した学生は、「認定証交付手数料」を添えて「フードスペシャリスト資格認定証申請願」を提出することにより、フードスペシャリストの資格が認定されます。

◇資格認定証の交付について

認定証交付は卒業時を予定しています。ただし、卒業時において必修科目を修得していない場合は交付されません。

(別表1) 必修科目

規 定 科 目	授 業 科 目 名	単位数	区 分	開講学年
フードスペシャリスト論	フードスペシャリスト論	2	専 門	4
食品の官能評価・鑑別論	調理学実験	①	専 門	1
	食品官能評価・鑑別論	2	専 門	3
食物学に関する科目	食品学Ⅰ	②	専 門	1
	食品学実験Ⅰ	①	専 門	1
	食品学実験Ⅱ	①	専 門	1
	食品学Ⅱ	②	専 門	2
食品の安全性に関する科目	食品衛生学	②	専 門	2
調理学に関する科目	調理学	②	専 門	1
	調理学実習Ⅰ	①	専 門	1
	調理学実習Ⅱ	①	専 門	1
栄養と健康に関する科目	基礎栄養学	②	専 門	2
	食生活論	②	専 門	1
	健康と栄養	2	教 養	1
食品流通・消費に関する科目	フードシステム論	2	専 門	4
フードコーディネート論	フードコーディネート論	2	専 門	4
小 計		27単位		

(別表2) 選択科目

規 定 科 目	授 業 科 目 名	単位数	区 分	開講学年
フードスペシャリスト資格に相当とされる科目	食品機能論	2	専 門	3
	ライフステージ栄養学Ⅰ	②	専 門	2
	フードサービス論	2	専 門	4
小 計		6単位		

区分欄は、教養＝教養教育科目、専門＝専門教育科目と略記しています

# 健康栄養学類「専門教育科目」資格関連 カリキュラム表

卒業要件：75単位以上

教育内容	授業科目	履修学年と単位数				修得要件	資格関連			
		1年次 前 後	2年次 前 後	3年次 前 後	4年次 前 後		栄養士	管理 栄養士	食品 衛生	フード
社会環境 と健康	公衆衛生学Ⅰ		②			○	○	○		
	公衆衛生学Ⅱ				2		○	△		
	社会福祉概論			①		○	○			
	健康栄養情報論		①			○	○			
	健康栄養情報実習		①			○	○			
人体の構造と機能、 疾病の成り立ち	解剖生理学Ⅰ		②			○	○	○		
	解剖生理学Ⅱ			②		○	○	○		
	解剖生理学実験		①			○	○	○		
	生化学Ⅰ			②		○	○	○		
	生化学Ⅱ				2		○	△		
	生化学実験Ⅰ			①		○	○	○		
	生化学実験Ⅱ				1		○			
	臨床医学Ⅰ			②		○	○	○		
	臨床医学Ⅱ				2		○			
病原微生物学			2			○	△			
食べ物と健康	食品学Ⅰ	②				○	○	○	○	
	食品学Ⅱ		②			○	○	○	○	
	食品学実験Ⅰ	①				○	○	○	○	
	食品学実験Ⅱ		①			○	○	○	○	
	食品学実験Ⅲ (実習を含む)		1				○	△		
	食品機能論				2		○		△	
	食品衛生学			②		○	○	○	○	
	食品衛生学実験			①		○	○	○		
	調理学		②			○	○		○	
	調理学実習Ⅰ	①				○	○		○	
	調理学実習Ⅱ		①			○	○		○	
	調理学実習Ⅲ				1				○	
	調理学実験		①			○	○		○	
	食品官能評価・鑑別論				2				○	
	フーズスペシャリスト論								○	
フードコーディネーター論				2				○		
食品開発論				2						
基礎 栄養学	基礎栄養学		②			○	○	○	○	
	栄養有機化学	②				○	○	○		
	基礎栄養学実験		①			○	○	○		
	分子栄養学				2					
応用 栄養学	ライフステージ栄養学Ⅰ		②			○	○		△	
	ライフステージ栄養学Ⅱ			②		○	○			
	応用栄養学実習			①		○	○			
	栄養管理論		2				○			
栄養 教育論	スポーツと栄養				1					
	栄養教育論Ⅰ		②			○	○			
	栄養教育論Ⅱ			②		○	○	○		
	栄養教育論実習Ⅰ		①			○	○			
	栄養教育論実習Ⅱ			①		○	○			
食生活論	②				○	○	○	○		
臨床 栄養学	臨床栄養学概論Ⅰ		②			○	○	○		
	臨床栄養学概論Ⅱ			2		○	○			
	臨床栄養学実習Ⅰ			①		○	○	○		
	臨床栄養学実習Ⅱ				1		○			
	臨床栄養管理論			2			○			
臨床栄養活動論				2		○				
公衆 栄養学	公衆栄養学概論		②			○	○	○		
	公衆栄養学実習			1			○			
	地域栄養活動論			2			○			
給食 経営管理論	給食経営管理論Ⅰ		②			○	○			
	給食経営管理論Ⅱ				2		○			
	給食経営管理実習Ⅰ			①		○	○			
	給食経営管理実習Ⅱ			1			○			
	フードシステム論				2				○	
フードサービス論				2				△		
総合 演習	総合演習Ⅰ			①		○	○			
	総合演習Ⅱ				1		○			
	管理栄養士活動論				4		○			
臨地 実習	臨地実習Ⅰ			①		○	○			
	臨地実習Ⅱ			1			○			
	臨地実習Ⅲ			1			○			
	臨地実習Ⅳ			1			○			
卒業 研究等	卒業研究基礎演習				2					
	卒業研究 挑戦プログラム								4 2	

75単位以上

○：卒業必修単位

○：資格取得必修単位

△：資格取得選択必修単位



# 授業科目

大 学 院  
総合人間科学研究科



# 総合人間科学研究科の特徴

---

総合人間科学研究科は心理学専攻、人間学専攻、公共社会学専攻、健康栄養科学専攻からなっています。これら4つの専攻は、時代が大学院に求める高度な社会的かつ教育的な役割の期待に積極的に応えて、「心と行動」、「人間の共生」、「公共と社会」、「健康と食」に関する多様な問題や課題解決のために、指導的な役割を担う高度な専門職業人や、人間に関する諸問題へ柔軟に対応できる高度で知的な素養のある人材を育成することを目的としています。学部教育の基礎の上に立って、より発展的で連続性を持ったカリキュラム及び教育方法・指導が準備されています。

## 総合人間科学研究科ディプロマ・ポリシー

総合人間科学研究科では、下記の能力を身につけた人材を養成します。

1. 課題の探究と解決を行うための自立性、創造性、探究心を養う能力
2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力
3. 国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力

# 心理学専攻

## 心理学専攻の特色

本専攻は、臨床心理学コースと心理行動科学コースに分かれます。両コースとも心理学の専門的かつ先端的な知識・技能を学ぶとともに、関連する心理学の隣接分野を有機的かつ体系的に学習します。

### ○臨床心理学コース

臨床心理学コースでは、現代社会が抱える問題に対して、臨床心理学的視点から問題の解決を支援できる力を養成します。将来、心理専門職として、医療、福祉、教育、司法、産業等の専門機関で活動したい方、臨床心理学を深く学びたい方を求めています。公認心理師及び臨床心理士の受験資格取得を目指し、専門科目の知識や実践力を深めていきます。

### ○心理行動科学コース

心理行動科学コースでは、心理学の知識を深めるとともに認知、学習、発達、社会心理学など、心理学の様々な方法を学び現実の問題に実践的にアプローチしていきます。修了後は、公務員の心理職、法務教官、保護観察官などに就いたり、一般企業や民間団体の専門職を目指したり、大学院博士課程に進学したりします。

## ディプロマ・ポリシー

本専攻の到達目標は、以下の能力を身につける事です。

心理専門職者の業務に必要な高度の知識と技能を習得し、人間の心をめぐる諸問題の解決にあたることのできる能力を身につける

## カリキュラム・ポリシー

教育課程を「総合科目」と、基礎心理学系、応用・実践心理学系の2つの分野からなる「専門科目」から構成します。

1. 「総合科目」には本専攻の教育目標を達成するのに必要不可欠な知識及び技能の修得を目指した必修科目を配置し、最終的に修士論文の作成を行う。
2. 「専門科目」は、心理に関する基礎を学ぶ基礎心理学分野と、それを実践応用する方法を習得または模索する応用・実践心理学分野の2つに分ける。これらの分野のいずれの科目も全て選択科目とすることによって、それぞれの学生が自らの関心に沿って学習できるようにする。

### 【カリキュラムの特徴】

両コースとも修士（心理学）の学位の取得が可能です。

臨床心理学コースでは、公認心理師及び臨床心理士の受験資格取得のため、講義、演習、そして実習の形式で学んでいきます。①十分な事前指導を踏まえて1年次から学外実習を実施し、実践力を養います。②講義と実習が有機的に連関することで、より深い学びが可能になるよう工夫されています。また、教員による丁寧な指導を通じて、実践力のみならず、臨床心理学の発展に寄与する研究能力の育成にも力を入れています。

心理行動科学コースでは、データの統計処理に基づいて論理的に思考し、考察する能力を培う科目群を整備し、脳科学から集団心理まで幅広く心理学の知識を深めることができる科目を配置しています。

## カリキュラム表（心理学専攻）

### 心理学専攻（修士課程）臨床心理学コース

授 業 科 目 名	履修学年と単位数		公認心理師	臨床心理士
	1年次	2年次		
臨床心理学特論	④			○
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	②		○	○
臨床心理面接特論Ⅱ	②			○
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	②		○	○
臨床心理査定演習Ⅱ	②			○
臨床心理基礎実習	②			○
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅲ）		①	○	○
臨床心理実習Ⅱ		①		○
心理学研究法特論A	2			A
臨床心理学研究法特論	2			A
認知心理学特論	2			B
発達心理学特論	2			B
社会心理学特論	2			C
心理療法特論	2			E
投影法特論	2			E
家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2		○	C
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2		○	C
神経生理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		○	D
障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		○	D
教育分野に関する理論と支援の展開	2		○	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		○	
心の健康教育に関する理論と実践	2		○	
心理実践実習Ⅰ	1		○	
心理実践実習Ⅱ	4		○	
心理実践実習Ⅳ		4	○	
特別研究Ⅰ	④			
特別研究Ⅱ		④		

\*○：必修 ABCDE：選択必修（各領域から2単位以上）

### 心理学専攻（修士課程）心理行動科学コース

授 業 科 目 名	履修学年と単位数		修得要件
	1年次	2年次	
心理学研究法特論A	2		12 単位以上
心理学研究法特論B	2		
認知心理学特論	2		
学習心理学特論	2		
神経生理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		
発達心理学特論	2		
社会心理学特論	2		
臨床心理学研究法特論	2		2 単位以上
家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2		
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2		
障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		
教育分野に関する理論と支援の展開	2		
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		
心の健康教育に関する理論と実践	2		
心理学総合演習Ⅰ	④		
心理学総合演習Ⅱ		④	
特別研究Ⅰ	④		
特別研究Ⅱ		④	

## 資格課程（心理学専攻）

### ○公認心理師課程（心理学専攻）

#### ◇公認心理師とは

公認心理師とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいいます。

- (1) 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- (2) 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

#### ◇公認心理師受験資格

公認心理師になるためには公認心理師試験に合格しなければなりません。公認心理師試験の受験資格は、以下の者に付与されます。

- (1) 大学において公認心理師となるために必要な科目として省令で定めるものを修め、かつ、大学院において公認心理師となるために必要な科目として省令で定めるものを修めてその課程を修了した者等
- (2) 大学において公認心理師となるために必要な科目として省令で定めるものを修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- (3) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が（１）及び（２）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

#### ◇公認心理師課程の履修

公認心理師となるために必要な科目を修得できるよう公認心理師課程を置いています。公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、カリキュラム表に記載のある科目のうち、公認心理師の欄に指定（○）のある科目をすべて修得しなければいけません。

### ○臨床心理士課程（心理学専攻）

#### ◇臨床心理士とは

臨床心理士は、臨床心理学に基づいた知識と技術で援助する専門職で、（財）日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている心理専門職です。

#### ◇臨床心理士受験資格

臨床心理士の資格は、心理学を専攻する指定された大学院修士課程を修了後、資格審査に合格した場合、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格です。本大学院は第一種指定校なので、大学院修了後に受験資格が得られます。

#### ◇臨床心理士課程の履修

臨床心理士となるために必要な科目を修得できるよう臨床心理士課程を置いています。臨床心理士の資格を取得しようとする者は、カリキュラム表に記載のある科目のうち、臨床心理士の欄に指定（○）のある科目の全てと、A B C D E と領域の記載がある科目のそれぞれの領域から2単位以上を修得しなければいけません。

※公認心理士及び臨床心理士については、学外実習が義務づけられています。実習費等については、ガイダンス等で指示します。

### ○資格課程費の納入について

実習や資格手続きに必要な費用です。納入時期と金額はガイダンス等でお知らせします。

# 人間学専攻

## 人間学専攻の特色

現代はグローバル化の渦中にあり知識基盤型社会といわれる一方で、ローカリズムとの共存が問題となり、「グローバル」という造語まで登場しています。他方、その造語欺瞞性が多くの識者たちから指摘され、同時に知識循環型社会という形容が妥当という指摘もあります。いずれにしても、知識の中身・質、知識が基盤になることの意味、不幸最小限の社会の可能性を問い続け、分断を超えた「共生」原理を探求することが人間学専攻の役割といえます。

本専攻では、人間存在の基礎を哲学、倫理学、宗教学、キリスト教から学び、人間形成を教育学、認知科学から学び、人間を取り巻く社会制度や人権問題を法学から学びながら、「人間の共生」の原理を「自己の在り方」、「他者との繋がり」、「社会との関わり」という三つの位相から深く切り込んで考えていきます。同時に、研究者として自立するために、研究倫理の厳密性を身につけ修士論文を完成させていきます。

## ディプロマ・ポリシー

本専攻の到達目標は、以下の能力を身につける事です。

1. キリスト教精神の深い造詣、高度な幅広い教養、分野横断的な知見、高い倫理性を有している。
2. 人間の共生に関わる幅広い課題探究、共生の原理を創出する力量を有している。
3. 共生社会の構築に向かう総合的リテラシー（情報の解釈・分析・考察・判断・表現の力量）を有している。

## カリキュラム・ポリシー

1. 学位授与に相応する幅広く深い学識及び研究能力を修得できる科目群を体系的に構成する。
2. 学修課題を体系的に履修する必修科目・選択科目、特論科目・演習科目を適切に編成する。
3. 研究成果・学術情報の適切な収集、研究活動の適切な蓄積、研究報告書・研究発表の学術性、研究倫理等を修得する特別研究を設置する。

### 〔カリキュラムの特徴〕

1. 本専攻のカリキュラムは、必修科目と選択科目から構成され、各々「特論科目」と「演習科目」が設置されています。両者の各科目は、「人間の共生」に関わる課題探求に収斂するよう体系的に履修できます。
2. 研究指導科目の「特別研究」では、指導教員が修士論文や専門領域の研究指導に留まることなく、院生の研究領域を考慮した進路設定への支援などを行うメンターとしても関わりつつ、本専攻の有機的に関連したカリキュラムに基づく教育により、あらゆる事象の本質を見抜く質の高い素養と見識とを身につくよう指導します。

### 〔科目の編成〕

1. 必修科目として「人間共生特論」「人間共生演習」を設置しています。「人間共生特論」は、人間の共生に関わる諸課題を様々な研究分野の最先端の学説を学び、共生を脅かす諸問題を分析し、人間の在り方、あるべき社会を考察していきます。「人間共生演習」は、修士論文作成の基礎（修士論文の到達目標や評価に関するルーブリック）を踏まえ、様々な研究分野の学説史や研究方法を学び人間共生の原理を学んでいきます。
2. 選択科目は、人間の共生に関わる諸問題を分野横断的かつ幅広い視野で追及し、関連する分野の基礎的素養の涵養を図るとともに、学際的な分野に対応しうる能力と専門的知識を活用し応用する能力を体系的に修得できるように設置しています。
3. 研究指導科目として「特別研究」を設置しています。「特論科目」及び「演習科目」において院生が個々の研究課題に取り組む基本的な知識と研究能力を醸成しつつ、「特別研究」ではそれらを集約しながら最終的に修士論文を作成することに向けた研究指導を行います。

## カリキュラム表 修士課程（人間学専攻）

人間学専攻（修士課程）

授業科目名	履修学年と単位数		修得要件
	1年次	2年次	
宗教学特論	2		18 単位以上
聖書学特論	2		
近代思潮	2		
現代思潮	2		
認知科学特論	2		
法学特論	2		
制度経済・政策学特論	2		
教育哲学特論	2		
宗教学演習	2		
聖書学演習	2		
哲学・現代思想演習	2		
人間存在基礎論演習	2		
認知科学演習	2		
法学演習	2		
制度経済・政策学演習	2		
教育哲学演習	2		
人間共生特論	②		
人間共生演習	②		
特別研究		⑧	

## 資格課程（人間学専攻）

### 【教職課程】

#### ◇取得可能な教育職員専修免許状

指定する一種免許状（基礎免許状）を有する者で、修士の学位を取得し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得したときは、基礎免許状に対応する専修免許状が取得できます。

所有している基礎免許状	取得可能な免許状
中学校教諭一種免許状（社会）	中学校教諭専修免許状（社会）
高等学校教諭一種免許状（公民）	高等学校教諭専修免許状（公民）

#### ◇教育職員専修免許状の取得方法

1. 入学前に上記の免許状（基礎免許状）を所有している場合、専修免許状取得のための科目・最低修得単位数は教職課程カリキュラム表の通りです。要件を満たすように履修計画を立ててください。
2. 取得を希望する方は、決められた時期に「資格課程願」を教務課へ提出することが必要です。また、放棄する場合には「資格課程履修放棄願」を提出することが必要となります。詳細については、ガイダンス等で説明します。

#### ◇教育職員専修免許状申請

1. 教育職員免許状の申請は、所定の科目と単位を修得した者について、本学が一括して「教育職員免許状授与願書」等を宮城県教育委員会へ提出します。
2. 申請手続きについてはガイダンスを行います。また、申請に関して申請手数料を徴収します。（一旦納入した申請料は、いかなる理由においても返還いたしません。）

#### ◇教育職員専修免許状交付

教育職員免許状交付は修了式を予定しています。なお、免許状は全ての都道府県で有効です。



◇教員採用試験

公立学校の教員になるためには、各都道府県が毎年行っている教員採用試験に合格しなければなりません。出願期間や試験日等は各都道府県で異なりますので、詳細は各都道府県の教育委員会にお問い合わせください。

また、私立学校の教員になるためには、学校毎に行われる採用試験に合格しなければなりません。募集等は毎年必ず行われるわけではありませので、早い時期からの情報収集が必要です。

◇教職課程カリキュラム表

【中等教育課程】

「中学校教諭専修免許状（社会）」・「高等学校教諭専修免許状（公民）」

免許法施行に定める 科目区分等	授業科目名	単位数	区分	免許取得における 必選		開講 学年
				中 (社会)	高 (公民)	
大学が独自に設定する科目	宗教学特論	2	専門	△	△	1
	聖書学特論	2	専門	△	△	1
	近代思潮	2	専門	△	△	1
	現代思潮	2	専門	△	△	1
	認知科学特論	2	専門	△	△	1
	法学特論	2	専門	△	△	1
	制度経済・政策学特論	2	専門	△	△	1
	教育哲学特論	2	専門	△	△	1
	宗教学演習	2	専門	△	△	1
	聖書学演習	2	専門	△	△	1
	哲学・現代思想演習	2	専門	△	△	1
	人間存在基礎論演習	2	専門	△	△	1
	認知科学演習	2	専門	△	△	1
	法学演習	2	専門	△	△	1
	制度経済・政策学演習	2	専門	△	△	1
教育哲学演習	2	専門	△	△	1	
人間共生特論	2	専門	△	△	1	
免許取得のための最低修得単位数		12 科目 24 単位以上				

# 公共社会学専攻

## 公共社会学専攻の特色

公共社会学専攻は、現代社会が直面する公共的諸課題の解決をめざして学際的に探究し、コミュニケーション能力と発信能力を持って、持続可能な社会の形成・発展に貢献できる人材の養成を目的としています。

公共社会学と関連分野の基本的な素養をもとに、国際人としてのグローバルな視点と地域社会に対するローカルな視点とを合わせ持ち、多文化を理解し尊重できる能力と感受性に優れ、学术界と市民社会・地域社会の橋渡し役となりうるような高度な専門職業人を養成します。

## ディプロマ・ポリシー

本専攻の到達目標は、以下の能力を身につける事です。

1. 公共的諸課題を発見し、総合的かつ分析的に問題を把握する能力
2. 社会学、環境学、経済学、経営学、教育学、文化人類学などの分野横断的な社会科学的知識の習得とそれらを活用する能力
3. 社会調査法を修得し、質的及び量的な資料を収集し、エビデンスに基づいて分析する能力
4. 多様な他者とコミュニケーションし、協働できる能力
5. 社会科学的な学問的知見とエビデンスに裏付けられた具体的な課題解決策を提示しうる能力

本専攻の到達目標を達成し、また修士論文の審査に合格し、所定の単位を取得した学生には、修士（社会学）の学位が授与されます。

## カリキュラム・ポリシー

特別研究を除く必修科目及び選択科目は、それぞれ主に理論的・総論的視角を学ぶ特論と、主に方法論的視角と各論的トピックスを学ぶ演習から構成されています。

1. 必修科目の公共社会学特論および公共社会学演習Ⅰ・Ⅱでは、分野横断的な5つの基本的視角（社会的格差、ジェンダー、産業・労働、環境、市民社会・地域社会）と基盤的な知識を修得します。
2. 選択科目の特論科目では、各ディシプリンの専門性・体系性を重視し、研究関心を深堀するために、環境、地域、教育・文化、経済・経営を焦点とする科目群を配置しています。
3. 選択科目の演習科目は方法論的視角と各論的トピックスを学び、課題解決志向的な研究方法を修得し、報告・討論を通して、相互批判する力を涵養する科目群を環境、地域、教育・文化、経済・経営を焦点に配置しています。
4. 社会調査関連科目では、調査計画の立案、仮説の立て方をはじめ、質的・量的データの収集・分析の技法を修得します。
5. 特別研究は、主教員と複数の副教員からなる複数指導制のもとで、フィールドワークにもとづいて市民社会・地域社会との公共社会学的な対話を実践し、エビデンスに裏付けられた課題解決策を提示する修士論文作成の指導を行う科目として配置しています。

### 【カリキュラムの特徴】

- (1) 全教員が関与する必修科目として「公共社会学特論」（1年前期）、「公共社会学演習Ⅰ」（1年後期）、「公共社会学演習Ⅱ」（2年前期）、「特別研究」（1～2年通年）を設置する。これらの科目は、全教員の協働と連携により実施し、SDGs、社会的格差、ジェンダー、産業・労働、環境、市民社会・地域社会の分野横断的な視角を体得する機会とする。社会的格差に関しては、災害格差、復興格差、地域格差、教育格差、ジェンダー格差、情報格差、経済格差など、格差の多面性・複合性に焦点をあてる。公共的諸課題の解決に関わる学際的探求、柔軟な思考能力の涵養を図る。さらに、研究課題に応じて質的および量的なデータを収集するために適切な社会調査を設計できるように、必修科目として「社会調査法特論」（1年前期）を設置する。
- (2) 選択科目は、公共的諸課題を分野横断的かつ幅広い視野で探究し、関連する分野の基礎的素養の涵養を図るとともに、学際的な分野に対応しうる能力と専門的知識を活用し応用する能力を体系的に修得させるため、コースワークとして設置する。

- 1) 選択科目の「特論科目」（1年次）では、現代的諸課題を経済学および経営学の視点から研究する「環境経済学特論」「地域経営学特論」の科目を設置する。地域社会とのかかわりの中でも、本学が東日本大震災の被災地に近いことを踏まえ、地域・自然環境との関係に焦点をあてる「災害社会学特論」「地域社会学特論」「文化人類学特論」「環境社会学特論」を設置する。教育や人材育成、エンパワーメントなどに焦点をあてた「教育社会学特論」「生涯教育特論」「情報社会学特論」を設置する。
  - 2) 選択科目の「演習科目」（1年後期・2年前期）では、上記「特論科目」に対応し、文献・資料の講読及び解釈を通して公共的諸課題の探究に向かう総合的リテラシーを実践的に修得するとともに、深い洞察に基づく問題解決力の涵養を図る。
  - 3) 特論においても、演習においても、フィールドワークでの知見を重視する。
- (3) 研究指導科目（必修科目）として「特別研究」（1～2年通年）を設置する。「特論科目」及び「演習科目」において学生が個々の研究課題に取り組む基本的な知識と研究能力を醸成しつつ、「特別研究」では最終的に修士論文の作成に向けた研究指導を行う。

## カリキュラム表 修士課程（公共社会学専攻）

授業科目名	履修学年と単位数		修得要件
	1年次	2年次	
公共社会学特論	②		必修科目 16 単位 選択科目 14 単位以上  合計 30 単位以上修得
社会調査法特論	②		
環境社会学特論	2		
災害社会学特論	2		
地域社会学特論	2		
環境経済学特論	2		
地域経営学特論	2		
情報社会学特論	2		
教育社会学特論	2		
生涯教育特論	2		
文化人類学特論	2		
公共社会学演習Ⅰ	②		
公共社会学演習Ⅱ		②	
SDGs 教育演習Ⅰ	2		
SDGs 教育演習Ⅱ		2	
災害復興論演習Ⅰ	2		
災害復興論演習Ⅱ		2	
地域社会学演習Ⅰ	2		
地域社会学演習Ⅱ		2	
環境経済学演習Ⅰ	2		
環境経済学演習Ⅱ		2	
地域経営学演習Ⅰ	2		
地域経営学演習Ⅱ		2	
メディア文化論演習Ⅰ	2		
メディア文化論演習Ⅱ		2	
多文化理解演習Ⅰ	2		
多文化理解演習Ⅱ		2	
生涯教育演習Ⅰ	2		
生涯教育演習Ⅱ		2	
公共人類学演習Ⅰ	2		
公共人類学演習Ⅱ		2	
社会調査研究法演習		2	
特別研究（修士論文）		⑧	

## 資格課程（公共社会学専攻）

### 【専門社会調査士資格認定について】

#### 〈社会調査士の資格を有する場合〉

社会調査士の資格を持つ者が、大学院でより専門的な資格認定に必要な科目を受講し、調査の企画や運営管理、報告書の執筆能力など、高度な実践能力があると認められた人に与えられる資格が「専門社会調査士」です。社会調査士の資格を持つ者が、公共社会学専攻の所定の科目を受講し単位を修得した場合、専門社会調査士資格を取得することができます。

#### 対象科目

社会調査法特論

社会調査研究法演習

社会心理学特論（心理学専攻開設科目）

#### 〈社会調査士の資格を有しない場合〉

社会調査士の資格を持たない者には、2年間で円滑に専門社会調査士の資格を取得できるようにします。

#### ●社会調査士の資格取得

①人文社会学類で社会調査士に必要な科目を科目等履修生として聴講する。

②放送大学および一般社団法人社会調査協会の提供科目を活用する。

#### ●専門社会調査士資格取得

公共社会学専攻の所定の科目を受講する。（上記の対象科目）

# 健康栄養科学専攻

## 健康栄養科学専攻の特色

本専攻は、「食」と「健康・栄養」をとりまく諸問題、すなわち保健・医療・福祉・介護など社会のさまざまな場で展開される健康づくり支援システムの現状に関して、特に栄養・食生活の分野から適切に評価するとともに、システム構築に寄与しうる高度な専門知識及び技能を有する指導者・研究者を養成することをその主な目的としています。

## ディプロマ・ポリシー

本専攻の到達目標は、以下の能力を身につける事です。

自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる専門職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する。

## カリキュラム・ポリシー

教育課程を「総合科目」と、栄養科学、健康栄養デザインの2つの領域からなる「専門科目」から構成する。

1. 「総合科目」には本専攻の教育目標を達成するのに必要不可欠な知識及び技能の修得を目指した必修科目を配置し、最終的に修士論文の作成を行う。
2. 「専門科目」は、栄養に関する基礎を学ぶ栄養科学領域と、それを実践応用する方法を習得または模索する健康栄養デザイン領域の2つに分ける。これらの領域のいずれの科目も全て選択科目とすることによって、それぞれの学生が自らの関心に沿って学習できるようにする。

### 【カリキュラムの特徴】

1. 健康と栄養に関する専門的知識修得を目指した体系的なカリキュラム  
大学院教育の導入として総合科目に「健康栄養科学概論」を配置し、栄養科学、健康栄養デザインのいずれの領域を主とする学生にとっても、現代の健康と栄養に関する課題を俯瞰できるようになっています。  
さらに、栄養科学、健康栄養デザイン両領域に配置した7つの専門科目によって、食と栄養に関する高度な専門的知識を体系的に修得できます。
2. 幅広い視野を身につけるための関連領域科目をも選択できるカリキュラム  
総合科目に配置した「健康栄養科学概論」を必修科目とし、現代の栄養関連分野に関する諸課題を広い視野から捉えることができるようにするとともに、研究テーマの領域にかかわらず、専門科目は全て選択可能とすることによって、研究テーマに関連する分野も学べるようになっています。すなわち栄養科学、健康栄養デザイン両領域に配置した専門科目はすべて選択とし、特定の分野に偏ることなく、幅広く食と栄養に関して高度な専門的知識が修得できるように考えられています。
3. 高度な専門職（あるいは研究者）として必要な能力・技法を身につけるための教育プログラム  
総合科目に配置した「特別研究」によって、学生は自らの関心に依じて選択したテーマについて教員の指導のもとに研究を行います。指導教員は、研究に必要な技術・手技あるいは調査・分析方法等について適宜指導を行い、高度専門職あるいは研究者としての能力の涵養に努めます。また、総合科目に配置した「基礎演習」での専門的外国文献の講読等を通して、海外の最新情報にアクセスできる能力を養うとともに、「総合演習」などを通じて、プレゼンテーションや討論能力の向上を図ることで高度な専門職としての実践力を身につけます。そして、修士学位論文の作成を通して、学生が自らの研究結果を公表するための手段としての論文作成の重要性を認識し培うよう指導します。

### 【科目の編成】

1. 『総合科目』と「栄養科学」「健康栄養デザイン」の2つの領域から成る『専門科目』による編成  
『総合科目』には本専攻の教育目標を達成するのに必要不可欠な知識及び技能の習得を目指した必修科目を配置したのに対して、『専門科目』には、「栄養科学領域」と「健康栄養デザイン領域」の二つがあります。「栄養科学領域」は、栄養学に関連する基礎について最新の知識と技術を習得することをねらいとし、「健康栄養デザイン領域」は、健康づくりをデザインできる実践力を高めることを意図しています。
2. 学生の関心に柔軟に対応できる選択履修を重視した編成

『総合科目』に配置された科目は必修ですが、『専門科目』については栄養科学、健康栄養デザイン領域のいずれの科目も全て選択とし、それぞれの学生が関心に応じて学習できるように、教育課程に柔軟性を持たせる編成となっています。

## カリキュラム表 修士課程（健康栄養科学専攻）

授業科目名	履修学年と単位数		修得要件
	1年次	2年次	
栄養科学特論Ⅰ	2		※栄養科学演習、健康デザイン演習どちらか1つ選択 その他の科目から10単位以上選択 合計12単位以上
栄養科学特論Ⅱ		2	
栄養科学特論Ⅲ	2		
栄養科学演習 ※	2		
健康栄養デザイン論Ⅰ	2		
健康栄養デザイン論Ⅱ		2	
健康栄養デザイン論Ⅲ	2		
健康栄養デザイン論Ⅳ		2	
健康栄養デザイン演習 ※	2		
健康栄養科学概論	②		
基礎演習		④	○：必修科目
総合演習		④	
特別研究		⑧	



# 「修士」の学位取得

## 1. 研究科を修了して「修士」の学位を取得するには

修士課程は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力のみならず、さらにこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこと」を目的としています。標準修業年限は原則として2年です。修了するためには、心理学専攻臨床心理学コースが選択科目6単位以上、必修科目24単位の計30単位以上、心理学専攻心理行動科学コースが選択科目14単位以上、必修科目16単位の計30単位以上、人間学専攻が選択科目18単位以上、必修科目12単位の計30単位以上、公共社会学専攻が選択科目14単位以上、必修科目16単位以上の計30単位以上、健康栄養科学専攻が選択科目12単位以上、必修科目18単位の計30単位以上の修得が必要です。さらに研究指導を受け、修士学位論文審査と最終試験に合格することが必要です。これらを修了するとそれぞれの修士の学位が授与されます。

## 2. 取得学位

修士（心理学） 修士（学術） 修士（社会学） 修士（栄養学）

# 「修士学位論文」の提出の流れ

## 1. 研究テーマ・指導教員の決定

1年次 5月

## 2. 「修士学位論文題目届」（様式1）を教務課へ提出

2年次 9月事務取り扱い日末日

## 3. 修士学位論文の提出

2年次 1月事務取り扱い日末日15:00 提出日時厳守

- ・本人が直接教務課に提出し、受領書を受け取ってください。（郵便・電子メール・FAXでの提出はできません。）
- ・事情によっては指導教員の代理提出を認めることもあります。
- ・本人確認のため学生証が必要です。
- ・次のものをファイルに綴じて提出してください。

〈提出物〉

- ①学位申請書〔様式2〕
- ②修士学位論文提出承認書〔様式3〕  
指導教員の署名、承認印を受けてください。
- ③修士学位論文（3部）
  - ・表紙には、「提出年度、論文題目、指導教員、入学年度、学籍番号、氏名」を明記してください
  - ・用紙はA4判縦長白紙とし、横書きで作成してください。（12ポイント40文字、38行程度）
  - ・構成は、表紙、目次、要約、本文、引用文献、資料とします。
- ④論文概要書〔様式4〕（3部）
  - ・日本語で1000字程度とします。

## 4. 修士学位論文の審査

2年次 2月

修士概論分提出の申請用紙について

様式1「修士学位論文題目届」  
様式2「学位申請書」  
様式3「修士学位論文提出承認書」  
様式4「修士学位論文概要書」

上記の書類については、  
Campusmate-Jのキャビネットに  
保管しています。

# 長期履修学生制度

長期履修学生制度は、職業等に従事しながら学習を希望する社会人学生の就学の便宜と授業料の軽減を図る目的で、標準修業年限（2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し修了することができる制度です。

## 1. 対象者（申請資格）

- ① 企業などの常勤の職員又は自営業者
- ② 出産、育児、介護などを行う必要がある者
- ③ 研究科委員会が適当と認める者

## 2. 申請手続き

（入学志願者）出願と同時に次の書類を入試課へ提出してください。

（在 学 生）指導教員と相談し、原則として1年次の場合は2月末日、2年次の場合は8月末日までに次の書類を教務課に提出してください。

- ① 長期履修学生制度申請書（様式1）
- ② 在職証明書又は在職が確認できる書類（申請資格①に該当する者）
- ③ 長期履修学生を申請する理由が確認できる書類（申請資格②または③に該当する者）

## 3. 在学期間及び在学期間の短縮

- ・在学期間は最長4年間です。（休学期間は含みません）
- ・許可された在学期間の短縮を希望する場合は、指導教員に相談し、長期履修学生在学期間短縮申請書（様式2）を前年度9月末日までに教務課に提出してください。

## 4. 授業料

	在学期間	長期履修学生の学納金年額（※前期・後期に分けて納付）
1年次から長期履修	3年	学納金（年額）×2年（標準修業年限）÷3年（在学期間）
	4年	学納金（年額）×2年（標準修業年限）÷4年（在学期間）
2年次から長期履修	3年	1年次：正規学納金（年額） 2、3年次：正規学納金（年額）÷2年（残余の在学期間）
	4年	1年次：正規学納金（年額） 2、3、4年次：正規学納金（年額）÷3年（残余の在学期間）

※ 長期履修に関する学納金の扱いについては経理課に相談してください

# 教育訓練給付制度

一定の条件を満たした方は、修了後に最大10万円が給付される教育訓練給付制度（一般教育訓練）に申請することができます。

\*有職・非有職であるかを問わず、社会経験2年以上の方を対象としています。

# 学群開講科目の履修

大学院では、学群の開講科目を履修することができます。

大学の科目等履修生規程に基づいて、所定の履修願書を教務課へ提出してください。詳しくは教務課窓口でご相談ください。



# 学則・諸規程

## 尚綱学院大学

尚綱学院大学学則	155
履修・単位認定に関する規程	170
試験における不正行為等に関する細則	170
成績評価確認の申し立てに関する細則	170
試験施行細則	171
他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程	171
「放送大学との単位互換」における指定科目の受講等に関する細則	172
大学又は短期大学以外の教育施設等における学修に関する規程	172
技能審査による単位認定に関する細則	172
入学前の既修得単位の認定に関する規程	173
GPA制度に関する運用規程	173
復学者の9月卒業に関する細則	173
健康栄養学群健康栄養学類進級基準に関する細則	174
編入学規程	174
転入学に関する規程	174
学生の留学に関する規程	175
再入学に関する規程	175
転学類に関する規程	176
科目等履修生規程	176
尚綱学院大学入学時特待生に関する規程	177
尚綱学院大学在学特待生に関する規程	177
尚綱学院大学チャレンジ奨励制度に関する規程	178
尚綱学院大学障害学生支援に関する基本方針	178
尚綱学院大学障害学生支援ガイドライン	179
尚綱学院大学障害学生支援委員会規程	180
尚綱学院大学障害学生修学支援規程	180
尚綱学院大学学生支援センター規程	181
尚綱学院大学学内ワークスタディに関する規程	181
尚綱学院大学外国人留学生チューター制度に関する規程	182
尚学会会則	182
尚学会会則細目	183
尚綱学院大学尚学会学資援助金規程	183

## 尚綱学院大学大学院

尚綱学院大学大学院学則	184
学位規程	189
長期履修学生規程	190
履修・単位認定に関する規程	191
科目等履修生規程	191
特別聴講生規程	192
研究生規程	192
尚綱学院大学大学院総合人間科学研究科臨床心理相談室内規	193

## 尚綱学院大学・大学院 共通

尚綱学院大学高等教育の修学支援新制度による授業料等減免規程	195
尚綱学院大学外国人留学生規程	195
尚綱学院大学私費外国人留学生納付金減免規程	196
尚綱学院大学研究倫理綱領	196
図書館利用規程	197
車両通学規程	198
尚綱学院大学スクールバス運行管理規程	199
尚綱学院大学学生懲戒規程	199
尚綱学院大学大学院・尚綱学院大学納付金納入に関する規程	201
尚綱学院大学貸与奨学金規程	202
海外研修奨学金規程	203
尚綱学院クリスチャン奨学金規程	203
同窓会会則	204
後援会規約	205
尚綱学院大学学生のためのソーシャルメディアガイドライン	206

## 学生会関連規約

学生会規約	207
クラブハウス「しおん」使用規程	209





## 第1章 目的及び使命

(目的)

- 第1条 本学は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究すると共に、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- 2 本学の設置する学群、学類における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については、別表1のとおりとする。

(自己点検及び自己評価)

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う。
- 2 前項の点検及び評価の結果について、定期的に外部評価及び認証評価を受け、その結果を公表する。
- 3 点検・評価の内容、実施方法及びその結果の活用等については、別に定める。

(情報の公表)

- 第3条 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、第三者評価等の結果について、刊行物、広報物等において、積極的に情報を公表する。

(教育内容及び教育方法の改善)

- 第4条 本学は、教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努める。

## 第2章 組織、学生定員、修業年限及び在学年限

(組織)

- 第5条 本学に、学校教育法第85条但し書きに定める組織として、学群及び学系を置く。
- 2 前項の学群は、教育上の目的及び機能に応じて組織するものとし、学群には教育上の目的及び機能に応じて、学類を置く。その種類及び定員は、次のとおりとする。

学群	学類	入学定員	編入学定 (3年次)	収容定員
人文社会学群	人文社会学類	200名	4名	808名
心理・教育学群	心理学類	60名	2名	244名
	子ども学類	80名	2名	324名
	学校教育学類	40名	2名	164名
健康栄養学群	健康栄養学類	80名	-	320名

- 3 人文社会学群人文社会学類に、教育目標に応じて次の履修領域を設ける。  
現代社会領域  
地域実践領域  
共生環境領域  
国際文化領域  
メディア表現領域
- 4 心理・教育学群学校教育学類に、教育目標に応じて次の履修領域を設ける。  
小・中学校(国語)領域  
小・中学校(保健体育)領域  
小・特別支援学校領域
- 5 第1項の学系は、研究上の目的に応じ、かつ、研究成果を教育展開に有機的に融合させるため組織するものとし、その種類、その他必要な事項は、別に定める。

- 第6条 本学に、大学院を置く。  
大学院は、総合人間科学研究科心理学専攻、総合人間科学研究科人間学専攻、総合人間科学研究科公共社会学専攻、総合人間科学研究科健康栄養科学専攻の四専攻をもって構成する。
- 2 大学院に関する学則は、別に定める。

(修業年限)

- 第7条 本学の修業年限は、4年とする。
- 2 第15条によって3年次に編入学した者の修業年限は、前項の規定にかかわらず2年とする。
- 3 再入学及び転入学した者の修業年限は、別に定める。

(在学年限)

- 第8条 第14条によって入学した者の在学年限は、8年とする。

- 2 第15条によって3年次に編入学した者の在学年限は、4年とする。
- 3 再入学及び転入学した者の在学年限については、別に定める。

## 第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

- 第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

- 第10条 学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日より9月30日まで  
(2) 後期 10月1日より翌年3月31日まで

- 2 前項に定める前期の終わり及び後期の始まりは、学事暦において適切な月日に変更することができる。
- 3 第1項に定める各学期を前半及び後半に分けることができる。

(授業期間)

- 第11条 学年中の授業期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

- 第12条 休業日を下記のとおりとする。

- (1) 日曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3) 創立記念日 11月24日  
(4) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める本学の学事暦による。

- 2 必要がある場合、学長は臨時に休業日を定め、若しくは変更することができる。

- 3 第1項に定める休業日でも、特別の理由があるときは、授業を実施することができる。

## 第4章 入学、編入学、留学、及び退学、休学、復学、除籍等

(入学時期)

- 第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者  
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者  
(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者  
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者  
(5) 文部科学大臣の指定した者  
(6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)  
(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(編入学)

- 第15条 本学に編入学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て学長が3年次に編入を許可する。

- 2 本学に編入することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者  
(2) 他大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者  
(3) 学士の学位を有する者  
(4) 高等専門学校を卒業した者  
(5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が、1,700時間以上の専門課程を修了した者  
(6) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

- 3 その他編入学に関する事項は、別に定める。



(出願手続)

第16条 本学への入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

- 2 入学検定料は、別に定める。
- 3 入学検定料は、納入後、いかなる理由があっても返還しない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日以内に所定の書類を提出するとともに所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(留学の許可)

第19条 本学と協定を締結している外国の大学（短期大学を含む。）又は学長が認定した外国の大学（短期大学を含む。）で、学修を希望する者は、所定の手続きにより留学の許可を受けなければならない。

- 2 その他、留学に関する事項は、別に定める。

(再入学・転入学・転学類)

第20条 再入学、転入学若しくは転学類を希望する者がある場合は、大学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 その他再入学、転入学若しくは転学類に関する事項は、別に定める。

(他大学等への転入学)

第21条 他大学への転入学を志願しようとする者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第22条 本学をやむを得ない理由によって退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学生が死亡した場合は、死亡をした日をもって退学とする。

(休学)

第23条 疾病その他特別の理由により3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第24条 休学期間は、1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、引き続き許可を願い出ることができる。

- 2 休学期間は、4年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、第8条の在学年限には加算しない。

(復学)

第25条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長に願い出たその許可を得、学期の始めより復学することができる。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第24条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) その他就学継続の意思がないと認められる者

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第27条 本学においては、学群及び学類等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成にあたっては、学群及び学類に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮する。
- 3 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当し編成する。
- 4 自由科目の修得単位数は、第48条に定める卒業要件単

位数に算入しない。

(授業科目)

第28条 授業科目を教養教育科目、専門教育科目に分けて、別表2のとおりとする。

- 2 前項に定めるものの他、免許、資格の取得に関する科目を置き、別表3のとおりとする。

(授業の方法)

第29条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(履修の要件)

第30条 各学類における授業科目、必修・選択の別、及び単位数については、別表2のとおりとする。

(履修の上限)

第31条 学生が、各学年にわたり適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位の上限を定めることができる。

- 2 各学類の履修登録単位数の上限については、別に定める。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については相応の時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じた時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

(教職課程)

第33条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。その他の事項は、別に定める。

学群	学類	免許状の種類	教科・領域
人文社会学群	人文社会学類	中学校教諭一種免許状	社会
		中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	英語
心理・教育学群	子ども学類	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
	学校教育学類	中学校教諭一種免許状	国語
		中学校教諭一種免許状	保健体育
		特別支援教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
健康栄養学群	健康栄養学類	栄養教諭一種免許状	

(栄養士課程及び管理栄養士課程)

第34条 健康栄養学群健康栄養学類の学生で栄養士の資格及び管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、栄養士法並びに同法施行規則及び管理栄養士学校指定規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

(保育士課程)

第35条 心理・教育学群子ども学類の学生で保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法並びに児童福祉法施行規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しな

ければならない。その他の事項は、別に定める。

(学芸員課程)

第36条 学芸員資格を得ようとする者は、博物館法並びに博物館法施行規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

(社会教育主事課程)

第37条 社会教育主事の資格を得ようとする者は、社会教育法並びに社会教育主事講習等規程に則り、本学が開設する授業科目を履修し単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

(公認心理師課程)

第38条 心理・教育学群心理学類の学生で公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法並びに同法施行規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

(食品衛生課程)

第39条 健康栄養学群健康栄養学類の学生で食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を得ようとする者は、食品衛生法及び同施行令に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第40条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第41条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第42条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第43条 本学以外で修得した授業科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(成績)

第44条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

第45条 成績評価は、S、A、B、C、F、Nをもって示し、S、A、B、C、Nを合格とする。

- 2 成績評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100～90点	S
89～80点	A
79～70点	B
69～60点	C
59点以下	F

- 3 本学以外で修得した授業科目及び別に定める授業科目の認定は、Nをもって示すものとする。

第46条 履修方法並びに単位認定に関するその他の事項は、別に定める。

(進級基準)

第47条 進級基準については、学類ごとに別に定めることができる。

## 第6章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第48条 本学を卒業するためには、授業科目の区分ごとに定める最低修得単位数を満たすとともに、別に定める規程に従って履修し、下記の表に定める卒業要件単位数を修得しなければならない。

- 2 上記の学類卒業の要件には、他学類専門教育科目も卒業要件に含める事ができる。
- 3 他学類専門教育科目は、別に定める。

区分	人文社会学群	心理・教育学群			健康栄養学群
	人文社会学類	心理学類	子ども学類	学校教育学類	健康栄養学類
教養教育科目	33	33	33	33	33
専門教育科目	76	60	82	85	75
総単位数	124	124	124	124	124

(卒業の認定)

第49条 本学に4年以上在学し、本学学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、卒業に必要な単位を特に優秀な成績で修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定することができる。
- 4 前項の早期卒業に関する要件は、別に定める。

(学士の学位)

第50条 卒業した者に対し、次の区分に従って、学士の学位を授与する。

学群	学類	学位
人文社会学群	人文社会学類	学士(人文社会学)
心理・教育学群	心理学類	学士(心理学)
	子ども学類	学士(教育学)
	学校教育学類	学士(教育学)
健康栄養学群	健康栄養学類	学士(栄養学)

## 第7章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(学納金等の納入)

第51条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表4のとおりとする。

第52条 授業料は、前期、後期の2期に分け、それぞれ半額を前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納入しなければならない。

第53条 編入学、転入学、再入学、及び退学、休学、復学の場合の授業料、その他の納付金については、別に定める。

第54条 既納の学納金は、別の定めによるもののほかこれを返還しない。

## 第8章 教職員組織

(教職員)

第55条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、実験助手、事務職員、専門職員、校務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 学長の職務を補佐するため、副学長を置く。

## 第9章 教授会及び学系協議会

(教授会の構成員及び審議事項)

第56条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、並びに専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。
- 3 教授会には、学長が必要と認めるときには、教授会構成員以外の者を陪席させることができる。
- 4 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学、卒業に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べる事ができる。

- 6 前項に定めるものの他、教授会運営に関する必要な事項

は、別に定める。  
(学系協議会)  
第57条 本学に、学系協議会を置く。  
2 学系協議会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

## 第10章 外国人留学生 及び 外国人交換留学生 (留学生の許可)

第58条 外国人で、大学で教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。  
2 外国の大学又は、短期大学との協定に基づき、当該学生が本学の授業科目の一部について履修を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを外国人交換留学生として許可することができる。  
3 外国人留学生及び外国人交換留学生に関するその他の事項は、別に定める。

(修了証書の授与)

第59条 学長は、留学を修了した外国人交換留学生に対して、留学修了証書を授与する。

## 第11章 科目等履修生 (履修の許可)

第60条 本学の特定の授業科目について科目等履修を志望する者がある時、本学は、正規の学生の修学を妨げない範囲において、教授会の議を経て学長が科目等履修生として履修を許可することができる。  
2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第12章 生涯学習 (生涯学習の開設)

第61条 本学は、社会人の生涯にわたる学習や文化の向上に資することを目的として、生涯学習に関する事業を行うことができる。  
2 生涯学習事業に関して必要な事項は、別に定める。

## 第13章 賞 罰 (表彰)

第62条 品行方正で学業成績が優秀な者は、教授会の議を経て学長がこれを賞する。

(懲 戒)

第63条 本学の諸規程に違反し学生の本分に背いた行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。  
2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。  
3 前項の退学は、次の各項に該当する者に対して行う。  
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者  
(2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者  
(3) 正当の理由がなくて出席常でない者  
(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者  
4 懲戒処分基準及びその手続きについては、別に定める。

## 第14章 奨学制度 (奨学制度の設置)

第64条 学生の奨学に資するため、奨学制度を置く。  
2 奨学制度については、別に定める。

## 第15章 附属幼稚園

第65条 本学に附属幼稚園を置く。その園則は、別に定める。

## 第16章 附属施設及び機関 (図書館の設置)

第66条 本学に図書館を置く。  
2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(センターの設置)

第67条 本学にセンターを置く。  
2 センターに関して必要な事項は、別に定める。

(研究機構の設置)

第68条 本学に総合人間科学研究機構を置く。  
2 総合人間科学研究機構に関して必要な事項は、別に定める。

(出版会の設置)

第69条 本学に尚絅学院大学出版会を置く。  
2 尚絅学院大学出版会に関して必要な事項は、別に定める。

## 第17章 学則の改正

第70条 本学則の改正は、教授会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正された第 5 条、第 7 条、第 47 条、第 49 条については、平成 27 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正された別表 2 については、平成 27 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正された第 28 条については、平成 27 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3. 改正された第 15 条、第 52 条については、平成 28 年の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正された第 5 条、第 33 条及び別表 2、別表 4 については、平成 29 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

3. 改正された第 3 条、第 8 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 31 条及び第 48 条については、平成 29 年度の入学生及び現に在学する学生に適用する。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正された第 38 条及び別表 2 - 2 については、平成 30 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正された第 38 条及び別表 2 - 2 については、平成 30 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正された第 5 条、第 20 条、第 27 条、第 30 条、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 47 条、第 48 条、第 50 条、別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 については、平成 31 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

3. 総合人間科学部表現文化学科、人間心理学科、子ども学科、現代社会学科、環境構想学科及び健康栄養学科は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 30 年度以前の入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。

附 則

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2. 令和元年以前の入学生については、従前の学則とする。



附 則

- 本学則は、令和5年4月1日から施行する。  
 2. 改正された第5条、第6条、第22条、第48条、別表2-2、別表2-3、別表2-5、別表3-3については、令和5年度入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

附 則

- 本学則は、令和6年4月1日から施行する。  
 2. 改正された第48条、別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5については令和6年度入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。  
 ただし、別表2-1の自由科目から選択科目への変更については、令和5年度入学生から適用する。

別表1 (学則第1条第2項：各学群各学類の目的)

学群・学類	養成する人材像・教育研究上の目的
人文社会学群 人文社会学類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現代社会の様々な課題に明確な問題意識を持って向き合い、他者と協働して課題解決に貢献できる人材を養成する。</li> <li>●現代の社会とそれを構成する人間についての理解、及び人間が生み出す文化、コミュニティ、及びそれらの相互関連や人間や社会の環境との関わりを理解し、複眼的視点で現代社会の課題解決に主体的に取り組む能力を身につけることを目的とする。</li> </ul>
心理・教育学群	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな想像力と他者への共感力を有し、理論に裏付けられた高度な教育学的・心理学的専門性と実践力を身につけた専門家を養成する。</li> <li>●人間の心や行動、発達や人間関係などを科学的に研究でき、同時に地域社会のために適用し実践できる能力の修得を目指す。</li> </ul>
心理学類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人間を様々な角度から理解し、他者への想像力が豊かで、共感力をベースとしたカウンセリングマインドをもった人材を養成する。</li> <li>●様々な心理学を学び、人の心の働きと行動のメカニズムや法則性をデータに基づいた実証的な態度で科学的に解明する。深い洞察力と同時に人や地域に役立つ実践的な学問を身につけることを目的とする。</li> </ul>
子ども学類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもに関する十分な知識と援助技術を身に付け、子どもの最善の利益を守る倫理観を有する感性豊かな人材を養成する。</li> <li>●子どもを科学的・総合的に理解し、その全人的な成長・発達に向けた支援と教育に取り組み、保護者の相談や対応に優れ、地域の子育て支援にも貢献できる「子どもの専門家」としての能力の修得を目指す。</li> </ul>
学校教育学類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様化する学校教育現場に即応できる資質・能力を身に付け、児童・生徒・保護者と信頼関係を築くことができる専門家、及び子ども一人ひとりに学ぶ楽しさ、知る喜びを味わわせることのできる教育の専門家を養成する。また、小学校教育と中学校教育を視野に入れた高い水準の理論と実践力を身につけた専門家を養成する。</li> <li>●学校教育現場の課題を解決する能力、分る授業を展開する能力の修得を目的とする。また、児童・生徒、保護者との人間関係調整能力、及び自己啓発力を身に付け何事にも意欲的、主体的に取り組む能力の修得を目的とする。</li> </ul>
健康栄養学群 健康栄養学類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「食と健康」に関する専門知識や技術を習得するとともに、人を思いやる心や人に伝えるコミュニケーション能力を持った人間性豊かな人材を養成する。</li> <li>●個々の生活者の生活環境や特性に応じた望ましい生活のあり方を食・栄養を中心に提案し、その実現に向けて総合的に支援できる能力を身につけることを目的とする。</li> </ul>

別表2-1 (学則第28条第1項及び第30条：人文社会学群 人文社会学類)

授業科目名	単位数			備 考	
	必 修	選 択	自 由		
教養教育科目	キリスト教概論Ⅰ	1			3単位
	キリスト教概論Ⅱ	1			
	尚綱学	1			
	日本の言語文化		2		2単位以上
	哲学		2		
	日本近代史とキリスト教		2		2単位以上
	倫理学		2		
	市民教育		2		2単位以上
	キリスト教と現代社会		2		
	人権論		2		2単位以上
	福祉社会論		2		
	心の科学		2		2単位以上
	生命の科学		2		
	生活と化学		2		2単位以上
	植物の科学		2		
	生活環境論		2		2単位以上
	健康と栄養		2		
	健康・スポーツA (講義・実技)		1		2単位以上
	健康・スポーツB (講義・実技)		1		
	芸術論		2		2単位以上
音楽と表現		1			
キリスト教と音楽		1		2単位以上	
異文化理解		2			
日本とアジアの歴史		2		2単位以上	
世界の宗教と文化		2			
グローバル化と異文化社会の理解		2		2単位以上	
東北の歴史と文化		2			
東北の産業と地域社会		2		2単位以上	
東北の自然環境		2			
異分野コラボレーション演習		1		4単位以上	
AI 社会とデータサイエンス	2				
情報リテラシー	1			4単位以上	
情報処理演習		1			
情報倫理		2		4単位以上	
基盤演習 (ライティングを含む)	2				
日本語表現法		2		10単位以上	
英語リーディング	2				
英語コミュニケーション	2			10単位以上	
英会話 (リスニング・スピーキング)		2			
英語ライティング		2		10単位以上	
発展リーディング		2			
資格英語		2		10単位以上	
英語で学ぶ文化		2			
ドイツ語Ⅰ		2		10単位以上	
ドイツ語Ⅱ		2			

	フランス語Ⅰ		2		
	フランス語Ⅱ		2		
	韓国語Ⅰ		2		
	韓国語Ⅱ		2		
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	日本語と日本事情Ⅰ		2		
	日本語と日本事情Ⅱ		2		※外国人留学生のみ
	キャリアデザインⅠ	2			※外国人留学生のみ
	キャリアデザインⅡ		1		4単位以上
	キャリア形成実習		2		
	キャリアアップセミナー		2		
	生涯学習論		2		
	チャレンジポートフォリオⅠ		1		
	チャレンジポートフォリオⅡ		1		
	チャレンジポートフォリオⅢ		1		
専門教育科目	人文学入門	2			8単位以上
	社会学入門	2			
	現代社会論		2		
	現代社会演習		2		
	地域実践論		2		
	地域実践実習		2		
	共生環境論		2		
	共生環境実習		2		
	国際文化論		2		
	メディア表現論		2		
	メディア表現基礎演習		2		
	地域文化論		2		42単位以上
	文化人類学		2		
	文化と社会		2		
フランス近現代思想		2			
現代の倫理		2			
教育社会学		2			
家族社会学		2			
環境社会学		2			
公共社会学		2			
災害社会学		2			
政治社会学		2			
国際社会論		2			
地域社会論		2			
都市社会論		2			
消費社会論		2			
ミクロ経済学		2			
マクロ経済学		2			
経済政策		2			
日本経済論		2			
財政学		2			
地方財政論		2			
金融論		2			
経営学入門		2			
経営戦略論		2			
マーケティング論		2			
簿記論		2			
財務諸表論		2			
政治学		2			
国際政治論		2			
政治哲学		2			
行政学		2			
公共政策論		2			
地方自治論		2			
法学（国際法を含む）		2			
憲法		2			
行政法Ⅰ		2			
行政法Ⅱ		2			
民法Ⅰ		2			
民法Ⅱ		2			
消費者法		2			
労働法		2			
社会保障論		2			
社会福祉論		2			
地域づくり論		2			
ファシリテーション論		2			
園芸植物と人・社会		2			
コミュニティデザイン論		2			
社会教育計画論		2			
地域支援論		2			
NPO・ボランティア論		2			
学校と地域連携		2			
少子高齢社会論		2			
地域経済論		2			
地域農業論		2			
地域データ分析		2			
地域エネルギー論		2			
地場産業・企業研究		2			
観光論		2			
環境と経済		2			

持続可能な観光	2
持続可能な農村論	2
人文地理学概論	2
自然地理学概論	2
地誌概論	2
生活文化論	2
世界史概論	2
日本史概論	2
地域史	2
歴史資料論	2
文化財論	2
博物館論	2
ミュージアムデザイン論	2
社会科学のための数学	2
統計学	2
統計学実践	2
社会調査入門	2
社会調査法	2
質的調査	2
情報収集・分析	2
社会調査実習	4
住環境論	2
地域防災システム論	2
環境教育論	2
地域資源論	2
動植物と生息環境	2
共生環境 CAD 実習	2
環境評価	2
共生まちづくり論	2
地域資源デザイン	2
森林保全論	2
景観計画論	2
景観デザイン演習	2
共生地域マネジメント論	2
里地里山整備論	2
もの作り・文化	2
異文化フィールドワーク	2
ワールドシネマ	2
世界遺産論	2
アフリカ論	2
宗教思想	2
外国語としての日本語	2
ディアスポラ学	2
国際ビジネス文化論	2
民族学	2
平和学	2
アジア文化論	2
東アジア文化論 (中国)	2
東アジア文化論 (韓国)	2
東アジア文化演習 I	2
東アジア文化演習 II	2
東南アジア論	2
チャレンジ言語 A	2
チャレンジ言語 B	2
チャレンジ言語 C	2
キリスト教美術	2
ラテンアメリカ文化論	2
イギリス文化論	2
ヨーロッパの歴史と文化	2
アメリカ文化論	2
英米文学史	2
英米文学論	2
異文化コミュニケーション学	2
キリスト教文化	2
英米文学演習	2
英米児童文学論	2
映画文化論	2
視覚文化論	2
日本語論	2
プレゼンテーション概論	2
プレゼンテーション演習	2
言語論	2
視覚表現論	2
メディア論	2
美術の歴史	2
言語表現演習	2
視覚表現演習	2
ストーリー制作論	2
出版文化論	2
現代アート論	2
ストーリー制作演習	2
社会言語論	2
写真論	2
表象論	2
マンガ・コミック研究	2
映画批評演習	2



SF・ファンタジー小説論		2		
アート・マネジメント論		2		
英文法		2		
英語学概論		2		
英語史		2		
英語音声学		2		
英語発音・聴解演習		2		
Listening and Speaking I			2	
Listening and Speaking II			2	
Listening and Speaking III			2	
Listening and Speaking IV			2	
Reading and Writing I			2	
Reading and Writing II			2	
Reading and Writing III			2	
Reading and Writing IV			2	
Academic Writing I	2			
Academic Writing II	2			
Academic Reading I	2			
Academic Reading II	2			
Oral Presentation I	2			
Oral Presentation II	2			
Discussion Skills I	2			
Discussion Skills II	2			
実践韓国語 I	2			
実践韓国語 II	2			
実践韓国語 III	2			
実践韓国語 IV	2			
実践中国語 I	2			
実践中国語 II	2			
実践中国語 III	2			
実践中国語 IV	2			
専門演習	2			
卒業研究 I	4			
卒業研究 II	6			

別表 2-2 (学則第 28 条第 1 項及び第 30 条：心理・教育学群 心理学類)

授業科目名	単位数			備考	
	必修	選択	自由		
教養教育科目	キリスト教概論 I	1			3 単位
	キリスト教概論 II	1			
	尚綱学	1			
	日本の言語文化		2		2 単位以上
	哲学		2		
	日本近代史とキリスト教		2		
	倫理学		2		
	市民教育		2		2 単位以上
	法学概論 (日本国憲法)		2		
	経済学入門		2		
社会学入門		2			
キリスト教と現代社会		2			
人権論		2			
福祉社会論		2			
生命の科学		2		2 単位以上	
生活と化学		2			
植物の科学		2			
生活環境論		2			
健康と栄養		2		2 単位以上	
健康・スポーツ A (講義・実技)		1			
健康・スポーツ B (講義・実技)		1			
芸術論		2			
音楽と表現		1			
キリスト教と音楽		1			
異文化理解		2			
日本とアジアの歴史		2		2 単位以上	
世界の宗教と文化		2			
グローバル化と異文化社会の理解		2			
東北の歴史と文化		2			
東北の産業と地域社会		2		2 単位以上	
東北の自然環境		2			
異分野コラボレーション演習		1			
AI 社会とデータサイエンス	2			4 単位以上	
情報リテラシー	1				
情報処理演習		1			
情報倫理		2		}	
基盤演習 (ライティングを含む)	2				
日本語表現法		2		10 単位以上	
英語リーディング	2				
英語コミュニケーション	2				
英会話 (リスニング・スピーキング)		2			
英語ライティング		2			
発展リーディング		2			
資格英語		2			
英語で学ぶ文化		2			
ドイツ語 I		2			
ドイツ語 II		2			
フランス語 I		2			

	フランス語Ⅱ		2		
	韓国語Ⅰ		2		
	韓国語Ⅱ		2		
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	日本語と日本事情Ⅰ		2		※外国人留学生のみ
	日本語と日本事情Ⅱ		2		※外国人留学生のみ
	キャリアデザインⅠ	2			4単位以上
	キャリアデザインⅡ		1		
	キャリア形成実習		2		
	キャリアアップセミナー		2		
	生涯学習論		2		
	チャレンジポートフォリオⅠ		1		
	チャレンジポートフォリオⅡ		1		
	チャレンジポートフォリオⅢ		1		
専門 教育科目	心理・教育学入門	2			6単位以上
	多世代交流論		2		
	学校安全学（防犯と防災の心理学）		2		
	教育人間学		2		
	公認心理師の職責		2		
	心理学概論Ⅰ（心理学基礎）	2			
	心理学概論Ⅱ（心理学応用）	2			
	臨床心理学概論		2		
	心理学研究法	2			
	心理学統計法	2			
	心理学実験	4			
	知覚・認知心理学		2		
	認知心理学実験演習		2		
	学習・言語心理学		2		
	行動分析学		2		
	感情・人格心理学		2		
	神経・生理心理学		2		
	社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会心理学）		2		
	社会・集団・家族心理学Ⅱ（グループダイナミックス）		2		
	社会・集団・家族心理学Ⅲ（家族心理学）		2		
発達心理学		2			
発達心理学演習		2			
障害者・障害児心理学		2			
心理的アセスメント		2			
心理学的支援法		2			
健康・医療心理学		2			
福祉心理学		2			
応用社会心理学		2			
教育・学校心理学		2			
司法・犯罪心理学		2			
産業・組織心理学		2			
人体の構造と機能及び疾病		2			
精神疾患とその治療		2			
関係行政論		2			
心理演習		2			
心理学専門演習	2				
心理実習		2			
フィールドワーク演習		2			
卒業研究	6				

別表 2-3（学則第 28 条第 1 項及び第 30 条：心理・教育学群 子ども学類）

授業科目名	単位数			備考	
	必修	選択	自由		
教養 教育科目	キリスト教概論Ⅰ	1			3単位
	キリスト教概論Ⅱ	1			
	尚綱学	1			
	日本の言語文化		2		2単位以上
	哲学		2		
	日本近代史とキリスト教		2		
	倫理学		2		
	市民教育		2		2単位以上
	法学概論（日本国憲法）		2		
	経済学入門		2		
社会学入門		2			
キリスト教と現代社会		2			
人権論		2			
福祉社会論		2			
心の科学		2		2単位以上	
生命の科学		2			
生活と化学		2			
植物の科学		2			
生活環境論		2			
健康と栄養		2			
健康・スポーツA（講義・実技）		1		2単位以上	
健康・スポーツB（講義・実技）		1			
芸術論		2			
音楽と表現		1			
キリスト教と音楽		1			
異文化理解		2		2単位以上	
日本とアジアの歴史		2			
世界の宗教と文化		2			

	グローバル化と異文化社会の理解		2		
	東北の歴史と文化		2		2単位以上
	東北の産業と地域社会		2		
	東北の自然環境		2		
	異分野コラボレーション演習		1		
	AI 社会とデータサイエンス	2			4単位以上
	情報リテラシー	1			
	情報処理演習		1		
	情報倫理		2		
	基盤演習 (ライティングを含む)	2			
	日本語表現法		2		
	英語リーディング	2			} 10単位以上
	英語コミュニケーション	2			
	英会話 (リスニング・スピーキング)		2		
	英語ライティング		2		
	発展リーディング		2		
	資格英語		2		
	英語で学ぶ文化		2		
	ドイツ語Ⅰ		2		
	ドイツ語Ⅱ		2		
	フランス語Ⅰ		2		
	フランス語Ⅱ		2		
	韓国語Ⅰ		2		
	韓国語Ⅱ		2		
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	日本語と日本事情Ⅰ		2		※外国人留学生のみ
	日本語と日本事情Ⅱ		2		※外国人留学生のみ
	キャリアデザインⅠ	2			4単位以上
	キャリアデザインⅡ		1		
	キャリア形成実習		2		
	キャリアアップセミナー		2		
	生涯学習論		2		
	チャレンジポートフォリオⅠ		1		
	チャレンジポートフォリオⅡ		1		
	チャレンジポートフォリオⅢ		1		
専門 教育科目	心理・教育学入門	2			4単位以上
	多世代交流論		2		
	学校安全学 (防犯と防災の心理学)		2		
	教育人間学		2		
	キリスト教と保育		2		16単位以上
	保育の心理学	2			
	教育心理学 (幼)	2			
	保育原理	2			
	社会的養護Ⅰ	2			
	社会福祉		2		
	保育内容総論	2			
	教育方法論 (幼)	2			
	教育原理	2			
	教育制度		2		
	基礎実習	2			
	子どもの理解と保育	2			4単位以上
	子ども家庭支援の心理学		2		
	児童心理学		2		
	臨床心理学		2		
	子どもの発達と障害		2		
	子どもの保健	2			
	子どもの健康と安全		1		
	衛生学及び公衆衛生学		2		
	子どもの食と栄養		2		
	母子保健		2		
	子ども家庭福祉	2			8単位以上
子ども家庭支援論		2			
子育て支援		1			
社会的養護Ⅱ		1			
教職概論 (幼)	2				
教育課程論 (幼)		2			
乳児保育Ⅰ	2				
乳児保育Ⅱ		2			
特別支援保育	2				
子どもの自然環境教育		2			
保育・教育マネジメント		2			
児童文化		2		4単位以上	
児童文学論		2			
子どもの造形表現		2			
子どもの身体表現		2			
子どもの外国語表現		2			
子どもの人権と教育		2			
世界の子ども		2			
デッサンⅠ		1			
デッサンⅡ		2			
総合芸術 (オペレッタ)		2			
子どもと健康	1			20単位以上	
子どもと人間関係	1				
子どもと環境	1				
子どもと言葉	1				

子どもと表現	1			
保育内容指導演 健康	2			
保育内容指導演 人間関係	2			
保育内容指導演 環境	2			
保育内容指導演 言葉	2			
保育内容指導演 表現Ⅰ (造形)	2			
保育内容指導演 表現Ⅱ (音楽)	2			
教育相談の理論と方法 (幼)		2		
音楽Ⅰ (楽典)		1		
音楽Ⅱ (器楽基礎)		2		
音楽Ⅲ (器楽応用)		1		
音楽Ⅳ (器楽発展)		1		
ピアノ伴奏法		1		
合唱		2		
オーケストラ (総合音楽)		2		
図画工作		2		
体育		2		
保育実習指導Ⅰ (保育所・施設)		2		
保育実習Ⅰ (保育所・施設)		4		
保育実習指導Ⅱ (保育所)		1		
保育実習Ⅱ (保育所)		2		
保育実習指導Ⅲ (施設)		1		
保育実習Ⅲ (施設)		2		
教育実習指導 (幼)		1		
教育実習 (幼)		4		
教職実践演習 (幼)		2		
子ども学入門	2			
子ども学演習	2			
卒業研究	4			
オーケストラⅠ			2	
オーケストラⅡ			2	
オーケストラⅢ			2	

別表2-4 (学則第28条第1項及び第30条:心理・教育学群 学校教育学類)

授業科目名	単位数			備考
	必修	選択	自由	
教養教育科目	キリスト教概論Ⅰ	1		3単位
	キリスト教概論Ⅱ	1		
	尚綱学	1		
日本の言語文化		2	2単位以上	
哲学		2		
日本近代史とキリスト教		2		
倫理学		2	2単位以上	
市民教育		2		
法学概論 (日本国憲法)		2		
経済学入門		2	2単位以上	
社会学入門		2		
キリスト教と現代社会		2		
人権論		2	2単位以上	
福祉社会論		2		
心の科学		2		
生命の科学		2	2単位以上	
生活と化学		2		
植物の科学		2		
生活環境論		2	2単位以上	
健康と栄養		2		
健康・スポーツA (講義・実技)		1		
健康・スポーツB (講義・実技)		1	2単位以上	
芸術論		2		
音楽と表現		1		
キリスト教と音楽		1	2単位以上	
異文化理解		2		
日本とアジアの歴史		2		
世界の宗教と文化		2	2単位以上	
グローバル化と異文化社会の理解		2		
東北の歴史と文化		2		
東北の産業と地域社会		2	2単位以上	
東北の自然環境		2		
異分野コラボレーション演習		1		
AI 社会とデータサイエンス	2		4単位以上	
情報リテラシー	1			
情報処理演習		1		
情報倫理		2	10単位以上	
基盤演習 (ライティングを含む)	2			
日本語表現法		2		
英語リーディング	2		10単位以上	
英語コミュニケーション	2			
英会話 (リスニング・スピーキング)		2		
英語ライティング		2		
発展リーディング		2		
資格英語		2		
英語で学ぶ文化		2		
ドイツ語Ⅰ		2		
ドイツ語Ⅱ		2		
フランス語Ⅰ		2		
フランス語Ⅱ		2		

	韓国語Ⅰ		2		
	韓国語Ⅱ		2		
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	日本語と日本事情Ⅰ		2		※外国人留学生のみ
	日本語と日本事情Ⅱ		2		※外国人留学生のみ
	キャリアデザインⅠ	2			4単位以上
	キャリアデザインⅡ		1		
	キャリア形成実習		2		
	キャリアアップセミナー		2		
	生涯学習論		2		
	チャレンジポートフォリオⅠ		1		
	チャレンジポートフォリオⅡ		1		
	チャレンジポートフォリオⅢ		1		
専門 教育 科目	心理・教育学入門	2			
	多世代交流論		2		
	学校安全学（防犯と防災の心理学）	2			
	教育人間学		2		
	教育原理		2		20単位以上
	教職概論		2		
	教育制度		2		
	学校と地域連携		2		
	教育心理学（小・中）		2		
	特別支援教育論		1		
	教育課程論		2		
	道徳教育の理論と方法（小・中）		2		
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2		
	教育の方法と技術		2		
	生徒・進路指導の理論と方法		2		
	教育相談の理論と方法（小・中）		2		
	国語		2		30単位以上
	社会		2		
	算数		2		
理科		2			
生活		2			
音楽Ⅰ		1			
音楽Ⅱ		2			
ピアノ伴奏法		1			
合唱		2			
図画工作		2			
家庭		2			
体育		2			
外国語		2			
国語科教育法Ⅰ		2			
社会科教育法		2			
算数科教育法		2			
理科教育法		2			
生活科教育法		2			
音楽科教育法		2			
図画工作科教育法		2			
家庭科教育法		2			
保健体育科指導法Ⅰ		2			
外国語の指導法		2			
特別支援教育総論		2		20単位以上	
知的障害者の心理・生理・病理		2			
肢体不自由者の心理・生理・病理		2			
病弱者の心理・生理・病理		2			
知的障害教育論Ⅰ		2			
知的障害教育論Ⅱ		2			
肢体不自由教育論Ⅰ		2			
肢体不自由教育論Ⅱ		2			
病弱教育論		2			
視覚障害教育総論		2			
聴覚障害教育総論		2			
LD等教育総論		2			
国語学概論		2			
国語音声文体論		2			
国文法論		2			
国語史論		2			
国文学概論		2			
国文学講読Ⅰ（古典）		2			
国文学講読Ⅱ（近現代）		2			
国文学演習Ⅰ（古典）		2			
国文学演習Ⅱ（近現代）		2			
国文学史Ⅰ（古典）		2			
国文学史Ⅱ（近現代）		2			
近現代詩演習		2			
国文学研究法		2			
漢文学概論		2			
漢文学Ⅰ（文学）		2			
漢文学Ⅱ（思想）		2			
書道		2			
国語科教育法Ⅱ		2			
国語科教育法Ⅲ		2			
国語科教育法Ⅳ		2			
体づくり運動			1		

スポーツ方法A (陸上競技・ソフトボール)		1		
スポーツ方法B (バレーボール・バスケットボール)		1		
スポーツ方法C (バドミントン・卓球)		1		
スポーツ方法D (サッカー・ソフトテニス)		1		
スポーツ方法E (器械運動・ダンス)		1		
スポーツ方法F (武道)		1		
スポーツ方法G (水泳)		1		
スポーツ原理		2		
スポーツ史		2		
スポーツ心理学		2		
スポーツ経営管理学		2		
スポーツ社会学		2		
スポーツ方法学		2		
スポーツ生理学		2		
学校保健		2		
保健体育科指導法Ⅱ		2		
保健体育科指導法Ⅲ		2		
保健体育科指導法Ⅳ		2		
生涯スポーツ論		2		
スポーツ栄養学		2		
基礎実習Ⅰ (小中支援学校・実践研修)	1			
基礎実習Ⅱ (小中支援学校・実践研修) (廃止)	1			
教育実習指導 (小)		1		
教育実習指導 (特支)		1		
教育実習指導 (中)		1		
教育実習 (小) A		4		
教育実習 (小) B		1		
教育実習 (特支)		2		
教育実習 (中) A		4		
教育実習 (中) B		1		
学校インターンシップ (小)		2		
教職実践演習 (小・中)		2		
子どもの自然環境教育		2		
児童文学論		2		
オーケストラ (総合音楽)		2		
子どもの人権と教育		2		
世界の子ども		2		
学校教育学入門	2			
学校教育学演習	2			
卒業研究	4			
学校インターンシップⅠ (小)				2
学校インターンシップⅡ (小)				2

別表2-5 (学則第28条第1項及び第30条:健康栄養学群・健康栄養学類)

授業科目名	単位数			備考	
	必修	選択	自由		
教養教育科目	キリスト教概論Ⅰ	1			3単位
	キリスト教概論Ⅱ	1			
	尚綱学	1			
	日本の言語文化		2		2単位以上
	哲学		2		
	日本近代史とキリスト教		2		2単位以上
	倫理学		2		
	市民教育		2		
	法学概論 (日本国憲法)		2		
	経済学入門		2		
社会学入門		2			
キリスト教と現代社会		2			
人権論		2			
福祉社会学		2			
心の科学		2		2単位以上	
生命の科学		2			
基礎化学		2			
植物の科学		2			
生活環境論		2			
健康と栄養		2			
健康・スポーツA (講義・実技)		1			2単位以上
健康・スポーツB (講義・実技)		1			
芸術論		2			
音楽と表現		1			
キリスト教と音楽		1			
異文化理解		2		2単位以上	
日本とアジアの歴史		2			
世界の宗教と文化		2			
グローバル化と異文化社会の理解		2			
東北の歴史と文化		2		2単位以上	
東北の産業と地域社会		2			
東北の自然環境		2			
異分野コラボレーション演習		1			
AI 社会とデータサイエンス	2			4単位以上	
情報リテラシー	1				
情報処理演習		1			
情報倫理		2			
基盤演習 (ライティングを含む)	2				
日本語表現法		2			



	英語リーディング	2			10 単位以上
	英語コミュニケーション	2			
	英会話 (リスニング・スピーキング)		2		
	英語ライティング		2		
	発展リーディング		2		
	資格英語		2		
	英語で学ぶ文化		2		
	ドイツ語 I		2		
	ドイツ語 II		2		
	フランス語 I		2		
	フランス語 II		2		
	韓国語 I		2		
	韓国語 II		2		
	中国語 I		2		
	中国語 II		2		
	日本語と日本事情 I		2		※外国人留学生のみ ※外国人留学生のみ
	日本語と日本事情 II		2		
	キャリアデザイン I	2			4 単位以上
	キャリアデザイン II		1		
	キャリア形成実習		2		
	キャリアアップセミナー		2		
	生涯学習論		2		
	チャレンジポートフォリオ I		1		
	チャレンジポートフォリオ II		1		
	チャレンジポートフォリオ III		1		
専門 教育 科目	公衆衛生学 I	2			85 単位以上
	公衆衛生学 II		2		
	社会福祉概論	1			
	健康栄養情報論	1			
	健康栄養情報実習	1			
	解剖生理学 I	2			
	解剖生理学 II	2			
	解剖生理学実験	1			
	生化学 I	2			
	生化学 II		2		
	生化学実験 I	1			
	生化学実験 II		1		
	臨床医学 I	2			
	臨床医学 II		2		
	病原微生物学		2		
	食品学 I	2			
	食品学 II	2			
	食品学実験 I	1			
	食品学実験 II	1			
	食品学実験 III (実習を含む)		1		
	食品機能論		2		
	食品衛生学	2			
	食品衛生学実験	1			
	調理学	2			
	調理学実習 I	1			
	調理学実習 II	1			
	調理学実習 III		1		
	調理学実験	1			
	食品官能評価・鑑別論		2		
	フードスペシャリスト論		2		
	フードコーディネーター論		2		
	食品開発論		2		
	基礎栄養学	2			
	栄養有機化学	2			
	基礎栄養学実験	1			
	分子栄養学		2		
	ライフステージ栄養学 I	2			
	ライフステージ栄養学 II	2			
	応用栄養学実習	1			
	栄養管理論		2		
	スポーツと栄養		1		
	栄養教育論 I	2			
栄養教育論 II	2				
栄養教育論実習 I	1				
栄養教育論実習 II	1				
食生活論	2				
臨床栄養学概論 I	2				
臨床栄養学概論 II		2			
臨床栄養学実習 I	1				
臨床栄養学実習 II		1			
臨床栄養管理論		2			
臨床栄養活動論		2			
公衆栄養学概論	2				
公衆栄養学実習		1			
地域栄養活動論		2			
給食経営管理論 I	2				
給食経営管理論 II		2			
給食経営管理実習 I	1				
給食経営管理実習 II		1			
フードシステム論		2			
フードサービス論		2			

総合演習Ⅰ	1		
総合演習Ⅱ		1	
管理栄養士活動論		4	
臨地実習Ⅰ	1		
臨地実習Ⅱ		1	
臨地実習Ⅲ		1	
臨地実習Ⅳ		1	
卒業研究基礎演習		2	
卒業研究		4	
挑戦プログラム		2	

別表3-1 (第28条第2項:人文社会学類、健康栄養学類 教育職員免許状取得に関する科目)

授業科目名	単位数			備考		
	必修	選択	自由			
教育職員免許状取得に関する科目	教育原理			2	栄養教諭課程履修者のみ	
	教職概論			2		
	教育制度			2		
	教育心理学			2		
	特別支援教育論			1		
	教育課程論			2		
	道徳教育の理論と方法			2		
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法			2		
	教育の方法と技術			2		
	生徒・進路指導の理論と方法			2		
	生徒指導論(宋)			2		
	教育相談の理論と方法			2		
	教育実習指導(中・高)			1		栄養教諭課程履修者のみ
	教育実習(中・高)A			4		
	教育実習(中・高)B			1		
	教育実習(高)			2		
	栄養教育実習(事前・事後の指導を含む。)			2		
	教職実践演習(中・高)			2		
	教職実践演習(宋)			2		
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ			2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ			2			
社会科・公民科教育法Ⅰ			2	栄養教諭課程履修者のみ		
社会科・公民科教育法Ⅱ			2			
英語科教育法Ⅰ			2			
英語科教育法Ⅱ			2			
英語科教育法Ⅲ			2			
英語科教育法Ⅳ			2			
学校食教育論			2			
学校食教育法			2			

別表3-2 (第28条第2項:学芸員資格取得に関する科目)

授業科目名	単位数			備考	
	必修	選択	自由		
に学芸員資格取得に関する科目	博物館経営論			2	
	博物館資料保存論			2	
	博物館教育論			2	
	博物館実習Ⅰ			1	
	博物館実習Ⅱ			1	
	博物館実習Ⅲ			1	

別表4-1 (学則第51条)

学群名	学類名	検定料	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費
人文社会学群	人文社会学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000
	心理学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000
心理・教育学群	子ども学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000
	学校教育学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000
健康栄養学群	健康栄養学類	30,000	240,000	760,000	50,000	280,000

※大学入学共通テスト利用選抜出願者の入学検定料は、14,000円とする。

別表4-2 (学則第51条) 編入学生

学群名	学類名	検定料	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費
人文社会学群	人文社会学類	30,000	240,000	760,000	50,000	210,000
	心理学類	30,000	240,000	760,000	50,000	210,000
心理・教育学群	子ども学類	30,000	240,000	760,000	50,000	210,000
	学校教育学類	30,000	240,000	760,000	50,000	210,000

別表4-3 (学則第51条) 転入学生

学群名	学類名	検定料	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費
人文社会学群	人文社会学類	30,000	240,000	760,000	50,000	210,000
	心理学類	30,000	240,000	760,000	50,000	210,000
心理・教育学群	子ども学類	30,000	240,000	760,000	50,000	210,000
	学校教育学類	30,000	240,000	760,000	50,000	210,000



## 履修・単位認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学学則第46条に基づき、履修・単位認定について定めるものとする。

(履修登録)

第2条 学生は毎学年始めに履修すべき授業科目の登録を行いかつ授業に出席しなければならない。

第3条 各年次において1年間に履修登録できる単位数は、原則として健康栄養学類及び子ども学類は50単位、その他の学類は45単位を上限とする。

2 前項の上限単位数は、前年度のGPAの値により、次のとおりとする。

前年度 GPA	履修登録の上限単位数
3.50 以上	各学類の上限単位数 + 8 単位
3.00 以上 3.50 未満	各学類の上限単位数 + 6 単位
3.00 未満	前項による各学類の上限単位数

3 学則別表3に掲げる免許、資格の取得に関する科目は履修登録単位数の制限外とする。

4 編入学生及び転入学生、転学類生には履修登録単位数の制限を適用しない。

5 卒業年次においては、適切な指導のもと、特に必要と認められる場合に限り、教務部委員会の承認により、第2項の上限単位数を超えて履修科目の登録を認める。

第4条 授業科目によっては、受講者を制限または調整することがある。

第5条 次の場合に限り、登録された授業科目の変更を認める。

- (1) 履修登録変更期間による追加・削除
- (2) 所定の期間内の履修取り消し
- (3) 資格課程放棄に伴う放棄

(授業期間)

第6条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位認定)

第7条 授業科目担当者は、授業科目の評価並びに単位の認定を行う。

第8条 授業科目の単位認定は平素の学業と試験の成績をもって行う。

第9条 下記の項目に該当する者は、単位を取得できない。

- (1) 履修登録をしなかった者
- (2) 出席状況が常でない者
- (3) 正当な理由なく授業料を滞納している者

第10条 授業科目の単位取得の合格点は60点以上とする。

第11条 履修した授業科目については、原則として試験が行われる。

2 試験の実施に関する事項は、別に定める。

(成績評価確認の申し立て)

第12条 学生は、成績評価について疑問があるときは、科目担当者に対し、別に定める方法により成績評価の確認を申し立てることができる。

(卒業)

第13条 第4年次までに卒業に必要な単位を修得できない者の卒業は延期される。

2 但し、次年度前期において卒業に必要な単位を修得した者は、年度末を待たず9月の卒業を認める。

(事務の所管)

第14条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 <略>

この改正規程は、2018年4月1日から施行する。

この改正規程は、2019年4月1日から施行する。

2 この規程は、2019年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の規程とする。

## 試験における不正行為等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、試験を公正に実施するために、「試験施行細則第6条」に基づき、試験における不正行為の扱いについて詳細を定めるものとする。

(試験の種類)

第2条 この細則における試験とは、「試験施行細則第2条」に定める試験をいう。

(不正行為)

第3条 試験における不正行為とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 監督者の指示や注意に従わない行為
- (2) 他人に受験を代行させたり、他人の受験を代行したりする行為
- (3) 他人の学生証で受験する行為
- (4) 他人の答案を見たり、他人に見せたりする行為
- (5) 答案用紙等の交換や貸借する行為
- (6) 言語・動作・電子機器等で連絡をする行為
- (7) 持ち込みを許可された物以外の物を使用する行為
- (8) 持ち込みを許可されている物を貸借する行為
- (9) 答案作成に利用する目的で、学内の施設・設備、受験者の身体、衣服、筆記用具等に書込む行為
- (10) その他前各号に準ずる行為

2 レポートや製作物における不正行為とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 他人に代行させたり、代行したりする行為
- (2) 他人のレポートや製作物を盗む行為
- (3) 他人のレポートや製作物を転写・複製する行為
- (4) その他前各号に準ずる行為

(試験監督者及び監督補助者の役割)

第4条 試験監督者及び監督補助者は、試験の厳正な実施に充分留意し、試験開始前及び実施中に必要と思われる注意を適宜行い、不正行為の未然防止に努める。

2 万一、期末試験の実施中に学生の不正行為を発見した場合は次のように措置する。

- (1) その場でただちに解答を中止させ、不正行為の疑いがある学生(以下「対象学生」という。)の学生証、答案用紙及び不正行為に使用した証拠物件を押収し、試験終了まで場所を指定して待機させる。
- (2) 試験監督者は、試験終了後ただちに、不正行為の事実を教務課に報告する。

(期末試験における不正行為に対する処置)

第5条 期末試験において不正行為があった場合は、対象学生に関する措置は、「学生懲戒規程」に基づくものとする。

- 2 前項に基づき、不正行為の事実が確認された場合は、当該学期に履修している他の全ての授業科目の成績も無効とする。ただし、通年科目は除外する。
- 3 この細則における当該学期とは、前期(前後半及び集中講義含む。)、後期(前後半及び集中講義含む)のいずれかをいう。

(期末試験以外の試験における不正行為に対する処置)

第6条 「試験施行細則第3条」に定める授業内試験における不正行為は、科目担当者の判断により、当該科目のみを対象とした処分を講ずる。

(事務の所管)

第7条 この細則に関する事務は、教務課が行う。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この細則は、2013年4月1日から施行する。

この改正細則は、2015年4月1日から施行する。

この改正細則は、2018年4月1日から施行する。

この改正細則は、2019年4月1日から施行する。

この改正細則は、2023年4月1日から施行する。

## 成績評価確認の申し立てに関する細則

(目的)

第1条 履修・単位認定に関する規程第12条に基づき、学生が

成績評価に対して疑問がある場合の成績評価確認の申し立て方法について定める。

#### (方法)

第2条 学生は、成績評価について疑問があり、次の各号に該当する場合は、所定の「成績評価確認申立書」(以下「申立書」という。)に記載し、教務課を介し、科目担当者に成績評価確認の申し立てを行うことができる。

- (1) シラバス等により、学生に周知している成績評価基準や方法から、明らかに乖離している評価と思われるもの。
- (2) 出席、課題提出、試験等に照らし、科目担当者の成績誤入力等の誤りであると思われるもの。

2 「申立書」への回答に対しての再度の申し立ては認めない。

#### (基準)

第3条 次の各号いずれかに該当する者は、成績評価確認の申し立てを行うことはできない。

- (1) 当該授業の出席状況が常でない者
- (2) 当該授業の試験(筆記試験またはこれに代わるレポート、製作、実技等)を受けていない者
- (3) その他、当該授業担当者から指示された課題に充分応えていない者

#### (期間)

第4条 前条の申し立てを行うことができる期間は、原則成績開示日から7日以内とする。

#### (科目担当者の対応方法)

第5条 科目担当者は、「申立書」について以下のように対応するものとする。

- (1) 科目担当者は「申立書」の受理後、回答欄に記載し、指定期日内に教務課に提出する。
- (2) 回答欄については、現成績評価通りの場合も、評価の根拠を明確に示し記入する。
- (3) 「申立書」を受けてから追加課題などによる措置は一切認められない。

#### (事務の所管)

第6条 この細則に関する事務は教務課が行う。

#### (改廃)

第7条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定による。

附 則 この細則は、2011年4月1日から施行する。  
この改正細則は、2014年4月1日から施行する。  
この改正細則は、2015年4月1日から施行する。  
この改正細則は、2017年4月1日から施行する。  
この改正細則は、2019年4月1日から施行する。

## 試験施行細則

#### (目的)

第1条 この細則は、試験を公正に実施するために、「履修・単位認定に関する規程第11条第2項」に基づき、試験の実施について詳細を定めるものとする。

#### (試験の種類)

第2条 試験は期末試験またはこれに代わる授業内試験及び卒業再試験とする。

第3条 期末試験とは、所定の授業が終わった後に実施する試験とする。

- 2 科目担当者の判断により、期末試験に代えて、授業内試験を実施することができる。授業内試験は、複数回に分けて実施することも可能とする。

#### (試験の方法)

第4条 試験の方法は筆記試験またはこれに代わる方法(口述試験、レポート、製作、実験及び実技等)とする。

#### (受験者の義務)

第5条 筆記試験においては、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験の詳細(試験時間、持ち込み、遅刻の扱い等)については、科目担当者の指示に従うこと。
- (2) 試験時間の5分前には入室し、監督者の指示に従い着席すること。
- (3) 受験の際は学生証を机の上に掲示すること。学生証を忘れた場合は仮学生証を掲示すること。
- (4) 科目担当者から指示されていない筆記用具以外の持ち物は、机上または机の中に入れてはいけないこと。
- (5) 試験場においては監督者の指示に従うこと。
- (6) 学生は試験欠席の場合、3日以内に授業科目担当

者及び教務課に連絡し指示を受けなければならない。

#### (不正行為)

第6条 試験における不正行為の扱いについては別に定める。

#### (事務の所管)

第7条 この細則に関する事務は教務課が行う。

#### (改廃)

第8条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則 この細則は、2019年4月1日から施行する。

## 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学学則第40条及び第43条に基づき、他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関する必要事項を定める。

#### (協定の締結)

第2条 この規程による他の大学又は短期大学における履修は、対象とする他の大学又は短期大学(以下「協定大学」という。)と本学との間に締結する協定に基づいて行われる。

- 2 前項の協定には次の事項を含めるものとする。

- (1) 授業科目について
- (2) 履修期間について
- (3) 受入学生について
- (4) 単位修得について
- (5) 授業料等について

- 3 放送大学科目の受講の取り扱いについては、別に定める。

#### (派遣学生)

第3条 協定大学において履修する本学の学生を派遣学生という。

#### (派遣資格)

第4条 派遣を志願することのできる者は、1年次課程を修了した者又は修了見込の者とする。

#### (出願手続き)

第5条 派遣学生となることを希望する者は、所定の手続きにより尚絅学院大学長(以下「学長」という。)に申請書を提出しなければならない。

#### (派遣の許可)

第6条 派遣の許可は大学運営会議の議を経て学長が決定する。

- 2 派遣を許可する期間は、原則として1年以内とする。

#### (授業科目の履修)

第7条 協定大学における授業科目の履修については、当該大学の定めによるものとする。

#### (単位の認定)

第8条 協定大学で修得した単位については、60単位を限度として本学授業科目の履修により修得したもののみならずことができる。

- 2 協定大学における授業科目の成績については、原則として前期は本学の後期授業開始2週間前までに、後期は2月末日までに協定大学から受理する。
- 3 協定大学において履修した授業科目について修得した単位の認定は、大学運営会議の議を経て学長が決定する。

#### (成績評価)

第9条 成績評価の認定については、本学の評価基準に準じるものとする。

- 2 但し、成績評価基準を示す書面等により、派遣先大学の成績が本学の成績評価に反映できる場合は、素点に換算した評価とする。
- 3 前項による換算において、得点の範囲が記載されている場合は、範囲の中央値を換算後の素点とする。中央値が整数でない場合は、整数になるように切り上げて算出する。

#### (事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

#### (改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2003年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2010年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2011年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2013年7月16日から施行する。  
この改正規程は、2015年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2018年4月1日から施行する。



この改正規程は、2019年9月17日から施行する。

## 「放送大学との単位互換」における 指定科目の受講等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、尚絅学院大学学則第40条、第43条及び「尚絅学院大学と放送大学との間における単位互換に関する覚書」(以下「覚書」という。)に基づき、放送大学の受講指定科目(以下「指定科目」という。)の受講等の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(特別聴講生)

第2条 放送大学において指定科目を受講する本学の学生を、放送大学特別聴講学生という。

(受講資格)

第3条 放送大学において指定科目を受講できる者は、本学に在籍している学生とする。

(出願手続き)

第4条 指定科目の受講を希望する者は、所定の手続きにより尚絅学院大学学長(以下「学長」という。)に「放送大学特別聴講学生受講願」を提出しなければならない。

- 出願できる期間は、原則として1年次後期から3年次後期までとする。

(指定科目)

第5条 本学の学生が受講できる指定科目は、教務部委員会で別に定める。

(受講料)

第6条 指定科目を受講するために必要な受講料は、1科目につき2,500円を放送大学特別聴講学生が負担し、差額を大学が補助する。

- 本学の開講科目に読み替えて単位を認定した場合に限り、放送大学特別聴講学生が負担した金額を大学から返金する。

(受講期間及び修得単位数)

第7条 放送大学特別聴講学生の受講期間は、1学期(半期)とする。

- 放送大学特別聴講学生が在籍期間中に修得できる単位数は、覚書に基づく。

(受講の許可)

第8条 受講の許可は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

(単位の認定)

第9条 放送大学特別聴講学生が修得した単位は、本学授業科目の履修により修得したとみなすことができる。

(成績評価)

第10条 放送大学特別聴講学生が修得した科目の成績評価は、次のとおりとする。

区分	放送大学成績評価	本学素点換算
合格	④	95
	A	85
	B	75
	C	65
不合格	D	55
	E	45
	未受験	0

(受講制限の特例)

第11条 指定科目の受講については、履修・単位認定に関する規程第3条に規定した、履修登録上限に算入しないものとする。

(事務の所管)

第12条 この細則に関する事務は、教務課が行う。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則 この細則は、2017年4月1日から施行する。

附 則 この改正細則は、2018年4月1日から施行する。

附 則 この改正細則は、2024年4月1日から施行する。

## 大学又は短期大学以外の教育施設等における 学修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学学則第41条及び第43条に基づき、大学又は短期大学以外の教育施設等における学

修に関する必要事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 単位認定の対象とすることのできる大学又は短期大学以外の教育施設等における学修は、次の各号に掲げるもののうち学修上支障がないと認められたものとする。

- 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
- 大学の専攻科における学修
- 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

- 前項に定めるもののほか、文部科学大臣が別に定める技能審査に係わる学修を対象とすることができる。なお、認定基準等に関しては別に定める。

(申請手続)

第3条 単位認定を希望する者は、原則として学年の始めに、次の書類を教務課へ提出するものとする。

- 大学又は短期大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定願書
- 成績(単位修得)証明書
- その他必要な書類

(単位及び成績評価の認定)

第4条 大学又は短期大学以外の教育施設等で修得した単位については、60単位を限度として本学授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 前項による単位の認定は、学生より提出された書類に基づき、教授会の議を経て学長が行う。
- 認定した単位の表記は、「認定(N)」とする。

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は教務課が行う。

附 則 この規程は2003年4月1日から施行する。

(略)

2018年4月1日改正

## 技能審査による単位認定に関する細則

(目的)

第1条 尚絅学院大学学則第41条及び第43条並びに「尚絅学院大学」大学又は短期大学以外の教育施設等における学修に関する規程第2条第2項に基づき本学における技能審査による単位認定についての必要事項を定める。

(申請手続)

第2条 単位認定を希望する者は、次の書類を教務課へ提出するものとする。

- 技能審査による単位認定願書
- 技能審査の成果を証明するもの(合格証書・認定証書の写し)

(単位認定)

第3条 単位認定に関しては、別表のとおりとする。

- 前項による単位の認定は、学生より提出された書類に基づき、教授会の議を経て学長が行う。
- 認定した単位の表記は、「認定(N)」とする。
- 2回目以降の認定に際しては、上位の級・点数の認定に置き換えるものとする。

(事務の所管)

第4条 この細則に関する事務は、教務課が行う。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この細則は、2008年4月1日から施行する。

この改正細則は、2010年4月1日から施行する。

この改正細則は、2011年4月1日から施行する。

この改正細則は、2013年7月16日から施行する。

この改正細則は、2015年4月1日から施行する。

改正された第3条の別表については、2015年度入学生から適用する。

この改正細則は、2018年4月1日から施行する。

この改正細則は、2019年4月1日から施行する。

改正された第2条及び別表については、2019年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正細則は、2023年4月1日から施行する。

改正された第3条の別表については、2023年度の入学

生から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

(別表)

名称	級・点数	認定する授業科目	単位数	備考
実用英語技能検定	2級	英語リーディング 資格英語	2	2科目4単位より、 1科目2単位を選択
	準1級	英語リーディング 英語ライティング 資格英語	4	3科目6単位より、 2科目4単位を選択
TOEFL iBT (インターネット版)	56～69点	英語リーディング 資格英語	2	2科目4単位より、 1科目2単位を選択
	70点以上	英語リーディング 英語ライティング 資格英語	4	3科目6単位より、 2科目4単位を選択
TOEFL CBT (コンピュータ版)	160～199点	英語リーディング 資格英語	2	2科目4単位より、 1科目2単位を選択
	200点以上	英語リーディング 英語ライティング 資格英語	4	3科目6単位より、 2科目4単位を選択
TOEFL PBT (ペーパー版)	460～519点	英語リーディング 資格英語	2	2科目4単位より、 1科目2単位を選択
	520点以上	英語リーディング 英語ライティング 資格英語	4	3科目6単位より、 2科目4単位を選択
TOEIC	500～639点	英語リーディング 資格英語	2	2科目4単位より、 1科目2単位を選択
	640点以上	英語リーディング 英語ライティング 資格英語	4	3科目6単位より、 2科目4単位を選択

## 入学前の既修得単位の認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第42条及び第43条に基づき、入学前の既修得単位等の設定に関する必要事項を定める。

(出願手続き)

第2条 新1年次に入学した学生で、前条に規定する既修得単位等の認定を希望する者は、所定の期日(入学年度の授業開始1週間以内)までに次の書類を教務課へ提出するものとする。

- (1) 既修得単位認定願書
- (2) 既修得科目の成績(単位修得) 証明書
- (3) 前号にかかわる履修科目の講義内容(写し) またはこれに代わるもの

(単位及び既修得単位の認定)

第3条 入学前に修得した単位については、60単位を限度として本学授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、転学等の場合もこれに準じることとする。

2. 前項による単位の認定は、学生より提出された書類に基づき、教授会の議を経て学長が行う。
3. 認定した単位の表記は、「認定(N)」とする。
4. 1項により単位の認定を行う場合には、認定した単位に換えて他の授業科目の履修を行わせて、学習内容の体系化及び豊富化を図るよう指導する。
5. 1項による単位認定と関連して修業年限の短縮は行わない。
6. 既修得科目の単位の認定と、本学開講の授業科目との単位の振替については4項を考慮しながら次のことを原則とする。
  - (1) 実験・実習、ゼミナール、卒業研究等の科目は、振替を認めない。
  - (2) 教職に関する科目は、資格取得希望の場合にのみ振替を認める。
  - (3) その他本学として教育上有益と認められない科目は振替を認めない。

(事務の所管)

第4条 この規程に関する事務は教務課が行う。

附 則 この規程は2003年4月1日から施行する。

(略)

2018年4月1日改正

## GPA制度に関する運用規程

(目的)

第1条 この規程は、GPA(Grade Point Average)制度を運用するにあたり、必要事項を定める。

(定義)

第2条 GPAとは、学生の学修時間当たりの学修到達度を表す指標となる数値で、履修登録した全ての授業科目について、それぞれの成績(素点)に対応して付与されるGP(Grade Point)の1単位当たりの平均値をいう。

(GPの算出方法)

第3条 GPは、次の式により算出する。ただし、成績が60点未満の授業科目のGPは0とする。

$$GP = \frac{\text{授業科目の成績(素点)} - 55}{10}$$

(GPAの算出方法)

第4条 GPAは、次の式により算出し、小数点第3位以下を四捨五入するものとする。

$$GPA = \frac{\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{その授業科目のGPの合計}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

2 GPAは、学期GPA、年度GPA、累積GPAを算出する。

第5条 GPAの対象科目は、卒業要件に算入できる全ての授業科目とする。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPA算出から除外するものとする。
  - (1) 学生からの申請に基づき、履修登録を取り消した授業科目
  - (2) 学則第45条第3項に規定する授業科目
  - (3) その他大学が指定する授業科目

(再履修における授業科目の取扱い)

第6条 不合格と評価され、再履修によって合格となった場合は、新たな評価のGP及び単位数を算入し、以前の評価のGP及び単位数は算出から除外する。

(GPAの活用)

第7条 GPAは、学生の学習成果の達成意欲を高めるとともに、適切な履修指導や学習支援をする目的で次の各号に適切に用いる。

- (1) 成績通知書への記載
  - (2) 履修登録単位数の上限の設定
  - (3) 尚綱学院大学入学時特待生の継続資格
  - (4) 尚綱学院大学在学時特待生の選考基準
  - (5) 外国人留学生の納付金減免の選考基準
  - (6) 成績不振学生に対する学修指導
- 2 GPAを前項の各号以外で使用する場合、教務部委員会承認を必要とする。

(GPAによる指導等)

第8条 前条(6)に該当する場合は、教育的観点に基づき、対象学生に対し次に掲げる学修指導(注意・勧告を含む)を行う。

- (1) 年度GPA 1.0未満となった学生に対しては、本人及び保証人(保護者等)を呼び出し、注意と指導を行う。
- (2) 年度GPA 1.0未満が2回連続し、かつ累積GPAが1.0未満となった学生に対しては、前号の注意と指導を行い、修学の意志がないと認められる場合には、教授会の議を経て学長が退学を勧告する。

(事務の所管)

第9条 この規程に関する事務は教務課が取り扱う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2010年4月1日から施行する。

2. この規程は、2009年度の入学者から適用する。

附 則 この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2018年4月1日から施行する。

3. この規程は、2020年度の入学者から適用し、2019年度以前の入学者は従前の規程とする。

## 復学者の9月卒業に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、半年休学後復学し5年目をむかえた学生の9月卒業について必要な事項を定めるものとする。

(修業年限の解釈)



第2条 修業年限とは、卒業までに最低限在学しなければならない期間をいう。一方、卒業の認定に関しては学則第49条において「4年以上在学」と規定されている。従って、学則第7条の「修業年限は4年」は「在学期間は最低限4年」と解釈する。

(卒業の条件)

第3条 前期終了時に以下の条件を満たせば9月卒業を認めることができるものとする。

- (1) 在学期間が4年(48ヶ月)以上であること。
- (2) 学則第48条にある「卒業の要件」を満たしていること。

(履修の特別措置)

第4条 「復学時の履修に関する申し合わせ事項」により、学生が在籍する学年より上位学年の教育課程の履修を希望する場合は、以下のことを確認の上、学類で協議し、学類長が履修の特別措置を教務部委員会に申し出るものとする。

- (1) 履修年度における年間履修登録単位数の上限を超えないこと。
- (2) 当該学生の教育上有益であること。

(事務の所管)

第5条 この細則に関する事務は教務課が行う。

(改 廃)

第6条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則 この細則は、2018年4月1日から施行する。

- この細則は、2022年4月1日から施行する。  
この細則は、2023年4月1日から施行する。
2. この改正細則は2023年4月1日入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の規定とする。

## 健康栄養学群健康栄養学類進級基準に関する細則

(目 的)

第1条 健康栄養学群健康栄養学類における教育の特性ならびに上位学年での履修を考慮し、学則第47条に基づき健康栄養学類学生(以下「学生」という。)の進級基準を次の通り定める。

0.5未満(素点平均60点未満に相当)

(基 準)

第2条 学生が第2年次終了までに、通算 GPA が 1.0 未満の場合、原則として3年次に進級できない。

- 2 前項のほか、学生が第2年次終了までに、第1年次及び第2年次に開設される専門教育科目の卒業必修科目のうち、未修科目が8科目以上ある場合、第3年次への進級を認めない。

(判 定)

第3条 留年の判定は、教授会の議を経て学長が決定する。

(取扱い)

第4条 留年者の取扱いについては別に定める。

(改 正)

第5条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)

この基準は、2024年4月1日から施行する。

この細則は、2024年度入学生から適用し、現に在学する学生には従前の規程とする。

## 編入学規程

(目 的)

第1条 この規程は、尚綱学院大学学則(以下、「学則」という)第15条3項に基づき、本学への編入学に関し必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 編入学の資格が認められる者は、学則第15条2項(1)(2)(3)(4)(5)(6)のいずれかに該当する者とする。

- 2 ただし、子ども学類、及び学校教育学類については、次の免許状を取得(見込み)で、学則第15条第2項(1)～(5)のいずれかに該当する者とする。

学類	免許状
子ども学類	幼稚園教諭二種免許状
学校教育学類	小学校教諭二種免許状

(編入学の受入)

第3条 本学への編入学は、学則第7条に基づき人文社会学類、

心理学類、子ども学類、学校教育学類3年次とする。

2 編入学の時期は、学年の始めとする。

(出願手続及び選考)

第4条 本学への編入学を志願する者は、本学所定の出願書類に検定料を添えて所定の期日までに願い出なければならない。

2 選考方法は別に定める。

(入学手続及び許可)

第5条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに本学指定の書類を提出するとともに、所定の納付金等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に編入学を許可する。

(適用学則等)

第6条 編入学を許可された者は、本規程によるものの他、許可年次に所属する学生に適用される学則及び諸規程を適用する。

(在学期間)

第7条 編入学の修業年限を2年とし、4年を超えて在学することはできない。

(休学期間)

第8条 休学期間は通算して2年を超えることができない。

(既修得単位の認定)

第9条 編入学を許可された者が、編入学以前に他の大学、短期大学等で修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。

2 前項により認定することのできる単位数は62単位を超えないものとする。

3 前項による単位の認定は、編入学前に修得した授業科目の内容及び単位の状況を考慮し、教授会の議を経て学長が行う。

4 学則別表3-1に定める教育職員免許状取得に関する科目の単位認定等については、別に定める。

(卒業要件及び履修方法)

第10条 編入学学生が、卒業証書並びに学士を取得するためには、本学に2年以上在学し、下記の表に定める卒業要件単位数を修得しなければならない。

区 分	人文社会学類	心理学類	子ども学類	学校教育学類
教養教育科目	8	8	8	8
専門教育科目	54	50	50	50
他学類専門教育科目				
合 計	62	62	62	62

(資格課程)

第11条 編入学学生が取得できる資格及び履修方法については別に定める。

(事務の所管)

第12条 この規程に関する事務は、入学者選考に関わる事務を入試広報課が行い、単位認定及び入学後の事務を教務課が行う。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2005年4月1日から施行する。

<略>

この規程は、2017年4月1日から施行する。

2021年4月1日 改正

- 2 この規程は、2021年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の規程とする。

## 転入学に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、尚綱学院大学学則(以下「学則」という)第20条3項に基づき、本学への転入学に関し必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 転入学の資格が認められる者は、修業年限2年以上の大学に1年以上在学した者とする。

(転入学の受入)

第3条 本学への転入学を願い出た時は、学則で定める学類の相当年次に転入学を許可することができる。

2 転入学の時期は、原則として、学年の始めとする。

3 原則として、子ども学類、学校教育学類、及び健康栄養学類への転入学は認められない。

(出願手続及び選考)

第4条 本学への転入学を志願する者は、本学所定の出願書類に検定料を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

2 選考方法は別に定める。

(入学手続及び許可)

第5条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに本学指定の書類を提出するとともに、所定の納付金等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に転入学を許可する。

(適用学則等)

第6条 転入学を許可された者は、本規程によるものの他、許可年次に所属する学生に適用される学則及び諸規程を適用する。

(在学期間・休学期間)

第7条 在学期間及び休学期間は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(既修得単位の認定)

第8条 転入学を許可された者が、転入学以前に他の大学等で修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。

2 前項により認定することのできる単位数は2年次転入の場合は31単位、3年次転入の場合は62単位を超えないものとする。

3 前項による転入学前に修得した授業科目の内容及び単位の状況、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

4 学則別表3-1に定める教育職員免許状取得に関する科目の単位認定等については、別に定める。

(事務の所管)

第9条 この規程に関する事務は、選考に関わる事務を入試課(アドミッションズオフィス)が行い、単位認定及び入学後の事務を教務課が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2016年1月19日から施行する。

この改正規程は、2021年4月1日から施行する。

2 この規程は、2021年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の規程とする。  
この改正規程は、2023年4月1日から施行する。

## 学生の留学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学学則(以下「学則」という。)第19条第2項並びに第40条及び第43条に基づき、学生の留学に関する必要事項を定めるものである。

(対象機関)

第2条 留学の対象となる機関は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 本学と協定を締結している外国の大学(短期大学を含む。)

(2) 外国の大学(短期大学を含む。)又はそれに相当する高等教育機関で、尚絅学院大学長(以下「学長」という。)が認定したもの

(留学資格)

第3条 留学を志願することのできる者は、1年次前期課程を修了した者、又は修了見込みの者とする。

(出願の手続き)

第4条 留学を希望する者は、所定の手続きにより下記の書類を、学類長を通し、学長に提出しなければならない。

(1) 留学申請書(様式1)

(2) 留学計画書(様式2)

(3) 受入れ機関の入学許可書(協定校以外)

(4) 誓約書(様式3)

(留学の許可)

第5条 留学の許可は大学運営会議の議を経て学長が行う。

(留学の期間)

第6条 長期留学の留学期間は、6ヵ月以上2年以内とし、その期間を学則第7条に定める修業年限に算入することができる。

2 短期留学の留学期間は3週間以上6ヵ月未満とし、その期間を学則第7条に定める修業年限に算入することができる。

3 留学期間を越えて、引き続き留学を希望する場合は、その2ヵ月前までに第4条第1項第1号及び第2号の書類を提出して、学長の許可を得なければならない。

(留学終了後の手続き)

第7条 留学を終了した者は、帰国後所定の留学終了届(様式4)を学長に提出しなければならない。

(修得単位)

第8条 長期留学先で修得した単位については、60単位を限度として本学授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 短期留学の留学先で修得した単位については、10単位を限度として本学授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 本学の授業科目への単位振替を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 単位振替願書(様式5)

(2) 履修科目の授業内容

(3) 留学先大学で発行した履修科目の授業時間数、成績及び履修単位を証明するもの

4 振替単位の認定については、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(科目履修)

第9条 留学した者の帰国後の科目履修登録は、前期については4月20日、後期については10月9日までに留学終了届を提出した者とする。

2 その他、留学期間中、本学での科目履修の特別措置については別に定める。

(留学中の納付金)

第10条 第2条第1項第1号に規定する大学で、学費相互免除協定がない大学に長期留学する者については、教育上有益と認められる場合、願出により留学中の本学の納付金を免除する。

2 この規程により留学する者の納付金については、別に定める。

(事務の所管)

第11条 この規程に関する事務は、教務課及び交流推進課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は2003年4月1日から施行する。

この改正規程は、2010年4月1日から施行する。

この改正規程は、2013年4月1日から施行する。

この改正規程は、2015年4月1日から施行する。

この改正規程は、2018年4月1日から施行する。

この改正規程は、2019年4月1日から施行する。

この改正規程は、2020年4月1日から施行する。

この改正規程は、2021年4月1日から施行する。

この改正規程は、2022年4月1日から施行する。

この改正規程は、2023年4月1日から施行する。

## 再入学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学学則(以下「学則」)第20条第3項に基づき定めるものである。

(資格)

第2条 再入学を申し出ることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 学則第22条により退学し、退学後3年以内の者

(2) 学則第26条第1項第1号により除籍となり、除籍後3年以内の者

(時期)

第3条 再入学の時期は、前期及び後期の各学期始めとする。

(所属・学年)

第4条 再入学を認める学群・学類は、以前に在籍していた学群・学類とする。また、学年は原則として以前に在籍していた学年とする。

2 在学時に所属した教育組織が組織名称の変更及び学生募集停止後である場合には、学長の判断により、在学していた所属に出願を認める場合がある。

3 前項で出願を認められた場合は、在学していた所属に読みかえて準用する。

(在学期間)

第5条 再入学者の修業年限は、以前の在学期間を含めて4年とし、8年を越えて在学することはできない。

(既修得単位の認定)

第6条 以前に修得した単位は、その全部を認めることとする。  
(適用学則等)  
第7条 再入学する者には、再入学する当該学年の学則等を適用する。なお、詳細は別に定める。

(出願手続)

第8条 再入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて願い出なければならない。  
①再入学願書(本学所定用紙)  
②履歴書  
③健康診断証明書(3ヵ月以内のもの)

(出願期間)

第9条 再入学を志願する者は、当該開講年度開始前の2月末までに願い出なければならない。  
ただし、後期から再入学を志願する者は、当該開講年度の6月末日までとする。

(選考・許可)

第10条 再入学志願者の選考は、筆記・面接等の方法により当該学類が行い、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学手続)

第11条 再入学を許可された者は、定められた期間内に本学所定の書類を提出し、授業料等を納入しなければならない。  
なお、詳細は別に定める。  
2 既納の納付金は、一切返還しない。

(事務の所管)

第12条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2003年4月1日から施行する。

2010年4月1日改正  
2011年8月1日改正  
2015年4月1日改正  
2019年4月1日改正  
2022年4月1日改正

## 転学類に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学学則(以下「学則」という。)第20条第3項に基づき、転学類に関し必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 転学類をすることのできる者は、本学に在籍する者とする。  
2 転学類は、在籍中1回のみとする。

(出願等の時期)

第3条 出願等の時期は、次の時期を基準として、毎年度定める。  
1 出願 前年度 1月下旬  
2 選考 前年度 2月中旬  
3 決定 前年度  
4 異動 4月1日

(受入学類)

第4条 受入学類は、人文社会学類、心理学類、及び学校教育学類とする。ただし、学校教育学類は子ども学類からの2年次への転学類に限り受け入れる。  
2 前項に関わらず、2018年度以前に入学した学生の転学類は、原則として同分野・同系統の学類に限る。その場合、本規程に定める現所属学類に関わる記載は、「学科」と読み替えて準用する。  
3 前項に定めるものの他、分野・系統の異なる学類への転学類については、教務部委員会に諮るものとする。

(受入人数)

第5条 転学類を認める人数は、次の事項を考慮し、受入学類ごとに毎年度検討する。  
(1) 受入体制(教員数、施設、設備の状況等)  
(2) 学生の欠員状況  
2 各学類の受入人数は、教授会の議を経て学長が決定し、公示するものとする。

(出願手続)

第6条 転学類を希望する者は、次の書類等を現所属学類の担当アドバイザーあるいはクラス担任、及び学類長を経由して、願い出なければならない。  
(1) 転学類願書(本学所定様式)  
(2) 成績(単位修得)証明書

(3) 選考料(20,000円)

(選考・許可)

第7条 願い出があった場合には、受入学類が、書類選考、筆記・面接等の方法により選考を行い、教授会の議を経て学長がこれを許可する。転学類の許可を受けた者は、これを辞退することはできない。  
2 転学類を認められなかった者については、従前の学類に留める。

(年 次)

第8条 転学類を許可された者の年次は、転学類前の既修得単位等を考慮し、教授会の議を経て学長が決定する。

(手続)

第9条 転学類を許可された者は、定められた期間内に本学所定の書類を提出し、所定の納付金を納入しなければならない。  
2 転学類後の納付金は、転学類した学類・年次の他の学生と同額とする。ただし、入学金等に差異がある場合は、その差額を納入しなければならない。  
3 既納の納付金は、一切返還しない。

(学則の適用)

第10条 転学類をした者については、転学類した年次の他の学生に定められた入学年度の学則を適用するものとする。

(既修得単位認定)

第11条 転学類を許可された者の既修得単位については、転学類後の授業科目として個別認定、又は一括認定することができる。  
2 単位の認定は、教授会の議を経て学長が行い、成績の表記は、個別認定した科目は転学類以前の評価とし、一括認定した科目は「N」とする。

(事務の所管)

第12条 この規程に関する事務は教務課が取り扱う。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2019年12月1日 改正

## 科目等履修生規程

(目 的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学学則第60条第2項に基づき、科目等履修生(以下「履修生」)について定めるものである。

(資 格)

第2条 履修生は、次のいずれかに該当する者でなければならない。  
(1) 高等学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められる者  
(2) 教育職員免許資格取得課程の科目等履修(以下「履修」)については、本学の卒業生またはこれと同等以上の学力があると認められる者

(履修科目及び単位数)

第3条 履修できる科目は、当該年度開講科目で授業運営上支障のない場合とする。  
ただし、開講科目の履修者が履修生のみの場合には開講されない。

2. 原則として教育実習は認めない。

第4条 履修生が履修できる年間の単位数は20単位以内とする。

(履修期間)

第5条 履修期間は、当該年度に開講した履修科目の開講期間とする。

(出願手続)

第6条 履修を希望する者は、次の書類等を添えて願い出なければならない。

(1) 履修願書(様式1)

(2) 履歴書(様式2)

(3) 最終学校の卒業(修了)証明書及び成績証明書

(4) 健康診断証明書(3ヵ月以内のもの)

(5) 検定料10,000円(本学卒業生については免除する)

2. 本学研究生が履修を願い出の場合は、前項の(1)のみとする。

3. 履修年度内に再度履修を願い出の場合は、1項の(2)、(3)、(4)、(5)は不要とする。

4. 既納の入学検定料は原則として一切返還しない。

(出願期間)



第7条 履修を希望する者は、当該開講年度開始前の2月末日までに願出しなければならない。ただし後期開講科目の履修を希望する者は、当該開講年度の7月末日までとする。

(出願場所)

第8条 出願については教務課で取り扱う。

(検定)

第9条 出願した者には、原則として面接等の検定を行う。

(履修許可)

第10条 履修は教授会の議を経て、学長が許可する。

(履修手続)

第11条 履修を許可された者は定められた期間内に履修手続を行い、授業料を納入しなければならない。

授業料1単位につき 10,000円

2. 本学研究生については前項の授業料を免除する。
3. 1項に定める授業料の他に実験・実習費等の諸経費を徴収することがある。
4. 既納の諸納付金は原則として一切返却しない。

(履修取消)

第12条 履修を許可された者が本学の履修生としての本分に背いた場合及び諸手続等を完了しない場合は、教授会の議を経て学長が履修許可を取り消すことがある。

(単位認定)

第13条 履修生は希望により履修した科目の単位を取得することができる。

2. 単位認定は履修・単位認定に関する規程に準じて行われる。ただし、既に単位を取得している科目の単位認定は行わない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は2003年4月1日から施行する。

(略)

2018年4月1日改正

## 尚綱学院大学入学時特待生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、入学試験成績優秀者の入学を奨励することにより、本学学生の学習意欲を促し、教育効果を高めて有為な人材を育成することを目的とする。

(名称及び種類)

第2条 入学試験の成績が優秀で、この規定により授業料等の減免を受ける学生を入学時特待生(以下、「特待生」という。)という。

- 2 特待生の種類は、次の通りとする。
  - (1) 入学時特待生S(以下、「特待生S」という。)
  - (2) 入学時特待生A(以下、「特待生A」という。)

(選考基準)

第3条 特待生Sの選考基準は、次の通りとする。

- (1) 大学入学共通テスト利用選抜(前期)において得点率が75%以上の者、または、これに準ずる者。
- 2 特待生Aの選考基準は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学入学共通テスト利用選抜(前期)において得点率が70%以上の者。
  - (2) 一般選抜(前期)において各学類合格者の成績上位5%以内の順位で、かつ得点率が80%以上の者

(選考方法)

第4条 選考基準に従い特待生候補者を選考及び継続審議するため、特待生選考委員会を設置する。

- 2 特待生選考委員会は、学長、副学長(教学担当)、教務部長、学生生活部長、入試部長から構成される。

(推薦)

第5条 学長は、教授会の議を経て選考された特待生候補者について、理事長に推薦する。

(特待生の決定)

第6条 理事長は、学長の推薦により、特待生を決定する。

(辞退)

第7条 特待生として決定された者が、これを辞退しようとするときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

(免除額)

第8条 特待生Sの免除額は次の通りとする。継続した場合も同額とする。

- (1) 授業料全額
- (2) 教育充実費全額

(3) 施設設備費全額

2 特待生Aの免除額は次の通りとする。継続した場合は、半額とする。

- (1) 授業料全額
- (2) 教育充実費全額
- (3) 施設設備費全額

(免除期間)

第9条 特待生の免除の期間は、入学時から1年間とする。ただし、1年毎に審査を行い、継続することができる。

(継続資格)

第10条 特待生の継続については、次の各号を満たしていなければならない。

- (1) 前年度までの修得単位数が2年次にあっては31単位以上、3年次にあっては62単位以上、4年次にあっては93単位以上であること。
- (2) 各学年末において、年度GPA(Grade Point Average)が3.5以上、または所属学類の上位5%以内の順位であること。

(他の奨学金との関係)

第11条 特待生として免除措置を受けている期間には、尚綱学院大学賞与奨学金を受けることができない。ただし、特待生Aを継続する場合は、その限りではない。

(資格の喪失)

第12条 特待生が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の継続要件を満たさないとき。
- (2) 退学、または除籍となったとき。
- (3) 休学となったとき。ただし、留学のために休学する場合は、この限りでない。
- (4) 学則に規定する懲戒処分を受けたとき。
- (5) その他特待生として適当でない認められたとき。

(事務の所管)

第13条 この規程の運用に必要な事務は、教務課、入試課(アドミッションズオフィス)、学生生活課及び経理課が担当する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則 この規程は、2013年6月1日から施行する。

(略)

附則 この改正規程は、2023年4月1日から施行する。

## 尚綱学院大学在学特待生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、成績優秀者を奨励することにより、本学学生の学習意欲を促し、教育効果を高めて有為な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 学業成績が優秀で、この規定により授業料等の減免を受ける学生を在学特待生(以下、「特待生」という。)という。

(選考基準)

第3条 特待生の選考基準は、次の通りとする。ただし、入学時特待生を除く者とする。

- (1) 前年度までの修得単位数が2年次にあっては31単位以上、3年次にあっては62単位以上、4年次あっては93単位以上である、2年次以上の者。
- (2) 各学年末において、年度GPA(Grade Point Average)が3.30以上で所属学類において成績が最上位であること。但し、人文社会学類においては、上位3位以内とする。
- (3) 建学の精神を理解し、他の学生の規範となっている者とする。

(選考方法)

第4条 選考基準に従い、特待生候補者の選考及び審査をするため、特待生選考委員会を設置する。

- 2 特待生選考委員会は、学長、副学長(教学担当)、教務部長及び学生生活部長から構成される。

(推薦)

第5条 学長は、教授会の議を経て選考された特待生候補者について、理事長に推薦する。

(特待生の決定)

第6条 理事長は、学長の推薦により、特待生を決定する。

(辞退)

第7条 特待生として決定された者が、これを辞退しようとするときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

(免除額)

第8条 在学特待生の免除額は、次の通りとする。

(1) 253,000円 (授業料の1/3相当額)

(免除期間)

第9条 特待生の免除の期間は、1年間とする。

(資格の喪失)

第10条 特待生が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 前第3条の選考基準を満たさないとき。

(2) 退学、又は除籍となったとき。

(3) 休学となったとき。但し、留学のために休学する場合は、この限りでない。

(4) 学則に規定する懲戒処分を受けたとき。

(5) その他特待生として適当でないと認められたとき。

(事務の所管)

第11条 この規程の運用に必要な事務は、教務課、学生生活課及び経理課が担当する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則 この規程は、2016年4月1日から施行する。

この改正規程は、2019年4月1日から施行する。

2 この規程は、2019年の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の規程とする。

この改正規程は、2023年4月1日から施行する。

## 尚絅学院大学チャレンジ奨励制度に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学生の様々な活動体験を通して社会勉学に励むことを奨励することにより、本学学生の自信を深め、大学での学びと実践的活動の良い循環を作り出し、チャレンジ精神と実践力を持った有為な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 前条の目的を達成するため、チャレンジ奨励制度として尚絅チャレンジ奨励賞を制定する。尚絅チャレンジ奨励賞に、次の賞を置く。

(1) 在学中に正課の勉学の傍らで、特定のチャレンジ活動を行い、特に優れた成果に対して与える Achievement Award (以下「A賞」という。)

(2) 特に優れた成果が見込まれる企画に対して与える Startup Award (以下「S賞」という。)

(選考基準)

第3条 尚絅チャレンジ奨励賞の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 本人の申請、又は学生及び教職員による推薦を受け、別に定める書類等を期間内に提出したものを対象とする。

(2) チャレンジ活動について、通常の単位と認められるものは、対象としない。

(3) A賞及びS賞の選考基準の詳細は、別に定める。

(4) 建学の精神を理解し、他の学生の規範となっている者を対象とする。

(選考委員会)

第4条 前条の選考基準に従いA賞及びS賞の選考及び審査をするため、尚絅チャレンジ奨励賞選考委員会 (以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、学長、副学長 (総括担当)、副学長 (教学担当) 及び学長が指名する2名の教職員から構成される。なお、選考委員会が必要と認める場合は、他に意見を聞くことができる。

3 選考方法の詳細は、別に定める。

(受賞者の決定)

第6条 学長は、選考委員会の審査を踏まえ、教授会を経てA賞及びS賞の受賞者を決定する。

(報 告)

第7条 学長は、A賞及びS賞の受賞者を、理事長に報告する。

(辞 退)

第8条 A賞及びS賞の受賞者が、これを辞退しようとするときは、速やかに学長に届け出なければならない。

(表彰及び奨学金)

第9条 A賞及びS賞の奨学金の額は、次のとおりとする。

(1) A賞の受賞者には、賞状と奨学金を贈る。奨学金

の額は、原則2万円以内とし、選考委員会の答申を受け、学長が決定する。

(2) S賞の受賞者には、受賞企画の実施に資するための奨学金を贈る。奨学金の額は、原則15万円以内とし、選考委員会の答申を受け、学長が決定する。

2 奨学金の授与の時期等について、選考委員会の答申を受け、学長がA賞及びS賞の受賞者毎に決定する。

(S賞の受賞者の義務)

第10条 S賞の受賞者は、計画の進行状況について別に定める時期に中間報告を行うとともに、計画終了後に速やかに報告書を提出しなければならない。なお、報告書の提出が困難な特段の事情がある場合は、提出時期を含めその事情を学長に報告しなければならない。

(資格の喪失)

第11条 S賞の受賞者が次の各号のいずれかに該当したときは、その奨学金の受領資格を喪失する。

(1) 退学又は除籍となったとき。

(2) 休学となったとき。但し、留学のために休学する場合は、この限りでない。

(3) 尚絅学院大学学則第63条に規定する懲戒処分を受けたとき。

(4) その他、S賞の受賞者として適当でないと認められたとき。

2 資格を喪失した場合は、計画に基づき奨励金の一部又は全額を返金しなければならない。

(事務所管)

第12条 この規程の運用に必要な事務は、学生生活課が行う。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、常任会の議を経て行うものとする。

附 則 この規程は、2019年4月1日から施行する。

## 尚絅学院大学障害学生支援に関する基本方針

尚絅学院大学 (以下「本学」という。)では、障害学生修学支援規程に基づき、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害その他の心身の機能の障害 (難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。)がある学生 (以下「障害学生」という。)の支援を行う。

ただし、本基本方針は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障害の内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障害学生と十分な協議を経た上で決定する。

1. 基本方針

本学は、在籍する障害学生が障害のない学生と分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるように支援を行う。

2. 支援の目的

本学の障害学生支援は、修学の上で必要に応じて適切な支援を行うことや支援活動を通じてよりよい人間関係を養うとともに支援者が障害について理解できる場を提供することを目的とする。

3. 支援体制

障害学生への支援は、障害学生修学支援規程 (第6条)に基づき、必要に応じて学外の関係機関及び専門家と連携し全学的な体制で行う。

学生生活課は、障害学生支援委員会により策定された実施計画に基づく支援実施にあたり、障害学生への相談対応、障害学生の学生生活環境づくりにおいて関係部署との連携等の必要な援助を行う。関係部署とは、学類、研究科、学生支援センターをいう。

4. 個人情報の保護と守秘義務

支援者が支援する上で知り得た障害学生の個人情報 (障害や相談の内容を含む。)の管理は学生生活課が厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

ただし、障害学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合は、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。

2018年7月17日制定

2022年4月1日改正

## 尚絅学院大学障害学生支援ガイドライン

本学における障害学生に対する支援は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく「合理的配慮の提供」を含めて行われるものであり、その支援の内容は、別に定められた「障害学生支援に関する基本方針」（以下「基本方針」という）に従って全学的に統一された基準で実施されるものである。

### 1. 支援にあたっての前提

合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享受し又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」として定義している。（障害者権利条約第2条）

#### 1) 障害学生の範囲

ここでいう障害学生とは、本学に入学を希望する障害のある人、及び本学に在籍する障害のある学生とする。

#### 2) 支援対象

- ① 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、原則として、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料のある人とする。
- ② ①以外でも、学生本人からの申し出があり、障害学生支援委員会または当該学生の所属学類・研究科との合意により支援が必要であると認定した場合に支援の対象とする。

#### 3) 「合理的配慮」としての支援の提供内容

a) 本学における「合理的配慮」としての支援内容は次の事項を参考とし、可能な範囲で必要な支援を行なう。

- ① 試験の配慮  
別室受験、時間延長、代筆、代読等
- ② 講義等の記録の代替  
ノートテイキング、授業担当教員の理解に基づく録音の許可等
- ③ 教材のアクセシビリティ  
教科書・教材の代替フォーマット（点字、音声、拡大、電子テキストファイル等）の製作、字幕のない映像資料への文字起こし・字幕付け等
- ④ 音声言語へのアクセシビリティ  
パソコン等支援機器の利用、手話通訳（支援機関への派遣依頼）等
- ⑤ 建物へのアクセシビリティ  
教室、図書館、実験室等学内諸施設
- ⑥ 技術支援による自立サポート  
音声読み上げソフト、ICレコーダ、拡大カメラ、耳栓の使用等
- ⑦ 実験・実習の補助  
S A、T Aなどによる補助
- ⑧ その他の支援  
障害特性による必要な支援

b) 本学における「合理的配慮」としての支援の内容に含まれないものとして、次の事項を参考とする。

- ① 修学に関わる本質的な変更を伴うもの  
単位認定基準や卒業要件の緩和など、修学に関わる本質的な変更。
- ② 支援をする大学に過度な負担がかかること  
大学側に財政面・体制面等で「過度な」負担がかかるものは、支援の内容には含まれない。  
判断の要素は次のとおりとする。  
（要素＝「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」内閣府に基づく）
  - 事務・事業（教育研究）への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
  - 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
  - 費用・負担の程度
  - 事務・事業（教育研究）規模
  - 財政・財務状況
- ③ 修学とは関係のない生活全般にわたる支援に関すること  
本学における修学とは直接に関係しない日常生活支援や個人的な支援、及び課外活動に関する支援。

#### 4) 「合理的配慮」提供の対象となる学生の活動の範囲

合理的配慮提供の対象を、原則としてキャンパス内における入学試験支援、修学支援、就職支援とする。

#### 5) 支援内容における留意点

本学における「合理的配慮」としての支援内容は、上記3)に定めるが、「合理的配慮」としての支援の内容に含まれないものについても、必要に応じて検討する。

#### 2. 入学試験支援内容

大学入学共通テストの「受験上の配慮」に準拠し、可能な範囲で必要な支援を行う。

#### 3. 修学支援内容

修学支援には、正課授業、学校行事（入学式、学位記授与式等）への参加等、本学における修学（教育）に関する事項を含める。以下に障害の種別ごとに、主な支援内容例を挙げる。具体的な支援内容については、学生本人の修学的（教育的）ニーズと意思を可能な限り尊重し、学生の所属学類・研究科、障害学生支援委員会と関係部署が検討・判断を行い、当該学生との合意の下に決定する。

##### A) 視覚障害

必要に応じて以下のうちの一つ、または複数を組み合わせて支援を行う。

- ① 教材の点訳・拡大・テキスト校正
- ② 対面朗読
- ③ 支援器具の利用（点字翻訳用パソコン、音声読み上げソフト、点字プリント、据置型拡大読書機、PC画面拡大ソフト、パソコン点訳、ライトプレーヤー、OCRソフト）
- ④ 点字図書
- ⑤ S A、T Aなどによる実験等の支援
- ⑥ 試験時間延長、別室受験
- ⑦ その他

##### B) 聴覚障害

必要に応じて以下のうちの一つ、または複数を組み合わせて支援を行う。

- ① ノートテイク・パソコンテイクの派遣
- ② ビデオ教材（映像資料）の文字起こし、字幕付け
- ③ 手話通訳者の派遣（外部機関への委託）
- ④ 支援器具の利用（電磁誘導ループ等）
- ⑤ S A、T Aなどによる実験等の支援
- ⑥ 試験時間延長、別室受験
- ⑦ その他

##### C) 肢体不自由

必要に応じて以下のうちの一つ、または複数を組み合わせて支援を行う。

- ① 授業教室調整
- ② 教室間移動支援
- ③ ノート作成者の派遣
- ④ S A、T Aなどによる実験等の支援
- ⑤ 試験時間延長、別室受験
- ⑥ スロープ、エレベーター等の設置
- ⑦ 学生ロッカーの位置、駐車場の配慮
- ⑧ 移動等の介助
- ⑨ その他

D) 病弱・虚弱（てんかん、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー、ネフローゼ症候群、慢性腎疾患、インスリン依存性糖尿病、悪性新生物等 ※障害者総合支援法における「難病」の取り扱いに準拠する）  
疾患の種類、障害の程度や場面により支援が異なる。そのため、休憩所の確保、緊急対応の確認、通院への配慮等状況に応じて必要な支援を行う。

E) 発達障害（自閉症スペクトラム障害、注意欠如・多動性障害、限局性学習障害等）  
障害の種類や状況及び場面により支援が異なる。そのため、状況に応じて必要な支援を行う。

F) 精神障害（統合失調症、気分障害、不安性障害、睡眠障害、高次脳機能障害等）  
疾患の種類、障害の程度や場面に応じた個別の支援が求められる。そのため、状況に応じた必要な支援を行う。

G) その他（性同一性障害等）  
社会生活上の配慮が必要であるため、状況に応じて必要な配慮を行う。

注) D) 病弱・虚弱、E) 発達障害、F) 精神障害の障害名は、日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）」による。

#### 4. 就職支援内容

障害学生を対象としたキャリア・就職支援及び外部支援機関との連携による支援を行う。また、進路就職課主催プログラムの参加学生へ必要な支援を行う。

#### 5. 不服申し立て



このガイドラインに従って提供されることが決定された支援方法等について、障害学生、その保証人、関係する科目の教員及び職員において疑義や不服申し立てがある場合は、原則話し合いにより解決する。ただし解決に至らない場合は、障害学生支援委員会に相談する。

#### 6. 本基準の制定改廃

本基準の制定改廃は、障害学生支援委員会の審議を経て教授会において決定する。

#### 7. 附則

本基準は、2018年7月17日から実施する。

2022年4月1日改正

## 尚綱学院大学障害学生支援委員会規程

### (目的)

第1条 尚綱学院大学、大学院に在籍する障害のある学生に対して公正な教育を保障し、修学および学生生活における支援を積極的に推進することを目的に、尚綱学院大学障害学生支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学生生活部長
  - (2) 学生生活部委員
  - (3) 当該学類又は研究科の支援担当教員（アドバイザー・クラス担任あるいは学類又は研究科で選出された教員で原則として支援障害学生1名に対し1名）
  - (4) 学生生活課長
  - (5) その他、特に委員会が必要と認めたる者
2. 前項の第3号の委員は、第1号、第2号以外の者とする。
  3. 前第1項第1号、第2号及び第4号の委員の任期はそれぞれの職務の在任期間とする。第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (委員会)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。  
2. 委員長には学生生活部長をあてる。副委員長は互選による1名をもってあてる。

### (所掌事項)

第4条 委員会は、支援障害学生の就学に関し、次に掲げる事項を所掌する。  
(1) 修学に関すること。  
(2) 大学における学生生活に関すること。  
(3) 学内の施設・設備の整備に関すること。  
(4) 修学の支援に係る予算に関すること。  
(5) その他修学に関し必要と認める事項。

### (会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。  
2. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。  
3. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、議長を含む出席委員の3分の2以上をもってこれを決する。

### (意見の聴取)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (専門委員会)

第7条 委員会に、必要に応じて特定の事項について専門的に調査、整理するため、専門委員会を置くことができる。  
2. 専門委員会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

### (事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生生活課が行う。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2014年4月1日から施行する。

この改正規程は、2017年4月1日改正

この改正規程は、2022年4月1日から施行する。

## 尚綱学院大学障害学生修学支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、尚綱学院大学、大学院に在籍する障害のある学生が、障害の種別及び程度にかかわらず、公正な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を

定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「障害のある学生（者）」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はこれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者をいう。また「支援障害学生」とは、障害のある学生のうち、長期にわたり修学に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ大学がその必要性を認めたる者をいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、支援障害学生の修学支援方を推進する責務を有する。

### (大学学類長及び大学院研究科長の責務)

第4条 大学学類長及び大学院研究科長は、学長の命を受け、当該部署の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、支援障害学生の修学に関しての具体的な支援方を講じる責務を有する。

### (教職員の責務)

第5条 教職員は、当該部署の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、支援障害学生の修学支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

### (支援実施体制)

第6条 支援を積極的に推進するとともに円滑かつ適切に行い、また関係部署間の調整を行うため、障害学生支援委員会を置く。  
2. 支援障害学生のための具体的な修学支援方策に係る実施計画は、支援障害学生が所属する学類、研究科が立案し、障害学生支援委員会において審議し決定する。  
3. 学類、研究科は、前項の実施計画に従って支援障害学生の支援を実施する。学生生活課は、その支援に必要な援助を行う。

### (支援の申請)

第7条 本学に在籍する障害のある学生は、アドバイザー・クラス担任等、所属する学類又は研究科の教員に申し出る他、所定の「学生生活における配慮（特別措置）申請書」を学生生活課に提出することにより、修学上および大学における学生生活上の支援や配慮（特別措置）を申請できる。  
2. 前項の申請書の提出がなされた場合、学生生活課は当該学生のアドバイザー・クラス担任に報告を行う。アドバイザー・クラス担任は、当該学生と面談を行い、申請書の内容と本人の希望に基づき、必要な配慮や情報共有の範囲等の確認を行う。  
3. 学類長又は研究科長は、前項で確認された内容に基づき、授業担当教員への配慮依頼や障害学生支援委員会への支援依頼など、必要な手続きをとる。

### (入学試験時の特別措置)

第8条 尚綱学院大学、大学院の入学試験の受験を志願する障害のある者は、所定の「障害のある方への入学および受験相談申込書」を出願開始日の3週間前までに入試課に提出することにより、入学試験時の特別措置等についての事前相談を申請できる。  
2. 前項の申込書の提出がなされた場合、障害学生支援委員会委員長、当該学類長又は研究科長、入試部長、入試課長は、志願者と相談を行い、志願者の希望に基づき、入学試験時に必要な特別措置等の確認を行う。  
3. 障害学生支援委員会委員長は、前項で確認された内容に基づき、当該志願者の入学試験時に必要な特別措置等について入試部委員会に提案する。  
4. 当該志願者の入学試験時に必要な特別措置等は、前項の提案に基づいて拡大入試部委員会が審議し決定する。  
5. 入学試験時の特別措置等に関する事務は、入試課が行う。

### (規程類の整備及び予算上の措置)

第9条 障害学生支援委員会委員長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

### (事務)

第10条 支援に関する事務は、第8条に定めた事項を除き、学生生活課が行う。

### (補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長及び障害学生支援委員会委員長が別に定めることができる。

(改 廃)

第12条 本規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則 この規程は、2014年4月1日から施行する。

## 尚綱学院大学学生支援センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、尚綱学院大学学則第67条第2項及び尚綱学院大学組織運営規程第9条第2項に基づき、尚綱学院大学（以下「本学」という。）の学生支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 センターは、学生生活部のもと学生及び教職員の疾病予防並びに心身の健康保持、増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保健室に関すること
- (2) 学生相談室に関すること
- (3) 学生支援室に関すること

(保健室)

第4条 前条第1項第1号に基づき、センターに保健室を置く。

- 2 保健室は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 学生の健康診断及び健康相談
  - (2) 学内及び学校行事に伴う不慮の事故、急病などの応急処置
  - (3) 学生及び教職員の疾病予防、保健教育
  - (4) その他センターが必要と認める事項

- 3 保健室の内規は、別に定める。

(学生相談室)

第5条 前第3条第1項第2号に基づき、センターに学生相談室を置く。

- 2 学生相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 学生相談
  - (2) 相談に必要な調査・研究
  - (3) 相談に必要な資料の整備
  - (4) その他センターが必要と認める事項
- 3 学生相談室の内規は、別に定める。

(学生支援室)

第6条 前第3条第1項第3号に基づき、センターに学生支援室を置く。

- 2 学生支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 障害学生の支援
  - (2) その他センターが必要と認める事項
- 3 学生支援室の内規は、別に定める。

(組 織)

第7条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長 1名
  - (2) 保健室長 1名
  - (3) 学生相談室長 1名
  - (4) 学生支援室長 1名
  - (5) センター員 若干名
- 2 前項第5号に定めるセンター員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
    - (1) 医師
    - (2) 栄養指導者
    - (3) 健康運動指導者
    - (4) 相談員
    - (5) 保健担当者
    - (6) カウンセラー
    - (7) その他センター長が必要とする者

(センター長)

第8条 センター長は、学長が任命し、その任期を2年とする。但し、再任を妨げないが、原則として連続2期を限度とする。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(保健室長)

第9条 保健室長は、医師、栄養指導者、健康運動指導者の中からセンター長が委嘱し、任期を2年とする。但し、再任を妨げない。

(学生相談室長)

第10条 学生相談室長は、相談員の中からセンター長が委嘱し、任期を2年とする。但し、再任を妨げない。

(学生支援室長)

第11条 学生支援室長は、支援員の中からセンター長が委嘱し、任期を2年とする。但し、再任を妨げない。

(センター員)

第12条 センター員は、センター長が任命し、任期を2年とする。但し、再任を妨げない。

(運営会議)

第13条 センターの業務の円滑な運営を図るために、センターに運営会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次の各号に掲げる構成員をもって構成する。
  - (1) センター長
  - (2) 保健室長
  - (3) 学生相談室長
  - (4) 学生支援室長
  - (5) センター員
  - (6) 学生生活部委員会委員より1名
  - (7) センター長が委嘱した2名の委員
  - (8) その他センターが必要と認めた者（参与）
- 3 前項第7号及び第8号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 会議は、センター長が招集し、議長となる。
- 5 会議は、センターに関する、次の各号に掲げられた事項を協議する。
  - (1) 運営に関する事項
  - (2) 将来計画に関する事項
  - (3) 年間計画に関する事項
  - (4) 予算・決算に関する事項
  - (5) 保健室、学生相談室及び学生支援室の担当者に関わる事項
  - (6) 保健室、学生相談室及び学生支援室の業務分掌に関わる事項
  - (7) 活動報告書の作成
  - (8) その他 委員会で協議した事項については、学生生活部長に報告しなければならない。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2003年4月1日から施行する。

この改正規程は、2005年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2006年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2011年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2015年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2018年4月1日から施行する。  
「尚綱学院大学保健センター規程」は、「尚綱学院大学学生支援センター規程」と改称し、2019年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2022年4月1日から施行する。

## 尚綱学院大学学内ワークスタディに関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、尚綱学院大学（以下「本学」という。）の学生を本学の業務に従事させることによって、学生の職業意識並びに職業観を育むとともに、経済的事情を抱える学生に対する一層の支援を行うために、必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 本事業を「学内ワークスタディ」と称し、業務に従事する者を「学生ワークスタッフ」と称する。

(応募資格)

第3条 学生ワークスタッフに応募できるのは、本学の学生とする。

(対象業務)

第4条 学生ワークスタディの業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の教育研究活動に係る補助的な業務
- (2) 本学の修学環境整備に係る補助的な業務
- (3) その他本学が必要とする業務

(勤務時間)

第5条 学生ワークスタッフの勤務時間は1時間単位とし、修学上の支障が生じないように配慮するものとする。

- 2 勤務時間の上限は次の通りとする。

- (1) 通常の授業期間（4月～7月、10月～1月）は1日5時間までとし1ヶ月30時間までとする。
- (2) 長期休業期間（8月～9月、2月～3月）は1日7時間までとし1ヶ月60時間までとする。

(報酬)

第6条 学生ワークスタッフの1時間あたりの賃金は、890円とする。ただし、報酬は、賃金のみとし、他の手当は支給しないものとする。

(募集及び選考)

第7条 学生ワークスタッフの募集及び選考は、次の各号により行う。

- (1) 募集は業務の担当部署ごとに行う。
- (2) 当該業務への従事を希望する学生は、学内ワークスタディ応募用紙を提出し応募するものとする。
- (3) 選考は、当該業務を担当する関係部署が書類審査、面接等により行い、選考議事録を学生生活課に提出する。
- (4) 採用決定者には、学内ワークスタッフ登録通知を交付する。

(採用)

第8条 採用決定者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 学内ワークスタディ契約書 2部
- (2) 学内ワークスタディ謝金口座振込依頼書

(業務指導)

第9条 学生生活課は、採用決定者に勤務についてのガイダンスを実施する。

また、業務担当部署の長は、業務の遂行状況を踏まえ、ワークスタッフに必要なアドバイスを行わなければならない。

(事務の処理)

第10条 学内ワークスタディに関する事務は、学生生活課において行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て学長が決定する。

附 則 この規程は、2016年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2021年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2021年10月1日から施行する。  
この改正規程は、2022年10月1日から施行する。

## 尚綱学院大学外国人留学生チューター制度に関する規程

(趣 旨)

第1条 尚綱学院大学における外国人留学生チューター制度の運営については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 外国人留学生（以下「留学生」という。）が円滑に大学生活を送ることができるよう支援するため留学生チューター（以下「チューター」という。）を置く。

(申 請)

第3条 留学生は、入学当初にチューター希望の申請をすることができる。

(募集・推薦・委嘱)

第4条 チューターは、原則として申請者と同一学類・学年の日本人学生とする。但し、交換留学生については、この限りではない。チューターの募集・面接・留学生とのマッチング等は、学生生活課が行ない、学生生活部委員会で協議し、学類長の承認を得て学長が委嘱するものとする。

2 委嘱期間は、原則として1年間とする。但し、留学生の申し出により2年まで延長することができる。

(業 務)

第5条 チューターは、留学生が学習目的を達成するために必要な支援を行うとともに、日常生活の助言等を行う。

- 2 チューターの業務時間は1週間あたり1時間程度を目安とし、業務時間は30分単位とする。
- 3 チューターは、月ごとの業務報告書（別紙様式）を作成し、学類長の確認を受け学生生活課に提出する。留学生とチューターの所属学類が異なる場合は双方の学類長から確認を受ける。
- 4 その他、チューター業務の詳細に関することは別に定める。

(謝 金)

第6条 チューターには謝金を支給する。支給額については別に

定める。

(事 務)

第7条 この規程に関する事務は、学生生活課が取り扱う。  
(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2012年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2015年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2019年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2022年4月1日から施行する。

## 尚学会会則

(名 称)

第1条 本会は尚綱学院大学尚学会と称する。

(目 的)

第2条 本会は大学と家庭の連絡を密にし、大学教学のために支援することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は大学に在学する学生の保護者及び本学の専任教職員をもって会員とする。

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名（うち1名は副学長）
- (3) 理事 11名以内（内2名は大学教員）
- (4) 監事 2名

2 役員は次により選出する。

- (1) 会長、副会長は役員会において推薦し総会で承認する。
- (2) 副会長、理事、監事は、会員の中から役員会で候補者を選出し、会長が委任する。

(役員の仕事)

第5条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代理する。
- 3 理事は会長の命によって会務を処理する。
- 4 監事は本会の事業及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期満了後でも後任者が選出されるまでは、なおその職務を行う。
- 3 役員の仕事は、半数ずつの毎年改選とする。
- 4 やむを得ず任期途中で欠員が生じた場合は、翌年度初めに補充する。

(役員会)

第7条 役員会は会長、副会長、理事および監事をもって構成する。

2 役員会は会長が招集する。

(顧 問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の事業について総会並びに役員会に出席し、助言することができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局を尚綱学院大学内に置き、次の事務局職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 総務担当職員 1名（総務課）
- (3) 会計担当職員 1名（経理課）

2 事務局職員は事務局職員の中から学長の推挙を得て会長が委嘱し、事務局長には本学の事務部長を充てる。

3 事務局長は本会の事務を統轄する。

(総 会)

第10条 総会は年一回開催する。

- 2 臨時総会は会長が認めたとき会長が招集する。
- 3 議決は出席者の過半数で決する。
- 4 総会で審議、決定された事項は会報等で会員に報告する。

(会 費)

第11条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 会員は会費として年額6,500円を納入する。

(会 計)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。



(改 廃)

第13条 この会則変更は役員会の議を経て総会の議決を得なければならない。

附 則 この改正会則は、2019年6月8日から施行する。  
この改正会則は、2023年6月10日から施行する。

## 尚学会会則細目

(総会・役員会及び役員業務)

第1項 総会で審議されるべき事項は、予め役員会で協議されなければならない。

第2項 役員会で審議される内容は次の通りとする。

1. 会長、副会長、理事、監事の候補者の選出
2. 会則等規程改正の審議
3. 予算・決算の審議
4. その他本会に関する事項で役員会の審議を会長が認めた事項

第3項 役員会は総会に先立って開催する他、会長が必要と認めた場合招集し、開催することができる。

第4項 役員は次の業務を行う。

1. 総務部門  
イ) 役員会の諮問による会則等規程改正原案の作成  
ロ) 総会・役員会の運営  
ハ) 広報活動
2. 財務部門  
イ) 予算書・決算書の原案作成  
ロ) 助成に関する方針原案作成

(総会の開催時期)

第5項 総会は年1回6月末までに開催する。

第6項 総会開催の通知は原則として開催一ヶ月前に文書でおこなう。

(事務局並びに事務局職員の業務)

第7項 事務局職員は事務長1名、庶務若干名、会計若干名をもって構成する。

第8項 事務長の業務は下記の通りとする。

1. 事務長は本会役員会に出席し発言することができる
2. 議事録の保管
3. 予算書・決算書の保管

第9項 事務局員庶務の業務は下記の通りとする。

1. 総会・役員会の連絡、通知と会場の設営
2. 総会・役員会の記録
3. 会報の発行
4. 弔費、事務費、会議費、広報活動費の申請
5. その他、一般総務に関する事項

第10項 事務局員会計の業務は下記の通りとする。

1. 会計帳簿の作成
2. 会費の出納
3. 予算書・決算書の資料作成
4. 申請書類、出金伝票の保管
5. その他、会計に関する事項

第11項 各科目に関する起票は庶務が行い、会長の決裁を受けなければならない。

第12項 弔費については次の通りとする。

1. 弔費は会員と本学学生において支出する。  
イ) 会員死亡の場合1万円を支出する  
ロ) 学生死亡の場合1万円を支出する

附 則 尚綱学院大学尚学会規約細目は2003年4月1日から施行する。

(略)

この改正会則細目は2014年4月1日から施行する。  
なお、特別会計の残金は経常会計に繰入れることとする。

## 尚綱学院大学尚学会学資援助金規程

### 第1章 総 則

(学資援助生と学資援助金)

第1条 本会は修学への強い意志があるにもかかわらず、経済的な理由により就学困難な学生に対し学資等を給付する。

2. 本会から学費等の給付を受ける学生を尚学会学資援助生(以下「学資援助生」という。)といい、その学資を尚学会学資援助金(以下「学資援助金」という。)という。

### 第2章 学資援助生の採用と給付

(学資援助生の資格)

第2条 本会の学資援助生となる出願資格は、本学の最終学年に在籍する学生で、次の各号の要件すべてに該当するものとする。但し、外国人留学生は対象としない。

- (1) 保護者が不慮の事情により学資の支弁が困難な者、または修学に際しての生活費維持が困難な者(但し、留学生を除く。)
- (2) 当該年度に卒業見込みの者
- (3) 4年次に本学院が行う授業料減免措置を受けていない者
- (4) 原則として各種の奨学金を受けている者

(学資援助金の給付額)

第3条 学資援助金の額は25万円とする。

2. 対象人数は原則として6名以内とする。

(出願手続)

第4条 学資援助金を希望する者は、次の各号に定める書類を公示された提出期限までに尚学会事務局に提出すること。

- (1) 学資援助生願書
- (2) 世帯全員分の当年度の所得状況がわかる書類(所得見込証明書等)
- (3) 失職の場合
  - ① 給与所得者の場合:退職証明書または雇用保険被保険者離職票、前年度の源泉徴収票または課税証明書
  - ② 自営業等の場合:個人事業の廃業届、前年度の確定申告書(控)または前年度の課税証明書

2. 出願手続については、12月に学内掲示板に公示する。  
(学資援助生の採用)

第5条 学資援助生の採用は、会長がこれを決定する。

2. 学資援助生の採用審査に際しては、学内関係者を加えることができる。
3. 学資援助生の採用を決定したときは、会長名をもって本人に通知する。

(学資援助金の給付)

第6条 学資援助金は、採用通知の際に連絡された手続き方法に従い手続きを行なった上で、一括給付する。

(給付の取り消し)

第7条 会長は、学資援助生が、次の各号に定める内容に該当する場合には承認を取り消すことができる。

- (1) 学資援助生願書に虚偽の事項を記載し、その他不正な行為によって学資援助生の承認を受けた場合
  - (2) 退学または除籍処分を受けた場合
  - (3) 会長が取り消すことを適当と認めた場合
2. 給付を受けた後、前項の取り消しを受けた者は、給付金額を返還しなければならない。

### 第3章 その他

第8条 この規程のほか必要な事項については尚学会会長が別に定める。

第9条 この規程の改正は、尚学会役員会において出席委員の過半数の同意を得て、尚学会総会の承認を得なければならない。

附 則 尚綱女学院短期大学尚学会学資援助金規程は2003年3月31日をもって廃止する。

尚綱学院大学尚学会学資援助金規程は2003年4月1日から施行する。

(略)

この改正規程は、2014年6月21日から施行する。

この改正規程は、2019年6月8日から施行する。



# 尚絅学院大学大学院学則

## 第1章 目的及び使命

(趣旨)

第1条 この学則は、尚絅学院大学学則第6条第2項の規定に基づき、尚絅学院大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(大学院の目的)

第2条 本大学院は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精進な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 本大学院の設置する研究科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については、別表1のとおりとする。

(自己点検及び自己評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う。

2 前項の点検及び評価の結果について、定期的に外部評価及び認証評価を受け、その結果を公表する。

3 点検・評価の内容、実施方法及びその結果の活用等については、別に定める。

(課程の目的)

第4条 本大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精進な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的とする。

## 第2章 組織、学生定員、修業年限及び在学年限

(組織)

第5条 本大学院に置く研究科、専攻及び課程並びにその入学定員及び収容定員は、次に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
総合人間科学研究科	心理学専攻	修士課程	6名	12名
	人間学専攻	修士課程	6名	12名
	公共社会学専攻	修士課程	6名	12名
	健康栄養科学専攻	修士課程	6名	12名

2 心理学専攻に、臨床心理学コースと心理行動科学コースを置く。

(修業年限)

第6条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第7条 本大学院における在学年数は、4年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日より9月30日まで

(2) 後期 10月1日より翌年3月31日まで

(授業期間)

第10条 学年中の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第11条 休業日を下記のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11月24日

(4) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める本大学院の学事暦による。

2 必要がある場合は、学長は臨時に休業日を定め、若しくは変更することができる。

## 第4章 入学並びに休学、復学、退学及び除籍

(入学時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が指定した者

(5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第14条 本大学院に入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 入学検定料は、別に定める。

3 入学検定料は、納入後、いかなる理由があっても返還しない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日以内に所定の書類を提出するとともに所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学の許可)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由により3ヵ月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第18条 休学期間は、1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、第7条の在学年限には算入しない。

(復学)

第19条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長に願い出てその許可を得、学期の始めにより復学することができる。

(退学)

第20条 本大学院をやむを得ない理由によって退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第21条 品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、研究科委員会において懲戒を要すると認められたときは、けん責、停学又は退学に処せられる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第7条に定める在学年限を超えた者

(3) 第18条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(教育方針)

第23条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）によって

行うものとする。

(履修の要件)

第24条 本大学院総合人間科学研究科各専攻別の修士課程の開講科目単位数及び履修方法は、別表2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(履修方法)

第26条 修士課程を履修するには、それぞれの専攻の授業科目について30単位以上を修得しなければならない。

- 2 履修授業科目の選定にあたっては、あらかじめ指導教員の指示を受けなければならない。
- 3 授業科目の履修にあたっては、毎学年度の始めに、当該学年度に履修する授業科目を届け出なければならない。

(他の専攻における授業科目の履修)

第27条 研究科委員会において、教育研究上有益と認めるときは、学生は他専攻で開講する授業科目を履修することができる。但し、当該履修は、他専攻の授業運営に支障をきたさない場合に限るものとする。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、8単位を超えない範囲で、本専攻において履修したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第28条 研究科委員会において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学の大学院と協議して双方の承認が得られたとき、学生は、当該他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。但し、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)。

ただし、第33条のただし書に規定する単位としてみなす場合は、第13条に定める入学資格を有した後に修得したものに限る。)を研究科委員会の議を経て、大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

(他の大学院における履修及び入学前の既修得の認定単位数)

第30条 第27条第2項及び第28条第2項及び第29条第2項により認定できる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(試験)

第31条 履修授業科目に対する単位は、当該授業科目の試験に合格した場合に与えられる。但し、研究委員会において、他の方法をもって試験に代えることを認める時期に、その委員会の定める方式によって行う。

(成績評価)

第32条 成績の評価は、S、A、B、C及びDをもって示し、S、A、B及びCを合格とする。

成績	評価
100～90点	S
89～80点	A
79～70点	B
69～60点	C
59点以下	D

## 第6章 課程修了及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第33条 修士課程に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、その専攻するところに従い、修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、第29条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位の認定を受けた者については、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院の定める期間に在学したものとみなすことができるものとし、1年以上在学すれば足りるものとする。

(修士の学位の専攻分野の名称)

第34条 本大学院において授与する修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士の学位の専攻分野名称
総合人間科学研究科	心理学専攻	心理学
	人間学専攻	学術
	公共社会学専攻	社会学
	健康栄養科学専攻	栄養学

(学位規定)

第35条 この学則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、本大学院の学位規程の定めるところによる。

(教職課程)

第36条 教育職員免許状の所有資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院において修得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
総合人間科学研究科	人間学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民

(公認心理師課程)

第37条 総合人間科学研究科心理学専攻の学生で公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法並びに同法施行規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 公認心理師に関する必要な事項は、別に定める。

(臨床心理士課程)

第38条 総合人間科学研究科心理学専攻の学生で臨床心理士の受験資格を得ようとする者は、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 臨床心理士に関する必要な事項は、別に定める。

## 第7章 科目等履修生、特別聴講生、研究生、特別研修生、委託研修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第39条 本大学院研究科の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を希望する者があるときは、本大学院の教育、研究に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第40条 研究科委員会においてあらかじめ他大学の大学院と協議して、双方の承認が得られたとき、他大学の大学院学生で本大学院の授業科目を履修しようとする者を、学長が特別聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第41条 本大学院において、特定の専門領域について研究を希望する者があるときは、本大学院の教育、研究に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、学長が研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託研修生)

第42条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関等の長からその所属教職員等について研究指導の委託の願い出があるときは、研究科委員会の議を経て、学長が委託研修生として受入れを許可することができる。



- 2 委託研修生に関して必要な事項は、別に定める。  
(外国人留学生)
- 第43条 外国人で、大学院で教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上研究科委員会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

## 第8章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(学納金等の納入)

第44条 本大学院の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表3のとおりとする。

第45条 前条の納付金のうち、授業料は前期、後期の2期に分け、それぞれ半額を前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納入しなければならない。

(納入金の不還付)

第46条 既納の学納金は、別の定めによるもののほか、これを返還しない。

(学費未納の取扱い)

第47条 授業料その他の学納金を収めない者は、当該期又は年度の履修について成績評価を受けることができない。但し、授業料延納願いが受理された場合については、この限りでない。

## 第9章 教員及び研究科委員会

(指導教員)

第48条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の教授が担任する。但し、特別の事情がある場合には、准教授又は講師をこれに充てることがある。

(研究科委員会)

第49条 研究科に関する重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

## 第10章 研究指導施設

第50条 本大学院に、研究室、実験室、実習室及び臨床心理相談室を置く。

- 2 尚絅学院大学の学群及びその他の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究及び指導に充てる。
- 3 臨床心理相談室の運営については、別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

第51条 学生として他の模範となる善行・業績があった者は、研究科委員会の議を経て学長がこれを賞する。

(懲戒)

第52条 本大学院の諸規程に違反し学生の本分に背いた行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒処分基準及びその手続きについては、別に定める。

## 第12章 学則の改正

第53条 本学則の改正は、研究科委員会及び教授会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 本学則は、平成29年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。  
本学則は、平成29年12月4日から施行する。
- 2 改正された第7章第33条から37条については、平成30年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。  
本学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正された第33条については、平成30年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。  
本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正された第34条及び第35条については、平成31年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 改正された第5条については、令和2年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正された第27条及び第27条の2、第30条、別表2-1については、令和3年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。  
本学則は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 改正された第5条、第27条、第29条、第30条、第33条、第34条、別表1、別表2-2、別表3については、令和5年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

別表1 (本学則第2条第2項：目的)

総合人間 科学研究科	1. 課題の探求と解決を行うための自立性、創造性、探究心を養う能力 2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力 3. 国際人としてのグローバルな視点を持ち、多文化を理解し尊重できる能力 以上の能力を身につけた人材を養成する。
心理学専攻	心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技能を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察が出来る人材を養成する。
人間学専攻	人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・倫理学などの分野から専門的に研究し、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担いうる人材を育成する。
公共社会学 専攻	人口減少に悩む地域社会の課題から、気候変動などの地球規模の問題に至るまで、持続可能な開発目標 (SDGs) をめぐるさまざまな公共的諸課題に現代社会は直面している。社会学を中心に、環境学、経済学・経営学、教育学、文化人類学などと連携し、市民社会・地域社会の人々との対話を重視して、社会に開かれた新しい学問、「公共社会学」を専門的に研究する人材を養成する。
健康栄養 科学専攻	自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる専門職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する。

別表2-1 (本学学則第24条:総合人間科学研究科心理学専攻(修士課程))

臨床心理学コース			
授業科目名	単位数		備考
	必修	選択	
臨床心理学特論	4		
臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2		
臨床心理面接特論Ⅱ	2		
臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		
臨床心理査定演習Ⅱ	2		
臨床心理基礎実習	2		
臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅲ)	1		
臨床心理実習Ⅱ	1		
心理学研究法特論A		2	
臨床心理学研究法特論		2	
認知心理学特論		2	
発達心理学特論		2	
社会心理学特論		2	
心理療法特論		2	
投影法特論		2	
家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2	
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2	
神経生理学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2	
障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	
教育分野に関する理論と支援の展開		2	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2	
心の健康教育に関する理論と実践		2	
心理実践実習Ⅰ		1	
心理実践実習Ⅱ		4	
心理実践実習Ⅳ		4	
特別研究Ⅰ	4		
特別研究Ⅱ	4		

心理行動科学コース			
授業科目名	単位数		備考
	必修	選択	
心理学研究法特論A		2	12単位以上
心理学研究法特論B		2	
認知心理学特論		2	
学習心理学特論		2	
神経生理学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2	
発達心理学特論		2	
社会心理学特論		2	
臨床心理学研究法特論		2	2単位以上
家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2	
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2	
障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	
教育分野に関する理論と支援の展開		2	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2	
心の健康教育に関する理論と実践		2	
心理学総合演習Ⅰ	4		
心理学総合演習Ⅱ	4		
特別研究Ⅰ	4		
特別研究Ⅱ	4		

別表2-2 (本学学則第24条:総合人間科学研究科人間学専攻(修士課程))

授業科目名	必修	選択	備考
宗教学特論		2	18単位以上
聖書学特論		2	
近代思潮		2	
現代思潮		2	
認知科学特論		2	
法学特論		2	
制度経済・政策学特論		2	
教育哲学特論		2	
宗教学演習		2	
聖書学演習		2	
哲学・現代思想演習		2	
人間存在基礎演習		2	
認知科学演習		2	
法学演習		2	
制度経済・政策学演習		2	
教育哲学演習		2	
人間共生特論	2		12単位
人間共生演習	2		
特別研究	8		

別表2-3 (本学学則第24条:総合人間科学研究科公共社会学専攻(修士課程))

授業科目名	必修	選択	備考
公共社会学特論	2		必修科目16単位、選択科目から14単位以上、合計30単位以上
社会調査法特論	2		
環境社会学特論		2	
災害社会学特論		2	
地域社会学特論		2	
環境経済学特論		2	
地域経営学特論		2	
情報社会学特論		2	
教育社会学特論		2	
生涯教育特論		2	
文化人類学特論		2	
公共社会学演習Ⅰ	2		
公共社会学演習Ⅱ	2		
SDGs教育演習Ⅰ		2	
SDGs教育演習Ⅱ		2	
災害復興論演習Ⅰ		2	
災害復興論演習Ⅱ		2	
地域社会演習Ⅰ		2	
地域社会演習Ⅱ		2	
環境経済学演習Ⅰ		2	
環境経済学演習Ⅱ		2	
地域経営学演習Ⅰ		2	
地域経営学演習Ⅱ		2	
メディア文化論演習Ⅰ		2	
メディア文化論演習Ⅱ		2	
多文化理解演習Ⅰ		2	
多文化理解演習Ⅱ		2	
生涯教育演習Ⅰ		2	
生涯教育演習Ⅱ		2	
公共人類学演習Ⅰ		2	
公共人類学演習Ⅱ		2	
特別研究	8		

別表 2-4 (本学学則第 24 条：総合人間科学研究科健康栄養科学専攻 (修士課程))

授業科目名	必修	選択	備考
栄養科学特論 I		2	12 単位以上
栄養科学特論 II		2	
栄養科学特論 III		2	
栄養科学演習		2	
健康栄養デザイン論 I		2	
健康栄養デザイン論 II		2	
健康栄養デザイン論 III		2	
健康栄養デザイン論 IV		2	
健康栄養デザイン演習		2	
健康栄養科学概論	2		
基礎演習	4		
総合演習	4		
特別研究	8		

別表 3 (本学則第 43 条)

専攻名	検定料	入学金	授業料	施設設備資金
心理学専攻	30,000 円	240,000 円	520,000 円	200,000 円
人間学専攻	30,000 円	240,000 円	520,000 円	50,000 円
公共社会学専攻	30,000 円	240,000 円	520,000 円	50,000 円
健康栄養科学専攻	30,000 円	240,000 円	520,000 円	260,000 円

※本学短期大学部及び短期大学部専攻科並びに総合人間科学部卒業生並びに人文社会学群卒業生、心理・教育学群卒業生及び健康栄養学群卒業生は、入学金を免除する。



## 学位規程

### (目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び尚絅学院大学大学院学則に基づき、尚絅学院大学大学院（以下「本大学院」）が授与する大学院の学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位の種類)

第2条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。  
総合人間科学研究科  
心理学専攻 修士（心理学）  
人間学専攻 修士（学術）  
公共社会学専攻 修士（社会学）  
健康栄養科学専攻 修士（栄養学）

### (学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本大学院修士課程を修了し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。

### (学位論文審査の申請)

第4条 学位を受けようとする者は、所定の書類に学位論文を添え、学長に提出しなければならない。学位論文の様式、部数及び提出期限は研究科において定める。  
2 学位論文は1編とする。但し、参考として他の論文を添付することができる。  
3 審査のために必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

### (学位論文の審査)

第5条 学位論文の審査及び最終試験は、主指導教員を主査とし、他に研究科委員会が当該研究科の内から任命する1名以上の副査を加えて行う。  
2 研究科委員会において、必要と認めるときは、前項にかかわらず、他の大学院又は研究所、および学内の大学院担当有資格者等の協力を得ることができる。

### (最終試験)

第6条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連ある分野について、口述又は筆記により行うものとする。最終試験は、公開・非公開を問わないが、判定は主査、副査の他、必要な場合は当該専攻の他の教員を審査委員に加え非公開で行うものとする。

### (審査結果の報告)

第7条 学位論文の審査及び最終試験の結果を、審査委員は研究科委員会に文書にて報告しなければならない。

### (研究科委員会の審議及び報告)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位授与の可否を審議し、その結果を学長に報告しなければならない。  
2 前項の学位授与の議決は、研究科委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。但し、休職中、海外出張、その他研究科委員会がやむを得ない理由と認められた者は除く。  
尚、第5条第2項の規定に基づく協力者は、学位審査及び最終試験に関与した学生の審議に限り研究科委員会に陪席することができる。

### (学位の授与)

第9条 学長は、前条第1項の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者に、学位記を授与する。  
2 学長は、学位を授与できなかった者には、その旨を通知する。

### (学位の名称)

第10条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「尚絅学院大学」と明記しなければならない。

### (学位授与の取消)

第11条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は名誉を汚す行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。  
2 研究科委員会において前項の議決をするには、研究科委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛

成を必要とする。

3 研究科委員会において前項の議決を行う場合は、前第8条第2項の規定を準用する。

### (学位記等の様式)

第12条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

### (事務の所管)

第13条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

### (規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

### (雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この規程は、2007年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2015年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2019年4月1日から施行する。  
この改正規程は、2023年4月1日から施行する。

### 第3条の規定により授与する学位記の様式

修 士 の 学 位 記	本 大 学 院 〇 〇 〇 〇 研 究 科 〇 〇 〇 〇 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 審 査 お よ び 最 終 試 験 に 合 格 し た の で 修 士 ( 〇 〇 〇 ) の 学 位 を 授 与 す る。 	学 位 記
年 月 日	尚 絅 学 院 大 学	氏 名
学 長	氏 名	年 月 日 生
印	印	

### 第4条第1項の規定による学位申請書様式（修士）

尚 絅 学 院 大 学 学 長 殿	〇〇〇研究科〇〇〇専攻 修士課程 学籍番号 氏名 印
学位申請書	
このたび、修士（〇〇〇）の学位を受けたいので、尚絅学院大学大学院学位規 程第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、審 査くださるようお願いいたします。	
記	
1. 修士論文	部
2. 論文概要書	部
3.	部
	以上

## 長期履修学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、尚絅学院大学大学院学則第6条の規定に関わらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限（修士課程2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者（以下「長期履修学生」という。）に関する取扱い及び審査方法等について定める。

(申請資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、個人の事情により、通常の修業年限を越えて在学し、学位の取得を希望する次のいずれかに該当する者とする。  
 (1) 企業などの常勤の職員又は自営業者  
 (2) 出産、育児、介護などを行う必要のある者  
 (3) その他、尚絅学院大学大学院研究科委員会が適当と認める者

(申請手続)

第3条 長期履修学生制度の適用を希望する者は、入学志願者においては出願と同時に、在学生においては原則として2年次の8月末日までに、次の書類を添えて研究科長に願い出るものとする。  
 (1) 長期履修学生制度申請書（様式1）  
 (2) 在職証明書又は在职が確認できる書類（申請資格(1)に該当する者）  
 (3) その他長期履修学生を申請する理由が確認できる書類（申請資格(2)又は(3)に該当する者）

(審査方法)

第4条 申請書類等に基づき、研究科委員会の審査を経て、学長が許可する。

(在学期間及び在学期間の短縮)

第5条 長期履修学生の在学期間は4年までとする。なお、許可された在学期間の短縮を願い出ることができる。  
 2 前項の規定により、許可された在学期間の短縮を願い出る場合は、長期履修学生在学期間短縮申請書（様式2）により研究科長に願い出るものとする。  
 3 前項2の規定に申請があった場合は、研究科委員会の審査を経て、学長が許可する。

(学納金等)

第6条 学納金等の額については、別に定めるところによる。

(事務所管)

第7条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(雑 則)

第8条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、常任会の承認を得るものとする。

2 この規程に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、研究科委員会において定めるものとする。

附 則 この規程は、2009年8月1日から施行する。  
 この改正規程は、2020年4月1日から施行する。

様式1-1 (第3条関係) 長期履修学生制度申請書

年 月 日申請

学 長 殿 受験番号 \_\_\_\_\_  
 志望専攻名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、大学院に入学の際は、下記のとおり、長期履修学生制度の適用を希望しますので、許可くださるようお願いいたします。

適用開始日	年 月 日	修了予定日	年 月 日
申請理由:			
履修計画:			

学 長	研究科長	教務課長	専攻主任

様式1-2 (第3条関係) 長期履修学生制度申請書

年 月 日申請

学 長 殿 学籍番号 \_\_\_\_\_  
 専 攻 名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、下記のとおり、長期履修学生制度の適用を希望しますので、許可くださるようお願いいたします。

適用開始日	年 月 日	修了予定日	年 月 日
申請理由:			
履修計画:			

学 長	研究科長	教務課長	専攻主任	指導教員

様式2 (第5条関係) 長期履修学生在学期間短縮申請書

年 月 日申請

学 長 殿 学籍番号 \_\_\_\_\_  
 専 攻 名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、長期履修学生制度の適用を許可されましたが、下記のとおり、在学期間の短縮を希望しますので、許可くださるようお願いいたします。

変更前	適用開始日	年 月 日	修了予定日	年 月 日
変更後	適用開始日	年 月 日	修了予定日	年 月 日
申請理由:				
履修計画:				

学 長	研究科長	教務課長	専攻主任	指導教員



## 履修・単位認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、授業科目の履修に関して、尚綱学院大学大学院学則（以下「学則」）に規定するもののほか、必要事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第2条 学生は毎学年始めに履修すべき授業科目の登録を行いかつ授業に出席しなければならない。

第3条 授業科目によっては、受講者を制限または調整することがある。

第4条 登録された授業科目の追加・放棄は認められない。ただし、所定の期間内の追加・放棄を認めることがある。

(単位認定)

第5条 授業科目担当者は、授業科目の評価並びに単位の認定を行う。

第6条 授業科目の単位認定は平素の学業と試験の成績をもって行う。

第7条 下記の項目に該当する者は、単位を取得できない。

- (1) 履修登録をしなかった者
- (2) 出席状況が常でない者
- (3) 正当な理由なく授業料を滞納している者

第8条 授業科目の単位取得の合格点は60点以上とする。

第9条 履修した授業科目については原則として試験が行われる。

第10条 試験の方法は筆記試験またはこれに代わる方法（口述試験、レポート、製作、実験および実技等）とする。

第11条 学生は試験欠席の場合、3日以内に授業科目担当者および教務課に連絡し指示を受けなければならない。

第12条 受験中、不正行為のあった者は当該科目の単位を取得できない。

(単位互換の認定)

第13条 在学中に、本学が協定を結んだ他の大学院において修得した単位は、15単位を限度として本大学院授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(既修得単位の認定)

第14条 入学前に他の大学院において修得した単位は、前条の単位数と合わせて15単位を限度として本大学院授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(学位論文)

第15条 学位論文については別に定める。

(修了)

第16条 第2年次までに修了に必要な単位を修得できない者の修了は延期される。

- 2 ただし、次年度前期において修了に必要な単位を修得した者は、年度末を待たず9月の修了を認める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2013年7月4日 改正

2015年4月1日 改正

2021年4月1日 改正

## 科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、尚綱学院大学大学院学則第36条第2項に基づき科目等履修生（以下「履修生」）について定めるものとする。

(資格)

第2条 履修生は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を有する者
- (3) 本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(履修科目及び単位数)

第3条 履修できる科目は、当該年度開講科目で授業運営上支障のない場合とする。ただし、開講科目の履修者が履修生及び研究生のみの場合には開講されない。

第4条 履修生が履修できる年間の授業科目数は3科目12単位以内とする。

2. 実験・実習科目の履修は、原則として許可しない。

(履修期間)

第5条 履修期間は、当該年度に開講した科目の履修期間とする。

(出願手続)

第6条 履修を希望する者は、次の書類に検定料を添えて願出なければならない。

- (1) 履修願書（様式1）
  - (2) 履歴書（様式2）
  - (3) 最終学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
  - (4) 健康診断証明書（3ヵ月以内のもの）
  - (5) 検定料10,000円（本学卒業生については免除する）
2. 履修年度内に再度履修を願い出る場合は、前項の（2）、（3）、（4）、（5）は不要とする。
  3. 既納の入学検定料は原則として一切返還しない。

(出願期間)

第7条 履修を希望する者は、当該開講年度開始前の2月末日までに願出しなければならない。ただし、後期開講科目の履修を希望する者は、当該開講年度の7月末日までとする。

(出願場所)

第8条 出願については教務課で取り扱う。

(検定)

第9条 出願した者には、原則として面接等の検定を行う。

(履修許可)

第10条 履修は研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(履修手続)

第11条 履修を許可された者は定められた期間内に履修手続きを行い、授業料等を納入しなければならない。  
授業料1単位につき20,000円  
(この他、諸費用を徴収することがある。)

2. 既納の諸納付金は原則として一切返還しない。

(履修取消)

第12条 履修を許可された者が本学の履修生及び研修生としての本分に背いた場合及び諸手続き等を完了しない場合は、研究科委員会の議を経て学長が履修許可を取り消すことがある。

(単位認定)

第13条 履修生は、履修した科目の単位を取得することができる。

2. 単位認定は履修・単位認定に関する規程に準じて行われる。ただし、既に単位を取得している科目の単位認定は行わない。

附 則 この規程は2007年4月1日から施行する。

(略)

2018年4月1日改正



## 特別聴講生規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学大学院学則第37条第2項に基づき、特別聴講生(以下「聴講生」)について定めるものとする。

(資格)

第2条 聴講生は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を有する者
- (3) 本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(聴講科目及び単位数)

第3条 聴講生が受講できる科目は、当該年度開講科目で授業運営上支障のない場合とする。ただし、本大学院生の履修者がいない科目は受講できない。

第4条 聴講生が受講できる年間の授業科目数は3科目12単位以内とする。

2. 実験・実習科目の受講は、原則として許可しない。

(聴講期間)

第5条 聴講期間は、当該年度に開講した科目の開講期間とする。

(出願手続)

第6条 聴講を希望する者は、次の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 聴講願書(様式1)
  - (2) 履歴書(様式2)
  - (3) 最終学校の卒業(修了)証明書及び成績証明書
  - (4) 健康診断証明書(3ヶ月以内のもの)
  - (5) 検定料10,000円(本学卒業生については免除する)
2. 聴講年度内に引続き聴講を希望する者は、前項の(2)、(3)、(4)、(5)は不要とする。
  3. 既納の入学検定料は原則として一切返還しない。

(出願期間)

第7条 聴講を希望する者は、当該開講年度開始前の2月末日までに願い出なければならない。ただし、後期開講科目の聴講を希望する者は、当該開講年度の7月末日までとする。

(出願場所)

第8条 出願については教務課で取り扱う。

(検定)

第9条 出願した者には、原則として面接等の検定を行う。

(聴講許可)

第10条 聴講は研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(聴講手続)

第11条 聴講を許可された者は定められた期間内に手続きを行い、授業料等を納入しなければならない。  
聴講料は1単位につき10,000円(その他、諸費用を徴収することがある。)

2. 既納の諸納付金は原則として一切返還しない。

(聴講取消)

第12条 聴講を許可された者が本学の聴講生としての本分に背いた場合及び諸手続き等を完了しない場合は、研究科委員会の議を経て学長が聴講許可を取り消すことがある。

(単位認定)

第13条 聴講科目に対して単位認定は行わない。

2. 聴講を修了した者は、聴講修了証明書の交付を受けることができるが単位修得証明書の交付を受けることはできない。

附 則 この規程は2007年4月1日から施行する。

(略)

2018年4月1日改正

## 研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学大学院学則第38条第2項に基づき、研究生について定めるものとする。

(資格)

第2条 研究生は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 学士の学位を有する者。
- (2) 本学において、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者。

(研究期間等)

第3条 研究生の入学時期は、原則として学年の始めとする。

2. 研究生の研究期間は、1年とする。特別の理由がある場合、願い出により研究期間の延長を許可することがある。ただし、延長は1年までとする。

(出願手続)

第4条 研究生を希望する者は、次の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 履修願書・履歴書(様式1)
  - (2) 最終学校の卒業(卒業見込み)証明書及び成績証明書
  - (3) 研究題目・研究計画書(様式2)
  - (4) 健康診断証明書(3ヶ月以内のもの)
  - (5) 検定料(本学卒業生については免除する)
2. 1年以内に継続して研究を希望する者は、前項第2号から第5号は不要とする。
  3. 既納の入学検定料は原則として一切返還しない。

(出願期間)

第5条 研究生を希望する者は、当該開講年度開始前の2月末日までに願い出なければならない。

(出願場所)

第6条 出願については教務課で取り扱う。

(検定)

第7条 出願した者には、原則として面接等の検定を行う。

(入学許可)

第8条 入学は研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(入学手続)

第9条 研究生として入学を許可された者は、定められた期間内に手続きを行い、授業料等を納入しなければならない。

(納付金等)

第10条 研究生の納付金等は次の通りとする。

- |     |              |
|-----|--------------|
| 検定料 | 10,000円      |
| 授業料 | 200,000円(年額) |
2. 研究に伴う必要な費用は、別に徴収する場合がある。
  3. 既納の諸納付金は原則として一切返還しない。

(研究・成果の報告)

第11条 研究生は、大学院生に認められた大学の施設を利用して研究を行うことができる。

2. 研究生は、研究活動に際し、必要な授業科目がある場合は、指導教員及び科目担当者の承認を得て、授業を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。
3. 研究生は、研究期間修了までに、研究報告書を指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(研究証明)

第12条 学長は、研究生の願い出により、研究題目及び研究期間等について研究証明書を交付する。

(研究の取り消し)

第13条 研究を許可された者が本学の研究生としての本分に背いた場合及び諸手続き等を完了しない場合は、研究科委員会の議を経て学長が研究の許可を取り消すことができる。

(諸規則の準用)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学内諸規程・規則を準用する。

(事務の所管)

第15条 この規程に関する事務は教務課が行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則 この規程は2010年4月1日から施行する。

(略)

この規程は 2018 年 4 月 1 日から施行する。

## 尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科 臨床心理相談室内規

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、尚絅学院大学大学院学則第 47 条第 3 項に基づき、尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科臨床心理相談室（以下「臨床心理相談室」という。）の運営、そのほか必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第 2 条 臨床心理相談室は、心理臨床に関する教育及び相談等を行い、心理臨床に係る諸問題の解決に寄与するとともに、心理臨床に関する理論的・実践的研究を推進することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 臨床心理相談室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科心理学専攻臨床心理学コース（修士課程）に学ぶ大学院生等の心理臨床教育・実習に関する事業
- (2) 地域社会の人々に対する心理臨床的支援に関する事業
- (3) 心理臨床関係者の再教育に関する事業
- (4) 心理臨床の研究及び研究交流に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(業 務)

第 4 条 臨床心理相談室は、前条の事業を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 心理臨床に関する教育・相談の実施
- (2) 研究会及び研修会の開催
- (3) 研究紀要の刊行
- (4) その他臨床心理相談室の業務を達成するために必要な業務

(組 織)

第 5 条 臨床心理相談室に、次の職員を置く。

- (1) 相談室長
- (2) 専任教員
- (3) 非常勤カウンセラー
- (4) 相談員
- (5) 事務員
- (6) その他必要な職員

(相談室長)

第 6 条 相談室長は、大学院総合人間科学研究科臨床心理学コースに所属する専任の教授のうちから研究科長が決定し、教授会に報告する。

- 2 相談室長は、臨床心理相談室の業務を掌握する。
- 3 相談室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げないが、連続 2 期を限度とする。

(非常勤カウンセラー)

第 7 条 非常勤カウンセラーは、学内の教員及び学外の心理臨床関係者のうちから、相談室長が推薦し、研究科長が任命又は委嘱する。

- 2 非常勤カウンセラーは、専門的立場から相談員の心理臨床に関する実習指導を行うとともに、高度な専門的知識・技能を必要とする相談活動に従事する。

(相談員)

第 8 条 相談員は、大学院総合人間科学研究科臨床心理学コース（修士課程）に在籍する大学院生等のうちから臨床心理学コースに所属する専任の教員が選考の上、相談室長が決定する。

- 2 相談員は、相談室長、専任教員、及び非常勤カウンセラーの指導監督の下に相談活動に従事し、心理臨床の実習及び研究に従事する。
- 3 相談員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(心理臨床相談)

第 9 条 心理臨床相談（以下「相談」という。）は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、行うことができる。

- 2 相談の種類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 受理面接
  - (2) 心理臨床面接（個人）
  - (3) 心理臨床面接（集団）
  - (4) 心理検査
- 3 相談の申込みをしようとする者は、所定の申込書を相談室長に提出し、その承認を得なければならない。

(様式 1)

**研 究 生 願 書 ・ 履 歴 書**

尚絅学院大学  
学長 佐々木 公明 殿

私は、大学院総合人間科学研究科の研究生を志願いたしますので、必要書類を添えて出願いたします。

出願年月日 年 月 日

フリガナ		性別	
志願者氏名		男・女	写真貼付欄 (限 4cm×3cm) ※ 3ヶ月以内 撮影したもの
生年月日	年(昭和) 年 月 日(歳)		
現住所	〒 電話番号( ) 携帯電話番号( )		
勤務先			
学歴(高等学校から記入)			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
学 位	( 年 月 日 取得)		
研究期間	年 4 月 1 日～ 年 3 月 31 日		
研究課題 (題目名を記入)			

尚絅学院大学大学院

(様式 2)

**研 究 計 画 書**

フリガナ	
氏 名	
[研究課題]	
[研究計画]	

尚絅学院大学大学院

- 4 相談の料金は、別に定める。
- 5 前項の相談料は、相談の都度納付しなければならない。
- 6 既納の相談料は、返還しない。

(運営委員会)

第10条 臨床心理相談室に、尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科臨床心理相談室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、臨床心理相談室に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 管理運営の基本方針に関する事
  - (2) 事業の年次計画に関する事
  - (3) 予算・決算に関する事
  - (4) 相談員等の選考に関する事
  - (5) その他臨床心理相談室の管理運営に関する事

第11条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 相談室長
- (2) 臨床心理相談室の専任教員
- (3) 尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科の専任教員 若干名
- (4) その他相談室長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第2号、第3号及び第4号の委員は、研究科長が任命する。
- 3 前第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 運営委員会に委員長を置き、相談室長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した運営委員が、その職務を行う。

第13条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(改 廃)

第14条 この内規の改廃は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(雑 則)

第15条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、2016年4月1日から施行する。
- 2 この改正内規は、2018年4月1日から施行する。
- 3 この改正内規は、2019年4月1日から施行する。

相談の種類	相談料（税抜）
受理面接	1,500円
臨床心理面接（個人）	2,000円
臨床心理面接（集団／親子平行面接）	3,000円
心理検査	2,500円



## 尚絅学院大学高等教育の修学支援新制度による 授業料等減免規程

(目的)

第1条 この規程は、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく「高等教育の修学支援新制度」(以下、「修学支援減免制度」という。)により、経済的な事由で修学が困難な学生に対し授業料及び入学金(以下「授業料等」という。)を減免するにあたり、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 日本学生支援機構給付型奨学金の認定を受けた者について、その支援区分に応じて減免を行う。

(減免額)

第3条 授業料等減免額は、日本学生支援機構により定められた給付型奨学金における支援区分により算出された額とする。

(減免方法)

第4条 新入生における「修学支援減免制度」の認定者は、既に納付した授業料等のうち認定した減免額を還付する。ただし、後期学納金納付前に認定された場合は、授業料等の減免額との差額を納付しなければならない。

- 2年生以上においては、日本学生支援機構による認定後に授業料等の減免額との差額を納付しなければならない。ただし、学納金納付後に認定された場合は、既に納付した授業料等のうち認定した減免額を還付する。

(申請手続)

第5条 授業料等減免を希望する学生は、大学が定めた期間内に次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書
- (2) その他必要とする書類

(減免の審査)

第6条 提出を受けた書類に基づき、学生生活部委員会において審査し、学長が決定する。その結果は「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」により通知する。

(減免の継続)

第7条 在学中に継続して減免の支援を受けようとする時は、大学が定める日までに、減免に係る継続願を提出するものとする。継続願の提出がない場合、支援を停止する。なお、支援が停止された場合であっても、次の申請期間中に継続願の提出があれば、支援が再開するが、停止期間中を遡及して支援を実施するものではない。

(適格認定に関すること)

第8条 継続願の提出の有無に関わらず、授業料減免の認定を受けた全ての者(既に取消になった者を除く。)について、日本学生支援機構が定めた基準に基づき、家計状況および学業成績に関する判定(適格認定)を実施する。判定結果については、当該学生に速やかに通知する。

(その他)

第9条 「修学支援減免制度」の認定等に関する事務は、文部科学省「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領」によるものとする。

(事務の所管)

第10条 「修学支援減免制度」に関する事務は、企画課、学生生活課、経理課が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則 この規程は、2024年4月1日から施行する。

## 尚絅学院大学外国人留学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、尚絅学院大学(以下「本学」という。)学則第58条第3項及び尚絅学院大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第40条第2項の規定に基づき、外国人留学生について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程における「外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1に定める「留学」の在留資格により、本学において教育を受ける外国人学生をいう。

(区分及び入学資格等)

第3条 外国人留学生の区分及び入学資格は、次のとおりとする。

区分	入学資格等
学群学生	本学学則第14条に規定する者
大学院学生	本大学院学則第13条に規定する者
科目等履修生	本学学則第60条第1項又は本大学院学則第36条第1項に規定する者
特別聴講生	本大学院学則第37条第1項に規定する者
研究生	本大学院学則第38条第1項に規定する者
外国人交換留学生	本学学則第58条第1項又は本大学院第40条第1項に規定する者
委託研究生	本大学院学則第39条第1項に規定する者
その他	本学学則第40条で規定する特別単位互換生

- 2 科目等履修生、特別聴講生、研究生、外国人交換留学生及び委託研究生にあっては、毎学期週10時間以上の履修又は研究計画を満たすものとする。

(入学の時期)

第4条 入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(入学の志願方法)

第5条 外国人留学生として本学及び本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

(国費外国人留学生に関する特例)

第6条 国費外国人留学生の受入れは、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づいて行う。

(入学者の選考等)

第7条 前条の規定により入学を志願した者は、別に定めるところによる入学者選抜試験又は入学者選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条の入学者選抜を合格した者は、所定の期日までに入学手続をとらなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(検定料、入料及び授業料)

第9条 検定料、入料及び授業料の額は、尚絅学院大学大学院・尚絅学院大学納付金納入に関する規程の定めるところによる。

- 2 私費外国人留学生は、尚絅学院大学私費外国人留学生納付金減免規程を適用する。
- 3 その他、外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等)

第10条 納付した検定料、入料及び授業料は還付しない。

(諸規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関する必要な事項は、本学及び本大学院学則及び諸規程等を準用する。

(事務所管)

第12条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 この改正規程は、2020年4月1日から施行する。

- 2 この改正規程は、2020年の入学生から適用し、現在在学する学生には、なお、従前の規程とする。  
この改正規程は、2023年4月1日から施行する。



# 尚絅学院大学私費外国人留学生納付金減免規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学（以下「本学」という。）学則第58条第3項及び尚絅学院大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第40条第2項並びに尚絅学院大学外国人留学生規程に基づき、本学及び本大学院に入学を志願する私費外国人留学生並びに在籍する私費外国人留学生を対象とした納付金減免制度に関し必要な事項を定め、私費外国人留学生（以下「留学生」という。）が学業に専念できるよう、経済的に修学困難な者を対象に納付金減免支援を行うことを目的とする。

(対象)

第2条 この規程に定める私費外国人留学生とは、学位の取得を目的として本学及び本大学院の正規課程に在籍する者とする。

(申請資格)

第3条 入学志願者においては本学及び本大学院の入学者選抜試験に合格した者とする。

- 第1項により本学に入学し2年次以上で納付金減免を申請出来る者は、卒業要件単位のうち、1年次終了時に32単位、2年次終了時に64単位、3年次終了時に96単位修得している者とする。
- 第1項により本大学院に入学し、2年次以上で納付金減免を申請できる者は、1年次に履修登録した単位の50%以上が合格している者とする。
- 家庭からの1ヶ月あたりの仕送り額（入学金、授業料等は含まず）が90,000円を超える者は対象としない。

(減免の内容)

第4条 本学における留学生の納付金減免の内容は次の表のとおりとする。

	成績評価基準	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費
大学	入学時	50%減免	50%減免	全額免除	全額免除
	2年生 4年生	前年度 GPA2.50以上	60%減免	全額免除	全額免除
		前年度 GPA1.50以上 2.50未満	50%減免	70%減免	70%減免
		前年度 GPA1.50未満	30%減免	免除しない	免除しない
大学院	入学時	50%減免	30%減免	全額免除	全額免除
	2年生	1年次履修科目の 2/3以上が S又はA	50%減免	全額免除	全額免除
		1年次履修科目の 1/3以上2/3未満が S又はA	50%減免	70%減免	70%減免
		1年次履修科目の 1/3未満が S又はA	50%減免	免除しない	免除しない

(減免の期間)

第5条 留学生の納付金減免の適用期間は、1申請につき1年間とする。

- 本学及び本大学院の減免期間は、入学から最短修業年限までとする。

(減免の申請方法)

第6条 本学及び本大学院に入学を志願する者で納付金減免を希望する者は、出願時に次の書類を提出しなければならない。

- 私費外国人留学生納付金減免申請書（様式1）
- パスポートの写し
- 在留カードの写し又は誓約書
- 本学及び本大学院の2年次以上で納付金減免を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。
  - 私費外国人留学生納付金減免申請書（様式2）
  - パスポート・在留カードの写し
  - 成績（単位修得）証明書

(審査並びに決定)

第7条 減免対象者の審査は、第6条の申請書類により行う。

- 審査は、本学の入学予定者については拡大入試部委員会において、本学の2年生以上については学生生活部委員会において、本大学院の入学予定者及び2年生については研究科委員会において行う。
- 次のいずれかに該当する2年次以上の者は納付金減免の対象としない。
  - 入国管理法に規定する資格外活動に違反した者

- 出席日数を勘案し、学業継続の意志がないと認められる者
  - 留年した者。ただし病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く
  - 学則並びに諸規程に違反し、懲戒処分を受けた者
- 4 決定は、学長の推薦にもとづき理事長が行う。

(減免決定通知)

第8条 減免の審査結果は、減免決定通知書により当該留学生に通知する。

(減免方法)

第9条 納付金の減免は、前期及び後期の2期に分けて行う。

- 入学予定者については、入学手続き時点で本規程第4条に定める減免を行う。
- 2年生以上の学生については、前期分は減免決定後に定められた納付金を納めることとする。後期分は、後期納付金徴収時点で減額することにより行う。

(事務の所管)

第10条 この規程の運用に必要な事務は、入試課（アドミッションズオフィス）、学生生活課及び経理課が担当する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- この規程は、2020年4月1日から施行する。
- この規程は、2020年の入学生から適用し、それ以前の学生には、尚絅学院大学外国人留学生規程(2019年4月1日改正)を適用する。  
(略)  
この改正規程は、2023年4月1日から施行する。

## 尚絅学院大学研究倫理綱領

2007年9月18日制定  
2015年4月1日改正  
2016年4月1日改訂

学 長

尚絅学院大学に所属または本学に関わる研究と教育に携わる者（以下「研究者」という）、研究者が行う研究と教育の事務的支援並びに不正防止に関わる管理を行う者（以下「支援・管理者」）及び本学に所属する学生が、その社会的責務を自覚し、社会の信頼に応えるために遵守すべき研究倫理綱領をここに制定する。

### ○研究倫理の基本理念

学問は、社会の共有する知的財産であり、学問研究は、その知的財産を継承・発展させる創造的な行為である。研究者は、そのような創造的な行為を遂行するために、学問研究の自由と真理探究の権利を保障される。そのような権利のもとに、研究者は、自らの専門領域にかかわる知識や能力の向上に努める責任と義務を社会から負託されている。

学問研究は、研究者個人の私的な利益のためではなく、人類の平和的共存、社会の文化的発展、地球環境の保全など公益と福祉のために資するべきものである。そのために研究者は、学問的な良心に従って自らの研究を自律的に遂行すべきであり、権威に服従し圧力に屈して研究を歪めることがあってはならない。また、研究の成果は、社会に還元されなければならない。

研究者は、自らの研究を遂行するにあたっては、倫理的な判断と行動を常に心掛け、研究資金の不正使用や知的不正行為を犯すことがないように自らを律しなければならない。また、研究者は、共同の研究活動や教育の知的コミュニティにおいて、個人の人格と人権を尊重する公平・公正な立場を常に貫かなければならない。

支援・管理者は、上記の学問、学問研究の考え方を十分理解し、公平・公正な立場から研究者が研究を行うための支援に関わる見識と知識の向上に努めるとともに、研究者が不正行為を犯すことがないように適切な管理を行うことが求められる。

### ○研究者の倫理規範

- 研究者の基本姿勢
  - 研究者は、真理を真摯に探究し、専門的知識の拡大と深化、研究能力の向上にたえず努めなければならない。
- 研究者の自律性
  - 研究者は、学問的良心に従って研究を自律的に遂行すべきであり、不当な圧力によって研究成果を歪めることがあってはならない。
- 研究者の社会的責任

研究者は、自らの専門的知識や能力を公益と福祉のために役立てる社会的責任を負っており、その成果を公表するなど社会に還元しなければならない。

#### 4. 研究協力者への配慮

研究者は、研究協力者の人格と人権を尊重し、真摯な態度で接しなければならない。

#### 5. 研究資金の適正な使用

研究者は、学内外から交付される公的な研究資金を法令及び学内諸規程に従って適正に使用し、私的な利益のために不正に使用してはならない。

#### 6. 知的不正行為の防止

研究者は、研究・調査・実験データを一定期間記録保存して厳正に取り扱うとともに、必要に応じて開示しなければならない。また、それらのデータを捏造・改ざんしたり、他の研究者の成果を剽窃・盗用してはならない。

#### 7. 研究・教育における差別の排除

研究者は、研究・教育活動において公平・公正を常に保ち、人種・性・宗教・思想・信条などの違いによって他者を差別してはならない。

#### 8. 研究倫理教育の受講

研究者は、研究倫理規範を常に意識・実践するために、本学が実施する研究倫理教育を定期的に受講する義務を負う。

#### ○支援・管理者の倫理規範

##### 1. 支援・管理者の基本姿勢

支援・管理者は、研究者の研究が円滑に進むように事務的支援と不正防止に関わるための適切な管理に努めなければならない。

##### 2. 研究に対する支援

支援・管理者は、研究者の研究に対する意欲・目的を十分に理解して、研究成果を上げるための事務的支援や相談に真摯に対応しなければならない。

##### 3. 適正な研究資金運用の取組

支援・管理者は、研究者が学内外から交付される公的な研究資金を法令及び学内諸規程に従って適正に使用し、私的な利益のために不正に使用しないようにするために、不正防止計画の策定・実施により常に啓蒙を行うとともに不正防止に関わる適切な管理を行い、研究機関としての健全性を維持しなければならない。

#### ○学生の倫理規範

##### 1. 学生の基本姿勢

学生は、担当研究者の指導のもと、研究者の倫理規範で示した内容を理解するとともに、授業・研究にあたり、その内容を理解した行動をとらなければならない。

##### 2. 研究倫理教育の受講

学生は、授業受講・研究を進めるにあたり、留意すべきことを学修するために、学生研究倫理教育を受講する義務を負う。

## 図書館利用規程

### (目的)

第1条 この規程は尚綱学院大学図書館規程第6条に基づき、尚綱学院大学図書館の利用について定めるものとする。

### (利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は次の通りとする。

- (1) 本学学生
  - (2) 本学大学院生・研究生
  - (3) 上記以外に履修を認められた学生  
(科目等履修生、単位互換学生等)
  - (4) 本学院教職員
  - (5) 名誉教授
  - (6) 本学非常勤教職員
  - (7) 本学院卒業生
  - (8) 本学院旧教職員
  - (9) 18歳以上の地域開放によって認められた者  
(地域利用者)
  - (10) その他図書館長(以下「館長」という。)が許可した者
- 2 前項(10)の中で、高大連携科目を履修する尚綱学院高校生の利用を認める。
  - 3 第1項(10)の中で、高校生の場合は本学夏期休業中のみ利用を認める。
  - 4 第1項(10)には、前2項の外、以下各号に該当する者を含む。
    - (1) 18歳以上の者

(2) オープンキャンパス参加者

(3) 学内催事への来場者

### (開館時間)

第3条 開館時間は次の通りとする。

- (1) 平日 午前9時から午後7時30分まで
- (2) 土曜日 午前10時から午後2時まで
- 2 前項の規程に関わらず、館長は必要に応じて開館時間を延長・短縮することができる。

### (閉館)

第4条 閉館日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 本学諸式・行事等のため全学閉鎖となる日
- (5) 夏期・冬期の長期休暇中で全学閉鎖となる日
- 2 前項の規定に関わらず、館長は必要に応じて閉館日を定めることができる。

### (館内利用)

第5条 利用は開架式であり、館内の閲覧は手続きを必要としない。

### (館外利用)

第6条 本学図書資料の貸出は次に掲げる表に示す条件によって行う。貸出は所定の手続きを必要とする。

- 2 本学院教職員の利用については本学教職員に準ずる。
- 3 館長は必要に応じて貸出について特別の措置をとることができる。
- 4 帯出した資料は期限内に返却しなければならない。返却しない場合は貸出を停止する。
- 5 帯出した資料は転貸してはならない。
- 6 次の資料は貸出を認めない。
  - (1) 貴重資料(服部英太郎・文男遺文庫、ズェル文庫等)
  - (2) 参考資料(事・辞典等)
  - (3) 雑誌
  - (4) 新聞但し、特別の事情がある場合、館長が貸出を認めることができる。その場合の基準は別に定める。

### (レファレンス・サービス)

第7条 利用者は次のレファレンス・サービスを依頼することができる。

- (1) 図書及びその他の資料の利用指導
- (2) 図書及びその他の資料の所在・所蔵についての調査及び援助
- (3) 文献ならびに情報検索についての調査及び援助

### (視聴覚資料の利用)

第8条 視聴覚資料の利用について映像資料は館内のみとする。但し、著作権法の範囲内で教員のみ館外貸出を認めることがある。

### (貴重資料の利用)

第9条 貴重資料の利用については館長の許可を得なければならない。

- 2 前項の閲覧及び複写については館員の指示に従わなければならない。
- 3 貴重資料の利用は原則として閲覧のみとし、貸出、複写、撮影等は認めない。
- 4 この規定に定めのない利用については申請に基づき館長の許可を得るものとする。

### (複写)

第10条 本学所蔵の資料の複写は「複写申込用紙」に記入のうえ複写することができる。ただし、次のものは複写することができない。

- (1) 著作権法に抵触するもの
- (2) 館長が不適当と認めたもの

### (相互利用)

第11条 他大学及び研究機関の図書館の利用については、館長が依頼状を発行する。利用に必要な経費は利用者負担とする。

- 2 他大学及び研究機関の学生または教職員が本学図書館を利用する場合は、当該機関の発行する紹介状を必要とし、利用は館内閲覧に限る。

### (館内規律)

第12条 入館者は次のことを守らなければならない。

- (1) 静粛にすること
  - (2) 館内で飲食をしないこと
- 但し、指定された場所・方法での水分摂取について



- てはこれを認める
- (3) 机・椅子を勝手に移動しないこと
- (4) その他図書館利用の目的に反する行為をしないこと

- 2 前項各号を守らない場合及び館員の指示に従わない場合は、館長は当該者の図書館利用を一定期間禁ずることができる。

(弁償)

第13条 利用中の図書及びその他資料を紛失、毀損または汚損した場合は弁償しなければならない。

- 2 弁償者は「借用資料事故届」を提出し、弁償は下記の要領による。

- (1) 弁償は同一資料、または時価とする。
- (2) 同一資料が入手困難な場合は、図書館と協議の上事故資料と類似の資料で価格の見合った資料を弁償する。
- (3) 「借用資料事故届」を提出後に資料が発見された場合に弁償者への資料の返品、返金はしない。発見した資料は図書館に返却する。

- 3 その他問題が生じた場合は、館長が決する

(改廃)

第14条 この規程の改廃については、図書館運営委員会の議を経て教授会に報告する。

附 則 この規程は、2003年4月1日から施行する。  
(略)

2015年4月1日改正  
2018年4月1日改正

貸出種別	対象者	貸出期間	貸出冊数	
通 常	本学学生	2週間	7冊	
	本学大学院生・研究生	1ヶ月間	25冊	
	上記以外の学生	2週間	5冊	
	本学院教職員	1ヶ月間	所要冊数	
	本学非常勤教職員	1ヶ月間	所要冊数	
	本学院卒業生	2週間	2冊	
	名誉教授	2週間	5冊	
	本学院旧教職員	2週間	2冊	
特 別	地域利用者 ※	2週間	2冊	
	長 期 休業中	本学学生	休業前2週間と 休業後1週間を 加えた期間	10冊
		本学大学院生・研究生		25冊
		本学院教職員		所要冊数
		本学非常勤教職員		所要冊数
	実 習	本学学生	5週間	7冊
		本学大学院生・研究生		
		上記以外の学生		
	卒業研究	学部3・4年生	1ヶ月間	5冊
	研究室	教員	在職期間	所要冊数

※ 上記地域利用者は、名取市民と仙台市太白区民とする。

## 車両通学規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、本学における学生の車両（原動機付自転車を含む）通学のための車両許可基準及び申請手続きについて定めるものである。

(申請資格)

第2条 車両通学の申請ができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 車両の使用者名義が本人又は家族名義である者
- (2) 車両が自賠責保険及び任意保険の対象となっている者（自賠責保険は車両が補償対象となっていること。任意保険は車両と学生が対象となっていること。）
- (3) 保証人（親権者）の同意を得ている者
- (4) 過去1年以内に免許停止または免許取消の行政処分を受けていないこと。過去に行政処分を受けた場合は、処分期間終了後12ヵ月以上無事故無違反であること。

(車両通学許可期間)

第3条 申請により車両通学ができる期間は、登録許可証交付日から最短の卒業年度の3月31日までとする。

(申請書類)

第4条 車両通学を希望する者は、次の書類を提出し、(2)の内容について確認を受けなければならない。

- (1) 車両通学許可申請書、申請手数料納付書（別に定める）
- (2) 免許証、当該車両の車検証（原動機付自転車の場合は「標識交付証明書」）・任意保険証券及び自賠責保険証明書の写し

(申請手続き)

第5条 申請手続きの窓口は学生生活課とし、取扱時間内に随時受け付け、毎週木曜日（木曜日に事務取扱を行わない場合は、金曜日）を締切とする。

(許 可)

第6条 申請書類に基づき審査選考を行い、車両通学を許可する。

- 2 許可された者には、申請締切の翌週の木曜日（木曜日に事務取扱を行わない場合は、金曜日）に車両通学許可証（以下許可証）を配布する。許可証は常に携帯し通学車両の所定の場所に設置しなければならない。

(遵守義務)

第7条 車両通学を許可された者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証は、所定の手続きを行った者に対して交付するものであるため人に貸与又は譲渡してはならない。
- (2) 許可証を紛失又は破損したときは、直ちに学生生活課に届け出なければならない。
- (3) 車両を変更する場合は、新たに手続きをしなければならない。
- (4) 車検、又はやむを得ない事情で、届け出以外の車両で通学する場合は、代車の手続きをしなければならない。（代車許可証が発行される。）
- (5) 許可証は構内では所定の場所に設置しておかなければならない。自動車通学者はダッシュボードの上に表面が見える様に置き、バイク通学者はハンドルに吊り下げておくこと。また、学内において提示を求められた時は、速やかに応じなければならない。
- (6) 車両は、所定の場所以外に駐車してはならない。また、駐車中の車両管理は、各自の責任において行わなければならない。
- (7) 車両は、無届で構内に駐車して帰宅することはできない。やむを得ない場合は、必ず学生生活課で手続きをすること。
- (8) 許可された車両の申請事項（任意保険が切れた等）に変更が生じた場合は変更の書類を、車両通学を取りやめるときは通学許可書を直ちに学生生活課に届け出なければならない。
- (9) 車両通学を許可された者は、本学が行う交通安全講習会を必ず受講し、本規程、交通法規等を遵守しなければならない。なお、社会人学生については誓約書の提出を持って受講に替えることができる。
- (10) 学外及び学内において事故が起こった場合は、必ず学生生活課に届け出なければならない。

(車両通学における責任)

第8条 車両通学に関わる全ての責任は学生本人並びに保証人（親権者）が負うものとし、本学では、事故・破損・盗難等を含めた一切の責任は負わないものとする。

(許可取消)

第9条 次の事項に該当した場合、車両通学許可を取消することができる。

- (1) 本規程に違反し、車両通学者として不適格であると認められた者
- (2) 故意又は重大なる過失による交通事故、及びそれに類する事故を起した者
- (3) 免許停止もしくは免許取消の行政処分を受けた者
- (4) 許可証を他人に貸与又は譲渡・偽造・虚偽の申請等不正な行為をした者
- (5) 本学が行う交通安全講習会に参加しなかった者
- 2 取り消しを受けた者は、通知を受けた日より3ヵ月間は、車両通学許可の申請手続きができないものとする。

(改 廃)

第10条 規程の改廃は、学生生活部委員会の議を経て行うものとする。

附 則 この規程は1989年4月1日から施行する。

(略)

2019年4月1日 改正

## 尚絅学院大学スクールバス運行管理規程

### 第1章 総則

(目 的)

第1条 この規程は尚絅学院安全運転管理に関する規程に基づき、尚絅学院大学学生及び大学院生（以下「学生」）の通学及び、申請による使用等に供するスクールバスの適正な運行管理を行うため必要な事項を定める。

(運行管理者)

第2条 運行管理者は、安全運転管理者の指導のもとに、運行の管理を行う。大学事務部長をこれにあてる。

2. 運行管理者は、運行計画に従い、運行管理する上で、運行管理業務を委託することができる。

(運行責任者)

第3条 運行責任者は、運行管理者のもとで、スクールバスの運行にあたり、法令の定めを順守するとともに安全確保のために必要な措置をとる。学生生活課長をこれにあてる。

2. 運行責任者は、スクールバス運行日誌を備え、運転記録を整備しなければならない。

### 第2章 通学利用

(運行計画の作成・変更)

第4条 通学時の利用については、運行計画に従い運行する。運行計画は、運行管理者が次の各号を含む案を作成し、学長が決定する。

(1) 運行経路・回数・時間

(2) 停車場

(3) 運行表

2. 前項における運行計画の変更を行う場合、運行責任者は速やかに関係部署と調整のうえ、運行に支障のないよう努めなければならない。

(通学時の利用方法)

第5条 学生は、運行責任者に通学時の利用希望を届け出る。運行責任者は、届出を受け、学生に整理券を事前に交付する。

2. 運行責任者は、整理券を交付したときは、スクールバス整理券交付台帳に所要事項を記入しなければならない。

3. 学生は、乗車時に、スクールバス運転手に整理券を提示する。

### 第3章 申請使用

(使用許可・使用取消)

第6条 運行管理者は、スクールバスの車両を第1条に規定する学生の通学に支障のない範囲で、かつ、次の各号の一に該当すると認められる申請がある場合に使用を許可することができる。

(1) 大学の教育研究上で使用する場合

(2) 高等学校・中学校・幼稚園が学校行事等の教育分野で使用する場合

(3) その他運行管理者が特に認めた場合

2. 運行管理者は、前項に違反して使用しようとする場合は、使用許可を取消することができる。

(申請使用の手続)

第7条 申請使用者は教職員とし、スクールバス使用許可申請書(様式第1号)を、運行管理者に、使用日2週間前までに提出しなければならない。

2. 申請使用者が申請書の提出後に、使用の取消または変更しようとするときは、使用日5日前までにスクールバス使用〔取り消し・変更〕届(様式第2号)を運行管理者に届け出なければならない。

(申請使用者の費用負担と義務)

第9条 申請使用者は、次の各号の費用を負担する。この場合の使用経費は、車両保管場所から出発地までと到着地から車両保管場所までの運行も含まれるものとする。

(1) 運転手委託費 自家用自動車管理請負契約書に基づ

(2) 車両燃料費 25円/1km

2. 申請使用者は、スクールバス運転手の指示に従い、安全運行に協力しなければならない。

### 第4章 その他

(事故等の報告)

第10条 運行責任者は、スクールバスの運行において事故等が発生した場合は、遅滞なく運行管理者に報告するとともに、その指示に従い適切な対応をしなければならない。

(バスの保管場所)

第11条 スクールバスの保管場所を、宮城県名取市ゆりが丘4丁目10番1号とする。

(所管事務)

第12条 スクールバス使用に関する事務は、学生生活課において取り扱う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、2017年7月1日から施行する。

### 尚絅学院大学学生懲戒規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大学及び大学院の学則にある懲戒の規定(尚絅学院大学学則第64条、尚絅学院大学大学院学則第47条、以下「学則」という。)に定めるものの他、学生の懲戒について適正、かつ、公正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象)

第2条 この規程において、「学生」とは、学群学生及び研究科学生をいう。

(懲戒の考え方)

第3条 学生の懲戒は、対象行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行うものとする。

(懲戒の内容)

第4条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 退学：本学学生の身分を放棄し、放學すること。但し、それまでの在学期間や成績が抹消することはないが、再度の入学は認めない。

(2) 停学：一定期間、大学へ来校させず、基本的には自宅にいて、反省のレポートを書かせることなどにより、今までのことについて改めて反省させ、改悔させること。学生本人及び保証人に、文書で嚴重注意を行い、二度とこのようなことを起こさない旨の誓約書を学生本人及び保証人連名で学長に提出させる。停学期間は、1年以内とし、学籍上は在学期間を含め、修業年限には含めないものとして扱う。但し、3ヵ月未満の場合には、在学期間・修業年限に含めることができる。具体的な期間はその状況等に鑑みて学長が定める。なお、停学期間中も所定の学費を納入するものとする。

(3) 訓告：学生本人及び保証人に、問題や違反したことに對して文書で嚴重注意を行い、合わせて今後このようなことの無いように改悔させること。なお、二度とこのようなことを起こさない旨の誓約書を学生本人及び保証人連名で学長に提出させる。

(懲戒の判断基準)

第5条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる行為を起こした場合には、当該各号に定める懲戒を行うものとする。

2 退学は、次の各号の一に該当する行為を行なった場合に適用する。

(1) 学則に反する違法行為等により本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

(2) 学内又は学外において重大な違法行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

(3) 本学の規則又は指示に違反する行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

3 停学は、次の各号の一に該当する行為を行なった場合に適用する。

(1) 学則に反する違法行為等により本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で悪質と判断された場合

- (2) 学内又は学外において重大な違法行為を行った場合で悪質と判断された場合  
(3) 本学の規則又は指示に違反する行為を行った場合で悪質と判断された場合

4 訓告は、次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。

- (1) 学内又は学外において違法行為を行った場合  
(2) 本学の規則又は指示に違反する行為を行った場合  
5 違反行為の種類及び当該行為に係る懲戒等の標準例については、別表に定める。

(嚴重注意)

第6条 学生生活部長、当該学生が所属する学類長、研究科長は、前条第1項各号に規定する懲戒に相当しない場合でも、教育的配慮として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

(自宅待機)

第7条 学長は、懲戒処分が決定されるまでの間、当該学生に対し、自宅待機を命ずることができる。この場合において、自宅待機期間は、在学期間及び修業年限に含めることができる。但し、懲戒処分が決定した場合、自宅待機の期間は、停学の期間に含める。

(懲戒の発議)

第8条 懲戒に該当する疑いのある事案が発生したときは、学生生活部長が副学長(教学担当)に速やかに報告し、副学長(教学担当)は、学長にその旨を報告する。  
2 学長は、前項の報告を受け、当該事案が懲戒となり得ると判断した場合は、学生懲戒委員会に調査委員会を設置する。

(運営及び所管)

第9条 懲戒は、学生懲戒委員会が審議し、教授会の議を経て、学長が行う。

(構成)

第10条 学生懲戒委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。  
(1) 副学長(教学担当)  
(2) 学生生活部長  
(3) 当該学生が所属する学類長、研究科長  
(4) 当該学類の学生生活部長  
(5) その他、特に委員会が必要と認めたる者  
2 委員会に委員長を置き、副学長(教学担当)がこれにあたる。

(調査委員会の設置)

第11条 学生懲戒委員会は、調査委員会を設置しなければならない。

(調査委員会の組織と役割)

第12条 調査委員会は、次の各号に定めるものをもって構成する。  
(1) 学生生活部長  
(2) 学生生活部副部長  
(3) 当該学生が所属する学類長、研究科長  
(4) その他学生生活部長が必要と認めたる者  
2 委員会に委員長を置き、学生生活部長がこれにあたる。  
3 調査委員会は、その事実確認および関係者への事情聴取を行い、事実認定、懲戒の要否および内容について調査検討を行う。

(学生の弁明)

第13条 調査委員会は、前項の事実確認を行うにあたっては、当該学生にその旨を告知し、口頭による弁明の機会をあたえなければならない。但し、当該学生が心身の故障、身柄の拘束等その他の事由により、口頭による意見陳述ができない場合には、これに代えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。  
2 弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じない場合又は当該学生から事実確認ができない場合は、この限りでない。

(調査の報告)

第14条 調査委員会は、調査結果に基づき、事実の概要・経緯、当該学生の弁明及び審議経緯等を明記した調査報告書を作成し、学生懲戒委員会に報告する。

(懲戒の審議)

第15条 学生懲戒委員会は、前条の調査報告書を基に懲戒の可否、懲戒の種類等について審議し、それらを明記した懲戒案を学長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

第16条 懲戒の決定は、学生懲戒委員会の報告に基づき、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が行う。

(懲戒の通知)

第17条 懲戒に伴う措置は、学長が当該学生へ懲戒告知書を交付するとともに、当該学生の保証人に通知するものとする。

(懲戒の発効日)

第18条 懲戒の発効日は、懲戒告知書の交付日とする。但し、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(懲戒の告示)

第19条 懲戒処分が決定したときは、学長名で学類・学年・内容を学内に告示する。告示内容については、関係者のプライバシー等を充分配慮する。

(不服申立て)

第20条 懲戒を受けた当該学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、証拠となる資料を添えて、学長に対して不服申立てを行うことができる。  
2 前項の不服申立ては、懲戒の発効日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

(懲戒不服審査委員会)

第21条 学長は、前条第1項の不服申し立てを受理した場合には、速やかに懲戒不服審査委員会を設置し、審査を行わせるものとする。  
2 懲戒不服審査委員会の委員は、次に掲げるものをもって組織する。  
(1) 副学長(総括担当)  
(2) 学長が指名する教員若干名  
(3) 懲戒不服審査委員会の委員には、当該事由にかかわる第12条に規定する委員会の委員であった者はないことができる。  
3 委員会に委員長を置き、副学長(総括担当)がこれにあたる。

(審査)

第22条 懲戒不服審査委員会は、不服申し立てに基づき懲戒の内容について審査を行い、審査結果を学長に報告するものとする。  
2 学長は、前項の審査結果を教授会に附議し、その議を経て懲戒の不服申立ての却下又は懲戒の取消し若しくは変更を決定するものとする。  
3 学長は前項の結果を当該学生へ交付するとともに、当該学生の保証人に通知するものとする。

(懲戒の記録)

第23条 懲戒が行われた場合は、学籍簿に記載するものとする。但し、成績証明書並びに進学及び就職に係る推薦書等には、懲戒の有無、又はその内容を記載しないものとする。

(停学中の指導体制)

第24条 学生生活部長、当該学生が所属する学類長、学生生活部長、クラス担任又はアドバイザー、研究科においては、指導教員は、停学の処分を受けた学生に対し面談を行い、その学生の生活状況、学習意欲などを確認し、教育的指導を行うものとする。

(納付金の返納)

第25条 懲戒に該当した場合、理由の如何を問わず、既納した授業料等学納金は返還しない。

(逮捕・拘留時の取り扱い)

第26条 学生が逮捕・拘留され、大学として本人に接見できない場合でも、懲戒の手続きを行うことができる。

(所管)

第27条 学生の懲戒に関する事務は、学生生活課が担当する。

(その他)

第28条 この規程に定めるものの他、学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2008年4月1日から施行する。なお、施行日以前に入学した学生に対しても適用する。

(略)

この改正規程は、2023年4月1日から施行する。  
2 この改正規程は2023年4月1日入学生から適用し、現在在学する学生には、なお従前の規程とする



別表  
懲戒等の標準例

区分	項番	行為の内容	懲戒等の種類
1 犯罪行為	(1)	殺人・強盗・強姦・放火・誘拐・傷害等の凶悪犯罪を行った場合	退学
	(2)	窃盗・詐欺・恐喝・脅迫・傷害・過失致死・過失傷害等の犯罪を行った場合（未遂を含む）	退学・停学
	(3)	賭博・住居侵入・万引き・傷害に至らない暴力行為等の犯罪行為であって、刑法等に抵触する場合	退学・停学
	(4)	薬物犯罪行為（薬物の所持・使用、薬物の売買・仲介）を行った場合	退学・停学
	(5)	わいせつ行為（覗き見、強制わいせつ、盗撮等）・ストーカー行為、その他迷惑行為を行った場合	退学・停学・訓告
	(6)	キャンパスハラスメントに関する極めて悪質な行為	退学・停学・訓告
	(7)	コンピュータまたはネットワークの不正使用	退学・停学・訓告
	(8)	上記以外の違法犯罪行為	退学・停学・訓告
2 交通事故・交通違反	(1)	飲酒運転（酒気帯び運転を含む、以下同じ）、暴走運転、無免許運転等の悪質な運転により、死亡事故、重度な後遺症を残す人身事故を起こした場合	退学
	(2)	ひき逃げ、あて逃げ、飲酒運転、暴走運転、無免許運転等の悪質な運転により人身事故を起こした場合	退学・停学
	(3)	飲酒運転、無免許運転、暴走運転、および運転等の悪質な交通法規違反	停学・訓告
	(4)	前方不注意等の相当な過失のある、上記以外の人身事故を起こした場合	停学・訓告
	(5)	上記項番以外の交通事故・交通違反の場合	停学・訓告
3 修学上の不正行為	(1)	本学が実施する試験等における悪質な不正行為（身代わり受験等）	退学・停学・訓告
	(2)	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学・訓告
	(3)	成績に関わる上記以外の不正行為（文書盗用・不正出席等）	停学・訓告
4 その他の非違行為	(1)	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	退学・停学
	(2)	本学の財物に対し、著しく物的損傷を与えた行為	退学・停学・訓告
	(3)	20歳未満又は飲めない者に飲酒を強要し、重大な事態を生じさせた場合	退学
	(4)	20歳未満又は飲めない者に飲酒を強要した場合	停学・訓告
	(5)	本学構成員に対する暴力行為	停学・訓告
	(6)	キャンパスハラスメントに関する行為	停学・訓告
	(7)	コンピュータまたはネットワークの不正または、不適切な使用	停学・訓告
	(8)	上記以外の非違行為	停学・訓告

- (注)
- 上記の内、刑事事件に該当するものについては、刑事処分が確定後懲戒処分についての審議を行なうものとする。
  - 試験不正行為があった場合には、当該学期に履修している全ての授業科目の成績を無効とする。  
(試験における不正行為等に関する細則第6条1項)
  - 行為の内容は標準的な例を掲げたものである。各区分の項番の最後に掲げる「上記以外の行為の内容」における懲戒等の種類にあっては、法令・社会情勢等（判例や他大学の状況等）を総合的に考慮して行うものとする。

## 尚絅学院大学大学院・尚絅学院大学 納付金納入に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学大学院・尚絅学院大学の納付金に必要な事項を定めることを目的とする。

(納付金)

第2条 本規程における納付金とは、入学金・授業料・教育充実費（大学のみ）・施設設備資金・委託徴収金・その他納入しなければならない金額をいう。

2 納付金額は学則及びその他に定めるものとする。

(資格課程費)

第3条 別表に定める資格課程を履修する者は、所定の諸納付金の納入期間に別表に従い資格課程費を納入しなければならない。

2 資格課程費の納入がない場合には、当該資格課程の履修を取り消す。

3 納入された資格課程費は原則として一切返還しない。

(納付期限)

第4条 納付金の納付期限は次のとおりとし、前期・後期の2期に分けて納入しなければならない。

前期 4月20日

後期 10月9日

但し、納付期限が休日の場合は、翌日とする。

2 入学及び再入学する者の前期納付金の納期は入学手続き書類に記載された納付期限とする。

(納入方法)

第5条 納付金の納入方法は、原則として所定の用紙により郵便振込とする。

(退学者・休学者の納付金)

第6条 退学者は、退学日の属する学期の納付金を納入しなければならない。

2 休学が許可された者の次回納期が休学期間中の場合は、当該学期の納付金を免除する。

(編入学者の納付金)

第7条 入学金、授業料、教育充実費、施設設備資金は編入学年度の3年次生が入学した年度の学則（別表2）の金額と同額とする。

2 入学検定料は入学検定実施年度の大学入学検定料の金額とする。

(大学院長期履修学生の納付金)

第8条 大学院長期履修学生の納付金は次のとおりとする。

(1) 入学金は入学年度の金額とする。

(2) 授業料・施設設備資金は、標準修業年限で修了する大学院の納付金の合計額（以下、合計額）と同額とする。また在学期間の短縮が許可された場合も、合計額と同額とする。

(3) 在学期間によって納付金額に端数が生じた場合は100円未満を切り上げる。

(4) 委託徴収金は、当該年度生（当該年度）と同額とする。

(復学者の納付金)

第9条 復学者の納付金は次のとおりとする。

(1) 授業料は、入学年度の金額とする。

(2) 教育充実費は、入学年度の金額とする。

(3) 施設設備資金は、入学年度の金額とする。ただし、既納した年度分は免除する。

(4) 委託徴収金は、当該年度生（当該年度）と同額とする。

(卒業延期者の納付金)

第10条 大学院2年次において修了要件に満たなかった者、大学4年次において卒業単位に満たなかった者で、引き続き在学する者の納付金は次のとおりとする。

(1) 授業料は入学年度の金額の半額とする。

(2) 教育充実費は、入学年度の金額の半額とする。

(3) 施設設備資金は、免除する。

(4) 委託徴収金は、当該年度生（当該年度）と同額とする。

(5) 前期で修了または卒業する者の後期の納付金は免除する。

(再入学者の納付金)

第11条 再入学者の納付金は次のとおりとする。

(1) 入学金は、免除する。

(2) 授業料、教育充実費、施設設備費は、当該年度生（当

- 該年度)と同額とし、修業年限分の残額とする。
- (3) 委託徴収金は、当該年度生(当該年度)と同額とし、修業年限分の残額とする。
- (4) 入学検定料は、入学検定実施年度の大学入学検定料の半額とする。

第12条 在學生で改めて他学類を受験し、学び直しをする者の入学金を免除する。

(延納・分納)

第13条 在學生でやむをえない事由により、納付金を第4条に定める納付期限までに納入できない場合は、「延納」または「分納」を認める場合がある。

2 入学時納付金の延納・分納は認めない。

(延納・分納の申請)

第14条 納付金の「延納」または「分納」を希望する者は第4条に定める納付期限までに学長に申請し、許可を得なければならない。

(延納・分納の納付期限)

第15条 納付金の「延納」または「分納」を許可された者は、次の納付期限までに全額納入しなければならない。

前期6月30日

後期12月20日

但し、納付期限が休日の場合は、翌日とする。

(納付金未納者の取扱い)

第16条 前条の納付期限までに納入しない場合は、「最終納付期限日」及び「納入しない場合は除籍する」旨を記載した文書により、本人及び保証人(親権者)に督促する。

2 前項「最終納付期限日」までに納入しない者は、学則により除籍する。

3 除籍の通知は、本人及び保証人(親権者)に文書により行う。

(入学時納付金)

第17条 入学時納付金の納入については、本規程に定める他、入学手続案内に定める。

(納付金額の変更)

第18条 在学中納付金に変更があった場合は新たに定められた金額を納入しなければならない。

(納付金の返還)

第19条 既納の納付金は理由の如何にかかわらず返還しない。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は理事会の議を経て行う。

附 則 この規程は、2001年4月1日から施行する。

この改正規程は、2003年4月1日から施行する。

この改正規程は、2004年4月1日から施行する。

この改正規程は、2007年4月1日から施行する。

この改正規程は、2009年4月1日から施行する。

この改正規程は、2009年8月1日から施行する。

この改正規程は、2010年4月1日から施行する。

この改正規程は、2011年4月1日から施行する。

この改正規程は、2011年8月1日から施行する。

この改正規程は、2016年4月1日から施行する。

この改正規程は、2017年4月1日から施行する。

この改正規程は、2019年4月1日から施行する。

この改正規程は、2020年4月1日から施行する。

この改正規程は、2021年4月1日から施行する。

この改正規程は、2023年10月1日から施行する。

2 別表(大学院資格課程費)については、2019年度入学生から適用する。

別表

(大学院資格課程費)

資格課程の種類	資格課程費	納入学年	
公認心理師課程及び臨床心理士課程	年間 40,000	1年及び2年	
臨床心理士課程	年間 10,000	1年及び2年	

(大学資格取得費)

資格課程の種類	資格取得費	納入学年	
教職課程(幼稚園教諭一種)	40,000	2年及び3年	2年に分けて納入
教職課程(小学校教諭一種)	40,000	2年及び3年	2年に分けて納入
教職課程(中学校・高等学校教諭一種)	30,000	2年	
教職課程(高等学校教諭一種)	20,000	2年	
教職課程(栄養教諭一種)	10,000	2年	
学芸員課程	20,000	2年	
栄養士・管理栄養士課程	40,000	1年	
保育士課程	30,000	1年	全員
	20,000	3年	保育実習Ⅱ履修の場合
	20,000	4年	保育実習Ⅱ履修の場合

## 尚絅学院大学貸与奨学金規程

(目的)

第1条 本奨学金は尚絅学院大学に在学し、家計の急変等の経済的事由により就学が困難な者に対し、学資を貸与することにより就学を継続させることを目的とする。

第2条 本奨学金の一部の財源に尚絅学院奨学金基金をもってあてる。

(奨学生)

第3条 奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

(出願資格)

第4条 出願資格は、就学状況が良好な2年生以上の学群学生及び研究科学生で、次の各号の要件全てに該当する者とする。ただし、外国人留学生は対象としない。

(1) 家計支持者の失職・死亡、それに類する生計者の経済的急変等の事由により、就学が困難で緊急時対応が必要な者

(2) 申請前年分の世帯の総収入が500万円(給与所得者以外は所得金額210万円)以下の世帯

(貸与の額)

第5条 貸与の額は、授業料と施設設備費相当額の1/3を超えない額とする。これを無利息で貸与する。

(貸与期間)

第6条 貸与期間は当該年度のみとし、継続して貸与を受けることはできない。

(出願手続)

第7条 奨学生の出願は次の各号に定める書類を学生生活課に提出する。

(1) 大学貸与奨学金願書

(2) 家計状況調査書

(3) 世帯全員分の収入に関する証明書類

(4) 貸与理由を証明する書類

(5) その他審査に必要とする求められた書類

2 出願は緊急を要する事態の生じた時の対応とし随時受け付ける。ただし、当該年度1回とする。

(選考)

第8条 奨学生の選考は、学群学生においては学生生活部委員会、研究科学生においては研究科委員会でを行い、その結果を基に学長が推薦者を決定する。

2 学長は、推薦者を理事長に上申し、理事長が適正であると認めるときは、学生生活課を経て本人に通知する。

(契約)

第9条 奨学金の貸与を許可された者は本人及び連帯保証人連署のうえ契約書を提出する。

(交付の取り消し)

第10条 理事長は、貸与の承認を受けた者が、次の各号に定める内容に該当する場合には承認を取り消すことができる。

(1) 願書等に虚偽の事項を記載し、その他不正な行為によって奨学生の承認を得た場合

(2) 休学、退学、除籍処分を受けた場合

(3) 理事長が取り消すことを適当と認めた場合

(借用証書・返還計画書)

第11条 奨学生は本学院当該学校卒業1ヶ月前までに、在学中貸

与を受けた奨学金の金額について、本人及び連帯保証人・保証人連署のうえ借用証書と返還計画書を提出しなければならない。

(返還)

第12条 奨学金の返還は、最終学校卒業後6ヶ月は据置きとし、その後月賦、半年賦、年賦のいずれかにより計画し行うものとする。

2 返還期間は、貸与期間の倍数とし、繰上げ返済も可能とする。

(連帯保証人・保証人の責務)

第13条 本人の返還が所定の手続きもなく半年以上滞った場合は連帯保証人または保証人が本人に代わって返還するものとする。

(返還の猶予・免除)

第14条 奨学金を受けた者がやむをえない事由によって返還が著しく困難な場合はこれを証する書類を付し願い出によって返還を猶予することができる。

2 死亡又は心身障害等のために返還が出来なくなったときは返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(異動事項の届出)

第15条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合には、速やかに異動届を提出しなければならない。

- (1) 本人、連帯保証人及び保証人の住所に変更のある場合
- (2) 婚姻等による改姓の場合
- (3) その他重要事項に変更のある場合

(細目)

第16条 その他の事項に関しては学長の意見を聴き理事長がこれを決定する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は理事会の議を経て行うものとする。

附 則 この規程は、2016年4月1日から施行する。

この改正規程は、2019年4月1日から施行する。

2 この規程は、2019年の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の規程とする。ただし、研究科学生においては、現に在学する学生から適用する。

【別表】

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
2016年度入学生	該当なし	新規程	新規程	新規程
2015年度入学生	新規程	新規程	新規程	
2014年度入学生	継続者(旧規程) 新規者(新規程)	継続者(旧規程) 新規者(新規程)		
2013年度入学生	継続者(旧規程) 新規者(新規程)			

## 海外研修奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、本学院の当該学校が行う海外研修プログラムについて、経済的事由により参加困難な学生・生徒に対し奨学金を貸与し、学院における国際交流を推進することを目的とする。

(適用)

第2条 本奨学金は、本学院の当該学校が行う海外研修プログラムに参加する学生・生徒に適用する。

2 奨学金は、各学校在学中1回を限度として貸与する。

(募集)

第3条 奨学生の募集は海外研修プログラムごとに毎年度その申込期間内に行う。

2 募集人員は第6条に定める1人当たりの貸与口数を基に、次の各学校総貸与口数の範囲内とする。

- (1) 大学・大学院 30口
- (2) 中学校・高等学校 15口

(出願手続)

第4条 奨学生に出願する者は、次の書類を当該学校事務室を経

て当該学校長に提出する。

- (1) 奨学生願書
- (2) 調査書
- (3) 保護者または親権者の所得証明書

(選考)

第5条 奨学生の選考は当該学校の議を経て学院長が決定し、各学校長を経て本人に通知する。

(貸与額)

第6条 奨学金の額は1口5万円とし、海外研修プログラムごとに1人当たり次の口数を限度に無利息で貸与する。

学 校	貸与口数
大 学 ・ 大 学 院	4口
中 学 校 ・ 高 等 学 校	3口

(交付)

第7条 奨学金は、留学期間前に全額を交付する。

2 その貸与の事由を欠いた場合には貸与を取り消すものとする。

(借用)

第8条 奨学金の貸与を許可された者は保証人連署の上、借用証書を提出する。

(返還)

第9条 奨学生は本学院の当該学校卒業1ヶ月前までに、貸与を受けた奨学金の金額について、保証人連署の返還計画書を提出しなければならない。

第10条 奨学金の返還は、本学院を卒業後下記に定める期間内に月賦、半月賦、年賦のうちから奨学生が計画し返還を行うこととする。

- (1) 貸与が2口以内の場合は返還期間を1年以内とする。
- (2) 貸与が3口以上5口以内の場合は返還期間を2年以内とする。
- (3) 貸与が6口以上の場合は返還期間を3年以内とする。

(返還の猶予及び免除)

第11条 奨学金を受けた者がやむをえない事由によって返還が著しく困難な場合はこれを証する書類を付し、願い出によって返還を猶予することができる。

2 死亡又は心身障害等のため返還が出来なくなったときは返還未済額の全部または一部の返還を免除することができる。

(異動)

第12条 奨学生は次の理由により身分等の変更があった場合は速やかに異動届を提出しなければならない。

(1) 本人および保証人の身分、住所その他重要事項の変更、ただし、本人が病気、死亡等の場合は保証人が代わって届け出なければならない。

(細目)

第13条 その他の事項に関しては第5条に定める各学校長の意見を聞き学院長が決定する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則 この規程は1997年4月1日より施行する。

(略)

この改正規程は2009年4月1日より施行する。

## 尚綱学院クリスチャン奨学金規程

(目的)

第1条 本奨学金は、尚綱学院大学・大学院、尚綱学院高等学校に入学を許可され、経済的支援が必要なクリスチャン(キリスト者)家庭あるいは本人がクリスチャンの学部生、生徒に対し、就学を奨励・援助することを目的とする。

(申請資格)

第2条 入学金の減免を希望する者は、次の各号の要件全てに該当する者とする。ただし、外国人留学生は対象としない。

- (1) 申請前年分の世帯の総収入が500万円(給与所得者以外は所得金額210万円)以下の世帯
- (2) 両親または本人が所属する教会の牧師と役員会が推薦する者であること(洗礼を受けた者、あるいは信仰告白をし、または堅信礼を受けた者)
- (3) 本学のキリスト教主義の教育方針に従い、礼拝やキリスト教諸行事に参加する意志のある者



(減免の額・対象人数)

第3条 減免の額は、入学金全額とし、対象人数は制限しない。  
(申請手続)

第4条 減免を申請する者は次の各号に定める書類を大学において入試広報課、高等学校においては中高事務室に提出する。

- (1) クリスマス奨学金申請書(推薦書含む)
- (2) 家計状況調査書
- (3) 世帯全員分の収入に関する証明書
- (4) その他審査に必要とする求められた書類

(審査)

第5条 減免の審査は各学校で行い、その結果を基に所属長が推薦者を決定する。

- 2 所属長は選考者を理事長に上申し、理事長は選考事由が適正であると認めるときは、「決定通知書」により家計支持者に通知するものとする。

(減免の取り消し)

第6条 理事長は、減免の承認を受けた者が、次の各号に定める内容に該当する場合には承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽の事項を記載し、その他不正な行為によって減免の承認を受けた場合
- (2) 理事長が取り消すことを適当と認めた場合
- 2 前項の取り消しを受けた者からは、その取り消しに係る入学金を徴するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の議を経て行うものとする。

附 則 この規程は2017年4月1日から施行する。

## 同窓会会則

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、尚綱学院同窓会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、尚綱学院創立の精神であるキリスト教主義教育の達成を助けて母校の発展に協力し、会員相互の親善を図ることを目的とする。

(本 部)

第3条 本会は、本部を仙台市青葉区八幡一丁目9番27号学校法人尚綱学院内に置く。

(活 動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 母校発展への協力
- (2) 会員相互の親善を図るための活動
- (3) 会員情報の整備・管理
- (4) 機関紙等の編集・発刊、ホームページの管理運営
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

### 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 尚綱学院が設置する学校(以下「本学院」という)の卒業生、修了生
- (2) 準会員 本学院に一時期在学した者
- (3) 特別会員 本学院の教職員・旧教職員

### 第3章 組 織

(運営組織及び定数)

第6条 本会に、次の運営組織を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 本部役員(副会長2名・書記2名・会計2名を含む) 9名
- (3) 幹事 20名
- (4) 監事 2名
- (5) 推薦委員 5名
- (6) クラス委員 必要数

(選 任)

第7条 会長及び本部役員は、推薦委員会において選任され、幹事会を経て、総会の承認を受けなければならない。

2. 副会長・書記・会計は、会長が本部役員内より選任する。
3. 幹事は、校内幹事・校外幹事各10名をもって構成し会長が会員内より選任する。
4. 監事は、校内監事・校外監事各1名を選出し本部役員会

の承認を得て会長が委嘱する。

5. 推薦委員は、任期満了となる本部役員及び会員から本部役員会において選出する。

6. クラス委員は、高校及び大学卒業時のクラスにおいて各2名を選出する。

(職 務)

第8条 会長は、本会を代表し会務一般を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3. 書記は、本会の庶務を処理する。

4. 会計は、本事務員による出納事務に関わる。但し、会計事務については本学院財務課に委託することができる。

5. 幹事は、本会運営上の重要事項を審議する。

6. 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

7. 推薦委員は、役員候補者の選出を行う。

8. クラス委員は、クラスの親睦を図り、本会との連絡を密にして本会運営に協力する。

(任 期)

第9条 運営組織の任期は、一期3年とし二期までの再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、クラス委員は、この限りではない。

3. 任期途中欠員が生じた場合は速やかに補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会長及び顧問)

第10条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

第11条 名誉会長は、学院長とする。

2. 顧問は、大学学長・中高校長及び事務局長とし、会計顧問は財務課長とする。

3. その他必要に応じて顧問を置くことができる。その任期は1年とし再任を妨げない。

### 第4章 会 議

(総 会)

第12条 年1回会長が招集し、会務の経過報告及び会の決算・予算、その他重要な事項の承認を求める。会長は必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(本部役員会)

第13条 必要に応じて会長が招集し、本会運営上の重要事項の審議及び決定を行う。

2. 会長及び本部役員9名を加えて10名をもって構成する。

(幹事会)

第14条 年に1回以上会長が招集し、本会運営上の重要な事項を審議する。

2. 校内外幹事各10名、支部長及び会長、本部役員をもって構成する。

(推薦委員会)

第15条 必要に応じて本部役員会が招集し、会長及び本部役員候補者を選出する。補充する場合も同様に行う。

(議 決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数をもって成立する。但し、委任状を提出した者は出席者とみなす。

(議事録の作成及び保管)

第17条 会議開催時は、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、事務局が保管する。

### 第5章 会 計

(会 費)

第18条 会費は、在学中に納入する前納金と、卒業後の正会員・準会員・特別会員が納入する同窓会活動協力費とする。

(1) 前納金

中学校 1,200円(年額)×3(年間)

高校 2,400円(年額)×3(年間)

大学 1,800円(年額)×4(年間)

大学院 1,800円(年額)×2(年間)

(2) 同窓会活動協力費 年額 2,000円

(3) 前納金は、学校会計に校納金と共に納入する。同窓会活動協力費は、同窓会振替用紙による郵便局振込及び同窓会事務局へ直接納入する。

(会計年度)

第19条 本会の活動及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 支部及び最寄会

(支部)

第20条 各地方在住会員の要望に応じ、支部を設置する。

2. 支部における会則は、支部ごとに定めるものとする。

(最寄会)

第21条 会員の親睦を図るため仙台市内各区に最寄会を設ける。

2. 最寄会における会則は、最寄会ごとに定めるものとする。

(申請)

第22条 支部を設置する際は、会則及び役員名簿を添えて会長に申請するものとする。

(援助)

第23条 本会は、支部及び最寄会に対し、活動費の一部を助成する。

## 第7章 事務

(事務)

第24条 本会の目的に必要な事務業務については、本事務員を1名以上置くことができる。

## 第8章 会則

(会則の改廃)

第25条 本会則を改廃するときは、総会の決議によらなければならない。

2. 本会則の改廃については、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

- (1) 本会則は1951年(昭和26年)より施行する。
- (2) 本会則は1962年(昭和37年)に改正する。
- (3) 本会則は1991年(平成3年)に改正する。
- (4) 本会則は1999年(平成11年)に改正、2000年5月19日より施行する。
- (5) 本会則は2002年(平成14年)5月18日に改正、同年5月19日より施行する。
- (6) 本会則は2005年(平成17年)5月21日に改正、同年5月22日より施行する。
- (7) 本会則は2008年(平成20年)5月17日に改正、同年5月18日より施行する。
- (8) 本会則は2009年(平成21年)5月16日に改正、同年5月17日より施行する。
- (9) 本会則は2011年(平成23年)5月21日に改正、同年5月22日より施行する。
- (10) 本会則は2016年(平成28年)5月21日に改正、同年5月22日より施行する。
- (11) 本会則は2022年(令和4年)5月21日に改正、同年5月22日より施行する。

## 後援会規約

### 第1章 名称・目的

第1条 本会の名称を尚綱学院後援会と称し、事務所を名取市ゆりが丘四丁目10番1号尚綱学院内に置く。

第2条 本会は尚綱学院の教育に賛同し、その向上に協力して、尚綱学院の充実と発展に寄与するため学院への援助と「尚綱」誌の発行を行うことを目的とする。

### 第2章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 尚綱学院が計画する教育環境の整備及び拡張の援助
- (2) 固定基金の造成
- (3) 機関誌の発行
- (4) その他本会の目的を達成するため必要な事業

### 第3章 会員

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 基礎会員
  - ① 教職員会員 尚綱学院専任教職員
  - ② 保護者会員 在学生の保護者
- (2) 賛助会員
  - ① 卒業生会員 本学院卒業生
  - ② その他の賛助会員 旧教職員並びに本会の趣旨に賛同する個人と法人

### 第4章 代議員

第5条 本会に以下に定める代議員を置く。

- (1) 尚学会 3名(正副会長)
  - (2) 中高PTA 3名(正副会長)
  - (3) 大学教員 2名(尚学会担当者)
  - (4) 中高教員 2名  
(高校3年学年主任、中高総務部主任)
  - (5) 教員以外の職員 2名(役員会で選出された者)
  - (6) 賛助会員
    - ① 同窓会 3名(正副会長)
    - ② その他の賛助会員 若干名(役員会で選出された者。その任期は一期三年とし、再任を妨げない)
  - (7) 本会事務長 1名
- 2 代議員の尚学会、中高PTA、同窓会は原則として正副会長とする

## 第5章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 顧問 若干名(理事長、学院長、学長、中高校長、事務局長)
- (4) 会計顧問 1名(経理課長)
- (5) 監事 3名

第7条 会長・副会長・監事は、会員から選出し、代議員総会の承認を求める。その任期は一期三年とし、再任を妨げない。

第8条 会長は本会を統括する。副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

- 2 会長、副会長、顧問、会計顧問、監事をもって役員会を構成し重要事項を審議する。
- 3 監事は本会を監査し、代議員総会に報告する。

## 第6章 会議

第9条 本会の総会は代議員によって行う代議員総会とし、毎年度6月までに開く。代議員総会は会長が議長となり事業の経過及び、決算・事業の計画及び、予算の承認を求める。ただし、やむを得ない理由のため、代議員総会の開催が困難となった場合にはあらかじめ通知された事項について書面によって決議することができる。

- 2 必要に応じ、臨時代議員総会を開くことができる。

第10条 会長は必要に応じ、役員会を召集する。

## 第7章 会費及び経理

第11条 会員はそれぞれ次の会費を納める。

- (1) 教職員会員 月額 500円
- (2) 保護者会員 月額 1,700円
- (3) 卒業生会員 卒業時 10,000円(5年分)
- (4) その他の賛助会員 年額 2,000円

第12条 後援会会費は学院経理課に納入し、後援会の会計に繰り入れる。

第13条 本会に事務局を置き、本会会務を取り扱う。これについての規程は別に定める。但し、会計事務については、学院経理課に委託することが出来る。

第14条 本会会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 会則の改廃

第15条 本会会則の変更は代議員総会の決議による。

附 則

この改正規約は、1972年6月17日から施行する。  
この改正規約は、1981年6月16日から施行する。  
この改正規約は、1992年6月19日から施行する。  
この改正規約は、2000年11月9日から施行する。  
この改正規約は、2003年4月1日から施行する。  
この改正規約は、2005年4月1日から施行する。  
この改正規約は、2010年4月1日から施行する。  
この改正規約は、2013年6月1日から施行する。  
この改正規約は、2023年6月3日から施行する。

## 尚綱学院大学学生のための ソーシャルメディアガイドライン

### 1. 目的

本ガイドラインは、尚綱学院の定める「尚綱学院におけるソーシャルメディア運用方針」、「ソーシャルメディアガイドライン」を踏まえて、尚綱学院大学（以下、「本学」とします。）の学生がソーシャルメディアを正しく積極的に活用し、トラブルに巻き込まれないようにするために基本原則や注意事項について定めたものです。

### 2. ソーシャルメディアとは

- (1) ソーシャルメディアとは、Facebook、Twitter、LINE、Youtube など、インターネット上のサービスを利用して、誰もが発信できる情報ツールを用いて情報発信を行ったり、相互にやり取りができるメディアをいいます。
- (2) 本ガイドラインは、本学の学生が「尚綱学院大学」の名称を明記したアカウントを取得し運用や投稿等をするものと、それを特に明記しないで個人名や団体名あるいは匿名でアカウントを取得し運用や投稿等をするものの両者を対象とします。

### 3. ソーシャルメディアの利用における基本的な注意点とマナー 「その投稿は一生ネットワークに残ります！本当に投稿して大丈夫ですか？」

ソーシャルメディアを正しく利用すれば情報発信や相互コミュニケーションに大きな効果をもたらし、学生生活をより豊かなものにするでしょう。しかし利用方法を間違えると人間関係のトラブルや社会的に影響を持った問題となるリスクは日々高まっています。自分を守り相手を傷つけないためにもソーシャルメディアによる情報発信やコミュニケーションを行う場合は、以下の点に注意をしましょう。また、本学の学生懲戒規程にあるとおり、コンピューターまたはネットワークの不正、不適切な使用については本学の懲戒対象にもなります。

- ◆本学の学生あるいは団体であることの自覚を持ち、責任を持った発言を行うこと。
- ◆法令及び本学規程等を遵守すること。
- ◆著作権を始め他の利用者の権利等を侵害しないようにすること。
- ◆個人情報の取り扱いには十分注意し、他人の個人情報を本人の同意を得ずに掲載しないこと。
- ◆他人の名前や他の団体を利用する、いわゆる「なりすまし」行為は行わないこと。
- ◆個人及び団体を誹謗中傷したり信用や名誉を傷つけたりしないこと。
- ◆相手がいることを常に忘れない。  
画面に向かってると忘れてしまうかもしれませんが、画面の向こうには必ず相手があります。また相手により啓発されることもあります。両者にとって有益な情報発信や発言をすることでお互いにソーシャルメディアのメリットを享受することができます。本学で学ぶ皆さんであれば自分が参加をするときに相手にどんな貢献ができるかを第一に考えてみましょう。
- ◆不確かな情報を安易に発信、共有しない。  
インターネットの世界では真偽が明らかではない情報が溢れています。すぐに鵜呑みすることなく複数の情報を手に入れて自分で情報を取捨選択出来る力を身につけましょう。これをメディアリテラシーといいます。また、自分自身で誤った情報を発信したり拡散したりする可能性もあります。十分気をつけてください。もし誤った情報を発信してしまった場合は速やかに誤りを認め、訂正をしましょう。
- ◆個人的なプロフィールや写真を不特定多数の人に閲覧されないような設定をする。  
自分の中では、ささいな情報だと思っていなくても、見知らぬ人からすると非常に有益な情報の可能性があります。近所の写真をアップしただけのつもりだったのにその画像にGPS情報が埋め込まれていて住所が明らかになったという事例もあります。これぐらい大丈夫だろうと思うことなく、限定公開やプライバシーの設定を忘れずに行ってください。設定を行ったとしても既に誰かがその情報を共有しているかもしれません。そうすると自分ではどうすることも出来ません。よく考えて情報を発信してください。

### 4. 大学名を明示してインターネット上に発信する場合

- (1) 学生団体が「尚綱学院大学」の名称を明記してソーシャルメディアのURLまたはアカウントを取得し、運用を行

う場合や止める場合には、別に定める「学生団体ソーシャルメディア申請書」に必要事項を記入の上、学生生活課へ申請してください。

- (2) 申請後、承認を受けたアカウントは「大学公認アカウント」となります。大学公認アカウントは本学が公式に運営しているアカウントではなく個別に運営を承認したアカウントという扱いになります。当アカウントとして承認された場合は当ガイドラインを遵守し基本マナーを守り責任ある情報発信をしてください。なお、当アカウントは大学HPにリンクを掲載します。

### 5. トラブルの相談窓口

以上の点に気をつけながらも、もしソーシャルメディアに関するトラブルに遭遇してしまった時は、学生生活課が相談の窓口となります。速やかに相談に来て下さい。

### 6. ガイドラインの変更について

本ガイドラインは必要に応じて学生生活部で見直し、今後の状況の変化に適切に対応できるようにします。





# 学生会関連規約

## 学生会規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称、事務所)

本会は尚綱学院大学学生会と称する。  
事務所は本大学内に置く。

#### 第2条 (目的)

本会はキリスト教の精神に立脚し、会員の自主的な活動により会員相互の親睦と学生生活の充実をはかることを目的とする。

#### 第3条 (構成)

本会は尚綱学院大学の全学生をもって構成する。

#### 第4条 (会員の権利)

会員は第2条の目的を達成するため一切の活動に参加する権利を有する。

#### 第5条 (会員の義務)

会員は全会員の総意に基づき決議した事項を履行する義務を有する。

### 第2章 機関

#### 第1節 機関

#### 第6条 (機関)

本会は第1章第2条の目的達成のため次の機関および会議、委員を置く。

1. 学生会総会
2. 中央委員会
3. 常任委員会
4. 代議委員会
5. 会計監査委員
6. クラブ幹事会
7. 体育会会議
8. 文化会会議
9. 尚志祭実行委員会
10. 選挙管理委員会

#### 第2節 学生会総会

#### 第7条 (学生会総会・学生代表委員会の機能)

学生会総会は本会の最高議決機関である。学生代表委員会も同様の機能を有し、学生会総会の召集と置き換える事ができる。

#### 第8条 (学生会総会の構成)

学生会総会は本会の全会員によって構成される。なお、全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

#### 第9条 (学生会総会の召集)

学生会総会は次の場合に常任委員長が召集する。

1. 年1回の定期総会
2. 中央委員会から要求があった場合
3. 会員が正当な理由をもって全会員の5分の1以上の署名により要求があった場合

#### 第10条 (学生会総会の議事)

学生会総会は次の事項を審議する。

1. 常任委員長及び会計監査委員の信任・不信任
2. 学生会収支決算報告及び収支予算案の承認
3. 会計監査報告
4. 学生会規約の改正
5. 部昇格申請団体の承認
6. 第9条の3に基づき会員より提出された議題
7. その他、学生会活動に関する事項

#### 第11条 (学生会総会の議決)

学生会総会における議決には原則全出席会員の過半数の同意を必要とする。出席できない場合は委任状をもってこれを代行する事ができる。可否同数の場合は中央委員会で審議し、その議決に従う。

#### 第12条 (学生代表委員会の構成)

学生代表委員会は各クラスの代議委員、及び各部活動の代表2名によって構成される。なお、全会員の2分の1以上の出席をもって成立する。各クラスの代表と部活動の代表が重複することは認めない。

#### 第13条 (学生代表委員の召集)

常任委員会が必要と判断した場合、学生会総会と置き換えて常任委員長が召集する。

#### 第14条 (学生代表委員の議事)

学生会総会は次の事項を審議する。

1. 常任委員長及び会計監査委員の信任・不信任
2. 学生会収支決算報告及び収支予算案の承認
3. 会計監査報告
4. 学生会規約の改正
5. 部昇格申請団体の承認
6. その他、学生会活動に関する事項

#### 第15条 (学生代表委員会の議決)

学生代表委員会における議決には原則全出席会員の過半数の同意を必要とする。出席できない場合は委任状をもってこれを代行する事ができる。可否同数の場合は中央委員会で審議し、その議決に従う。

#### 第3節 中央委員会

#### 第16条 (中央委員会の機能)

中央委員会は学生会総会に次ぐ第2の議決機関である。

#### 第17条 (中央委員会の構成)

中央委員会は次の役員をもって構成する。

1. 常任委員
2. 代議委員長・副代議委員長
3. クラブ幹事会幹事長・副幹事長

#### 第18条 (中央委員会の召集)

中央委員会は常任委員会、代議委員会、クラブ幹事会、各委員会のいずれかの機関から要請があった場合に常任委員長が召集する。

#### 第19条 (中央委員会の議事)

中央委員会は次の議題を審議する。

1. 常任委員会、代議委員会、クラブ幹事会により提出された議題
2. 常任委員会会長の解任
3. 予算案の承認
4. 学生会総会で可否同数になった事項
5. その他、学生会活動に関する事項

#### 第20条 (中央委員会の議決)

議事の議決には出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は常任委員会会長に一任される。

#### 第4節 常任委員会

#### 第21条 (常任委員会の役割)

常任委員会は本会の総合執行機関として学生生活を充実させるために様々な企画を運営する。また、学生会活動に関する以下の事項を審議する。

1. 予算について
2. 部活動について
3. 尚志祭について
4. その他

#### 第22条 (常任委員会の役職)

常任委員会には次の役職をおく

- |     |      |
|-----|------|
| 会長  | 1名   |
| 副会長 | 1名以上 |
| 会計  | 1名以上 |
| 総務  | 1名以上 |
| 企画  | 1名以上 |
| 広報  | 1名以上 |

尚志祭実行委員長 1名

常任委員会会長・尚志祭実行委員長以外の人数については適宜選出する。

#### 第23条 (常任委員会会長の選出)

常任委員会会長は全会員の選挙によって、11月にこれを選出する。

#### 第24条 (常任委員会役員の役職の承認)

常任委員及び役職は常任委員会会長が任命し総会で承認を受けるものとする。

#### 第25条 (常任委員会会長の辞任)

常任委員会会長は辞任することができない。

#### 第26条 (常任委員会会長の解任)

常任委員会会長は次の事項に該当する場合解任される。

1. 学生会総会において不信任案が提出され、全出席会員の3分の2以上の同意を得て承認された場合。
2. 中央委員会において常任委員会会長として適当でないと思われた場合。
3. 中央委員会において健康上の理由などで職務に耐えられないと思われた場合。

第27条 (常任委員会会長の臨時選挙)  
常任委員会会長が解任された場合、解任された日より2週間以内に臨時選挙を行い後任の常任委員会会長を選出しなければならない。なお、後任の常任委員会会長が選出されるまでは常任委員会副会長が代任する。

第28条 (常任委員の任期)  
常任委員の任期は4月から1年間とする。

第5節 代議委員会

第29条 (代議委員の機能)  
代議委員は学生の自治活動を円滑にするために、学生の意見の反映、学生会行事運営にあたっての援助を行う。

第30条 (代議委員会の構成)  
代議委員会は、各クラスより代表が選出され、その中から代議委員長、副代議委員長が決定された上で構成する。

第31条 (代議委員の任期)  
代議委員の任期は4月から4年間とする。ただし、やむを得ない理由により変更を希望する場合は、代理を立てた上で常任委員に報告を行う。なお、その期間は毎年12月1日～1月末日までとする。

第6節 クラブ幹事会

第32条 (クラブ幹事会の機能)  
クラブ幹事会は、体育会及び文化会を統率し、部活動・愛好会活動を円滑に行うため、以下の活動をする。

1. 体育会及び文化会に関する事項の審議
2. 部、愛好会の活動状況調査
3. その他

なお、審議した事項は学生会総会の審議・承認、または中央委員会の審議・承認を受けるものとする。

第33条 (クラブ幹事会の構成)  
クラブ幹事会は以下の役員をもって構成する。  
体育会幹事 3名  
文化会幹事 3名  
常任委員会担当者 (総務)

第34条 (クラブ幹事会の役割)  
クラブ幹事会には幹事長 (1名) 副幹事長 (1名) を置く。

第35条 (クラブ幹事会役員の任期)  
クラブ幹事会の任期は1年とする。

第7節 体育会

第36条 (体育会の目的)  
体育会は、学内外の行事に積極的に参加し、学内外における体育及び運動の進歩・普及を図ることを目的とする。

第37条 (体育会の構成)  
別に定める部及び愛好会をもって構成する。

第38条 (体育会会議)  
体育会会議は次の事項を審議する。

1. クラブ幹事会からの事項
2. 体育会に関する事項
3. 体育会幹事の選出

なお、決定した事項はクラブ幹事会の審議・承認を受けるものとする。

第39条 (体育会会議の構成)  
体育会会議は体育会に所属しているすべての部の部長、会計と、体育会に所属しているすべての愛好会の代表者をもって構成する。

第40条 (体育会幹事)  
体育会幹事は体育会に所属している団体の代表者の中から体育会会議により3名選出され、常任委員会会長が任命する。

第8節 文化会

第41条 (文化会の目的)  
文化会は、学内外の行事に積極的に参加し、学内外における文化及び表現の振興・発展を図ることを目的とする。

第42条 (文化会の構成)  
別に定める部及び愛好会をもって構成する。

第43条 (文化会会議)  
文化会会議は次の事項を審議する。

1. クラブ幹事会からの事項
2. 文化会に関する事項
3. 文化会幹事の選出

なお、決定した事項はクラブ幹事会の審議・承認を受けるものとする。

第44条 (文化会会議の構成)  
文化会会議は文化会に所属しているすべての部の部長、会計と、文化会に所属しているすべての愛好会の代表者をもって構成する。

第45条 (文化会幹事)  
文化会幹事は文化会に所属している団体の代表者の中から文化会会議により3名選出され、常任委員会会長が任命する。

第9節 部・愛好会活動

第46条 (部)

1. 目的  
部は体育会または文化会の目的を達成するために活動する。また、個人の技術向上とともに、各部活動の推進を図り、本学の振興に寄与する。
2. 活動期間  
部の活動期間は1年間とし、定期的にクラブ幹事会による活動状況調査を必要とする。
3. 役職  
部には次の役職を置く。  
代表 (1名) 副代表 (1名) 会計 (1名)  
広報 (1名)

第47条 (部の成立)  
部は次の条件をすべて満たしていなければ成立できない。

1. 部の成員は10名以上である。但し、団体競技において大会参加人数に満たない場合はこの限りではない。
2. 学生会総会、または中央委員会の承認を受けている。
3. 愛好会設立から1年以上経過している。
4. 体育会または文化会に所属している。
5. 体育会に所属する部は尚綱学院大学所属の団体として年に1回以上大会に参加することとする。
6. 文化会に所属する部は尚綱学院大学所属の団体として尚志祭で活動の内容及び成果を発表することとする。
7. 部から愛好会に降格した場合は、降格してから1年が経過している。
8. 部の顧問は、専任教職員の中から選ぶものとする。
9. その他、活動条件については課外活動の心得に別途定める。

第48条 (部の降格)  
部は次のいずれかに該当した場合に愛好会に降格する。

1. 部の成立条件が一つでも満たされていない場合
2. 学生会及び大学の定める諸規則を守らなかった場合
3. 以上の理由により、中央委員会の決定で部として適当ではないと判断された場合
4. 常任委員会の召集する会議または企画に不参加及び非協力的な場合

第49条 (部の解散)  
部は次のいずれかに該当した場合に解散する。

1. 部が廃部届を常任委員会に提出し、中央委員会で受理した場合
2. 会員に著しく悪影響を与えていると常任委員会が判断し中央委員会で受理した場合

第50条 (愛好会)

1. 目的  
愛好会は体育会または文化会の目的を達成するために活動する。また、個人の技術向上とともに、各愛好会活動の推進を図り、本学の振興に寄与する。
2. 活動期間  
愛好会の活動期間は1年間とし、定期的にクラブ幹事会による活動状況調査を必要とする。
3. 役職  
愛好会には次の役職を置く。  
代表 (1名) 副代表 (1名) 会計 (1名)  
広報 (1名)



第51条 (愛好会の成立)  
愛好会は次の条件をすべて満たしていなければ成立できない。  
1. 愛好会の会員は5名以上とする。  
2. 常任委員会の承認を受ける。  
3. 愛好会の顧問は、専任教職員の中から選ぶものとする。

第52条 (愛好会の部昇格)  
愛好会の部昇格は以下を経て成立する。  
1. 愛好会の部昇格申請は、部成立の条件を全て満たした場合のみ認められる。  
2. 部昇格申請願は常任委員会に提出するものとする。  
3. 部昇格申請願を提出した愛好会は、その後1年間、常任委員会の活動調査を経て適切と判断された場合、部への昇格が認められる。

第53条 (愛好会の解散)  
愛好会は次のいずれかに該当した場合に解散する。  
1. 愛好会が常任委員会に廃部届を提出し、受理した場合。  
2. 愛好会の成立条件の一つでも満たさなかった場合。  
3. 常任委員会により愛好会として適当ではないと判断された場合。

#### 第10節 尚綱学院大学大学祭実行委員会

第54条 (大学祭実行委員会)  
尚綱学院大学大学祭を、尚志祭と称する。尚志祭実行委員会は尚志祭を円滑に運営する事を目的として組織する。

#### 第11節 選挙管理委員会

第55条 (選挙管理委員会の目的)  
選挙管理委員会は学生会規約の下に選挙に関する運営・管理全般を行い、選挙の公正を期することを目的とする。

第56条 (選挙管理委員会の構成)  
選挙管理委員会は各クラスより選出された委員によって構成する。

第57条 (選挙管理委員会の原則)  
選挙管理委員は常任委員と兼任することはできない。

第58条 (選挙管理委員会の役員)  
選挙管理委員会は互選により委員長(1名)・副委員長(1名)・書記(1名)を置くものとする。

第59条 (選挙管理委員会の召集)  
選挙管理委員会の召集は選挙管理委員長が必要に応じて行う。

第60条 (選挙管理委員の任期)  
選挙管理委員の任期は4月から4年間とする。ただし、やむを得ない理由により変更を希望する場合は、代理を立てた上で常任委員に報告を行う。なお、その期間は毎年12月1日～1月末日までとする。

第61条 (選挙規程)  
詳しくは『選挙運営細則』に定める。

### 第3章 会計

第62条 (委託)  
本学学生会会計を大学管財課に委託する。詳細は課外活動の心得を参照のこと。

第63条 (会計年度)  
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第64条 (財源)  
本会の財源は本学学生会の会費、寄付・援助金からなる。その財源については本学学生会の活動・運営のみに運用される。

第65条 (会費)  
本会の会費は月600円とし半年毎に納めるものとする。(予算決定)

第66条 (決算)  
本会の予算は各部で立案された予算案を常任委員会に提出し、審議され、中央委員会の承認を得て総会にはかる。

第67条 (決算)  
決算報告書は、毎年3月末日までに常任委員会に提出、会計監査委員の監査を経て翌年学生会総会において内容を報告公示しなければならない。

第68条 (遠征費)  
遠征費は部の大会・発表会参加時の遠征費、合宿費用の一部を賄うために運用される。

第69条 (積立金)

積立金は使用の際に中央委員会で審議、承認されなければならない。

第70条 (会計監査)  
会計監査委員を置くものとする。詳しくは『会計監査細則』に定める。

### 第4章 改正

第71条 (改正)  
本会会則の改正は、総会において承認を得なければならない。

附 則 本会会則は1960年12月1日よりこれを施行する。

1983年4月11日改正  
1986年11月11日改正  
1991年4月1日改正  
1992年4月1日改正  
1993年11月5日改正  
1995年4月1日改正  
1996年11月21日改正  
1998年4月1日改正  
2000年4月1日改正  
2002年4月1日改正  
2003年4月1日改正  
2004年4月1日改正  
2005年4月1日改正  
2006年5月1日改正  
2007年4月1日改正  
2008年4月1日改正  
2009年4月1日改正  
2010年4月1日改正  
2011年4月1日改正  
2012年4月1日改正  
2013年4月1日改正  
2015年4月1日改正  
2016年11月11日改正

#### 会計監査細則

第1条 会計監査委員は学生会費の運用を監査することを目的とする。  
第2条 会計監査委員は中央委員会の任命により選出され、総会にて承認された2名がこの任にあたる。  
第3条 会計監査委員は他の委員や部の役員と兼任することはできない。  
第4条 会計監査委員は常任委員・尚志祭実行委員・各部の諸収入の運用に対し、年1回経理内容の提示を要求し、監査しなければならない。  
第5条 会計監査委員は年2回以上監査内容を全会員に報告しなければならない。

#### 選挙運営細則

第1条 本学学生会における選挙は全て直接投票形式にて執り行うものとする。  
第2条 本学学生会における選挙は原則11月中に行うものとする。ただし、常任委員会会長が解任された場合の臨時選挙においては、この限りではない。会長が解任された場合は、学生会規約第23条に基づき、直ちに選挙管理委員会が臨時選挙を行う。  
第3条 次年度常任委員会会長選挙において有効票が全会員の過半数を上回らないときは再選挙を執り行うものとする。  
第4条 次年度常任委員会会長選挙において最多得票者を次年度常任委員会会長とする。  
第5条 次年度常任委員会会長選挙において候補者が1名の場合、公示期間終了後、異議申し立て期間を10日間設け、その間に選挙管理委員長に異議申し立てが無ければ、その候補者を次年度常任委員会会長と認める。異議申し立てがあれば、異議申し立てをした会員が推薦した会員との決選投票を行う。

### クラブハウス「しおん」使用規程

(目的)

第1条 この規程は、尚綱学院大学がその教育方針に基づき、主に「学生会規約第17条」により結成された学生団体が使用するクラブハウス「しおん」を、適正に管理運営す

ることによって、本学学生・団体の健全な育成及び発展を図ることを目的とする。

(管理運営と指導)

第2条 クラブハウス「しおん」の管理運営及び学生指導は、学生生活部長が学生生活部委員会の議を経てこれを行う。

(管理運営会議設置)

第3条 学生生活部委員会は、クラブハウス「しおん」の運営に関する事項を審議するために「管理運営会議」(以下「会議」と称する)を置く。

2. 「会議」の構成員は次の通りとする。  
学生生活部長、学生生活部員(2名)、学生生活課長、経理課長、学生会会長、学生会副会長 計7名
3. 学生生活部長は、必要と認められた時に「会議」を招集し、議長を務める。
4. 「会議」は必要に応じて構成員以外の者の出席を得て、意見を聴取することができる。
5. 「会議」の一切は、学生生活部委員会に報告し、了承を得なければならない。
6. 「会議」の事務は、学生生活課が行う。

(部室使用許可申請と許可)

第4条 部室使用許可申請ができる団体は、学生会と承認団体のうち「部」として認められた団体とする。

2. 部室の使用を希望する「部」は、「部室使用許可願」に次の書類を添えて、所定の期日までに学生会に提出しなければならない。学生会は各部から提出された「部室使用許可願」等をとりまとめ、学生生活課に提出する。
  - (1) 団体構成員の名簿
  - (2) 誓約書
  - (3) その他、学生生活部長が指定する書類
3. 「会議」または学生生活部委員会の議を経て学生生活部長が部室使用を許可する。

(使用期間及び更新)

第5条 部室の使用期間は、原則として5月1日から翌年の4月30日までの1年間とする。

(使用範囲及び責任)

第6条 クラブハウス「しおん」の使用は、本学学生及び教職員に限られ、学外者のみの使用は厳禁とする。

2. 部室は、各部の責任において使用し、使用責任者は各部の部長がこれにあたる。

(部室の鍵の取扱い)

第7条 部室の鍵は、本学(守衛室)で一括管理し、必要に応じて貸し出すものとする。運用の詳細は別に定める。  
なお、鍵の持ち帰り及び複製は厳禁とする。

(開閉及び使用日・時)

第8条 クラブハウス「しおん」出入口の開閉は、大学が行う。

2. クラブハウス「しおん」の使用日時は、原則として本学の休業日を除き8時から21時までとする。
3. 前項の日・時以外にクラブハウス「しおん」の使用を希望する場合は、予め、「使用願」を提出し、許可を受けなければならない。

(建物及び備品等の営繕管理と弁償)

第9条 クラブハウス「しおん」の建物及び備品等の営繕管理は経理課が行う。クラブハウス「しおん」内の部室・各活動室及びその他施設設備等を破損又は汚損した場合は、当該行為者又はその者の所属する団体の責任者は、直ちに学生生活課にその旨届けなければならない。

2. 当該行為者及び責任者は、その損害を弁償しなければならない。ただし、不可抗力、その他やむをえないと認められる場合は、弁償の一部を免除する場合がある。

(物品の持ち込み)

第10条 通常の活動に必要なとしない物品(特に、電気器具等)の持ち込みは原則として認めない。

(和室A・B及びホールの使用)

第11条 和室A・B及びホールを使用する団体、学生及び教職員は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 同活動室の鍵は、本学(守衛室)で一括管理し、必要に応じて貸し出すものとする。
- (2) 同活動室使用上の日程等の調整は、学生生活課が行う。
- (3) 活動を行うに際し、定期的に同活動室を使用する団体は、毎月中旬までに次月の使用予定(「使用願」を含む)を学生生活課に提出しなければならない。(使用の調整を受ける)
- (4) その他、同活動室の使用を希望する場合は、「使用

願」を学生生活課に提出し、学生生活課長の許可を受けなければならない。

- (5) 同活動室を使用した本学、学生・団体及び教職員は、使用後、直ちに清掃に努め原状に復さなければならない。
- (6) 合宿等で同活動室を使用する場合の詳細は別に定める。

(コミュニケーション室の使用)

第12条 コミュニケーション室は、本学学生会に所属する各部・各愛好会及びその他学生がそれぞれの活動目的に応じて自由に使用することができる。

(清掃)

第13条 クラブハウス「しおん」の清掃は、次の要領により行う。

- (1) 部室内の清掃は、各部の責任において行い、整理・整頓に努める。
- (2) 指導及び調整は経理課が行う。

(その他の注意事項)

第14条 クラブハウス「しおん」の使用に際し、次の事項に留意のこと。

- (1) 部室を許可された目的以外に使用してはならない。
- (2) 許可された使用時間の厳守
- (3) 部室を含むクラブハウス「しおん」内での飲酒及び喫煙は厳禁とする。
- (4) 部室の入口に責任者名(部長)を表示のこと。
- (5) 部室内に金銭及び貴重品を保管してはならない。
- (6) 部室における掲示は、所定の掲示板を使用することとし、壁、ドア、窓ガラスに貼ることや、落書き等は厳禁とする。なお、クラブハウス「しおん」内の掲示は、学生会の許可の下、定められた箇所にのみ認める。
- (7) 部室使用後は清掃、火気の点検、窓の施錠、及び消灯を確実にすること。
- (8) 各自、他団体の迷惑にならないようマナー(騒音、共同物の扱い等)を守ること。
- (9) クラブハウス「しおん」内の施設、設備等を無断で改廃、移動してはならない。
- (10) クラブハウス「しおん」内での宿泊を禁止する。ただし、合宿等の「願」により許可された場合はこの限りではない。
- (11) 原則として合宿以外での浴室(シャワーを含む)の使用を禁止する。
- (12) 盗難、その他事故が発生した場合、団体の責任者は直ちに学生生活課に報告しなければならない。
- (13) その他、学生の良識に従って使用することとし、秩序を乱すような行為をしてはならない。

(立ち入り点検)

第15条 防火・防犯、その他学生生活部長が管理及び教育運営上必要と認めた場合、教職員は部室等の点検を行うことができる。

(規約違反の罰則)

第16条 同規程の違反等により、部室使用停止又は許可の取消等が適当であると認められたとき、学生生活部長は「会議」及び学生生活部委員会の議を経て部室使用停止又は許可の取り消し等を命ずることができる。

(部室の明渡し)

第17条 次のいずれかに該当する時、学生生活部長は、「会議」及び学生生活部委員会の議を経て、部室の明渡しを命ずることができる。

- (1) 使用期間満了にも関わらず、第5条の手続きが未了の団体。
- (2) 学生会総会において、「部」の認定が取り消された時。
- (3) 第16条の規程により、使用許可を取り消された時。

(緊急時の対応)

第18条 この規程に定めるものの他、緊急に判断が求められる事態が生じた場合は、学生生活部長の判断により対応する。

(規程の改正)

第19条 本規程の改廃は、学生生活部委員会の議を経て行う。

附 則 この規程は2005年3月1日から施行する。  
(2006年4月1日改正)  
(2011年4月1日改正)  
(2017年4月1日改正)

# 付 録



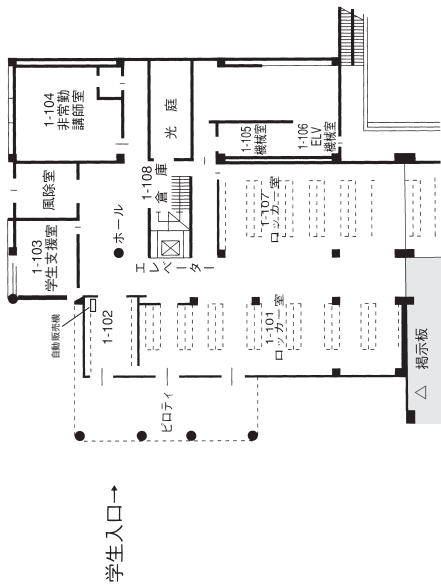
# 館内見取図

## 1号館

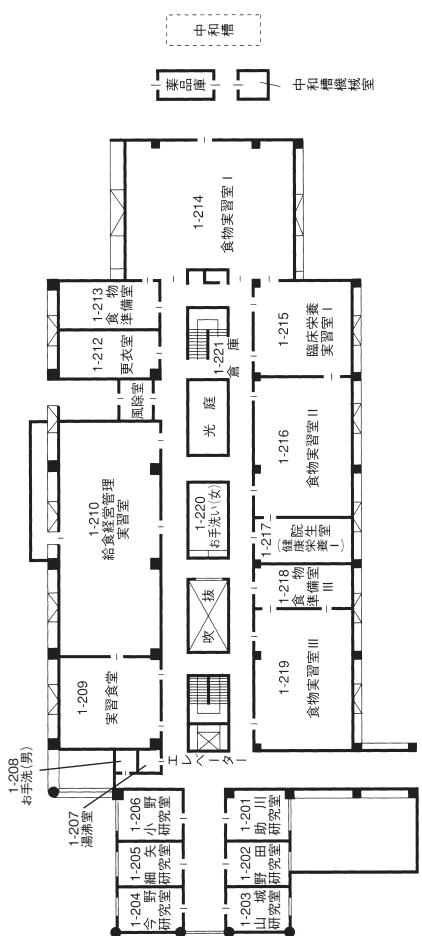


### 1階 学生ロッカース

(本館事務室へ)

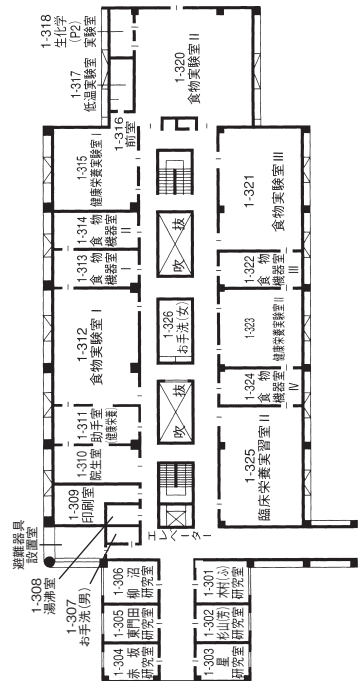


### 2階



(2・3・4号館へ)

### 3階

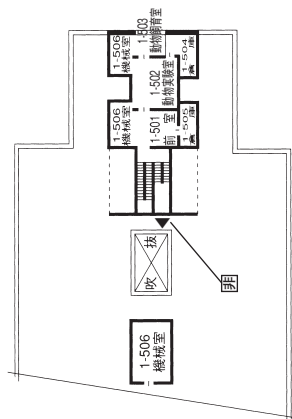


(2・4号館へ)

### 4階



### 5階







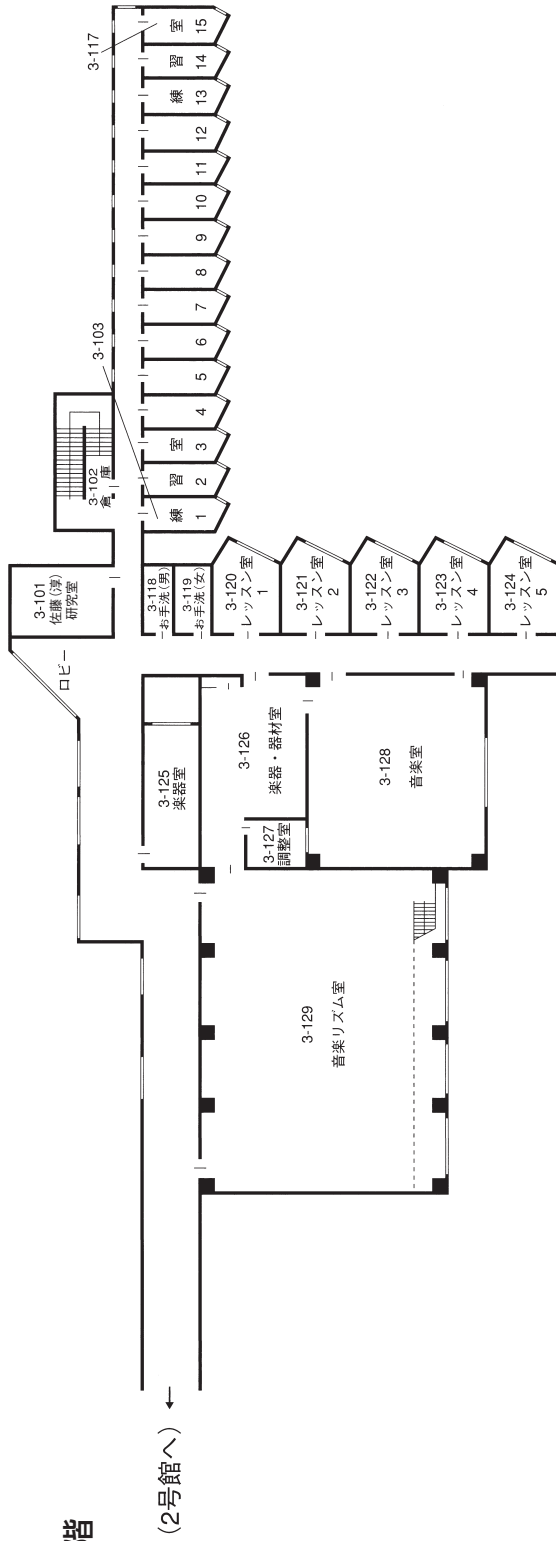


# 館内見取図

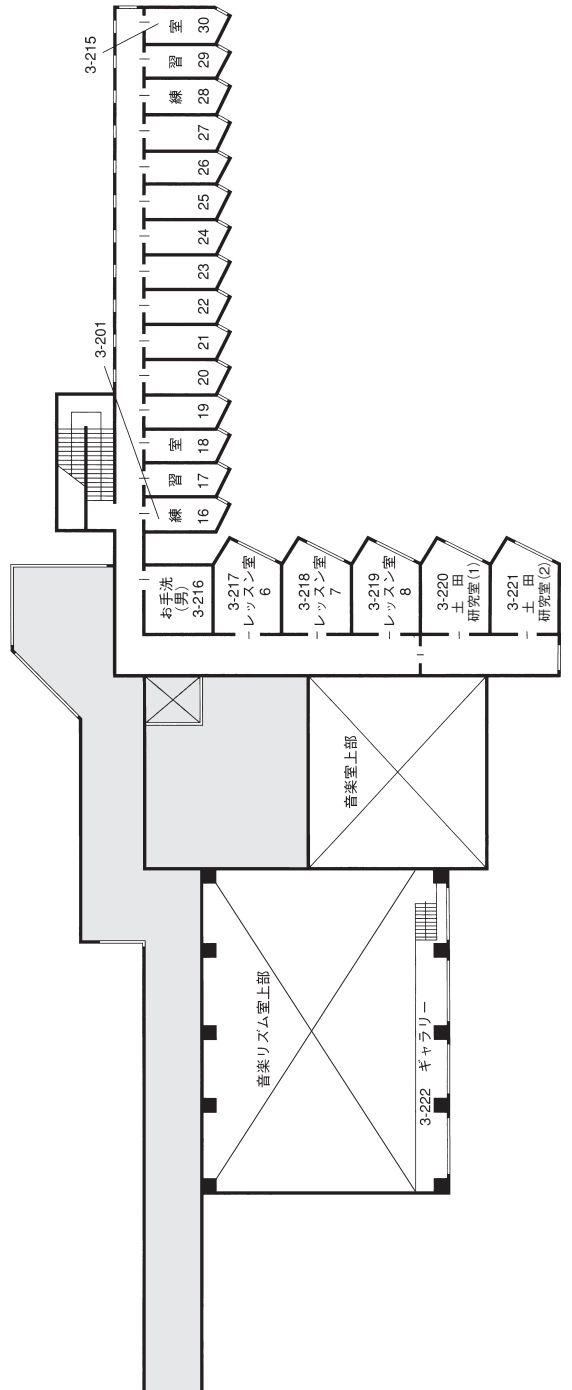
## 3号館



### 1階



### 2階

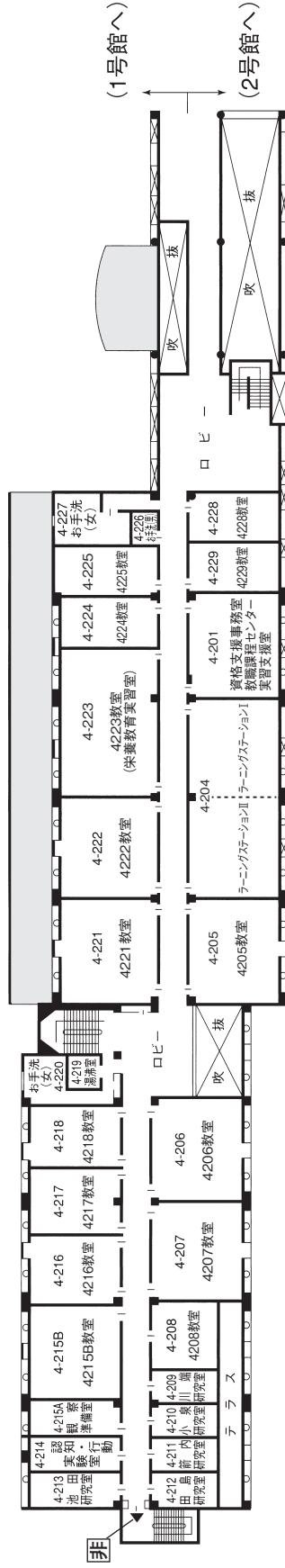




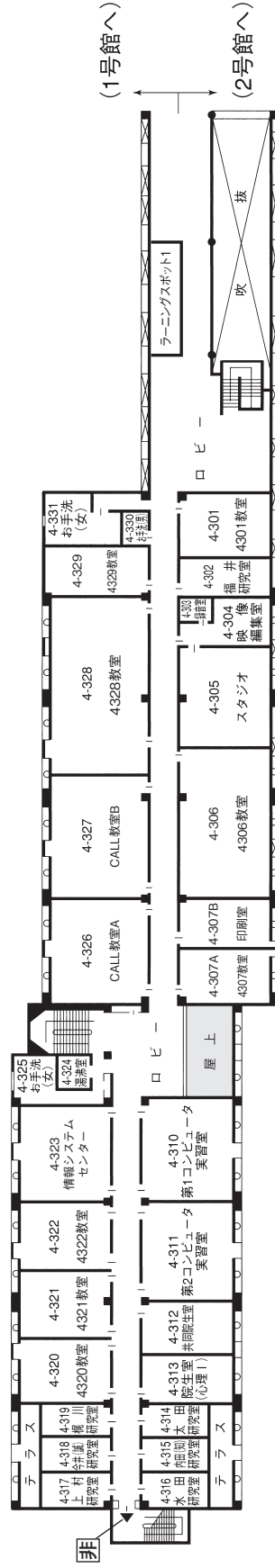
# 館内見取図

## 4号館2・3階

### 2階



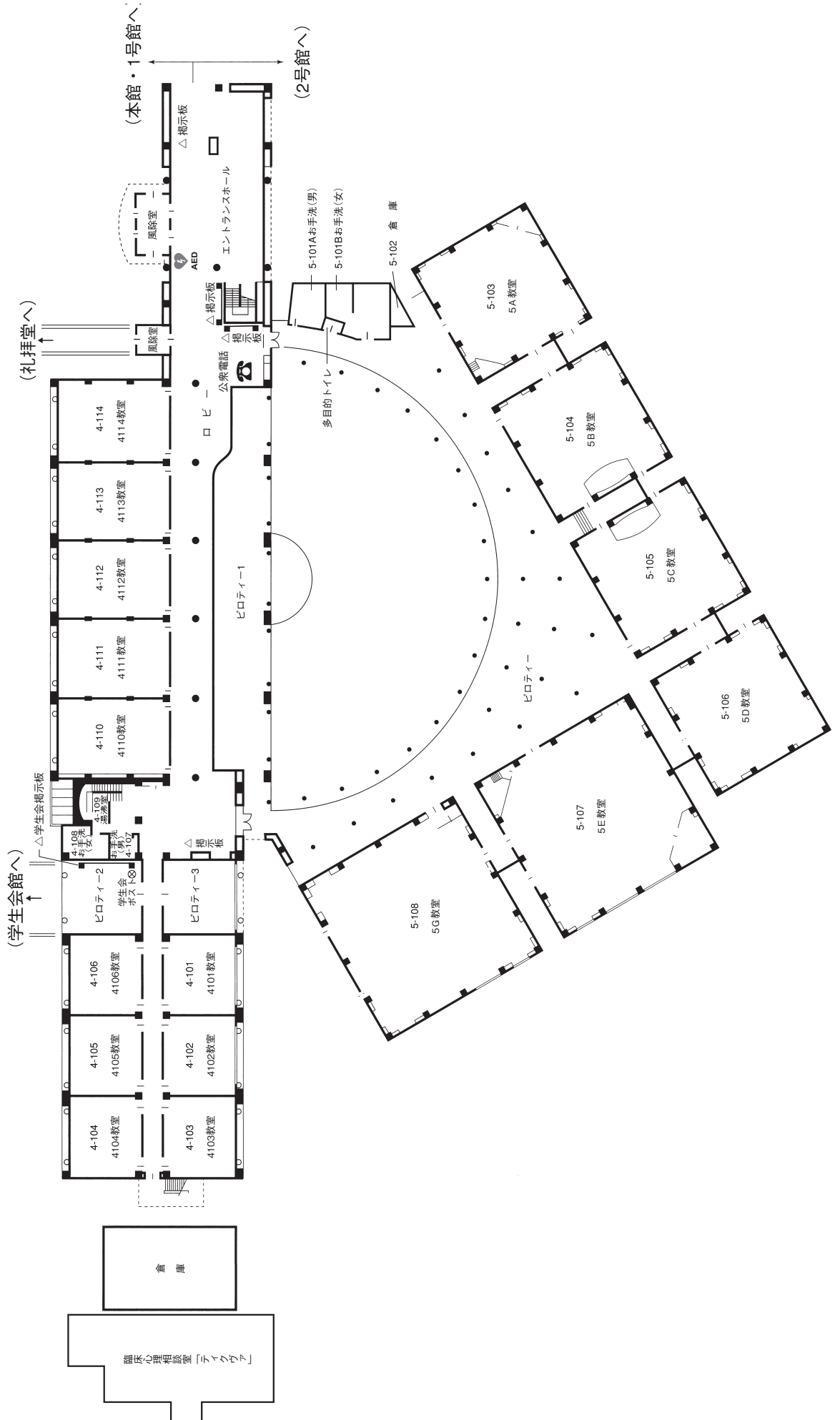
### 3階





# 館内見取図

## 4号館1階 5号館1階





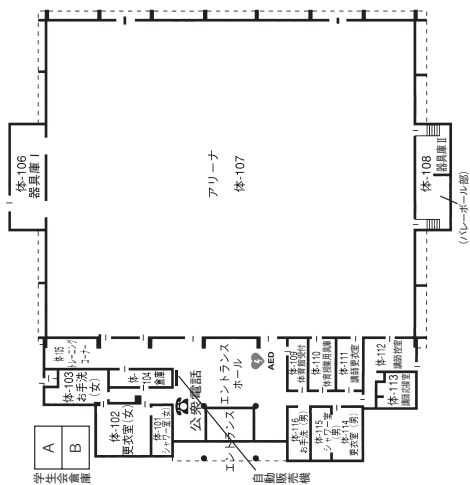
# 館内見取図

ゆい  
体育館・第2体育館(結)・トレーニング棟・図書館(Almo)・実習棟(エコラボ)

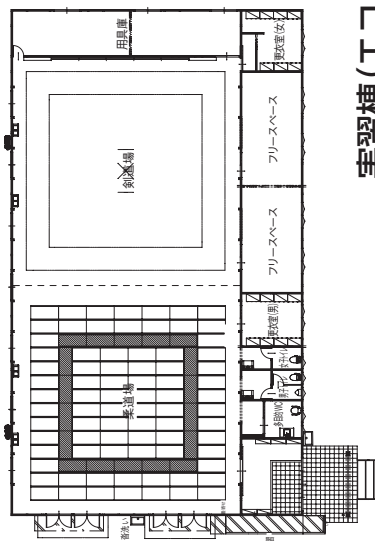
アルモ  
図書館(愛称: Almo)

体育館 2階

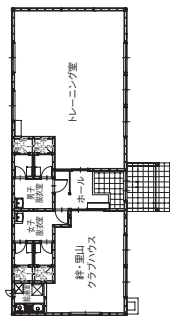
1階



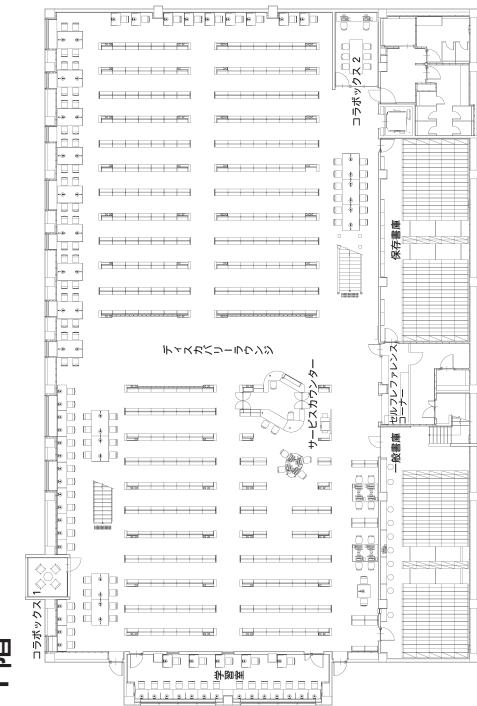
ゆい  
第2体育館(結)



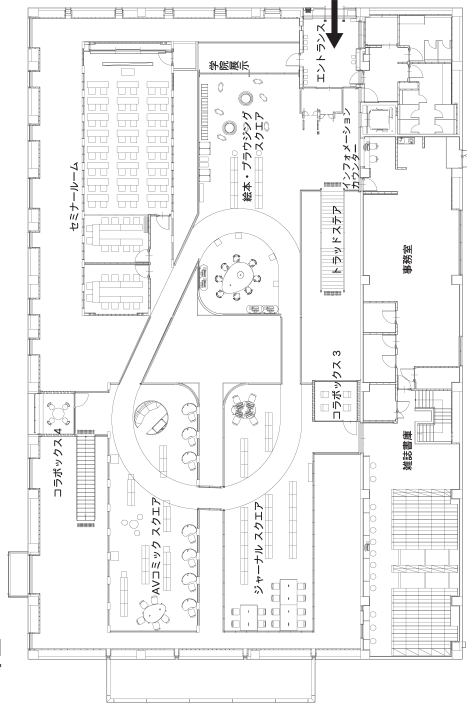
トレーニング棟



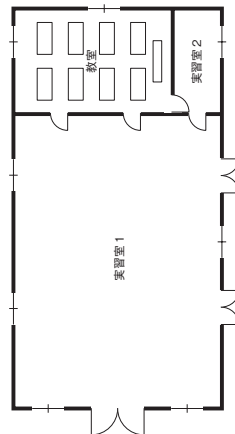
1階



2階



実習棟(エコラボ)



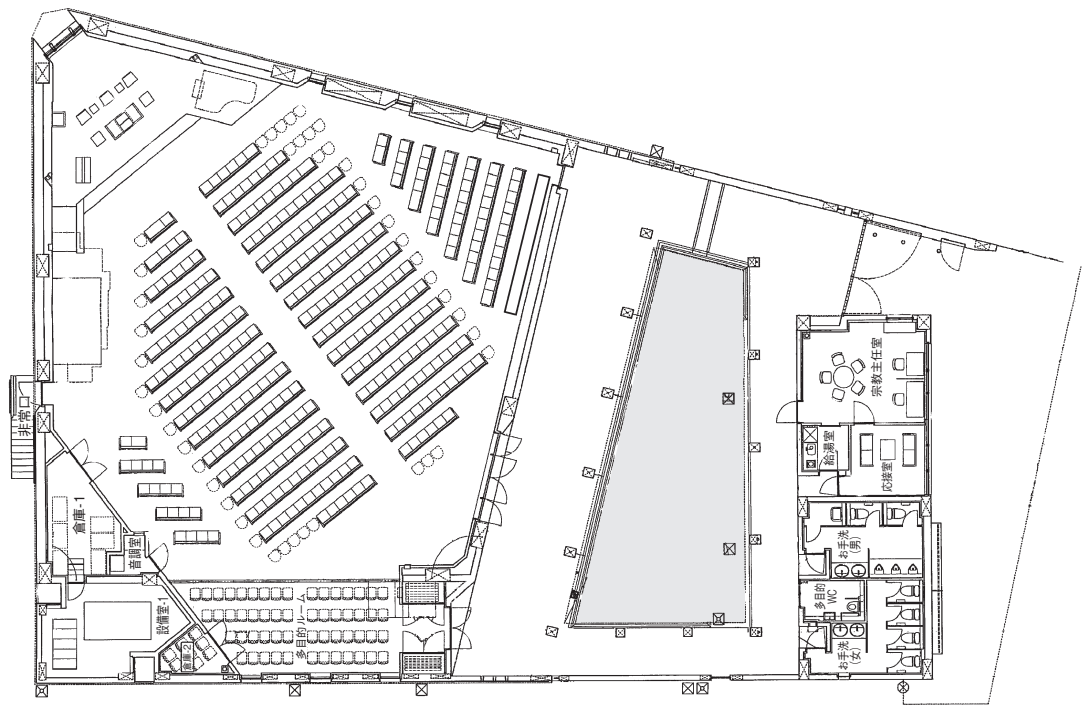




# 館内見取図

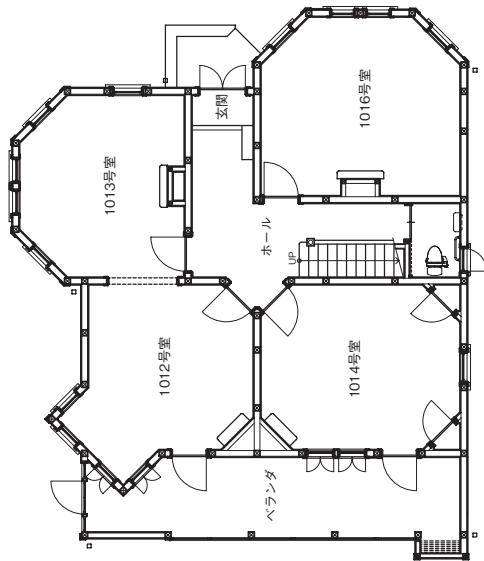
## 礼拝堂 エラ・オー・パトリックホーム

### 礼拝堂

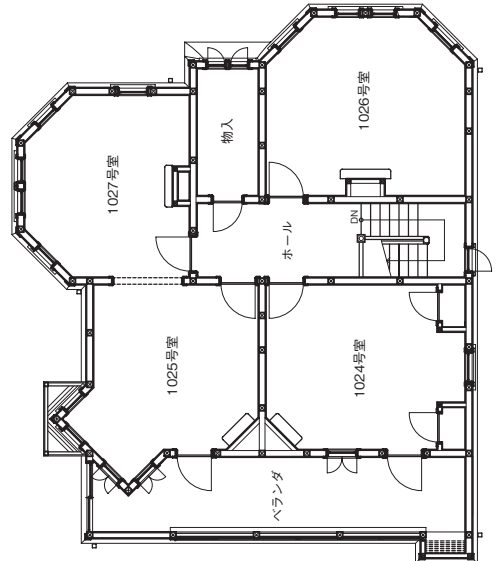


### エラ・オー・パトリックホーム

#### 1階



#### 2階

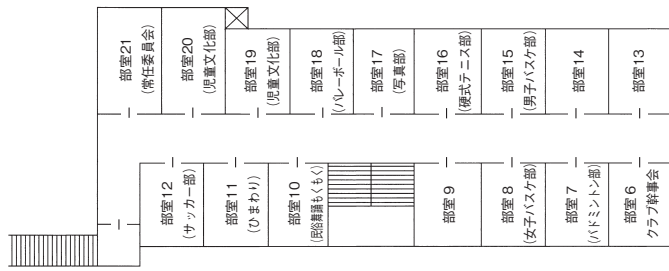




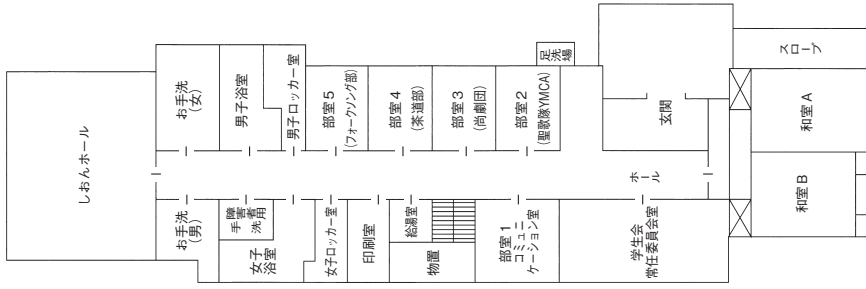
# 館内見取図 学生会館・クラブハウス「しおん」

## クラブハウス「しおん」

2階



1階

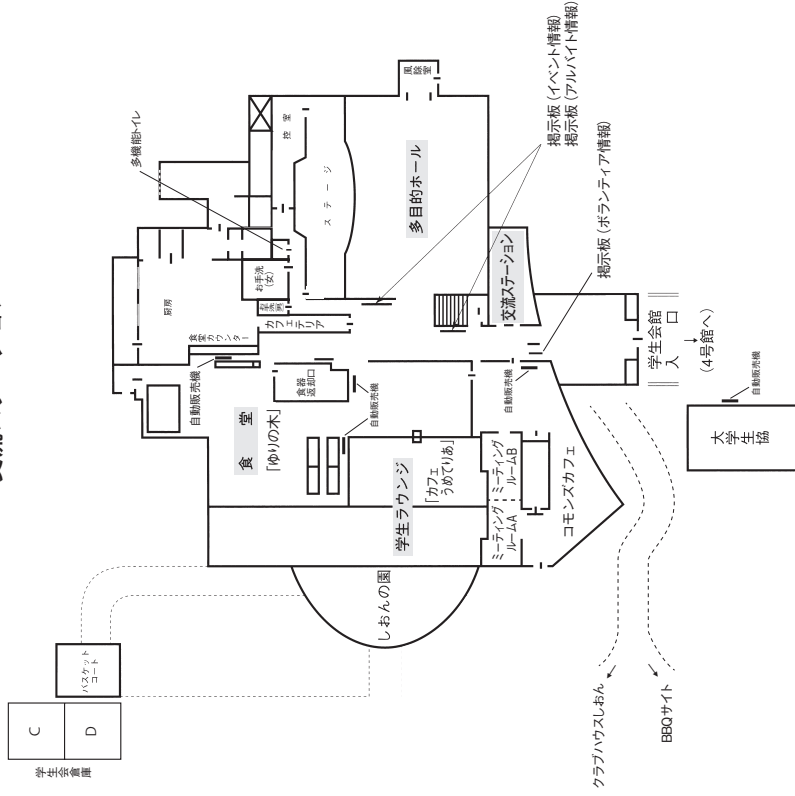


BBQサイト

## 学生会館

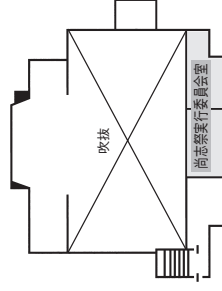
1階

多目的ホール  
食堂「ゆりの木」  
「カフェうめてりあ」  
交流ステーション



2階

尚志祭実行委員会



# 尚絅学院大学までの交通について

## 料金表

(2019年10月1日改正)

	片道料金	通学定期券(1ヶ月)
宮城交通バス (仙台駅→尚絅学院大学)	490円	17,680円
(地下鉄長町南駅→尚絅学院大学)	350円	12,300円
(南仙台駅西口→尚絅学院大学)	330円	11,530円

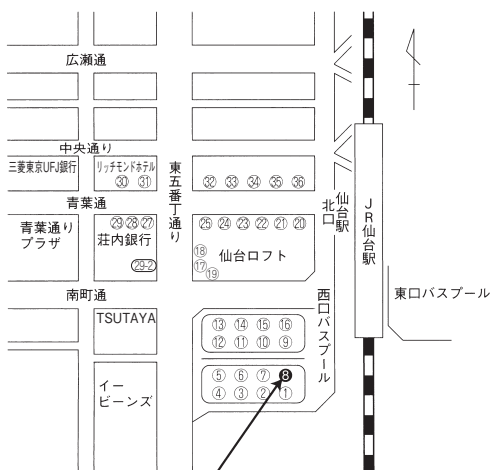
学都仙台フリーパス 仙台市営バス&仙台市地下鉄 (全線乗降り自由)		通学定期券(1ヶ月)	通学定期券(3ヶ月)
	市営バス	5,970円	17,910円
	市営バス+南北線または東西線	11,140円	33,420円
	市営バス+南北線+東西線	12,330円	36,990円

《注意事項》…新学期に通学定期券を購入する場合は、学生証の裏面に「通学の最短区間」を記入してから申し込むこと。

## 通学定期券の発売所

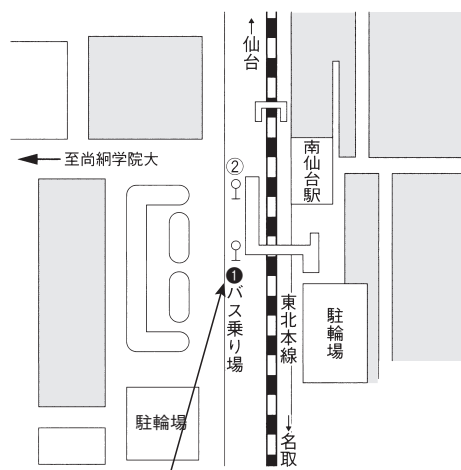
発売窓口	バス	地下鉄	営業時間	発売する乗車券
地下鉄仙台駅 乗車券発売所	○	○	月～金 7:30～19:30 土・日・祝日 9:00～17:00	市営バスと地下鉄の乗車券・定期券
仙台駅前西口案内所 (宮城交通)	○		全日 8:00～19:00	宮交バスの乗車券・定期券
仙台駅西口バスプール案内所 (仙台市交通局)	○		月～金 8:15～18:00 土・日・祝日 8:15～16:30	市営バスの乗車券・定期券
地下鉄長町南駅 乗車券販売所	○	○	月～金 8:30～18:30 土 9:00～17:00 日・祝日 休み	宮交・市営バスの乗車券・定期券 地下鉄の乗車券・定期券

### J R 仙台駅前のりば



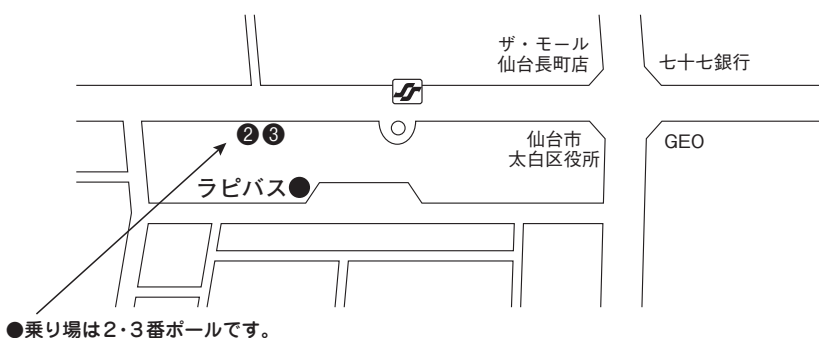
●乗り場は8番ポールです。

### J R 南仙台駅西口のりば



●乗り場は1番ポールです。

### 地下鉄長町南駅前のりば (太白区役所前)



●乗り場は2・3番ポールです。

※上記交通機関の他に名取市乗合バス「なとりん号」、デマンド交通「なとりんくる」も利用できます。

#### なとりん号相互台線

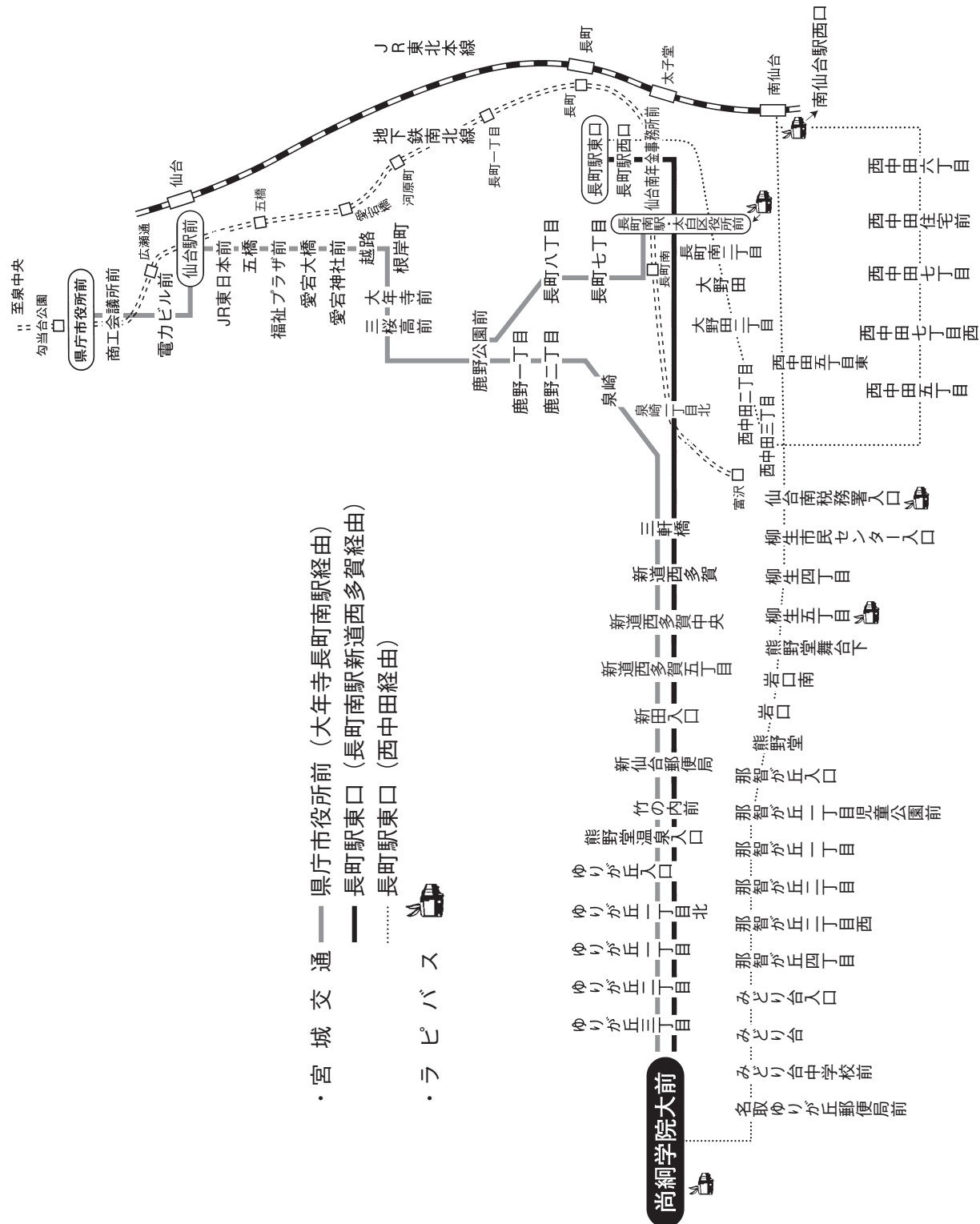
(名取駅西口→みどり台中学校前)  
片道料金350円

#### なとりんくる

(名取市内全域)  
1乗車 400円

詳細は名取市 HP 内「くらし・教育」ページを参照してください。


<http://www.city.natori.miyagi.jp/>




・宮城交通 — 県庁市役所前 (大年寺長町南駅経由)

— 長町駅東口 (長町南駅新道西多賀経由)

..... 長町駅東口 (西中田経由)

・ラピバス 

・ラピバス 

# 大地震等の災害が発生したとき

## 【学内にいる場合】

- ①揺れが収まるまで動かないようにし、机等の下に入り、落下物・倒壊物・ガラスの破片等から身を守る。
- ②ドアや窓を開けて避難口を確保する。あわてて外に出ない。
- ③教職員の指示により速やかに指定の避難場所に避難する。その際にエレベータは使わない。
- ④避難場所では教職員の指示に従う。勝手な判断はしない。

→ 避難場所は次ページShokei Campus Map参照

## 【通学途中の場合】

- ①最寄の安全な場所に避難し、駅、自治体、警察、消防などの指示に従う。
- ②各自の判断で帰宅するか、大学に向かう。

## 【自宅にいる場合】

- ①最寄の安全な場所に避難し、自治体、警察、消防などの指示に従う。
- ②住んでいる建物および周辺の安全が確認できれば自宅待機する。
- ③テレビ・ラジオ、大学ホームページ、学生ポータルサイトなどで大学からの情報に注意する。

### 大学への緊急連絡先

災害対策部（優先電話）	022-381-3430
学生生活課	022-381-3307
教務課	022-381-3305
大学（代表）	022-381-3300

## 【家族・親戚・知人間での安否確認方法】

災害発生時に被災地の電話が繋がりにくい場合、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル」が利用できます。「体験利用提供日（試験的に利用できる日）」も設定されていますので、NTTのホームページなどで確認し、一度試しておきましょう。

### 伝言録音（安否登録）

- ①171をダイヤル
- ②1をダイヤル
- ③自宅の電話番号を市外局番からダイヤル
- ④メッセージ録音

### 伝言再生（安否確認）

- ①171をダイヤル
- ②2をダイヤル
- ③連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル
- ④メッセージ再生



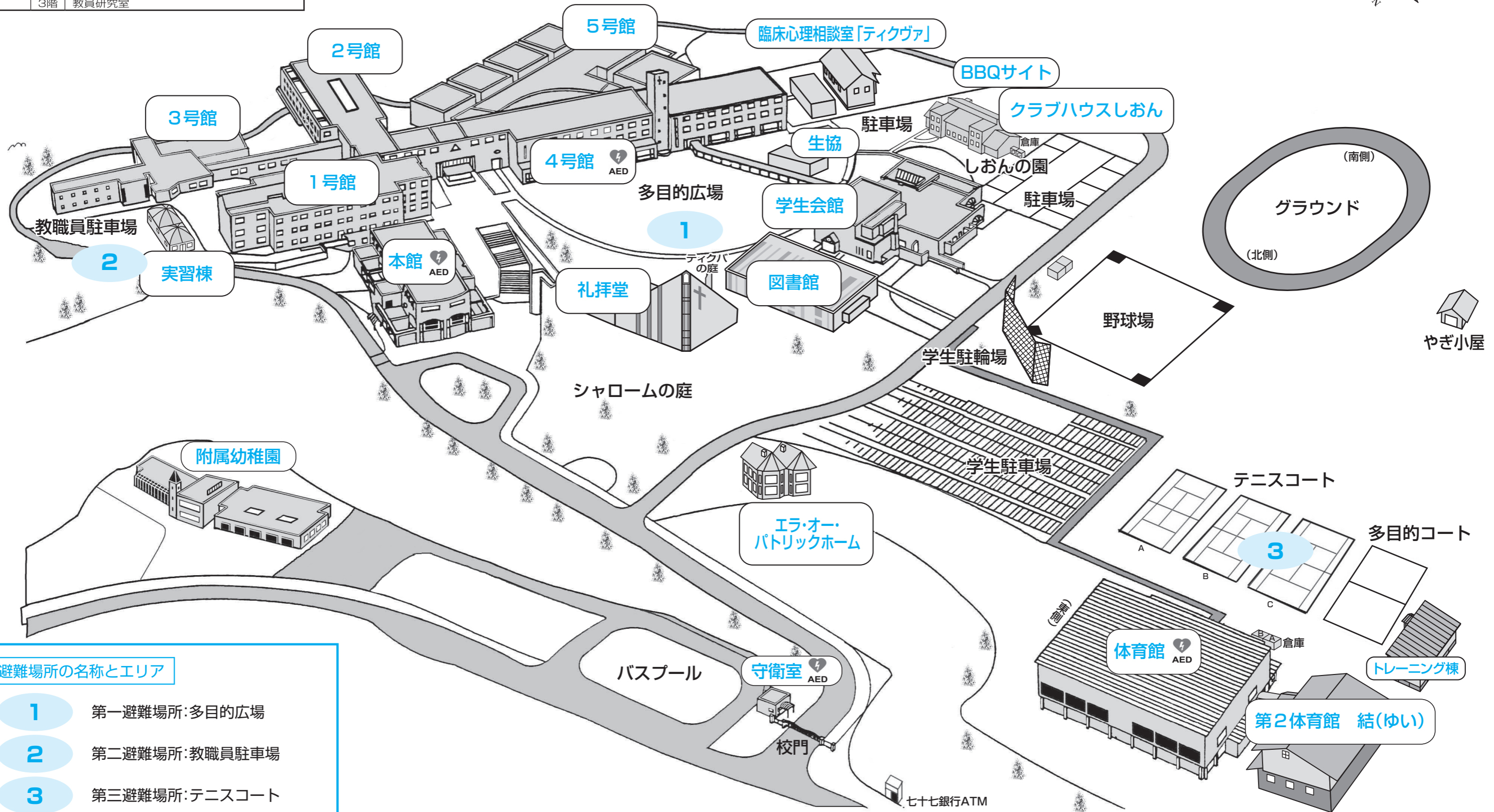
# Shokei Campus Map

および災害発生時避難場所

建物名	階	主な施設
本館	2階	大学事務室（進路就職課・学生生活課・教務課・交流推進課・入試課(アドミッションズオフィス)・総務課・教育研究支援課)
	3階	学院事務室（経理課・財政課・管財課・企画課・人事課）、内部監査室
1号館	1階	非常勤講師室、学生支援室、学生ロッカー室
	2階	食物実習室Ⅰ～Ⅲ、給食経営管理実習室、臨床栄養実習室Ⅰ、教員研究室等
	3階	食物実習室Ⅰ～Ⅲ、健康栄養実習室Ⅰ・Ⅱ、臨床栄養実習室Ⅱ、教員研究室等、院生室
	4階	1410教室、1411教室、1416実習室、1418教室、1419実習室、1422実習室、1424教室、教員研究室等
	5階	動物実験室
2号館	1階	学生相談室・保健室
	2階	2204演習室、2206教室、造形室Ⅰ・Ⅱ、保育・教育相談室、教員研究室等
	3階	教員研究室

建物名	階	主な施設
3号館	1階	音楽室、音楽リズム室、レッスン室1～5、練習室1～15、教員研究室
	2階	レッスン室6～8、練習室16～30、教員研究室
4号館	1階	4101～4106教室、4110～4114教室
	2階	4205～4229教室、教職課程センター、ラーニングステーション、資格支援事務室、行動観察室、教員研究室、実習支援室等
	3階	4301～4329教室、第1～第2コンピュータ実習室、情報システムセンター、ラーニングスポット1・2、教員研究室等
5号館	1階	5A教室・5B教室・5C教室・5D教室・5E教室・5G教室
学生会館	1階	食堂、うめてりあ、多目的ホール、commonsカフェ、ミーティングルーム、commonsキッチン、交流ステーション
	2階	尚志祭実行委員会室

建物名	階	主な施設
体育館	1階	アリーナ、トレーニングコーナー
第2体育館	1階	柔道場、剣道場、フリースペース
トレーニング棟	1階	トレーニング室
実習棟(エコラボ)	1階	実習室1～2、教室
図書館	1階	図書ルーム、コラボックス1・2、学習室
	2階	セミナールーム1～3、コラボックス3・4、AVブース、各種スクエア
臨床心理相談室	1階	相談室、プレイルーム



## 避難場所の名称とエリア

- 1** 第一避難場所: 多目的広場
- 2** 第二避難場所: 教職員駐車場
- 3** 第三避難場所: テニスコート

※避難の際は教職員に誘導・指示された避難場所へ移動すること

# Passion with Mission

熱い心、響かせる

〒981-1295 宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番1号  
TEL (022) 381-3305 (教務課) FAX (022) 381-3325

学 籍 番 号	氏 名